

別記様式第2号（その1の1）

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄								備考
計画の区分	研究科の専攻の設置								
フリガナ設置者	コリツダイガクホシン シガダイガク 国立大学法人 滋賀大学								
フリガナ大学の名称	シガダイガク 滋賀大学大学院 (Graduate school of Shiga University)								
大学本部の位置	滋賀県彦根市馬場1丁目1番1号								
大学の目的	本大学院は、学部における教養的並びに専門的教育の基礎の上に、時代の進展に対応できる教員としての専門的学識及び実践的能力を育成すること、並びに現職教員の専門的機能の一層の向上を図ることを目的とする。								
新設学部等の目的	本専攻は、これまで滋賀大学教育学部並びに大学院教育学研究科において蓄積してきた教員養成や地域教育活性化に関する多くの知見を踏まえて、実践的な教育課程と指導体制を構築し、高度な実践的指導力を備えた質の高い専門家教員を育成することを目的とする。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	14条特例の実施 教職大学院 教職大学院
	教育学研究科 (Graduate School of Education)	2年	35人	—	70人	教職修士 (専門職) (Master of Education)	令和3年4月 第1年次	滋賀県大津市平津2丁目5番1号	
	高度教職実践専攻 (Advanced Professional Development for Teachers) 計	2	35	—	70				
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	【大学院】 教育学研究科 学校教育専攻（修士課程） (△35) 高度教職実践専攻（専門職学位課程） (△20) ※（令和3年4月学生募集停止） データサイエンス研究科 データサイエンス専攻（博士前期課程） [定員増] (20) (令和3年4月)								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
	教育学研究科高度教職実践専攻	講義	演習	実験・実習	計	46単位			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
	新設	教育学研究科 高度教職実践専攻 (専門職学位課程)	教授	准教授	講師	助教	計	助手	兼任教員等
			18人 (18)	9人 (9)	1人 (1)	0人 (0)	28人 (28)	0人 (0)	54人 (54)
	分	計	18 (18)	9 (9)	1 (1)	0 (0)	28 (28)	0 (0)	— (—)
		既設	経済学研究科 経済学専攻 (博士前期課程)	20 (20)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	30 (30)	0 (0)
	経済学研究科 経営学専攻 (博士前期課程)		8 (8)	13 (13)	0 (0)	0 (0)	21 (21)	0 (0)	
	経済学研究科 グローバル・ファイナンス専攻 (博士前期課程)		4 (4)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	
	経済学研究科 経済経営リスク専攻 (博士後期課程)		29 (29)	16 (16)	0 (0)	0 (0)	45 (45)	0 (0)	
	データサイエンス研究科 データサイエンス専攻 (博士前期課程)		11 (11)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	21 (21)	0 (0)	
	データサイエンス研究科 データサイエンス専攻 (博士後期課程)		9 (9)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	19 (19)	0 (0)	
分	計	81 (81)	64 (64)	0 (0)	0 (0)	145 (145)	0 (0)	— (—)	
	合計	99 (99)	73 (73)	1 (1)	0 (0)	173 (173)	0 (0)	— (—)	

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計				
	事 務 職 員		90人 (90人)	67人 (67人)	157人 (157人)				
	技 術 職 員		7人 (7人)	0人 (0人)	7人 (7人)				
	図 書 館 専 門 職 員		3人 (3人)	0人 (0人)	3人 (3人)				
	そ の 他 の 職 員		9人 (9人)	28人 (28人)	37人 (37人)				
計		109人 (109人)	95人 (95人)	204人 (204人)					
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計				
	校 舎 敷 地	162,440 m ²	0 m ²	0 m ²	162,440 m ²				
	運 動 場 用 地	76,930 m ²	0 m ²	0 m ²	76,930 m ²				
	小 計	239,370 m ²	0 m ²	0 m ²	239,370 m ²				
	そ の 他	109,382 m ²	0 m ²	0 m ²	109,382 m ²				
	合 計	348,752 m ²	0 m ²	0 m ²	348,752 m ²				
校 舎		専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計				
		61,790 m ² (61,790 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)	61,790 m ² (61,790 m ²)				
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設				
	45室	44室	72室	11室 (補助職員2人)	4室 (補助職員0人)				
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数					
		教育学研究科		25 室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
	教育学研究科	655,539 [137,361] (655,539 [137,361])	20,857 [8,032] (20,857 [8,032])	4,842 [4,788] (4,842 [4,788])	12,931 (12,931)	59 (59)	0 (0)		
	計	655,539 [137,361] (655,539 [137,361])	20,857 [8,032] (20,857 [8,032])	4,842 [4,788] (4,842 [4,788])	12,931 (12,931)	59 (59)	0 (0)		
図 書 館		面積		閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数				
		5,681m ²		510	761,000				
体 育 館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要					
		5,437m ²		野球場, テニスコート, プール, 弓道場など					
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経 費 の 見 積 り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次
		教員1人当り研究費等		—	—	—	—	—	—
		共同研究費等		—	—	—	—	—	—
		図書購入費	—	—	—	—	—	—	—
	設備購入費	—	—	—	—	—	—	—	
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円			
学生納付金以外の維持方法の概要			—						

大学全体

大学全体

国費による

大学等の名称	滋賀大学								
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地
		年	人	年次 人	人		倍		
既設大学等の状況	教育学部 学校教育教員養成課程	4	230	—	920	学士（教育）	1.04	平成9年度	滋賀県大津市平津二丁目5番1号
	経済学部 経済学科 昼間主コース	4	165	3年次 5	670	学士（経済学）	1.02 0.98	平成29年度	滋賀県彦根市馬場一丁目1番1号
	夜間主コース	4	11	—	44		0.90		
	ファイナンス学科 昼間主コース	4	55	3年次 3	226	学士（経済学）	1.00	平成29年度	
	夜間主コース 企業経営学科	4	9	—	36	学士（経済学）	0.77	平成29年度	
	昼間主コース	4	75	3年次 4	308		1.14		
	夜間主コース 会計情報学科	4	10	—	40	学士（経済学）	1.20	平成29年度	
	昼間主コース	4	50	3年次 3	206		1.03		
	夜間主コース	4	9	—	36		1.21		
	情報管理学科					学士（経済学）		平成2年度	
	昼間主コース	4	—	—	—		—		
	夜間主コース	4	—	—	—		—		
	社会システム学科 昼間主コース	4	65	3年次 5	270	学士（経済学）	1.04	平成29年度	
	夜間主コース	4	11	—	44		0.95		
	データサイエンス学部 データサイエンス学科	4	100	—	400	学士 （データサイエンス）	1.07	平成29年度	滋賀県彦根市馬場一丁目1番1号
	教育学研究科								滋賀県大津市平津二丁目5番1号
	学校教育専攻 （修士課程）	2	35	—	70	修士（教育学）	0.91	平成3年度	
	高度教職実践専攻 （専門職学位課程）	2	20	—	40	教職修士（専門職）	0.82	平成29年度	
	経済学研究科								滋賀県彦根市馬場一丁目1番1号
	経済学専攻 （博士前期課程）	2	13	—	26	修士（経済学）	0.64	昭和48年度	
経営学専攻 （博士前期課程）	2	13	—	26	修士（経営学）	0.65	昭和48年度		
グローバル・ファイナンス専攻 （博士前期課程）	2	6	—	12	修士（ファイナンス）	0.08	平成13年度		
経済経営リスク専攻 （博士後期課程）	3	3	—	15	博士（経済学） 博士（経営学）	0.33	平成15年度		

※平成29年4月学生募集停止

※令和2年度入学者定員3名減

データサイエンス研究科	2	20	—	40	修士 (データサイエンス)	1.17	平成31年度	滋賀県彦根市馬場 一丁目1番1号
データサイエンス専攻 (博士前期課程)	3	3	—	3	博士 (データサイエンス)	1.00	令和2年度	
<p>(学内共同教育研究施設等)</p> <p>名称：環境総合研究センター 目的：センターは、環境に関する学際的・総合的な研究及び教育を推進することを通じて、持続可能な社会の実現に資することを目的とする。</p> <p>所在地：滋賀県大津市平津二丁目5番1号 設置年月：平成15年4月 規模等：建築面積 353 m² 延べ建物面積 697 m²</p> <p>名称：社会連携センター 目的：センターは、市民、企業、地方公共団体等との連携を深め、本学の知的資源の組織化と活用を図ることにより、社会に開かれた大学として積極的に情報を発信し、地域社会からの信頼の醸成、教育研究活動の発展・充実に資することを目的とする。</p> <p>所在地：滋賀県彦根市馬場一丁目1番1号、滋賀県大津市平津二丁目5番1号 設置年月：平成24年4月 規模等：延べ建物面積 102 m²</p> <p>名称：データサイエンス教育研究センター 目的：センターは、ビッグデータ時代における社会的、学術的な要請に応えるため、データサイエンスに関する国内外の教育研究拠点として、教育及び研究の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>所在地：滋賀県彦根市馬場一丁目1番1号 設置年月：平成28年4月 規模等：延べ建物面積 250 m²</p> <p>名称：保健管理センター 目的：センターは、本学における保健管理に関する専門的業務を行い、学生及び職員の健康の保持増進を図ることを目的とする。</p> <p>所在地：滋賀県彦根市馬場一丁目1番1号、滋賀県大津市平津二丁目5番1号 設置年月：昭和53年4月 規模等：延べ建物面積 561 m²</p> <p>名称：情報基盤センター 目的：センターは、本学の研究、教育、事務等の効率的な遂行に必要な基盤となる機器並びにネットワークの運用、管理及び保守を行うことを目的とする。</p> <p>所在地：滋賀県彦根市馬場一丁目1番1号 設置年月：平成2年12月 規模等：延べ建物面積 1,046 m²</p> <p>名称：高大接続・入試センター 目的：センターは、本学の入学者選抜の実施を支援し、入試に係る広報活動を行うとともに、各学部と連携・協力して、アドミッション・ポリシーに則した適切な入試方法の開発及び高大連携・高大接続教育の充実に資し、入学者の学修データ等の調査・分析を行うことを目的とする。</p> <p>所在地：滋賀県彦根市馬場一丁目1番1号 設置年月：平成28年8月 規模等：延べ建物面積 42 m²</p>								

附属施設の概要

(学部附属教育研究施設)

名称 : 教育学部附属幼稚園
目的 : 附属学校は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校教育法(昭和22年法律第26号。)に基づき、保育又は教育を行うとともに、学部における幼児、児童及び生徒の教育に関する研究に協力し、かつ、学部の計画に基づき、学生の教育実習の実施に協力することを目的とする。

所在地 : 滋賀県大津市昭和町10番3号

設置年月 : 昭和30年7月

規模等 : 敷地面積 39,451 m² (幼・小・中) 延べ建物面積 963 m²

名称 : 教育学部附属小学校

目的 : 附属学校は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校教育法(昭和22年法律第26号。)に基づき、保育又は教育を行うとともに、学部における幼児、児童及び生徒の教育に関する研究に協力し、かつ、学部の計画に基づき、学生の教育実習の実施に協力することを目的とする。

所在地 : 滋賀県大津市昭和町10番3号

設置年月 : 昭和26年4月

規模等 : 敷地面積 39,451 m² (幼・小・中) 延べ建物面積 5,910 m²

名称 : 教育学部附属中学校

目的 : 附属学校は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校教育法(昭和22年法律第26号。)に基づき、保育又は教育を行うとともに、学部における幼児、児童及び生徒の教育に関する研究に協力し、かつ、学部の計画に基づき、学生の教育実習の実施に協力することを目的とする。

所在地 : 滋賀県大津市昭和町10番3号

設置年月 : 昭和26年4月

規模等 : 敷地面積 39,451 m² (幼・小・中) 延べ建物面積 4,743 m²

名称 : 教育学部附属特別支援学校

目的 : 附属学校は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校教育法(昭和22年法律第26号。)に基づき、保育又は教育を行うとともに、学部における幼児、児童及び生徒の教育に関する研究に協力し、かつ、学部の計画に基づき、学生の教育実習の実施に協力することを目的とする。

所在地 : 滋賀県大津市際川三丁目9番1号

設置年月 : 昭和53年4月

規模等 : 敷地面積 14,021 m² 延べ建物面積 2,378 m²

名称 : 附属教育実践総合センター

目的 : センターは、学生の教育実習及び就職活動等を支援し、実際的な教育問題の解決を目指して実践的研究を行い、かつ、地域の教育関係諸機関との有機的な連携を通じて、高度な実践的指導力を身につけた教員の養成・研修に寄与することを目的とする。

所在地 : 滋賀県大津市平津二丁目5番1号

設置年月 : 平成12年4月

規模等 : 延べ建物面積 36 m²

名称 : 経済学部附属史料館

目的 : 本館は歴史資料の散逸を防止し、その保存、学術的活用を図ることにより、経済史、経営史及び社会史等の関連諸学の発展に寄与することを目的とする。

所在地 : 滋賀県彦根市馬場一丁目1番1号

設置年月 : 昭和42年6月

規模等 : 建築面積 353 m² 延べ建物面積 1,028 m²

名称 : 経済学部附属経済経営研究所

目的 : 研究所は、経済経営に関する内外の資料を収集し、それらに基づく調査研究を行うことを目的とする。

所在地：滋賀県彦根市馬場一丁目1番1号

設置年月：昭和24年9月

規模等：延べ建物面積 61 m²

別記様式第2号 (その2の1)

教 育 課 程 等 の 概 要

(教育学研究科 高度教職実践専攻(教職大学院))														
学校経営力開発コース, 教育実践力開発コース, 授業実践力開発コース, ダイバーシティ教育力開発コース														
【新設】														
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実 習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手	
共通科目	教育課程編成の理論と実践 授業実践の探究と教育課程	1前	2				○		1	2				共同
		1前	2				○			2				共同
	確かな学力を伸ばす指導と評価 メディア活用実践研究 滋賀の教育課題と指導方法	1後	2				○		1	2				共同
		1後	1				○			1				兼1 オムニバス方式・共同(一部)
		1後	1				○		5	1				オムニバス方式
	生徒指導・教育相談の理論と実践 ダイバーシティ教育の理論と実践	1前	2				○		3					共同
		1後	2				○			2				兼2 共同
	学びの基盤となる学級経営の探究 学校経営の理論と実践	1後	1				○			1				兼1 共同
		1後	1				○		1	1				兼1 共同
	現代社会の課題と教員役割 学校教育におけるデータサイエンス	1前	2				○		1	1				オムニバス方式・共同(一部)
		1前	2				○		2	1				兼1 共同
小計(11科目)		—	18	0	0	—	—	10	6	0	0	0	兼6	
実習科目	経営課題解決基本実習 I 経営課題解決基本実習 II 経営課題解決発展実習 地域協働実習 教育行政実習	1前		1			○		1	2				兼1 共同
		1後		3			○		1	2				兼1 共同
		2通		2			○		1	2				兼1 共同
		1前		2			○		1	1				兼1 共同
		1後		2			○		1	2				兼1 共同
		小計(5科目)		—	0	10	0	—	—	2	2	0	0	0
	実践課題解決基本実習 I 実践課題解決基本実習 II 実践課題解決発展実習 研修開発実習 教育委員会実習	1前		1			○		4	4				共同
		1後		3			○		4	4				共同
		2通		2			○		4	4				共同
		1前		2			○		4	3				共同
		1後		2			○		4	2				共同
小計(5科目)		—	0	10	0	—	—	4	4	0	0	0		
実践入門実習 授業実践基本実習 I 授業実践基本実習 II 授業実践基本実習 III 授業実践発展実習 学校支援実習 I 学校支援実習 II 学校支援実習 III 学校支援実習 IV 学校支援実習 V 学校支援実習 VI	1前		1			○		8	2				共同	
	1通		2			○		8	2				共同	
	1通		1			○		5	4				共同	
	2前		1			○		8	2				共同	
	2後		2			○		8	2				共同	
	1通		1			○		9	3				共同	
	1通		1			○		9	3				共同	
	1通		1			○		9	3				共同	
	2通		1			○		9	3				共同	
	2通		1			○		9	3				共同	
小計(11科目)		—	0	13	0	—	—	9	5	0	0	0		
ダイバーシティ教育基本実習 特別支援実習 フィールドワーク実習 心理アセスメント実習 ダイバーシティ教育発展実習	1前		2			○		3	1				兼1 共同	
	1前		1			○		1	2	1			兼1 共同	
	1通		2			○		2	2	1			兼2 共同	
	2通		1			○		1	2	1			兼2 共同	
	2通		4			○		3	2	1			共同	
	小計(5科目)		—	0	10	0	—	—	5	2	1	0	0	兼5
海外連携校実習 I 海外連携校実習 II	1・2後		1			○		5	4				兼1 【隔年】共同 集中	
	1・2後		1			○		6	3				兼1 【隔年】共同 集中	
	小計(2科目)		—	0	2	0	—	—	6	4	0	0	0	兼1

学校経営力開発コース	学校組織マネジメント研究	1前	2		○	2							共同	
	学校経営と教育リーダーシップ	1前	2		○	1	1					兼1	共同	
	教職員の職能開発システムに関する実践的研究	1前	2		○	1	2						共同	
	カリキュラムマネジメントと校内研修	1後	2		○	1	1						共同	
	教育政策・教育行政の理論と実践	1後	2		○	1	2						共同	
	学校安全・学校危機管理に関する実践的研究	1前	2		○	1	1					兼1	共同	
	学校と地域の連携協働に関する実践的研究	1後	2		○	1	1					}	選択必修2 共同	
	教育法規の理論と実践	1前	2		○	2								兼1
	教育実践課題解決研究Ⅰ（経営）	1前	1		○	2	2					兼1	共同	
	教育実践課題解決研究Ⅱ（経営）	1後	1		○	2	2					兼1	共同	
	教育実践課題解決研究Ⅲ（経営）	2前	1		○	2	2					兼1	共同	
	教育実践課題解決研究Ⅳ（経営）	2後	1		○	2	2					兼1	共同	
	小計（12科目）	—	0	20	0	—	3	2	0	0	0	兼2		
	教育実践力開発コース	教育方法の開発と実践研究	1前	2		○		3						共同 集中
		メンタリングと校内研修	1前	2		○	1	2						共同
学校教育のアクションリサーチ		1後	2		○	1	2						共同	
社会的・職業的自立を支援する進路指導とキャリア教育		1後	2		○	2							共同	
教育実践課題解決研究Ⅰ（教育実践）		1前	1		○	3	3						共同	
教育実践課題解決研究Ⅱ（教育実践）		1後	1		○	3	3						共同	
教育実践課題解決研究Ⅲ（教育実践）		2前	1		○	3	3						共同	
教育実践課題解決研究Ⅳ（教育実践）		2後	1		○	3	3						共同	
小計（8科目）	—	0	12	0	—	4	3	0	0	0				
コース別選択科目	授業実践力開発コース	教師のキャリア発達と教育実践	1前	2		○	3						オムニバス方式・共同（一部）	
		プログラミング教育の実践と教材開発	1後	2		○	3					兼1	共同	
		初等言語教育の理論と実践	1後	2		○		2				兼2	オムニバス方式・共同（一部）	
		言語教育実践と教材開発研究	1前	2		○						兼2	オムニバス方式・共同（一部）	
		古典教育と教材開発研究	1前	2		○						兼2	オムニバス方式・共同（一部）	
		英米文学と英語科教材開発への応用	1前	2		○						兼1	共同	
		言語学理論と英語科教材開発への応用	1後	2		○						兼2		
		初等社会科教育の理論と実践	1後	2		○	1							
		社会科・地理歴史科教材開発研究	1前	2		○						兼4	オムニバス方式・共同（一部）	
		社会科・公民科教材開発研究	1後	2		○						兼4	オムニバス方式・共同（一部）	
	初等理数教育の理論と実践	1前	2		○	1					兼2	共同・オムニバス方式（一部）		
	理科の発展的理解と指導法	1前	2		○						兼6	オムニバス方式・共同（一部）		
	理科観察実験研究「生命・地球」	2前	2		○						兼3	オムニバス方式・共同（一部）		
	理科観察実験研究「物質・エネルギー」	1後	2		○						兼3	オムニバス方式・共同（一部）		
	算数・数学科教材開発研究「数と形」	1・2後	2		○						兼2	【隔年】オムニバス方式・共同（一部）		
	算数・数学科教材開発研究「関数」	1・2前	2		○						兼2	【隔年】オムニバス方式・共同（一部）		
	数学の歴史を活かした数学教育	1・2後	2		○						兼2	【隔年】オムニバス方式・共同（一部）		
	数学の実験を活かした数学教育	1・2前	2		○						兼2	【隔年】オムニバス方式・共同（一部）		
	初等体育科教育の理論と実践	1後	2		○	1					兼1	オムニバス方式・共同（一部）		
	体力科学実践研究	1前	2		○	1					兼1	オムニバス方式・共同（一部）		
健康科学実践研究	1後	2		○	1					兼1	オムニバス方式・共同（一部）			
初等生活科・家庭科教育の理論と実践	1前	2		○	1					兼5	オムニバス方式・共同（一部）			
家庭科教育教材開発研究	1後	2		○	1					兼3	オムニバス方式・共同（一部）			
技術科教育教材開発研究	1前	2		○	1					兼2	オムニバス方式・共同（一部）			
初等芸術教育の理論と実践	1前	2		○	1	1						オムニバス方式・共同（一部）		

授業実践力開発コース	美術科教材開発研究「造形表現」	1前	2			○							兼2	オムニバス方式・共同(一部)	
	美術科教材開発研究「美術鑑賞」	1後	2			○							兼3	オムニバス方式・共同(一部)	
	音楽科教材開発研究「表現」	1前	2			○							兼2	オムニバス方式・共同(一部)	
	音楽科教材開発研究「鑑賞」	1前	2			○							兼2	オムニバス方式・共同(一部)	
	教育実践課題解決研究Ⅰ(授業実践)	1前	1			○	7	2						共同	
	教育実践課題解決研究Ⅱ(授業実践)	1後	1			○	7	2						共同	
	教育実践課題解決研究Ⅲ(授業実践)	2前	1			○	7	2						共同	
	教育実践課題解決研究Ⅳ(授業実践)	2後	1			○	7	2						共同	
	小計(33科目)	—	0	62	0	—	9	3	0	0	0		兼45		
	コース別選択科目	ダイバーシティ教育力開発コース	スペシャルニーズ教育の理論と実践	1前	2			○							共同
			子どもの心の臨床心理学的理解と支援	1後	2			○	1	1					オムニバス方式
			心理的アセスメントと子ども支援	1後	2			○	1	1	1				オムニバス方式・共同(一部)
			外国人児童生徒教育の理論と実践	1後	2			○							兼1
			特別支援教育の臨床的探究	1前	2			○			1				兼1
			幼年教育の理論と実践	1後	2			○	2	1					共同
			教育・保育の方法と省察	1後	2			○	1						兼1
			特別支援教育授業研究	1・2前	2			○							兼1
			障害児の発達診断・発達相談演習	1・2前	2			○							兼1
			多様な教育的ニーズの理解と協働的な対応	1・2後	2			○			1				兼1
障害児の心理と学校教育			1・2後	2			○				1			兼1	
障害児の心理と子ども支援			1・2後	2			○				1			兼1	
特別支援教育の教育方法学的探究			1・2前	2			○							兼1	
特別支援教育の現代的実践と課題			1・2後	2			○							兼1	
障害児の病理と教育支援			1・2前	2			○							兼1	
障害児の病理と健康支援			1・2後	2			○							兼1	
子どもの発達と支援			1前	2			○	2						兼1	
教育実践課題解決研究AⅠ(ダイバーシティ)			1前	1			○	3						AⅠ～Ⅳまたは BⅠ～Ⅳ 全て共同	
教育実践課題解決研究AⅡ(ダイバーシティ)	1後	1			○	3									
教育実践課題解決研究AⅢ(ダイバーシティ)	2前	1			○	3									
教育実践課題解決研究AⅣ(ダイバーシティ)	2後	1			○	3									
教育実践課題解決研究BⅠ(ダイバーシティ)	1前	1			○	1	2	1							
教育実践課題解決研究BⅡ(ダイバーシティ)	1後	1			○	1	2	1							
教育実践課題解決研究BⅢ(ダイバーシティ)	2前	1			○	1	2	1							
教育実践課題解決研究BⅣ(ダイバーシティ)	2後	1			○	1	2	1							
小計(25科目)	—	0	42	0	—	5	2	1	0	0		兼5	—		
合計(117科目)		—	18	181	0	—	18	9	1	0	0	兼54	—		
学位又は称号	教職修士(専門職)			学位又は学科の分野			教員養成関係								
卒業要件及び履修方法							授業期間等								
【修了要件】 本専攻に2年以上在学し、所定の46単位以上を修得すること。 【履修方法】 <全コース共通> ○共通科目18単位(必修) <学校経営力開発コース> 【実習科目】 「経営課題解決基本実習Ⅰ・Ⅱ」「経営課題解決発展実習」「地域協働実習」「教育行政実習」の5科目を必修科目として履修し、修了要件の10単位とする。加えて選択科目として各コース共通の「海外連携校実習Ⅰ・Ⅱ」(各1単位)を設け、修了要件を超えて履修可能な科目とする。 【コース科目】 「学校組織マネジメント研究」「学校経営と教育リーダーシップ」「教職員の職能開発システムに関する実践的研究」「カリキュラムマネジメントと校内研修」「教育政策・教育行政の理論と実践」「学校安全・学校危機管理に関する実践的研究」(各2単位)の6科目(計12単位)及び「教育実践課題解決研究Ⅰ～Ⅳ(経営)」(計4単位)をコース必修科目とする。「学校と地域の連携協働に関する実践的研究」「教育法規の理論と実践」(各2単位)については、この2科目から1科目(2単位)を選択必修とする。以上のコース必修科目及びコース選択必修科目を合わせて計18単位以上を履修する。加えて、授業実践力開発コース、授業実践力開発コース、ダイバーシティ教育力開発コースの各コース科目のうち、他コースの学生も履修可能な科目として設定されている科目(コース間連携科目)を修了要件を超えて履修可能な科目とする。 なお、以下の(コース間連携科目)は、他コースの学生も履修可能な科目である。							1学年の学期区分		2期						
							1学期の授業期間		15週						
							1時限の授業時間		90分						

<教育実践力開発コース>

〔実習科目〕

「実践課題解決基本実習Ⅰ・Ⅱ」「実践課題解決発展実習」「研修開発実習」の4科目（8単位）を必修科目として履修する。加えて、「教育委員会実習」（2単位）「海外連携校実習Ⅰ・Ⅱ」（各1単位）の3科目から2単位以上を選択必修として履修し、計10単位以上を履修する。

〔コース科目〕

「教育方法の開発と実践研究」「メンタリングと校内研修」「学校教育のアクションリサーチ」「社会的・職業的自立を支援する進路指導とキャリア教育」（各2単位）の4科目（8単位）及び「教育実践課題解決研究Ⅰ～Ⅳ（教育実践）」（計4単位）をコース必修科目とする。さらに、学校経営力開発コース、授業実践力開発コース、ダイバーシティ教育力開発コースの各コース科目のうち、他コースの学生も履修可能な科目として設定されている科目（コース間連携科目）の中から、選択必修として6単位以上を履修し、コース必修科目と合わせて18単位以上を履修する。

なお、以下の（コース間連携科目）は、他コースの学生も履修可能な科目である。

<授業実践力開発コース>

〔実習科目〕

「実践入門実習」「授業実践基本実習Ⅰ～Ⅲ」「授業実践発展実習」の5科目（7単位）を必修科目として履修し、加えて選択必修として設定している「学校支援実習Ⅰ～Ⅵ」（各1単位）「海外連携校実習Ⅰ・Ⅱ」（各1単位）の中から3単位以上を選択必修として履修し、計10単位以上を履修する。

〔コース科目〕

「教師のキャリア発達と教育実践」「プログラミング教育の実践と教材開発」の2科目（4単位）及び「教育実践課題解決研究Ⅰ～Ⅳ（授業実践）」（計4単位）をコース必修科目とする。「初等言語教育の理論と実践」「言語教育実践と教材開発研究」「古典教育と教材開発研究」「英米文学と英語科教材開発への応用」「言語学理論と英語科教材開発への応用」「初等社会科教育の理論と実践」「社会科・地理歴史科教材開発研究」「社会科・公民科教材開発研究」「初等理科教育の理論と実践」「理科の発展的理解と指導法」「理科観察実験研究「生命・地球」」「理科観察実験研究「物質・エネルギー」」「算数・数学科教材開発研究「数と形」」「算数・数学科教材開発研究「開教」」「数学の歴史を活かした数学教育」「数学の実験を活かした数学教育」「初等体育科教育の理論と実践」「体力科学実践研究」「健康科学実践研究」「初等生活科・家庭科教育の理論と実践」「家庭科教育教材開発研究」「技術科教育教材開発研究」「初等芸術教育の理論と実践」「美術科教材開発研究「造形表現」」「美術科教材開発研究「美術鑑賞」」「音楽科教材開発研究「表現」」「音楽科教材開発研究「鑑賞」」（各2単位）計27科目（54単位）から5科目（10単位）以上を選択必修科目として履修する。以上のコース必修科目及びコース選択必修科目を合わせて計18単位以上を履修する。加えて、学校経営力開発コース、教育実践力開発コース、ダイバーシティ教育力開発コースの各コース科目のうち、他コースの学生も履修可能な科目として設定されている科目（コース間連携科目）を修了要件を超えて履修可能な科目とする。

なお、以下の（コース間連携科目）は、他コースの学生も履修可能な科目である。

<ダイバーシティ教育力開発コース>

〔実習科目〕

「ダイバーシティ教育基本実習」「特別支援実習」「フィールドワーク実習」「心理アセスメント実習」「ダイバーシティ教育発展実習」の5科目（10単位）を必修科目として履修し、修了要件の10単位とする。加えて選択科目として「海外連携校実習Ⅰ・Ⅱ」（各1単位）を設け、修了要件を超えて履修可能な科目とする。

〔コース科目〕

「スペシャルニーズ教育の理論と実践」「子どもの心の臨床心理学的理解と支援」「心理的アセスメントと子ども支援」の3科目（6単位）及び「教育実践課題解決研究AⅠ～Ⅳ（ダイバーシティ）」（計4単位：幼児教育を主体）又は「教育実践課題解決研究BⅠ～Ⅳ（ダイバーシティ）」（計4単位：特別支援教育を主体）のいずれかをコース必修科目とする。加えて、「外国人児童生徒教育の理論と実践」「特別支援教育の臨床的探究」「幼年教育の理論と実践」「教育・保育の方法と省察」「特別支援教育授業研究」「障害児の発達診断・発達相談演習」「多様な教育的ニーズの理解と協働的な対応」「障害児の心理と学校教育」「障害児の心理と子ども支援」「特別支援教育の教育方法的探究」「特別支援教育の現代的実践と課題」「障害児の病理と教育支援」「障害児の病理と健康支援」「子どもの発達と支援」のコース科目計14科目（28単位）、及び学校経営力開発コース、教育実践力開発コース、授業実践力開発コースの各コース科目のうち他コースの学生も履修可能な科目として設定されている科目（コース間連携科目）の中から選択必修として8単位以上を履修し、コース必修科目と合わせて計18単位以上を履修する。

なお、以下の（コース間連携科目）は、他コースの学生も履修可能な科目である。

（コース間連携科目）

コース別選択科目－学校経営力開発コース：「学校と地域の連携協働に関する実践的研究」「教育法規の理論と実践」

コース別選択科目－教育実践力開発コース：「教育方法の開発と実践研究」「メンタリングと校内研修」

コース別選択科目－授業実践力開発コース：「初等言語教育の理論と実践」「言語教育実践と教材開発研究」「古典教育と教材開発研究」「英米文学と英語科教材開発への応用」「言語学理論と英語科教材開発への応用」「初等社会科教育の理論と実践」「社会科・地理歴史科教材開発研究」「社会科・公民科教材開発研究」「初等理科教育の理論と実践」「理科の発展的理解と指導法」「理科観察実験研究「生命・地球」」「理科観察実験研究「物質・エネルギー」」「算数・数学科教材開発研究「数と形」」「算数・数学科教材開発研究「開教」」「数学の歴史を活かした数学教育」「数学の実験を活かした数学教育」「初等体育科教育の理論と実践」「体力科学実践研究」「健康科学実践研究」「初等生活科・家庭科教育の理論と実践」「家庭科教育教材開発研究」「技術科教育教材開発研究」「初等芸術教育の理論と実践」「美術科教材開発研究「造形表現」」「美術科教材開発研究「美術鑑賞」」「音楽科教材開発研究「表現」」「音楽科教材開発研究「鑑賞」」

コース別選択科目－ダイバーシティ教育力開発コース：「スペシャルニーズ教育の理論と実践」「子どもの心の臨床心理学的理解と支援」「特別支援教育の臨床的探究」「幼年教育の理論と実践」「教育・保育の方法と省察」

（履修科目の登録の上限：1学期に履修登録することができる単位数の上限は25単位とする。この場合において、集中授業で行う講義等及び実習科目の単位は含まない。）

別記様式第2号 (その2の1)

教 育 課 程 等 の 概 要

(教育学研究科 高度教職実践専攻(教職大学院))
 学校経営力開発コース、教育実践力開発コース

【既設】

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
共通科目	施編教育課程の領域に関する実の	教育課程編成の理論と実践	1前	2				○		1	2					共同
		授業実践の探究と教育課程	1前	2				○			2					共同
	な指導方法に実践的	確かな学力を伸ばす指導と評価	1後	2				○		1	2					共同
		メディア活用実践研究	1後	2				○		1	1					オムニバス・共同(一部)
		滋賀の教育課題と指導方法	1後	2				○		5	2					オムニバス
	生徒指導に関する領域	生徒指導の理論と実践	1前	2				○		1						兼1 オムニバス・共同(一部)
		教育相談の理論と実践	1後	2				○		1						兼1 オムニバス・共同(一部)
		インクルーシブ教育の理論と実践	1後	2				○			1					兼1 共同・オムニバス(一部)
	学級経営の領域に及び	学びの基盤となる学級経営の探究	1前	2				○			1					兼1 オムニバス
		学校経営の理論と実践	1後	2				○		2	1					共同
	関与する教員教員に育	現代社会の課題と教員役割	1前	2				○		1	1					共同・オムニバス(一部)
	小計(11科目)			—	22	0	0	—	—	8	5	0	0	0	兼3	—
実習科目	経営課題解決基本実習Ⅰ	1前		1				○	3	1					任意に組み合わせて10単位を必修 全て共同	
	経営課題解決基本実習Ⅱ	1後		3				○	3	1						
	実践課題解決基本実習Ⅰ	1前		1				○	6	4						
	実践課題解決基本実習Ⅱ	1後		3				○	6	4						
	実践力開発基本実習Ⅰ	1前		1				○	6	4						
	実践力開発基本実習Ⅱ	1後		3				○	6	4						
	経営課題解決発展実習	2通		2				○	2	1						
	実践課題解決発展実習	2通		2				○	6	4						
	実践力開発発展実習Ⅰ	2前		2				○	6	4						
	実践力開発発展実習Ⅱ	2後		2				○	6	4						
	特別支援実習	1通		2				○	2	2						
	研修開発実習Ⅰ	1前		2				○	8	5						
	研修開発実習Ⅱ	1後		2				○	8	5						
	地域協働実習Ⅰ	1前		2				○	2	1						
	地域協働実習Ⅱ	1後		2				○	2	1						
	学校支援実習Ⅰ	2前		3				○	1	3						
	学校支援実習Ⅱ	2後		3				○	1	3						
小計(17科目)			—	0	36	0	—	—	9	5	0	0	0	0	—	
コース別選択科目	学校経営力開発コース	学校組織マネジメント研究	1前		2			○	2						共同	
		学校経営と教育リーダーシップⅠ	1前		2			○	2	1					共同	
		学校経営と教育リーダーシップⅡ	1前		2				○	2	1				共同	
		カリキュラムマネジメントと校内研修	1後		2			○	1	1					共同	
		教育法規の理論と実践	1前		2			○	2						共同	
		教員評価の理論と実践	1後		2			○		1					兼1 オムニバス・共同(一部)	
		学校安全・学校危機管理に関する実践的研究	1前		2			○	2	1					共同	
		防災教育・防災管理と組織活動	1後		2			○	2	1					共同	
		国内外の教育施策と教育動向	1後		2				○	2					兼1 オムニバス	
		教育実践課題解決研究Ⅰ(経営)	1前		1				○	3	1				共同	
		教育実践課題解決研究Ⅱ(経営)	1後		1				○	3	1				共同	
		教育実践課題解決研究Ⅲ(経営)	2前		1				○	3	1				共同	
		教育実践課題解決研究Ⅳ(経営)	2後		1				○	3	1				共同	
小計(13科目)			—	0	22	0	—	—	4	1	0	0	0	兼1	—	
教育実践力開発コース	カリキュラム開発と授業実践の最先端	1前		2			○		1	2					オムニバス・共同(一部)	
	教育方法の開発と実践研究	1前		2			○			4					共同	
	特色ある教育実践と教材開発	1後		2			○		1	1					オムニバス・共同(一部)	
	子どもの発達とその支援	1前		2			○		1	1					兼1 オムニバス・共同(一部)	
	幼年教育の理論と実践	1後		2			○		1	1					オムニバス	
	特別支援教育の臨床的探究	1前		2			○			1					兼1 学卒者必修(共同)	

コース別選択科目	ス 教育実践力開発コース	メンタリングの理論と実践	1前	2	○	1	2						共同・オムニバス (一部)	
		校内研究・校内研修の理論と実践	1・2後	2	○	1	2						共同・オムニバス (一部)	
		教育実践課題解決研究Ⅰ(実践)	1前	1	○	6	4						共同	
		教育実践課題解決研究Ⅱ(実践)	1後	1	○	6	4						共同	
		教育実践課題解決研究Ⅲ(実践)	2前	1	○	6	4						共同	
		教育実践課題解決研究Ⅳ(実践)	2後	1	○	6	4						共同	
		小計(12科目)	—	0	20	0	—	6	4	0	0	0	兼2	—
合計(53科目)			—	22	78	0	—	9	5	0	0	0	兼6	—
学位又は称号	教職修士(専門職)			学位又は学科の分野			教員養成関係							
卒業要件及び履修方法							授業期間等							
<p>【修了要件】 本専攻に2年以上在学し、共通科目22単位、実習科目10単位、コース別選択科目16単位を合わせ、48単位以上を修得すること。</p> <p>【履修方法】 ＜全コース共通＞ ○共通科目11科目22単位(必修科目)</p> <p>＜学校経営力開発コース＞ ○実習科目(10単位) 学校経営力開発コースの実習科目「経営課題解決基本実習Ⅰ・Ⅱ」「経営課題解決発展実習」「地域協働実習Ⅰ」の4科目(8単位)を必修科目として履修する。加えて、「研修開発実習Ⅰ・Ⅱ」「地域協働実習Ⅱ」(各2単位)の3科目から2単位以上を選択必修として、計10単位以上を履修する。 ○コース別選択科目(16単位) 学校経営力開発コース「学校組織マネジメント研究」「カリキュラムマネジメントと校内研修」「学校安全・学校危機管理に関する実践的研究」(各2単位)の3科目(計6単位)及び「教育実践課題解決研究Ⅰ～Ⅳ(経営)」(計4単位)をコースの必修とし、計10単位を履修する。及び、「学校経営と教育リーダーシップⅠ・Ⅱ」「教育法規の理論と実践」「教員評価の理論と実践」「防災教育・防災管理と組織活動」「国内外の教育施策と教育動向」(各2単位)6科目から6単位以上を選択必修とし、計16単位以上を履修する。</p> <p>＜教育実践力開発コース＞ ○実習科目(10単位)(現職教員) 教育実践力開発コースの実習科目「実践課題解決基本実習Ⅰ・Ⅱ」「実践課題解決発展実習」「研修開発実習Ⅰ」の4科目(8単位)を必修科目として履修する。加えて、「特別支援実習」「研修開発実習Ⅱ」(各2単位)の2科目から2単位以上を選択必修として、計10単位以上を履修する。 ○実習科目(10単位)(学部新卒) 教育実践力開発コースの実習科目「実践力開発基本実習Ⅰ・Ⅱ」「実践力開発発展実習Ⅰ」「特別支援実習」の4科目(8単位)を必修科目として履修する。加えて、「実践力開発発展実習Ⅱ」「研修開発実習Ⅱ」(各2単位)の2科目から2単位以上を選択必修として、計10単位以上を履修する。 ○コース別選択科目(16単位) 教育実践力開発コース「カリキュラム開発と授業実践の最先端」「子どもの発育発達とその支援」「特別支援教育の臨床的探究」「校内研究・校内研修の理論と実践」(各2単位)の4科目(8単位)及び「教育実践課題解決研究Ⅰ～Ⅳ(実践)」(計4単位)をコースの必修とし、計12単位を履修する。加えて、「教育方法の開発と実践研究」「特色ある教育実践と教材開発」「幼年教育の理論と実践」「メンタリングの理論と実践」(各2単位)4科目から4単位以上を選択必修とし、計16単位以上を履修する。</p> <p>(履修科目の登録の上限：1学期に履修登録することができる単位数の上限は25単位とする。この場合において、集中授業で行う講義等及び実習科目の単位は含まない。)</p>							1学年の学期区分		2期					
							1学期の授業期間		15週					
							1時限の授業時間		90分					

別紙様式第2号(その3の1)

授 業 科 目 の 概 要			
(教育学研究科 高度教職実践専攻 共通科目)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
共通科目	教育課程の編成及び実施に関する領域	教育課程の意義や歴史を学び、今日求められているコンピテンシーベースの教育課程編成の在り方を考える。教育課程のマネジメント論、教育目標・評価論などの理論や諸外国の事例を学び、学校課題を解決する特色ある教育課程開発について考える。	共同
	教育課程の編成及び実施に関する領域	授業実践は、子どもの学習活動と教授行為の複合的で重層的な営みである。教師による粘り強い実践と省察の循環によって実践家として成長するとともに、これらの営みが教育課程を毎日毎時間つくりつづけているといえる。本科目では、授業実践の諸相を省察することによって、教育課程が一つひとつの授業によって創られていることをミクロな視点から捉え直していく。まずビデオで授業実践の事例検討を積み重ねることで、授業実践の多様な側面と多義的な過程とを理解することをめざす。さらに、それらを通して、授業実践に求められる条件と教師に求められる実践力と見識(レポトリー、思想・バックボーン、居方・関わり方など)を考察し、各自が実践研究の課題をつかみ自己形成の糧にすることをめざしたい。	共同
	教科等の実践的な指導方法に関する領域	21世紀に求められる学力についての理論と調査について学び、学力の社会的要因、学校の組織的要因、授業の方法的要因について理解する。また、今日求められる教育評価論について学び、滋賀県の学力向上プランを検証し、学力向上に関わる授業研究・教員研修・スクールリーダーの在り方を考える。	共同
	教科等の実践的な指導方法に関する領域	本講義では、メディアの種類・特徴・機能及び現状について、理論的及び実践的側面から探究し、メディア活用の実践的な方法・技術を習得する。まず、メディアについて、メディア情報学をベースに、メディアの種類・特徴・機能及び現状について考察を行う。 次に、授業におけるメディア活用(教育メディアとしてのICT活用)について考究する。メディア活用の事例研究として、各教科に共通する課題を対象に、問題解決の科学として、効果的な学習方法について、具体的な検討を行う。 オムニバス方式(4回)・共同(4回)／全8回 (22 畑稔彦・65 岩井憲一／3回) (共同) メディアとICTに関する諸科学の概要、メディアの種類(教育メディアとしての考究)、メディアの現状(教育におけるメディア活用)などについて考究する。 (22 畑稔彦／2回) (オムニバス方式) 実践研究Ⅰ：教科指導の中でのメディア活用の計画と実施、実践研究Ⅱ：教科指導の中でのメディア活用の評価について考究する。 (65 岩井憲一／2回) (オムニバス方式) メディア活用Ⅰ(問題解決の視点による活用)、メディア活用Ⅱ(新しい教育方法による活用)について考究する。 (22 畑稔彦・65 岩井憲一／1回) (共同) メディア活用実践のまとめを行う。	オムニバス方式・共同(一部)

共通科目	教科等の実践的な指導方法に関する領域	<p>滋賀県が抱える課題のいくつかをテーマにし、現地に基づいた研究と各地の事例分析等を積み重ねることで、滋賀県の課題解決に向けて恒常的に前進する姿勢を育てることを目的とする。滋賀県では、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」という独自の教育基本目標の達成のために、授業改善、豊かな心の育成、体力向上と健康の増進、食育の推進、環境教育の推進、特別支援教育や外国人児童生徒等への学習支援などの課題とその施策が設けられている。この科目では、そうした課題のいくつかについて、多様な観点からの理解を目指す。</p> <p>オムニバス方式／全8回 (20 田村靖二／2回) (オムニバス方式) 初回の1回では滋賀県の教育の現状と現代的課題について概説し、最終の8回目にはそうした諸課題の解決に向けて恒常的に前進するための姿勢についての議論を喚起する。 (21 今井弘樹／1回) (オムニバス方式) 滋賀県におけるキャリア教育の課題について、講義と討論を通じて学ぶ。 学校現場における危機管理の重要性と、滋賀県におけるその課題について、講義と討論を通じて学ぶ。 (11 藤岡達也／1回) (オムニバス方式) 滋賀県の環境教育など持続可能な社会の構築に向けた学校全体での取り組み事例や授業実践について具体的に紹介するとともに、それらの取り組みが地域や家庭と連携して構築される方策について、討論を通じて学ぶ。 (6 久保加織／1回) (オムニバス方式) 滋賀県における食育教材の開発と展開に向けた学校全体での取り組み事例や授業実践について具体的に紹介するとともに、それらの取り組みが地域や家庭と連携して構築される方策について、討論を通じて学ぶ。 (10 林睦／1回) (オムニバス方式) 滋賀県における芸術文化施設と学校が連携した取り組み事例や授業実践について具体的に紹介するとともに、質の高い文化芸術に触れることにより豊かな心や感受性を育むための方策について、討論を通じて学ぶ (2 奥田援史／2回) (オムニバス方式) 滋賀県下の学校において体力向上と健康の増進がいかに進められているのかを紹介し、あわせてその課題について、講義と討論を通じて学ぶ。</p>	オムニバス方式
	生徒指導及び教育相談に関する領域	<p>生徒指導・教育相談の理論と実践</p> <p>学校現場における子どもの心理的・発達的問題の基礎理論を考察し、それに基づく対処の方法について、理論的・実践的に検討し理解を深めることを目的とする。一人ひとりの子どもの個性的な人格発達に寄与する生徒指導、教育相談の基本的視点について理解を深め、子どもの内面性の理解に基づく指導や教育相談のあり方、子どもとの関わり方を考察していく。また、実際的な事例を取り上げて、ロールプレイなどを通したワークショップ形式で生徒指導、教育相談上の問題や対処法、課題などを参加者とともに実践的に検討する。生徒指導、教育相談上の諸問題に関わる見識と意欲を高めることを目指す。</p> <p>ダイバーシティ教育の理論と実践</p> <p>ダイバーシティ（多様性）の教育について講じるにあたり、その前提となる個性の尊重が教育の最終的な目的である道徳性の形成をどう展望できるのか、またそれを誘導する社会化の機能はどう可能となるのか、つまり、ダイバーシティ（多様性）の教育における個別性と一般性の構造的な問題にその理論的な端緒を設定する。これに続いて、すべての子どもの学習権と発達権を保障するインクルーシブな教育の理念をはじめとして、多様性を尊重する学校教育のあり方や国際的な動向について概説する。また、国内外の教育実践の事例を紹介し、今日の学校教育現場で学ぶ子どもたちの多様性・多様な教育的ニーズの現状や課題について、障害や虐待、貧困、種々のマイノリティなど幅広い視野で考え、省察を深めることを目的とする。とくに、滋賀県の今日的な課題の1つとなっている、外国にルーツのある児童生徒への対応についても検討する。</p>	共同

別紙様式第2号(その3の1)

共通科目	学級経営及び学校経営に関する領域	学級の基盤となる学級経営の探究	学校教育の学びの基盤となる学級集団について、教育心理学・発達心理学・社会心理学・学校心理学の理論に基づいた理解を深めること、その理論を実践に展開する方法を学ぶことを目的とする。学級集団における学習や対人関係の諸問題について解説し、予防・解決を図る際の実践上の工夫について議論する。	共同
	学級経営及び学校経営に関する領域	学校経営の理論と実践	本講義は、自律的・協働的な学校経営に関する専門的知識について整理し理解を深め、事例研究をもとに学校が抱えている諸課題について解決するための戦略的方策を探究するものである。内容は事例に基づいた教育リーダーシップ研究、教育政策と法・教育行政研究、学校組織研究、学校評価研究、地域連携研究とし自律的・協働的学級経営に関する基礎的な知見を深める。構成は①理論（専門知識）の習得、②技法（専門知識を応用するための技術や手法）の習得、③実践化（実践事例の検証）をねらいとして講義と演習を繰り返し基礎的な能力の定着を図るものである。	共同
	学校教育と教員の在り方に関する領域	現代社会の課題と教員役割	<p>国際化や高度情報通信化が進む現代社会において、グローバル人材だけでなく地域活性化のためのローカル人材の育成も不可欠となっている。教員の役割にも「不易と流行」がある。複雑な時代や地域の様々なニーズに応えるための、これからの教員の役割を論考する。同時に先行き不透明な時代、インストラクター的な要素だけでなく、地域の人、モノ、コトなどを教育活動と連動することができるコーディネーター的な要素も不可欠であることを紹介する。</p> <p>オムニバス方式（11回）・共同（4回）／全15回 (11 藤岡達也/9回) (オムニバス方式) 持続可能な社会が望まれる背景、グローバル人材育成のために進められているESD(持続発展教育)を中心に教員を取り巻く課題と教職に就いて概説する (21 今井弘樹/2回) (オムニバス方式) 学力向上等滋賀県が直面する課題について論考する (11 藤岡達也・21 今井弘樹/4回) (共同) 具体的な解決策に向けての今後の期待される教員及び教育活動について</p>	オムニバス方式・共同(一部)
学校教育におけるデータサイエンス	経験や直感によらず、エビデンスに基づいて科学的・論理的な判断ができる知識・技能を身につけ、これからの時代のあるべき学校教員の姿として考えてもらう。また来たるべきSociety 5.0の時代を見据えて、情報（ビッグ・データ、IoT）やAIの活用による学習支援のあり方やその課題を考えられるようになることを目指す。	共同		

授 業 科 目 の 概 要				
(教育学研究科 高度教職実践専攻 実習科目)				
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
実習科目	学校経営力開発コース	経営課題解決基本実習Ⅰ	共通科目や選択科目で習得した知識と技術を活用して連携協力校（勤務校）において学校経営に参画し、連携協力校（勤務校）が直面する学校教育改革に必要な学校経営のための実践課題を発見し、「教育実践課題解決研究Ⅰ」で総括する。	共同
		経営課題解決基本実習Ⅱ	「経営課題解決基本実習Ⅰ」を踏まえて、教育改革プランを策定し、それに基づき連携協力校（勤務校）の中で事例的に探求する。実践課題の「発見・探求・解決」のプロセスを「教育実践課題解決研究Ⅱ」で総括する。	共同
		経営課題解決発展実習	1年次の「経営課題解決基本実習」と「地域協働実習」を踏まえて、発展的な内容の「実践課題研究テーマ」を設定する。連携協力校（勤務校）での教育活動を通して、自己の研究課題を事例的に探求・検証し、そのプロセスと成果を「教育実践課題解決研究Ⅲ・Ⅳ」で総括する。	共同
		地域協働実習	共通科目やコース別選択科目で習得した知識と技術を活用し、教育委員会や公民館または博物館等の社会教育施設などの協力を得て、学校が地域の教育関連施設と連携・協働して取り組むことで成果が期待できる教育活動を様々な事例から学ぶ。同時に自分の学校や地域での具体的な実践方法等を探究する。それらの取組のプロセスと成果を「教育実践課題解決研究Ⅰ」で総括する。	共同
		教育行政実習	講義で習得した知識と技術を利用し、教育行政・政策に関する具体的な場面での実践を観察し、政策立案する実践力を習得する。 (1)市町教育委員会の指導主事等の職務観察・部分体験 自治体レベルでの施策立案・実施能力の育成、学校の経営支援能力の育成 (2)滋賀県総合教育センターの指導主事等の職務観察・部分体験・教職員研修の企画能力の育成	共同
	教育実践力開発コース	実践課題解決基本実習Ⅰ	共通科目や選択科目で習得した知識と技術を活用して連携協力校（勤務校）で教育課程全般に亘って支援する実習を行い、教育課程・学習指導・学級経営・教育相談などの教育実践について新たな問題意識をもち、実践課題を再発見し、「教育実践課題解決研究Ⅰ」で総括する。	共同
		実践課題解決基本実習Ⅱ	「教育実践課題解決研究Ⅰ」を踏まえて、自身の実践的課題を設定する。その課題に基づいて連携協力校（勤務校）において長期間教育活動を参与観察し、自身の課題を多面的・実践的に探究する。課題の「発見・探求」プロセスを「教育実践課題解決研究Ⅱ」で総括する。	共同
		実践課題解決発展実習	連携協力校（勤務校）において、授業を開発し学校課題を解決しようとしている教員の諸活動を対象にして、1年次の「実践課題解決基本実習」と「研修開発実習」を踏まえて発展的な内容の「実践課題研究テーマ」を設定する。また、自己の研究課題を事例的に探究・評価し、その成果と課題を「教育実践課題解決研究Ⅲ」で総括する。 そのうえで、同僚性を高める内容の「実践課題研究テーマ」を設定し、教育実践力開発コースの学部卒生や教育実習生、初任教師（経験年数1～5年目）のメンターとして活動する。その探求プロセスと成果を「教育実践課題解決研究Ⅳ」で総括し、研修意欲を高めるカンファレンス等を行えるメンター（教員養成指導者）としての資質能力を形成する。	共同
		研修開発実習	滋賀県総合教育センターの研修に参加し、その指導補助員として活動する。また、研修の直前準備や直後の振り返りの活動にも参画する。これらの経験をもとにして、連携協力校（勤務校）の校内研究や校内研修の企画・運営に携わり、その成果と課題を「教育実践課題解決研究Ⅰ」で総括する。	共同
		教育委員会実習	県および市町教育委員会等の教育行政機関において、学校訪問での指導助言の参観、教育委員会主催の研修会や協議会の運営補助等を経験することで、教育活動を多角的な視点から省察する。	共同

授 業 科 目 の 概 要			
(教育学研究科 高度教職実践専攻 実習科目)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
実習科目	実践入門実習	附属幼稚園・小学校・中学校において、6月の教職週間中に入門的な実習を実施する。保育・授業を観る視点、保育・授業の記録のとり方などの授業観察の方法について学ぶとともに、保育・授業の観察方法にしたがって実際に授業観察する。その上で、保育・授業の分析方法についても学ぶ。	共同
	授業実践基本実習Ⅰ	幼稚園・小学校・中学校の複数の校種の組み合わせを選択し、各校種での保育・授業研究のあり方を附属学校の校内研究会や研究協議会に準備の段階から参加することによって目的意識をもって主体的に学ぶとともに、校種間連携のあり方についても学ぶ。校種の組み合わせおよび時間数については各自の専門教科や研究テーマに応じて、全体で60時間になるようにする。 ・附属幼稚園公開研究会への参加（8時間） ＋その準備・記録・分析等及び校内研究会への参加 ・附属小学校教育研究協議会への参加（8時間） ＋その準備・記録・分析等及び校内研究会への参加 ・附属中学校教育研究協議会への参加（8時間） ＋その準備・記録・分析等及び校内研究会への参加	共同
	授業実践基本実習Ⅱ	滋賀県教育委員会や滋賀県総合教育センターの実施事業、あるいは市町村教育委員会や市町村教育研究所等の実施事業において、各事業に参加することを通して、実践研究の進め方について学ぶ。その上で、それらの実習経験をもとに「教育実践課題解決研究Ⅱ」と連動させながら各自の研究を深める。	共同
	授業実践基本実習Ⅲ	教育実践力開発コース現職教員院生の所属学校、大学院修了生（OB）が勤務する学校、研究協力校、附属学校などで専門とする校種または教科が合致する教員と院生、院生同士がペアになり実習を実施する。実習で学んだことをもとにして「教育実践課題解決研究Ⅲ」での課題解決に結び付ける。	共同
	授業実践発展実習	公立学校あるいは附属学校での「授業実践基本実習Ⅲ」及びそれに伴う「教育実践課題解決研究Ⅲ」での学びを発展・深化させながら、自らの研究テーマに沿った目的が明確な実習を行い、「教育実践課題解決研究Ⅳ」の最終レポート作成並びに発表等に結び付ける。	共同
	学校支援実習Ⅰ	教職大学院1年目5, 6, 7月に、公立学校及び附属学校での学校行事や他の教育活動等への参加を通して、児童生徒の学習支援や教員の指導補助などを体験しながら、学校の一年間の動きの一端を体験したり、子どもの個別の教育ニーズに対応したりしながら自己のスキルアップに繋げる。	共同
	学校支援実習Ⅱ	教職大学院1年目9, 10, 11月に、公立学校及び附属学校での学校行事や他の教育活動等への参加を通して、児童生徒の学習支援や教員の指導補助などを体験しながら、学校の一年間の動きの一端を体験したり、子どもの個別の教育ニーズに対応したりしながら自己のスキルアップに繋げる。	共同
	学校支援実習Ⅲ	教職大学院1年目12, 1, 2月に、公立学校及び附属学校での学校行事や他の教育活動等への参加を通して、児童生徒の学習支援や教員の指導補助などを体験しながら、学校の一年間の動きの一端を体験したり、子どもの個別の教育ニーズに対応したりしながら自己のスキルアップに繋げる。	共同
	学校支援実習Ⅳ	教職大学院2年目5, 6, 7月に、公立学校及び附属学校での学校行事や他の教育活動等への参加を通して、児童生徒の学習支援や教員の指導補助などを体験しながら、学校の一年間の動きの一端を体験したり、子どもの個別の教育ニーズに対応したりしながら自己のスキルアップに繋げる。	共同

授 業 科 目 の 概 要				
(教育学研究科 高度教職実践専攻 実習科目)				
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
実習科目	授業実践力開発コース	学校支援実習Ⅴ	教職大学院2年目9, 10, 11月に、公立学校及び附属学校での学校行事や他の教育活動等への参加を通して、児童生徒の学習支援や教員の指導補助などを体験しながら、学校の一年間の動きの一端を体験したり、子どもの個別の教育ニーズに対応したりしながら自己のスキルアップに繋げる。	共同
		学校支援実習Ⅵ	教職大学院2年目12, 1, 2月に、公立学校及び附属学校での学校行事や他の教育活動等への参加を通して、児童生徒の学習支援や教員の指導補助などを体験しながら、学校の一年間の動きの一端を体験したり、子どもの個別の教育ニーズに対応したりしながら自己のスキルアップに繋げる。	共同
	ダイバーシティ教育開発コース	ダイバーシティ教育基本実習	幼稚園および小学校（通常学級、特別支援学級等）にて、特別な支援を要する子どもの参与観察を通して、子どもの行動や特性を理解し、教師の具体的な支援について学ぶ。	共同
		特別支援実習	特別支援学校において、授業参観や参与観察、授業研究会に参加することを通して、障害のある子どもの発達段階や特性に応じた支援のあり方を学ぶ。	共同
		フィールドワーク実習	学校外の子どもの教育や生活に関連する施設（外国籍児童生徒日本語指導教室、少年鑑別所、障害者支援施設、発達障害者就労支援施設、教育相談センター、適応指導教室等）を訪れ、学校との連携について学ぶ。施設見学、講話、参与観察からなるフィールドワークと、理論的背景を学ぶアフターレクチャーより構成し、様々なニーズを抱える子どもたちに対する地域教育支援連携体制について、具体的な見通しを持つ。	共同
		心理アセスメント実習	発達の課題のある子どもたちに対する心理アセスメントについて、実践的に学ぶ。 ①児童・生徒に対する発達検査場面に同席してカンファレンスに参加し、「個別の指導計画」を教員と共に作成し、それに基づく学習支援を行う。 ②附属学校園で実施されている発達障害児学習・発達支援室（サポートルーム）の活動（児童生徒のニーズの把握と支援、学内における共通理解の推進、保護者や関係機関との連携等）に同席し、通常の学級における特別な支援を要する子どもへの具体的な対応や連携のあり方について学ぶ。	共同
		ダイバーシティ教育発展実習	1年次の「ダイバーシティ教育基本実習」と「フィールドワーク実習」を踏まえて、本人の問題意識に応じた発展的な内容の「実践課題研究テーマ」を設定する。各自の問題意識に応じたフィールドにおいて、教育的で実践的な支援活動を通して、自己の研究課題を事例的に探求・検証する。さらに事例的に探求したプロセスと成果について、科学的、普遍的な視点で検証する。そのうえで、学校内外のリソースと連携したダイバーシティ教育の望ましい在り方について考察を深め、これまでの学びを総括する。	共同
	各コース共通	海外連携校実習Ⅰ	本実習の目的は、①タイの教育（制度・現状・改革動向など）について理解し、グローバルな視野をもち、これからのアジアの教育について深く考えること、②海外での生活や人々との交流を通して、その国の文化や社会、人々の生き方を理解するとともに自国のそれらについて再考し、新たな視点や考えをもつこと、そして、③異国の地で、異なる文化をもつ人々と積極的にコミュニケーションを図る。これらの目的のため、①タイの協定大学における大学教員の演習および大学院生との交流、②現地の学校（協定大学の附属校、協定大学の卒業生が教師として勤務している学校、山岳少数民族の学校、保護を必要とする子どものための学校、日本人学校など）を訪問し、教員との意見交換、子どもたちとの交流活動を行う。	【隔年】 共同集中
		海外連携校実習Ⅱ	本実習の目的は、①台湾の教育（制度・現状・改革動向など）について理解し、グローバルな視野をもち、これからのアジアの教育について深く考えること、②海外での生活や人々との交流を通して、その国の文化や社会、人々の生き方を理解するとともに自国のそれらについて再考し、新たな視点や考えをもつこと、そして、③異国の地で、異なる文化をもつ人々と積極的にコミュニケーションを図る。これらの目的のため、①台湾の協定大学における、大学教員の演習および大学院生との交流、②現地の学校（協定大学の附属校、協定大学の卒業生が教師として勤務している学校など）を訪問し、教員との意見交換、子どもたちとの交流活動を行う。	【隔年】 共同集中

授 業 科 目 の 概 要			
(教育学研究科 高度教職実践専攻 学校経営力開発コース)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
コース別選択科目	学校組織マネジメント研究	学校経営の活性化に欠かせないのが、適切な学校組織の在り方である。学校教育改革に必要な学校全体の組織マネジメントは従来の校務分掌や学年団の在り方の検証にとどまらず、学校内外の組織活動への柔軟な取組が求められる。また、学校の特色に伝えるだけでなく、時代や地域のニーズに対応する組織運営が大切である。例えば、近年では、滋賀県に限らず、全国的に学校を構成する教員が20代、50代に集中する教員年齢のアンバランスが見られる。このような中でも教職員のエンパワーメントにはどのような学校組織が望まれ、円滑な運営と同時に、重要な評価についても検討されねばならない。本講義では、学校組織マネジメントの基礎から、時代や地域に応じた教育改革期における学校組織マネジメントについて、実例から分析・検証する。	共同
	学校経営と教育リーダーシップ	学校経営に責任を負う校長には課題を踏まえた学校づくりの明確なビジョンと戦略を策定し推進する教育リーダーシップの発揮が求められる。また校長を支え組織の要として期待されるスクールミドルの育成が重要となる。授業では現代のリーダーシップ論を概説するとともに、近年注目されているミドルリーダーシップ論にも焦点づけ、自律的・協働的 school 経営における校長やミドルリーダーの果たす役割、その本質や機能、そして学校文化を形成する上で必要となる文化的リーダーシップと技術的リーダーシップが調和的・効果的に発揮され、教育成果に結実するスクールリーダーシップの戦略化について探究する。	共同
	教職員の職能開発システムに関する実践的研究	現在、教員の急激な世代交代が進行する中で、各学校においては、児童生徒に多面的な資質能力を保障できるよう、個々の教員の力量及び教職員集団としての組織的能力を向上させる育成の取り組みが強く求められている。本科目では、教員のキャリア発達、学校組織における教員の職能開発の方法に関する基礎理論を学習するとともに、OJTの諸手法や教員評価をはじめとする育成機会の企画・立案・評価について実践的に体得し、校内・外を結び体系性ある育成システムを設計・確立できる視野・力量の形成を目指す。	共同
	カリキュラムマネジメントと校内研修	現在の学校の状況からカリキュラムマネジメントの必要性を理解する。カリキュラムマネジメントの基本概念と方法を学び、管理職やミドルリーダーの役割を考える。学校課題を解決するカリキュラムマネジメントを進める校内研修の在り方を提案する。	共同
	教育政策・教育行政の理論と実践	学校の外的条件の中でも重要なものである、教育行政の原理・仕組みとその運用、さらに自治体レベルでの教育施策のプロセス(企画・立案や実施・評価)について、理論枠組みと実践的方法論(事例研究)の双方を学び、地域の中核的な学校管理職として施策対応・活用の実践力(あるいは教育行政専門職としての施策立案・評価能力)を高める。	共同
	学校安全・学校危機管理に関する実践的研究	学校安全は、生活安全、交通安全、災害安全(防災と同義)から構成される。近年、学校をめぐる様々な事件・事故、災害が発生し、安全配慮義務の観点から、校長をはじめとした学校に責任が問われ、学校危機管理の構築が不可欠となっている。一方で、学校には児童生徒自ら危険を予測・判断、行動が可能な安全教育、人的・物的な安全管理システム、地域とも連動した組織活動が求められている。本科目では、学校安全・危機管理の知識・技能の習得とともに、近年の実例から対応を協議し、勤務校の現状と課題を踏まえ、改善策を明確にする。	共同

別紙様式第2号(その3の1)

コース別選択科目	学校経営力開発コース	学校と地域の連携協働に関する実践的研究	これからの学校管理職をはじめとするスクールリーダーには、保護者や地域住民に開かれた学校経営様式の構築、そして地域の特性・資源を活かした特色ある学校づくり（社会に開かれた教育課程実現）の力量が必要となる。また、学校づくりに家庭・地域の教育力・資源を活用するだけでなく、学校を地域づくりの核として機能させる視野・力量も必要となってきている。そのような「地域とともにある学校づくり」を進めていく力量を身につけることを本授業の目標とする。	共同
		教育法規の理論と実践	学校運営はじめ学校における教育活動は、全て法規や条例をその基盤としている。昨今では、学校教育において様々な事件が発生したり、学校管理下の責任が問われたりしている。当然ながら、現在においても解釈が分かれていたり、訴訟によってはじめて責任が明確になったりすることもある。しかし、学校管理職としては教育法規についても、基礎・基本を知っておく必要があり、特にコンプライアンスについては、重要な課題となっている。本講義では、近年の学校での事件・事故災害等をめぐっての訴訟事例を取り上げ、教育法規の解釈の理解を進め、学校における教育活動の健全な在り方を探ることをねらいとする。	共同
		教育実践課題解決研究Ⅰ（経営）	これまでの講義、演習、学校実習、フィールドワークを踏まえ、学校経営改善プランもしくは教育行政改善プランを作成する。学校経営改善プランでは、学校における現代的課題を解決し特色ある学校づくりのための経営方針、教育課程、学校組織などを考案する。教育行政改善プランでは、特色ある教育施策、教育課程行政、教育人事行政を考案し、滋賀の教育を活性化するプランを提案する。	共同
		教育実践課題解決研究Ⅱ（経営）	教育実践課題解決研究Ⅰの講義、演習、学校実習、フィールドワークを踏まえ、学校経営改善プランもしくは教育行政改善プランを作成する。学校経営改善プランでは、学校における現代的課題を解決し特色ある学校づくりのための経営方針、教育課程、学校組織などを考案する。教育行政改善プランでは、特色ある教育施策、教育課程行政、教育人事行政を考案し、滋賀の教育を活性化するプランを提案する。	共同
		教育実践課題解決研究Ⅲ（経営）	教育実践課題解決研究Ⅰ、Ⅱの講義、演習、学校実習、フィールドワークを踏まえて作成した学校経営改善プランもしくは教育行政改善プランを実践的、実証的に検証し、よりよいプランに改善する。そのプロセスを通して、学校経営力開発コースにおける2年間の学びを総括し、プランを完成させる。このプランは、大学院の教員及び大学院生だけでなく、滋賀県教育委員会関係者、学校関係者に向けてプレゼンテーションを行う。	共同
		教育実践課題解決研究Ⅳ（経営）	これまでの講義、演習、学校実習、フィールドワークを踏まえて作成した学校経営改善プランもしくは教育行政改善プランを実践的、実証的に検証し、よりよいプランに改善する。そのプロセスを通して、学校経営力開発コースにおける2年間の学びを総括し、プランを完成させる。このプランは、大学院の教員及び大学院生だけでなく、滋賀県教育委員会関係者、学校関係者に向けてプレゼンテーションを行う。	共同

授 業 科 目 の 概 要			
(教育学研究科 高度教職実践専攻 教育実践力開発コース)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
コース別選択科目	教育方法の開発と実践研究	本授業では、共通科目の「授業実践の探究と教育課程」「ダイバーシティ教育の理論と実践」等において学んできたことを踏まえて、文化領域を超える主題追究型学習や今日的な課題に応える授業づくりの課題や方法についての理解を深め、各参加者による開発構想と実践研究を触発することを目指す。まず主題追究型学習の事例検討を通して題材に求められる条件や教師に求められる実践力と見識についての理解を深め、参加者各自による主題追究型学習事例開発の意欲を高める。さらに、算数・数学科、国語科、特別支援に関する今日的な課題に応える教育方法を検討し、実践研究（アクションリサーチ）をしていくための前段階をつくる。全体を通して各自が実践研究の課題をつかみ、今後の自己形成・自己研鑽の糧となることを期待している。	共同集中
	メンタリングと校内研修	本授業では、人材育成手法の一つであるメンタリング（mentoring）の目的と意義について理解するとともに、附属学校における教育実習に参加してメンタリングの実際的な内容と方法について学ぶ。また、受講生が経験・観察してきた校内研修の事例を交流し合い、メンタリングの機能を活かした校内研修のあり方について考える。さらに、研修の点検・評価を含めた研修マネジメントの方法や、研修リーダーとして助言するコンサルテーションの視点について理解する。なお、学部新卒学生においては、1年次の実習科目で校内研修システムを視察することを先行課題として位置づける。	共同
	学校教育のアクションリサーチ	学校教育のアクションリサーチの方法と事例の研究を行う。アクションリサーチと校内研究、エスノグラフィー、ピア・メンタリングなどとの関係についても整理する。事例研究では、教科等の授業研究、学級活動や特別活動、外国にルーツをもつ児童生徒の教育問題、持続可能な社会の実現をめざした教育、主権者教育などの分野から、受講生のフィールドにおいて解決すべき教育問題に焦点化したアクションリサーチを取り上げる。	共同
	社会的・職業的自立を支援する進路指導とキャリア教育	日本では2004年から始まったキャリア教育であるが、キャリアという言葉の多義性や進路指導との区別、教科の授業における機能論的な展開のあり方など、課題は多い。また生徒指導の目標とも相容れる部分があるなど、学校教育においては単に進学先や就職先の選択・斡旋を超えた、有意義な教育活動である。この講義ではその理念や出自を理解してもらい、初等・中等教育段階における実践のあり方の検討を行う。	共同
	教育実践課題解決研究Ⅰ（教育実践）	共通科目、コース別選択科目での学びを深め、実習科目での学びと関連づけながら、教育実践課題解決での実践研究を進める。その中で、それぞれの教科や領域の研究内容を理解しながら、研究方法についても学ぶ。	共同
	教育実践課題解決研究Ⅱ（教育実践）	教育実践課題解決での学びを実習科目での学びと関連づけながら、各教科教育の理論と実践の往還のあり方について学ぶ。その上で、各自の実践研究テーマを設定し、それぞれの課題解決のプロセスやその結果を、PDCAサイクルに基づいて省察する。	共同
	教育実践課題解決研究Ⅲ（教育実践）	各自の研究課題解決のプロセスである「設定－探究－評価－見直し」を実施しながら、自らの課題解決を多角的に検討する。そして、各自の課題解決の内容や方法を整理しながら報告書にまとめるための準備をする。	共同
	教育実践課題解決研究Ⅳ（教育実践）	各自の研究課題解決のプロセスである「設定－探究－評価－見直し」を実施しながら、自らの課題解決を多角的に検討する。そして、各自の課題解決の内容や方法について報告書にまとめ、研究成果を発表・プレゼンテーションをする。	共同

授 業 科 目 の 概 要			
(教育学研究科 高度教職実践専攻 授業実践力開発コース)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
コース別選択科目	教師のキャリア発達と教育実践	<p>本授業では、教師のライフストーリー、職業的社会化論、キャリア研究といった教師の成長・発達に関わる学術的・理論的枠組に依拠して、教師がいかに自らの指導観、授業観を形成・変容させ、実践のなかから経験知を生成し、固有の教育実践を確立するにいたるかについて検討をおこなう。とりわけ新任期における教師の適応・成長過程に焦点づけ、これから入職する教師に広く求められる教育観、教育的パースペクティブの形成に資することを旨指す。</p> <p>オムニバス方式 (11回)・共同 (4回) / 全15回 (4 太田拓紀 / 11回) (オムニバス方式) 学生が自ら授業や教師を相対化する機会を提供し、新たな指導観・教育観を受容するための基盤を形成する。その上で、教育実践の現代的潮流と教師のキャリア発達に関する理論に基づき、教師としての資質能力の理解、専門職としての教師に求められる教育観の形成を促す。 (4 太田拓紀・24 黒川俊文 / 2回) (共同) 小学校における教育実践を通じた教師のキャリア発達や教師像について議論する。 (4 太田拓紀・23 石田博士 / 2回) (共同) 中学校における教育実践を通じた教師のキャリア発達や教師像について議論する。</p>	オムニバス方式・共同 (一部)
	プログラミング教育の実践と教材開発	<p>本科目では、プログラミング教育の実践と教材開発の手法を習得することを目的とする。プログラミング教育は、基本的に既存の教科の中で行われることになるため、その実践に当たっては、児童が教科の学びを深めると同時にプログラミング的思考も身に付けられるような配慮が必要となる。様々な教科内容に対応するため、コンピュータを用いないアンブラグド・プログラミング、タブレットやPCを用いたグラフィックス・プログラミングやサウンド・プログラミングなど、幅広い題材や機材を用いたプログラミングについて学ぶ。</p> <p>共同 (全15回) (8 岳野公人・57 右田正夫 / 13回) (共同) (8 岳野公人・57 右田正夫・23石田博士・24 黒川俊文 / 2回) (共同) 附属小学校、附属中学校におけるプログラミング教育の実情を踏まえ、教育現場に求められるプログラミング教育の指導方法、教材について議論する。</p>	共同
	初等言語教育の理論と実践	<p>本科目は、初等教育における国語科及び英語科の授業に関する理論を取り上げ、授業実践の視点とアプローチの仕方を修得できるようにすることを目的とする。特に、言語教育の意義と役割、言語の機能について理解するとともに、授業実践に関する理論ならびに具体的な事例を取り上げながら初等言語教育を行うために必要な基礎論を身に付けられるようにする。</p> <p>オムニバス方式 (14回)・共同 (1回) / 全15回 (15 長岡由記・28 白石牧恵 / 1回) (共同) 国語科教育の概要、現状の課題について理解する。 (15 長岡由記 / 4回) (オムニバス方式) 言語教育の意義と役割、言語の機能について、国語科教育の視点から検討を行う。また、現在の国語科教育の課題を整理するとともに、主に初等教育に関する国語科教育の理論や実践に学びながら国語科授業デザインに向けた検討を行う。 (35 大嶋秀樹 / 5回) (オムニバス方式) 初等教育における言語教育の授業について、母語と第二言語・外国語の習得の共通点と違いについて取り上げ、初等教育段階での言語教育の実践とそのアプローチについて、具体的な事例を示しながら、母語・外国語教育の授業実践への視点・姿勢を育てる。 (71 田中佑美 / 5回) (オムニバス方式) 第二言語習得理論を踏まえて、授業実践に必要な音声インプットを重視した活動型の言語指導を検討する。具体的には、学習指導要領の目標の明確化、第二言語習得のプロセス、音声インプットと活動型の言語指導、指導計画、指導と評価の基礎を学ぶ。</p>	オムニバス方式・共同 (一部)

コース別選択科目 授業実践力開発コース	言語教育実践と教材開発研究	<p>本科目は、小学校・中学校・高等学校における話し言葉、および書き言葉をめぐる諸問題を取り上げ、教材開発研究とそれに基づく教育実践について考えることを目的とする。話し言葉については、体系性や仕組み（音声・音韻・語彙・文法）について基礎的知識を確認するとともに、その変異や運用についても考える。書き言葉については、漢字、仮名の生成の経緯を確認するとともに、今日の言文一致表記について、学校における指導上の課題を整理し、発達段階や場面・状況に応じてどのような指導が考えられるのかを検討する。</p> <p>オムニバス方式（14回）・共同（1回）／全15回 （56 松丸真大／7回）（オムニバス方式）小学校・中学校・高等学校における話し言葉をめぐる諸問題を取り上げ、教材開発研究及び教育実践についての検討を行う。具体的には、話し言葉の体系性や仕組み（音声・音韻・語彙・文法）について基礎的知識を確認するとともに、その変異や運用について考える。</p> <p>（46 中村史朗／7回）（オムニバス方式）小学校・中学校・高等学校における書き言葉をめぐる諸問題を取り上げ、教材開発研究及び教育実践についての検討を行う。具体的には、漢字、仮名の生成の経緯を確認するとともに、今日の言文一致表記について、学校における指導上の課題を整理し、発達段階や場面・状況に応じてどのような指導が考えられるのかを検討する。</p> <p>（46 中村史朗・56 松丸真大／1回）（共同）国語科における教材開発・授業実践についてまとめ・発表をおこなう。</p>	オムニバス方式・共同（一部）
	古典教育と教材開発研究	<p>本科目は、中学校・高等学校における古典教材（古文・漢文）の実態を把握し、各校種における特質・ねらいなどを理解することを目的の一つとする。また、個別の教材を検討し、基礎的な読解力や指導力を確認した上で、古典文学に関する専門的知識を生かしつつ、自分なりのねらいと問題意識をもって古典教材を開発する能力を身につけることを目指す。</p> <p>オムニバス方式（14回）・共同（1回）／全15回 （32 井ノ口史／7回）（オムニバス方式）主として日本古典文学に関する中学校・高等学校の教材を採り上げ、各校種の到達目標をふまえつつ、韻文および散文の特質に関する検討及び各作品の精読を通して日本古典文学への理解を深めるとともに、実践の場にふさわしい教材を開発するための応用力を身につけることを目指す。</p> <p>（48 二宮美那子／7回）（オムニバス方式）各校種・各教材におけるねらいをふまえつつ、作品の精読・周辺資料や指導案の検討を交え、幅広い視点から教材研究を行う。同時に、「国語における漢文」の背景にある基礎知識を確認する。以上を通して、自らの問題意識をもって教材を開発するための応用力を身につけることを目指す。</p> <p>（32 井ノ口史・48 二宮美那子／1回）（共同）中学校・高等学校における古典教材開発・授業実践についてまとめ・発表をおこなう。</p>	オムニバス方式・共同（一部）
	英米文学と英語科教材開発への応用	<p>本講義では、中学・高校の英語教育において生徒が言語の背景にある文化に対する理解を深めることの重要性をふまえて、英米を中心に文学作品を参照し作品分析や考察を行いつつ、作品の背景としての文化を学ぶことにより、人々の生活や歴史、伝統、風俗習慣、物語など言語の背景にある文化についての知見を深め、そうした知識を活かして、言葉や文化への理解を深め、豊かな心情を育む教材を開発する能力を身に付けることを目指す。</p>	
	言語学理論と英語科教材開発への応用	<p>本講義は、小学校の英語教育においては、コミュニケーション能力開発の背景で英文法が担っている役割を理解すること、中学校・高等学校においては、文法能力が英語の理解と発信に主として機能していることを理解した上で、暗記にとどまらない英文法の教材開発の能力育成を目指す。具体的には、現代言語学生成文法理論の動詞意味論（動詞の意味と文の関係）と統語論（文構造の研究）の入門編を紹介する。次に、伝統文法を基盤としつつ、言語学の知見をどのように文法教材に応用できるかを議論する。</p>	共同
	初等社会科教育の理論と実践	<p>小学校の社会科の教育実践について、その現状と課題、その課題解決や学びの変革のための方法を考察する。そのために、社会科の歴史や理論、国内外の、これまでのすぐれた授業実践や今日的な先進事例を学び、実践的な教材開発を行う。</p>	

別紙様式第2号(その3の1)

コース別選択科目	授業実践力開発コース	社会科・地理歴史科教材開発研究	<p>本科目は、社会科・地理歴史科における先進的な教材開発を研究する。そのために、教科の基礎にある地理学・歴史学の人文・社会科学の最先端を学び、実践的に教材や単元のプランを開発する。</p> <p>オムニバス方式（12回）・共同（3回）／全15回 （33 宇佐見隆之・36 大清水裕・55 松田隆典・64 安藤哲郎／1回）（共同）社会科・地理歴史科の設立の意義とその後の変遷，社会科・地理歴史科の目標及び内容構成，社会科・地理歴史科の学習過程と指導方法の特徴について理解を深める。 （33 宇佐見隆之／3回）（オムニバス方式）日本史の内容に関して，専門的な知識・技能を習得すると共に，題材の実態を理解し，教材を開発する。 （36 大清水裕／3回）（オムニバス方式）世界史の内容に関して，専門的な知識・技能を習得すると共に，題材の実態を理解し，教材を開発する。 （55 松田隆典／3回）（オムニバス方式）地誌の内容に関して，専門的な知識・技能を習得すると共に，題材の実態を理解し，教材を開発する。 （64 安藤哲郎／3回）（オムニバス方式）系統地理の内容に関して，専門的な知識・技能を習得すると共に，題材の実態を理解し，教材を開発する。 （33 宇佐見隆之・36 大清水裕・55 松田隆典・64 安藤哲郎／2回）（共同）社会科・地理歴史科の教材開発の発表・まとめを行い，授業への活用の仕方と教材の評価を行う。地域社会との連携，他教科との関連，教科横断的な視点から，社会科・地理歴史科で育む資質・能力について総合的な理解を深める。</p>	オムニバス方式・共同（一部）
	社会科・公民科教材開発研究	<p>本科目は、社会科・公民科における先進的な教材開発を研究する。そのために、教科の基礎にある政治学・法学・社会学・哲学等の人文・社会科学の最先端を学び、実践的に教材や単元のプランを開発する。</p> <p>オムニバス方式（12回）・共同（3回）／全15回 （51 馬場義弘，39 齋藤浩文，63 渡邊暁彦，77 宮本結佳／1回）（共同）社会科・公民科の設立の意義とその後の変遷，社会科・公民科の目標及び内容構成，社会科・公民科の学習過程と指導方法の特徴について理解を深める。 （51 馬場義弘／3回）（オムニバス方式）政治学を背景とする内容に関して，専門的な知識・技能を習得すると共に，題材の実態を理解し，教材を開発する。 （39 齋藤浩文／3回）（オムニバス方式）哲学を背景とする内容に関して，専門的な知識・技能を習得すると共に，題材の実態を理解し，教材を開発する。 （63 渡邊暁彦／3回）（オムニバス方式）法学を背景とする内容に関して，専門的な知識・技能を習得すると共に，題材の実態を理解し，教材を開発する。 （77 宮本結佳／3回）（オムニバス方式）社会学を背景とする内容に関して，専門的な知識・技能を習得すると共に，題材の実態を理解し，教材を開発する。 （51 馬場義弘，39 齋藤浩文，63 渡邊暁彦，77 宮本結佳／2回）（共同）社会科・公民科の教材開発の発表・まとめを行い，授業への活用の仕方と教材の評価を行う。地域社会との連携，他教科との関連，教科横断的な視点から，社会科・公民科で育む資質・能力について総合的な理解を深める。</p>	オムニバス方式・共同（一部）	

コース別選択科目	授業実践力開発コース	初等理数教育の理論と実践	<p>本授業では、理数教育の実践（特に授業づくり）について、国内外の動向・現状を把握するとともに、教科横断的な課題意識をもち、その課題意識を念頭に置いて、録画授業によるビデオスタディなども含み、小学校授業、小学生を対象とした教材、インフォーマル教育等を分析する。このような取り組みを通し、具体的な授業で生じた事象・現象やその理論的分析を背景にして理数教育の展望について議論する。また、これらの学修を通して、様々な事象に対して知的好奇心を持つとともに、教科・科目の枠にとられない多角的、複合的な視点で事象を捉え、「数学的な見方・考え方」や「理科の見方・考え方」を豊かな発想で活用したり、組み合わせたりしながら、新たな価値の創造に向けて粘り強く挑戦する力の基礎を培わせるための教育実践力の習得を目指す。</p> <p>共同（9回）・オムニバス方式（6回）／全15回 （37 加納圭，7 高澤茂樹，81 渡邊慶子／3回）（共同） 共同開講3回分のうち、2回分は本講義期間の第1・2回に開講し、1回分は最終回に開講する。第1回目は本講義全体に係るオリエンテーションを行う（講義の目的・方法、成績評価に関することなどの合意を図る）。第2回目は「理数教育の現状と課題」に関わる講義をもとにして議論する。最終回は、全講義中でいずれか印象に残った学習内容・教材をプレゼンテーションし、それに関わる簡単な授業構成を述べる等、受講者どうしで互いに評価し合う取り組みを予定している。</p> <p>（7 高澤茂樹，81 渡邊慶子／6回）（共同） 第3～8回の講義は数学教育学を中心に開講される（全6回）。第3～5回（3回分）では、小学校算数科の中でも低～中学年段階の算数科授業に関して「幼少接続」の観点を踏まえて議論する。第6～8回（3回分）では、小学校算数科高学年段階の授業に関して「小中接続」の観点を踏まえて議論する。この際、ビデオによる授業の観察・授業記録の作成（第3・6回）、授業で用いられた教材の研究（第4・7回）、そして、ビデオで観察した授業に関する議論（第5・8回）をそれぞれ行う。</p> <p>（37 加納圭／6回）（オムニバス方式） 第9～14回の講義は理科教育学を中心に開講される（全6回）。第9～11回（3回分）では、小学校理科の中でも低～中学年段階の理科授業に関して「幼少接続」の観点を踏まえて議論する。第12～14回（3回分）では、小学校算数科高学年段階の授業に関して「小中接続」の観点を踏まえて議論する。この際、「探究」（第9・12回）「理科の見方・考え方」（第10・13回）に着目しながらまとめていく（第11回・14回）。</p>	共同・オムニバス方式（一部）
	理科の発展的理解と指導法	<p>本科目は、中学校および高校理科の内容を踏まえて、物質・エネルギー・生命・地球の各分野について広く扱い、特に受講者の興味・関心に応じて教材開発・授業研究に関する先行研究を調査したり、複数の単元の内容を関連付けたり、掘り下げたりする。それを受講者が深く理解したうえで、生徒に理科の基礎的内容を理解させる高度な指導法を習得させる。</p> <p>オムニバス方式（12回）・共同（3回）／全15回 （30 糸乗前，68 大山政光，44 恒川雅典，45 徳田陽明，49 服部昭尚，53 古橋潔／1回）（共同）</p> <p>理科の設立の意義とその後の変遷、理科の目標及び内容構成、理科の学習過程と指導方法の特徴について理解を深める。</p> <p>（30 糸乗前／2回）（オムニバス方式） 有機化学分野の内容に関して、専門的な知識・技能を習得すると共に、生体の仕組みを化学的な方法で捉えて生命現象を理解し、指導法に関して検討する。必要に応じて教材を開発する。</p> <p>（68 大山政光／2回）（オムニバス方式） 天文分野の内容に関して、専門的な知識・技能を習得すると共に、題材の実態や児童・生徒の苦手なポイントを理解し、指導法に関して検討する。必要に応じて教材を開発する。</p> <p>（44 恒川雅典／2回）（オムニバス方式） 物理分野の内容に関して、専門的な知識、観察・実験技能を習得し、物理概念の本質的な理解を促すような教材の比較や改善の検討等を行う。</p> <p>（45 徳田陽明／2回）（オムニバス方式） 物理化学と無機化学の内容に関して、専門的な知識・技能を習得すると共に、題材の実態を調査し、理解する。必要に応じて教材を開発する。</p> <p>（49 服部昭尚／2回）（オムニバス方式） 生物の階層的分類と生活型、および相観に関する専門的な知識・技能を習得すると共に、生態系や遷移の実態を理解し、野外観察の教材を開発する。</p> <p>（53 古橋潔／2回）（オムニバス方式） 生物のミクロなレベルの内容に関して、専門的な知識・技能を習得すると共に、題材の実態を理解し、必要に応じて教材を開発する。</p> <p>（30 糸乗前，68 大山政光，44 恒川雅典，45 徳田陽明，49 服部昭尚，53 古橋潔／2回）（共同）理科の教材開発の発表・まとめを行い、授業への活用の方と教材の評価を行う。物質・エネルギー・生命・地球の各分野について分野横断的な視点から、理科で育む資質・能力について総合的な理解を深める。</p>	オムニバス方式・共同（一部）	

コース別選択科目	授業実践力開発コース	理科観察実験研究 「生命・地球」	<p>本科目は、中学校および高校理科の内容を踏まえて、生命・地球の分野を中心に受講者の興味・関心が高い内容を研究対象とする。研究対象に関する専門的な観察・実験の方法について理解を深めつつ、教材開発も実施する。さらに、開発した教材の試行を通して高度な実践力の習得を目指す。</p> <p>オムニバス方式 (12回)・共同 (3回) / 全15回 (68 大山政光・49 服部昭尚・53 古橋潔/1回) (共同) 「生命・地球」分野の目標及び内容構成、学習過程と指導方法の特徴について理解を深める。 (68 大山政光/4回) (オムニバス方式) 天文分野の内容に関して専門的な知識・技能を習得すると共に、天体観察・天文分野の観察実験における実態を理解する。必要に応じて教材を開発する。 (49 服部昭尚/4回) (オムニバス方式) 生命分野 (生態・分類) における野外観察の方法とデータの扱いについての専門的な知識・技能を習得すると共に、生態系と生物群集の実態を理解し、教材を開発する。 (53 古橋潔/4回) (オムニバス方式) 生物を構成する細胞や分子のはたらきの内容に関して、専門的な知識・技能を習得すると共に、題材の実態を理解し、教材を開発する。 (68 大山政光・49 服部昭尚・53 古橋潔/2回) (共同) 教材開発・研究内容の発表・まとめを行い、授業への活用の仕方や教材の評価を行う。生命・地球の分野について教科の専門的内容と教育実践内容の融合を目指した視点から、理科で育む資質・能力について総合的な理解を深める。</p>	オムニバス方式・共同 (一部)
	授業実践力開発コース	理科観察実験研究 「物質・エネルギー」	<p>本科目は、中学校および高校理科の内容を踏まえて、物質・エネルギーの分野を中心に受講者の興味・関心が高い内容を研究対象とする。研究対象に関する専門的な観察・実験の方法について理解を深めつつ、教材開発も実施する。さらに、開発した教材の試行を通して高度な実践力の習得を目指す。</p> <p>オムニバス方式 (12回)・共同 (3回) / 全15回 (30 糸乗前・44 恒川雅典・45 徳田陽明/1回) (共同) 「物質・エネルギー」分野の目標及び内容構成、学習過程と指導方法の特徴について理解を深める。 (30 糸乗前/4回) (オムニバス方式) 有機化学の内容に関して、生命現象を化学的方法で解明するために必要な基礎的な知識の理解をはかり、生命についての科学的認識を深める。また種々の生体物質の化学構造と生理機能を解析するのに必要な実験実習を行い、中等教育における教材開発を行う。 (44 恒川雅典/4回) (オムニバス方式) 物理分野の内容に関して、巨視的世界と微視的世界の関係を意識しながら、観察・実験に求められる高度な知識を習得する。必要に応じて観察・実験を取り入れた教材開発を行う。 (45 徳田陽明/4回) (オムニバス方式) 物理化学と無機化学の内容に関して、専門的な知識・技能を習得すると共に、題材の実態を理解し、教材を開発する。 (30 糸乗前・44 恒川雅典・45 徳田陽明/2回) (共同) 教材開発・研究内容の発表・まとめを行い、授業への活用の仕方や教材の評価を行う。物質・エネルギーの分野について教科の専門的内容と教育実践内容の融合を目指した視点から、理科で育む資質・能力について総合的な理解を深める。</p>	オムニバス方式・共同 (一部)
	算数・数学科教材開発研究 「数と形」	算数科では「数」は天与のもものとされているが、構成することができる。そこで、数の理解を深めるために構成法を検討する。数学科では2次方程式の根の公式は扱われるが、3次以上は扱われない。そこで、低次方程式の根の公式について、その存在性も含めて検討する。また算数・数学科では「合同」と「相似」が扱われ、それらを用いて「図形」を分類している。相似は合同よりも大雑把に分類する。トポロジーという考え方をいければ、さらにもっと大雑把に分類することができる。ここでは、図形の理解を深めるために分類法を検討する。	<p>オムニバス方式 (全12回)・共同 (全3回) / 全15回 (73 長谷川武博, 70 篠原雅史/1回) (共同) 算数・数学科の設立の意義とその後の変遷、算数・数学科「数と形」の目標及び内容構成、算数・数学科「数と形」の学習過程と指導方法の特徴について理解を深める。 (73 長谷川武博/6回) (オムニバス方式) 代数学の内容に関して、専門的な知識・技能を習得すると共に、題材の実態を理解し、教材を開発する。 (70 篠原雅史/6回) (オムニバス方式) 幾何学の内容に関して、専門的な知識・技能を習得すると共に、題材の実態を理解し、教材を開発する。 (73 長谷川武博・70 篠原雅史/2回) (共同) 算数・数学科「数と形」の教材開発の発表・まとめを行い、授業への活用の仕方と教材の評価を行う。他教科との関連、教科横断的な視点から、算数・数学科で育む資質・能力について総合的な理解を深める。</p>	【隔年】 オムニバス方式・共同 (一部)

コース別選択科目	授業実践力開発コース	算数・数学科教材開発研究「関数」	<p>数学における関数とは、二つの数量の関係を数学的に捉える基本概念である。関数は、それ自身が重要な数学的考察の対象であるだけでなく、事象を数理的に捉えるうえで基本的かつ重要である。その概念の修得は算数における数え上げ、比例・反比例といった数量関係の認識から始まっているが、学習が進むにつれてその取り扱いはともすれば形式的な操作の習熟にとらわれがちである。この授業では、数量関係を数学的に捉える活動の有用性・必要性について再認識し、教材開発を通してその活動の理論と実践について学ぶ。</p> <p>オムニバス方式 (10回)・共同 (5回) / 全15回 (42 鈴木宏昌・41 神直人/2回) (共同) 算数・数学科における関数の理論的背景を考察する。 (42 鈴木宏昌/5回) (オムニバス方式) 算数科の内容に関して、関数の概念を背景とする授業の専門的な知識・技能を習得すると共に、題材の実態を理解し、教材を開発する。 (41 神直人/5回) (オムニバス方式) 中・高等学校の内容に関して、関数についての授業の専門的な知識・技能を習得すると共に、題材の実態を理解し、教材を開発する。 (42 鈴木宏昌・41 神直人/3回) (共同) 算数・数学科の教材開発の発表・まとめを行い、授業への活用の仕方と教材の評価を行う。日常の事象における数量関係を数学的に捉えること、理科などとの教科横断的な視点から、算数・数学科で育む資質・能力について総合的な理解を深める。</p>	【隔年】 オムニバス方式・共同 (一部)
		数学の歴史を活かした数学教育	<p>数学には長い歴史があり、人類とともに成長してきた。授業に厚みをだすためには、教科の内容を深めると同時に数学史にも触れることが必要である。前半では洋算史を検討する。具体的には、古代から中世までの数学を検討する。後半では日本において江戸時代に発達した和算を検討する。具体的には、吉田光由や関孝和などを中心に検討する。また、必要があれば大学近郊の神社などに奉納されている「算額」なども見学する。</p> <p>オムニバス方式 (12回)・共同 (3回) / 全15回 (70 篠原雅史・73 長谷川武博/1回) (共同) 算数・数学科の設立の意義とその後の変遷、算数・数学科「数学史」の目標及び内容構成、算数・数学科「数学史」の学習過程と指導方法の特徴について理解を深める。 (70 篠原雅史/6回) (オムニバス方式) 幾何学の内容に関して、専門的な知識・技能を習得すると共に、題材の実態を理解し、教材を開発する。 (73 長谷川武博/6回) (オムニバス方式) 代数学の内容に関して、専門的な知識・技能を習得すると共に、題材の実態を理解し、教材を開発する。 (70 篠原雅史・73 長谷川武博/2回) (共同) 算数・数学科の教材開発の発表・まとめを行い、授業への活用の仕方と教材の評価を行う。他教科との関連、教科横断的な視点から、算数・数学科で育む資質・能力について総合的な理解を深める。</p>	【隔年】 オムニバス方式・共同 (一部)
		数学の実験を活かした数学教育	<p>算数・数学科における実験には大きく分けて2種類のもが存在する。1つは既習事項を確認するためのものである。(数学の授業の記憶として、四角錐の体積が同じ底面と高さを持つ四角柱の体積の1/3になることを確かめた経験を語るものもいる) もう1つは身近な事象に潜む数学を明らかにする活動である。(長方形の紙の底辺が定点を通るように折り続けると、折り目の包絡線として放物線が現れる) このように実験は算数・数学科の授業を豊かにしてくれる。この授業では、算数・数学科における実験の理論と実践について学ぶ。</p> <p>オムニバス方式 (10回)・共同 (5回) / 全15回 (41 神直人・42 鈴木宏昌/2回) (共同) 算数・数学科における実験の理論的背景を考察する。 (41 神直人/5回) (オムニバス方式) 算数科の内容に関して、実験を組み込んだ授業の専門的な知識・技能を習得すると共に、題材の実態を理解し、教材を開発する。 (42 鈴木宏昌/5回) (オムニバス方式) 中・高数学科の内容に関して、実験を組み込んだ授業の専門的な知識・技能を習得すると共に、題材の実態を理解し、教材を開発する。 (41 神直人・42 鈴木宏昌/3回) (共同) 算数・数学科の教材開発の発表・まとめを行い、授業への活用の仕方と教材の評価を行う。日常の事象との関連、理科などとの教科横断的な視点から、算数・数学科で育む資質・能力について総合的な理解を深める。</p>	【隔年】 オムニバス方式・共同 (一部)

コース別選択科目	授業実践力開発コース	初等体育科教育の理論と実践	<p>小学校学習指導要領における体育科の目標・内容の変遷を踏まえ、それらを具現化・実践化させてきた体育科の教材論や学習指導論について学ぶ。また、いつ頃の子どもに何がわかって、何ができるのか(適時性)の視点から、授業を学習者の側から評価する方法(体育授業診断法、よい授業のための到達度調査など)の意義についてフィールドワークを通して学ぶ。さらに、指導案作成と授業実践を通して小学校教員として必要な体育授業の計画作成、教材研究、授業のマネジメントと学習規律、雰囲気づくり、インストラクションやフィードバックなどの工夫について探究する。</p> <p>オムニバス方式 (12回)・共同 (3回) / 全15回 (9 辻延浩・67 大平雅子/3回) (共同)</p> <p>体育科の授業を行う教師に必要な資質・能力について、これまで自分が受けてきた授業をもとに考え合い、自分が理想とする授業について交流する(1回目)。体育領域および保健領域の授業を観察し理論的考察を行う(6回目)。採用前段階の学生が身に付けるべき体育および保健の授業実践力について総括する(15回目)。</p> <p>(9 辻延浩/10回) (オムニバス方式)</p> <p>小学校体育科のカリキュラム論や指導論、学習指導要領の変遷と現行学習指導要領の重要点について理解する。また、体育授業を客観的に観察評価する授業研究法について学び、「よい体育の授業」の要件について理解する。また、「主体的・対話的で深い学び」の授業の授業づくりについて講義で理解を深めたうえで、附属小学校での体育授業実践を観察させ、体育領域における授業デザインや授業展開、評価活動の具体について学ばせる。</p> <p>(67 大平雅子/2回) (オムニバス方式)</p> <p>附属小学校における保健授業実践を観察させ、保健領域における授業デザインや授業展開、評価活動の具体について学ばせる。</p>	オムニバス方式・共同 (一部)
		体力科学実践研究	<p>中学校・高等学校保健体育の内容にかかわって、健康、運動・スポーツ、トレーニング、体力、発育発達、生活習慣、体格・形態等について、テーマ毎に学術論文等により最新情報をまとめることで、当該分野の専門的な知識を習得すると同時に、最新のエビデンスの教育実践への活用方法についてディスカッションを通して深く考察する。また、習得した知識を活用し、教育実践力向上に繋がる研究の計画を立案し、科学的視点を踏まえた教育について、さらに深く学ぶ。</p> <p>オムニバス方式 (14回)・共同 (1回) / 全15回 (9 辻延浩/4回) (オムニバス方式) 中学校・高等学校保健体育の目標・概要、現状と課題について理解する。</p> <p>(54 松田繁樹/10回) (オムニバス方式) 健康、運動・スポーツ、トレーニング、体力、発育発達、生活習慣、体格・形態等について、最新の学術論文等を精読し、理解を深める。最新のエビデンスの教育実践への活用方法について深く考察する。</p> <p>(54 松田繁樹・9 辻延浩/1回) (共同) 保健体育におけるエビデンスに基づいた授業実践についてまとめの発表を行う。</p>	オムニバス方式・共同 (一部)
		健康科学実践研究	<p>現代の子どもの心身の健康とその教育問題の解明に結びつく緊急課題や状況は常に変化している。この授業では、最近の子どもの健康課題の動向と国際的視点についての情報について学び、Project Based Learning型の演習を通じて健康管理や保健教育・健康教育を教育現場で遂行するための実践的技術の基礎を身に付ける。とりわけ、教育現場で今求められる医学医療の知識や技能の習得(医学的アプローチ)と、一人ひとりの児童生徒のその時々々の身体や心の状態に即して教育を実践する力の習得を目指す。</p> <p>オムニバス方式 (13回)・共同 (2回) / 全15回 (9 辻延浩・67 大平雅子/2回) (共同) 現代の子どもの心身の健康とその教育問題の解明に結びつく緊急課題や状況について、考え合い、交流する(1回目)。健康教育に関する教材や題材の発表・まとめを行い、教育実践力について総括する(15回目)。</p> <p>(67 大平雅子/11回) (オムニバス方式) 現代の子どもの心身の健康とその教育問題に関連する内容について、専門的な知識・技能を習得すると共に、実態を理解し、教材や題材を開発する。</p> <p>(9 辻延浩/2回) (オムニバス方式) 保健教育および健康教育の実践例を観察させたり、紹介し、理論的考察を行わせる。</p>	オムニバス方式・共同 (一部)

コース別選択科目 授業実践力開発コース	初等生活科・家庭科教育の理論と実践	<p>本科目は、初等教育における生活科・家庭科の授業に関する理論を取り上げ、教育実践の視点とアプローチの仕方を習得できるようにすることを目的とする。特に、生活科は具体的な活動や体験を通して、自立し生活を豊かにしていくことを目標とし、家庭科は実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする態度等を育成することを目標としている。両科目とも、直接体験を重視し、自分の生活や身の回りの地域に関する学習活動を行う。本科目は、具体的な授業実践例を取り上げ、そこで用いる実験・実習などについて検討を行いながら、総合的な教育実践力の習得を目指す。</p> <p>オムニバス方式 (14回)・共同 (1回) / 全15回 (29 石川俊之/3回) (オムニバス方式) 生活科設立の意義とその後の変遷、および地域と連携した教材づくりについて理解を深める。 (78 森太郎/3回) (オムニバス方式) 生活科に関する実践と教材開発について演習を通して論考する。 (60 奥倉弘子/2回) (オムニバス方式) 家庭科衣生活と環境の内容に関する授業実践とそこで用いられる教材について、演習を通じて論考する。 (6 久保加織/2回) (オムニバス方式) 家庭科食生活と環境の内容に関する授業実践とそこで用いられる教材について、演習を通じて論考する。 (43 田中宏子/2回) (オムニバス方式) 家庭科住生活と環境の内容に関する授業実践とそこで用いられる教材について、演習を通じて論考する。 (76 平松紀代子/2回) (オムニバス方式) 家庭科家族・家庭生活と消費生活の内容に関する授業実践とそこで用いられる教材について、演習を通じて論考する。 (29 石川俊之, 78 森太郎, 60 奥倉弘子, 6 久保加織, 43 田中宏子, 76 平松紀代子/1回) (共同) 幼小連携や教科横断的な視点から生活科および家庭科で育む資質・能力について総合的な理解を深める。</p>	オムニバス方式・共同 (一部)
	家庭科教育教材開発研究	<p>本科目は、家族・家庭生活の多様化や消費生活の変化等に加えて、グローバル化や少子高齢社会の進展、持続可能な社会の構築等、現代的な諸課題を適切に解決できる能力の育成を目指した中等教育における家庭科の指導について学ぶ。さらに、家庭科の学習過程として重視される問題発見・解決学習型の授業で用いる教材の開発と評価を行う。</p> <p>オムニバス方式 (12回)・共同 (3回) / 全15回 (60 奥倉弘子・6 久保加織・43 田中宏子・76 平松紀代子/1回) (共同) 家庭科の設立の意義とその後の変遷、家庭科の目標及び内容構成、家庭科の学習過程と指導方法の特徴について理解を深める。 (60 奥倉弘子/3回) (オムニバス方式) 衣生活と環境の内容に関して、専門的な知識・技能を習得すると共に、題材の実態を理解し、教材を開発する。 (6 久保加織/3回) (オムニバス方式) 食生活と環境の内容に関して、専門的な知識・技能を習得すると共に、題材の実態を理解し、教材を開発する。 (43 田中宏子/3回) (オムニバス方式) 住生活と環境の内容に関して、専門的な知識・技能を習得すると共に、題材の実態を理解し、教材を開発する。 (76 平松紀代子/3回) (オムニバス方式) 家族・家庭生活と消費生活の内容に関して、専門的な知識・技能を習得すると共に、題材の実態を理解し、教材を開発する。 (60 奥倉弘子・6 久保加織・43 田中宏子・76 平松紀代子/2回) (共同) 家庭科の教材開発の発表・まとめを行い、授業への活用の仕方と教材の評価を行う。家庭や地域との連携、他教科との関連、教科横断的な視点から、家庭科で育む資質・能力について総合的な理解を深める。</p>	オムニバス方式・共同 (一部)
	技術科教育教材開発研究	<p>本科目は、中学校の技術科の学習内容である材料と加工の技術、エネルギー変換の技術、生物育成の技術、情報の技術について最先端の教材研究や学習指導を学びつつ、技術科教育の推進のために地域のリーダーシップを取るための資質を身につける。</p> <p>オムニバス方式 (12回)・共同 (3回) / 全15回 (8 岳野公人・58 水上善博・78 森太郎/3回) (共同) 中学校の技術科の学習内容の概説。 (8 岳野公人/4回) (オムニバス方式) 材料と加工の技術に関する実践と教材開発について演習を通して論考する。 (78 森太郎/4回) (オムニバス方式) 生物育成の技術に関する実践と教材開発について演習を通して論考する。 (58 水上善博/4回) (オムニバス方式) エネルギー変換の技術、情報の技術に関する実践と教材開発について演習を通して論考する。</p>	オムニバス方式・共同 (一部)

コース別選択科目 授業実践力開発コース	初等芸術教育の理論と実践	<p>本科目は、初等教育における芸術科（音楽科、図画工作・美術科）の授業に関する理論を取り上げ、授業実践の視点とアプローチの仕方を修得できるようにすることを目的とする。芸術科（音楽科、図画工作・美術科）の本質や目標および内容構成、校種連携や教科横断的な視点から「音楽科の見方・考え方」と「図画工作・美術科の見方・考え方」を働かせて児童が主体的に意味や価値を創造することができる授業実践に関する理論ならびに具体的な事例を取り上げ、初等教育における芸術科の教育実践力の習得を目指す。</p> <p>オムニバス方式（12回）・共同（3回）／全15回 （10 林睦・18 村田透／1回）（共同）芸術科の目標・概要、現状と課題について理解する。 （10 林睦／6回）（オムニバス方式）音楽科の本質や目標、内容構成（歌唱、器楽、音楽づくり、鑑賞）、授業計画、評価、授業事例について習得する。 （18 村田透／6回）（オムニバス方式）図画工作・美術科の本質や目標、内容構成（造形遊び、絵・立体・工作、鑑賞）、授業計画、評価、授業事例について習得する。 （10 林睦・18 村田透／2回）（共同）校種間連携や教科教科横断的な視点から芸術科で育む資質・能力について総合的な理解を深める。</p>	オムニバス方式・共同（一部）
	美術科教材開発研究 「造形表現」	<p>図画工作・美術科における造形表現（図画工作科：絵・立体・工作、美術科：絵・彫刻・デザイン・工芸）の内容について、体験的な学習活動を通して専門的な知識・技能を習得することを目指す。それと共に図画工作・美術科の造形表現の題材の実態（教科書題材の内容、材料や用具の特性や使用方法、表現と鑑賞との関係性、授業計画、学習評価など）を把握し、児童・生徒が「図画工作・美術科の見方・考え方」を働かせて主体的に意味や価値を創造することができる造形表現の教材・題材を開発する。</p> <p>オムニバス方式（14回）・共同（1回）／全15回 （61 世ノ一善生／7回）（オムニバス方式）平面的な造形表現（図画工作科：絵・工作、美術科：絵・デザイン・工芸）の内容について、専門的な知識・技能の習得すると共に、題材の実態を理解し、教材・題材を開発する。 （52 藤田昌宏／7回）（オムニバス方式）立体的な造形表現（図画工作科：立体・工作、美術科：彫刻・工芸）の内容について、専門的な知識・技能を習得すると共に、題材の実態を理解し、教材・題材を開発する。 （61 世ノ一善生・52 藤田昌宏／1回）（共同）図画工作・美術科における造形表現の教材・題材開発の発表・まとめを行う。</p>	オムニバス方式・共同（一部）
	美術科教材開発研究 「美術鑑賞」	<p>図画工作・美術科における美術鑑賞の内容について、体験的な学習を通して専門的な知識・技能を習得することを目指す。それと共に図画工作・美術科の美術鑑賞の題材の実態（教科書題材の内容、多様な鑑賞対象や鑑賞方法、表現と鑑賞との関係性、授業計画、学習評価など）や美術館での美術鑑賞の実態を把握し、児童・生徒が「図画工作・美術科の見方・考え方」を働かせて主体的に意味や価値を創造することができる美術鑑賞の教材・題材を開発する。</p> <p>オムニバス方式（14回）・共同（1回）／全15回 （47 新関伸也／1回）（オムニバス方式）美術鑑賞の目標・概要、学校教育や美術館などの美術鑑賞の現状と課題について理解する。 （47 新関伸也／5回）（オムニバス方式）美術鑑賞（絵画、工芸）について、専門的な知識・技能を習得する。 （52 藤田昌宏／2回）（オムニバス方式）美術鑑賞（彫刻）について、専門的な知識・技能を習得する。 （61 世ノ一善生／2回）（オムニバス方式）美術鑑賞（デザイン）について、専門的な知識・技能を習得する。 （47 新関伸也／4回）（オムニバス方式）学校教育での美術鑑賞について、教材・題材を開発する。 （47 新関伸也・52 藤田昌宏・61 世ノ一善生／1回）（共同）図画工作・美術科における美術鑑賞の教材・題材開発の発表・まとめを行う。</p>	オムニバス方式・共同（一部）

別紙様式第2号(その3の1)

コース別選択科目	授業実践力開発コース	音楽科教材開発研究「表現」	音楽科における表現（歌唱、器楽、音楽づくり・創作）の内容について、専門的な知識・技能を習得すると共に、学校教育の場における実践を想定した教材・題材の開発を行う。 オムニバス方式（14回）・共同（1回）／全15回 主に歌唱の内容について、専門的な知識・技能を習得すると共に、題材の実態を理解し、教材・題材を開発する。 （80 渡邊史／7回）（オムニバス方式） 主に器楽の内容について、専門的な知識・技能を習得すると共に、題材の実態を理解し、教材・題材を開発する。 （31 犬伏純子／7回）（オムニバス方式） 音楽科における表現の教材・題材開発の発表・まとめを行う。 （80 渡邊史・31 犬伏純子／1回）〈共同〉 音楽科における表現の教材・題材開発の発表・まとめを行う。	オムニバス方式・共同（一部）
		音楽科教材開発研究「鑑賞」	音楽科における鑑賞の内容について、専門的な知識・技能を習得すると共に、学校教育の場における実践を想定した教材・題材の開発を行う。また、表現と鑑賞の関連についても取り扱うこととする。 オムニバス方式（13回）・共同（2回）／全15回 （72 中根庸介・62 若林千春／1回）（共同）鑑賞の目標・概要、現状と課題について理解する。 （72 中根庸介／6回・62 若林千春／7回）（オムニバス方式）鑑賞の内容について、また鑑賞と表現の関連について、専門的な知識・技能を習得すると共に、題材の実態を理解し、教材・題材を開発する。 （72 中根庸介・62 若林千春／1回）（共同）音楽科における鑑賞の教材・題材開発の発表・まとめを行う。	オムニバス方式・共同（一部）
		教育実践課題解決研究Ⅰ（授業実践）	共通科目、コース別選択科目での学びを深め、実習科目での学びと関連づけながら、教育実践課題解決での実践研究を進める。その中で、それぞれの教科や領域の研究内容を理解しながら、研究方法についても学ぶ。	共同
		教育実践課題解決研究Ⅱ（授業実践）	教育実践課題解決での学びを実習科目での学びと関連づけながら、各教科教育の理論と実践の往還のあり方について学ぶ。その上で、各自の実践研究テーマを設定し、それぞれの課題解決のプロセスやその結果を、PDCAサイクルに基づいて省察する。	共同
		教育実践課題解決研究Ⅲ（授業実践）	各自の研究課題解決のプロセスである「設定－探究－評価－見直し」を実施しながら、自らの課題解決を多角的に検討する。そして、各自の課題解決の内容や方法を整理しながら報告書にまとめるための準備をする。	共同
		教育実践課題解決研究Ⅳ（授業実践）	各自の研究課題解決のプロセスである「設定－探究－評価－見直し」を実施しながら、自らの課題解決を多角的に検討する。そして、各自の課題解決の内容や方法について報告書にまとめ、研究成果を発表・プレゼンテーションをする。	共同

授 業 科 目 の 概 要			
(教育学研究科 高度教職実践専攻 ダイバーシティ教育力開発コース)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
ダイ バー シ テ イ 教 育 力 開 発 コ ー ス 別 選 択 科 目	スペシャルニーズ教育の理論と実践	多様な教育的ニーズを持つ子どもたちへの対応として、主に、授業づくり・学級づくり・学校づくりの視点から考える。文献講読や実践をふまえた討論などを通じて、発達障害や特別な教育的ニーズについての知見を得るとともに、教育実践を支える諸条件（子ども観、授業観、学力観、教育課程、教育方法、教材開発など）について理解を深めることを目的とする。また、幼稚園・小学校・中学校における巡回相談の事例を通して、教育現場で子どもたちの抱えている困難やニーズを理解し、教育的対応のあり方について学ぶ機会とする。	共同
	子どもの心の臨床心理学的理解と支援	臨床心理学の基本的な理論をもとに「子どもの心」の理解と支援について、学校現場で役に立つ実践的学びを深めることを目的とする。青少年の自殺、不登校、いじめ、暴力といった行動の問題、精神の病、発達特性や障害、愛着障害等の心の問題について基本的な知識を身に付け、生物心理社会的なアセスメントについて学ぶ。さらに、実際にあり得る事例を取り上げて、その理解の仕方、関わり方、学校内外との連携などについて検討し、ロールプレイ等のワークを通し、技法の体得による実践知の獲得を目指す。 (オムニバス方式/全15回) (3 芦谷道子/12回) (オムニバス方式) 学校における子どもたちの心の問題、精神の問題について知識を習得し、事例を通して教育的支援への活かし方を討論、探求する。ロールプレイを通して実践的学びを深める。 (27 川島民子/3回) (オムニバス方式) 学校での実際事例を取り上げ、学内外における連携の仕方について学ぶ。	オムニバス方式
	心理的アセスメントと子ども支援	子どもの心理、発達や障害の状態を理解する方法の一つとして知能検査や発達検査、投影法など様々な心理的アセスメントについての基本的知識を習得する。さらに、多様な教育的ニーズをもつ子どもたちの実態と心理検査との関係について理解するとともに、学校教育における臨床的応用可能性について議論する。 オムニバス方式 (10回)・共同 (5回) / 全15回 (19 松島明日香・3 芦谷道子/1回) (共同) 初回の1回ではアセスメントの考え方と心理テストの種類、テストバッテリーを学校での支援にどのように生かすかについて概説し、アセスメントの全体像を把握する。 (19 松島明日香/5回) (オムニバス方式) 知能検査、発達検査について体験のうえ修得し、事例を通して教育的支援への活かし方を討論、探求する。 (19 松島明日香・27 川島民子/2回) (共同) 知能検査、発達検査による見立てを実際に教育現場において活用した実践例を知り、実践的課題を見出した上で解決策と今後の展望について検討する。 (3 芦谷道子/5回) (オムニバス方式) 自己記述式質問紙、投影法について体験のうえ修得し、事例を通して教育的支援への活かし方を討論、探求する。 (3 芦谷道子・27 川島民子/2回) (共同) 自己記述式質問紙、投影法による見立てを実際に教育現場において活用した実践例を知り、実践的課題を見出した上で解決策と今後の展望について検討する。	オムニバス方式・共同(一部)

コース別選択科目 ダイバーシティ教育力開発コース	外国人児童生徒教育の理論と実践	諸外国における移民や先住民等の文化的に多様な子どもの実態と教育実践事例及び多文化教育やインクルーシブ教育等の諸理論について考察し、言語、文化、生育背景の面で子どもの多様化が進む国内の外国人児童生徒教育の実践のあり方を検討する。文化的に多様な子どもの指導に必要なダイバーシティ教育力の開発を目指す。	
	特別支援教育の臨床的探究	主として幼稚園、小学校、中学校における特別支援教育の現状と課題を理解し、インクルーシブ教育の在り方を探求することを目的とする。障害のある子の理解、障害の早期発見、就・修学指導と教育相談、個への支援と集団づくり、交流及び共同学習、障害理解教育、保護者支援、校内体制や学校外との協働体制などについて、事例をもとに具体的に考察、討論する。また、個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を試みる。	共同
	幼年教育の理論と実践	就学前教育の現状と課題、幼児教育の理論及び方法、教育・保育に関するエビデンス等を理解し、教育・保育のあり方について探求することを目的とする。特に、幼児期における遊びを中心とする生活や学びの意義、幼児教育及び早期教育の各種方法論や教材、小1プロブレムの実態や対応策、幼保小連携のあり方などについて、事例をもとに具体的に理解する。さらに、待機児童や学童保育などの教育・保育の実態や課題を知り、子どもの健全発達に寄与する学校と地域・家庭の連携のあり方についても学ぶ。 (共同/全15回) (2 奥田援史, 27 川島民子/13回) (共同) (2 奥田援史, 27 川島民子, 25 西村佳子/2回) (共同) 附属学校園での参与観察、それに基づく研究討論を行う。	共同
	教育・保育の方法と省察	省察を中心とした教育・保育の方法について扱う。子どもの姿や教育環境の意味を深めるための省察方法を身につけ、実践を多角的に捉えていくことを目指す。リアリスティック・アプローチを中心とした理論について学びつつ、具体的な事例の省察にそれを活用することを通して、実践的に学んでいく。	共同
	特別支援教育授業研究	知的障害児や発達障害児の発達と障害をふまえた指導はどうあるべきか、授業づくり、教育課程、教育内容、個と集団の関係等について学ぶ。特別支援学校及び特別支援学級の教育実践の特徴を考慮しつつ、主として知的障害児、発達障害児を対象とした実践記録を分析しながら、発達と障害をふまえた指導上の留意点、教育課程、教育内容、授業づくりについて講義し討論する。	【隔年】 集中
	障害児の発達診断・発達相談演習	障害児者の教育実践に資するアセスメント、発達診断について、その意義と留意点を理解し、発達検査に基づく発達診断の方法に習熟することを目的とする。乳児期から学齢期半ばまでを対象にした発達検査（新版K式発達検査）の概要と手続き、結果の読み取り、発達相談について講義する。また、受講者が実際に発達検査を行ない、アセスメント・レポートを書く演習を行なう。さらに、指導や支援の課題を具体的に考察する。	【隔年】 集中
	多様な教育的ニーズの理解と協働的な対応	多様な教育的ニーズに応える教育実践を進めていくうえで欠かせない他機関との連携・協働やアセスメント（新版K式発達検査）や教育相談の進め方などについて、幼稚園・小学校・中学校における巡回相談の事例を通して、実際のアセスメント結果の読み取りや事例検討を交えて概説する。校内委員会や特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制のあり方や、担任として子どもの状態を正しくとらえ、保護者の不安や願いを受けとめ、適切に情報提供を行っていくために必要な力量を身につけることをめざす。	【隔年】 集中

コース別選択科目 ダイバーシティ教育力開発コース	障害児の心理と学校教育	自閉症スペクトラム, ADHD, LDを中心とする神経発達障害の心理学的理解と教育的支援のあり方について理解を深めることを目的とする。特に自閉症スペクトラムを取り上げ、その認知発達の特徴やコミュニケーションの発達、感覚・運動の問題について最近の研究動向を踏まえた知見を得るとともに、その理解と教育方法について考察を深める。	【隔年】 集中
	障害児の心理と子ども支援	心理アセスメントの理論的背景を概観するとともに個別式の知能検査や発達検査の演習をおこない、当該検査に基づいた診断技術の習得を図る。具体的には、幼児期・学齢期の認知発達の特徴を学ぶとともに、WISC-IVを用いた演習をおこない、検査の実施方法に習熟し、結果の解釈並びに今後の指導・支援計画を含んだアセスメント・レポートが作成できるまでの力量を身につける。	【隔年】 集中
	特別支援教育の教育方法学的探究	障害のある子ども、外国にルーツを持つ子ども、貧困家庭の子どもなど何らかの特別な教育的ニーズを持つ子どもたちに向けて行われる教科指導や生活指導について、映像資料や実践記録を取り上げて、教育方法学の見解を分析しながら議論を行っていく。	【隔年】 集中
	特別支援教育の現代的実践と課題	障害のある子ども、外国にルーツを持つ子ども、貧困家庭の子どもなど何らかの特別な教育的ニーズを持つ子どもたちに向けて行われる教科指導や生活指導について、最新の動向を明らかにするような実践記録や研究報告を調査し、分析を加えて発表する。また、教育方法学の見解を分析しながら議論を行うことにより、分析を深めていく。	【隔年】 集中
	障害児の病理と教育支援	障害児の支援を行う上で必要となる神経解剖学・生理学について概説し、次に近年教育現場に浸透し始めている、障害児支援としての作業療法や理学療法を取り上げる。その上で、障害特性や重症度に応じた支援のありかたについて考える。	【隔年】 集中
	障害児の病理と健康支援	家庭および学校における障害児の健康を維持・増進するための基礎知識および方法論を概説する。障害児病理および小児保健の重要なトピックス(学校保健、感染予防、栄養障害、小児の事故、危機管理、虐待、自殺、不登校、精神保健など)を取り上げる。	【隔年】 集中
	子どもの発達と支援	子どもの発達を正しく理解し、実践力を身につけるには、理論と実践の両面を総合的に学ぶ必要がある。前半部では、発達心理学の理論や日常場面での現れ、発達研究の手法や問題へのアプローチ法を講義する。後半部では、中枢神経系の構造および機能の面から、発達障害および高次脳機能障害等について概説し、適切な支援のあり方に言及する。これらを通じ、養育者・教師へのコンサルテーションや支援対象者とのコミュニケーションについて考察を深める。 オムニバス方式(14回)・共同(1回)／全15回 (13 渡部雅之／9回) (オムニバス方式) 発達上の特性や能力に関する測定及び評価の理論的方法と課題について解説する。 (34 江原寛昭／5回) (オムニバス方式) 障害児理解に必要な医学的事項(神経系の構造および機能)およびそれらを踏まえた支援について概説する。 (13 渡部雅之・34 江原寛昭・26 細谷 亜紀子／1回) (共同) 発達上の支援のあり方についてグループディスカッションを通じて考察を深める。	オムニバス方式・共同(一部)

別紙様式第2号(その3の1)

ダイバーシティ教育力開発コース 別選択科目	教育実践課題解決研究A I (ダイバーシティ)	遊びを中心とした生活や学びを深めるための環境整備、幼児教育・保育のための方法論や教材の開発、あるいは幼保小連携等に関して、子ども達一人ひとりの個性と教育ニーズを十分に踏まえた教育・保育プラン等の作成を目指す。そのために、課題に対して資料収集を含めてどのように追究していくのか計画を立て、解決のプロセスをPDCAサイクルに基づいて自己点検させる。	共同
	教育実践課題解決研究A II (ダイバーシティ)	教育実践課題解決研究A Iの演習、実習、フィールドワークを踏まえて、教育・保育プラン等を作成する。課題解決のPDCAサイクルに基づく作業を省察し、実践報告レポートとしてまとめ、プレゼンテーションを行わせる。これらを通じて、実践課題解決過程の基本や先行研究の知見や論文作成の方法などを理解しながら、実践課題を多角的に分析する力量を培う。	共同
	教育実践課題解決研究A III (ダイバーシティ)	教育実践課題解決研究A I、A IIの演習、実習、フィールドワークを踏まえて作成した教育・保育プラン等を実践場面にあてはめて検証し、よりよいプランへ改善を進める。このプロセスを通して、ダイバーシティ教育力開発コースにおける2年間の学びを総括し、プランの完成を目指す。	共同
	教育実践課題解決研究A IV (ダイバーシティ)	教育実践課題解決研究A I～IIIの演習、学校実習、フィールドワークを踏まえて作成した、子ども達一人ひとりの個性と教育ニーズを十分に踏まえた踏まえた教育・保育プラン等を完成させる。プラン等の効果について、本学大学院の教員及び大学院生だけでなく、滋賀県教育委員会関係者、学校関係者、実習施設関係者等に向けてプレゼンテーションを行う。	共同
	教育実践課題解決研究B I (ダイバーシティ)	各講義や実習経験をもとに、自らの問題意識を明確にし、実践課題(テーマ)を策定する。そして、そのテーマに関連した資料・文献の収集および先行研究の検討を通して知見を深める。課題解決のための基本的学びとして、論文作成の方法についても理解しながら、実践課題を多角的に分析する力量を培う。	共同
	教育実践課題解決研究B II (ダイバーシティ)	自らが設定した実践課題(テーマ)に沿って、先行研究の検討及びフィールドワークを進める。実習先での実践についてレポートにまとめたり、プレゼンテーションを行ったりする機会を通して、自己の実践課題をより明確化する。研究の途中経過についてまとめ、発表する。	共同
	教育実践課題解決研究B III (ダイバーシティ)	これまでの講義や多様なフィールドにおける実習経験をもとに、自らの探究課題(テーマ)を確定する。設定したテーマをもとにプレゼンテーションを行い、多角的な視点で課題解決のための方法論を構築する。また、先行研究の検討およびフィールドワークを通して、「発見・策定-探究-評価-見直し」(PDCA)のプロセスで研究を進める。	共同
	教育実践課題解決研究B IV (ダイバーシティ)	自己の実践課題(テーマ)に沿ってフィールドワークを進め、考察の結果をまとめる。研究成果について発表する。	共同

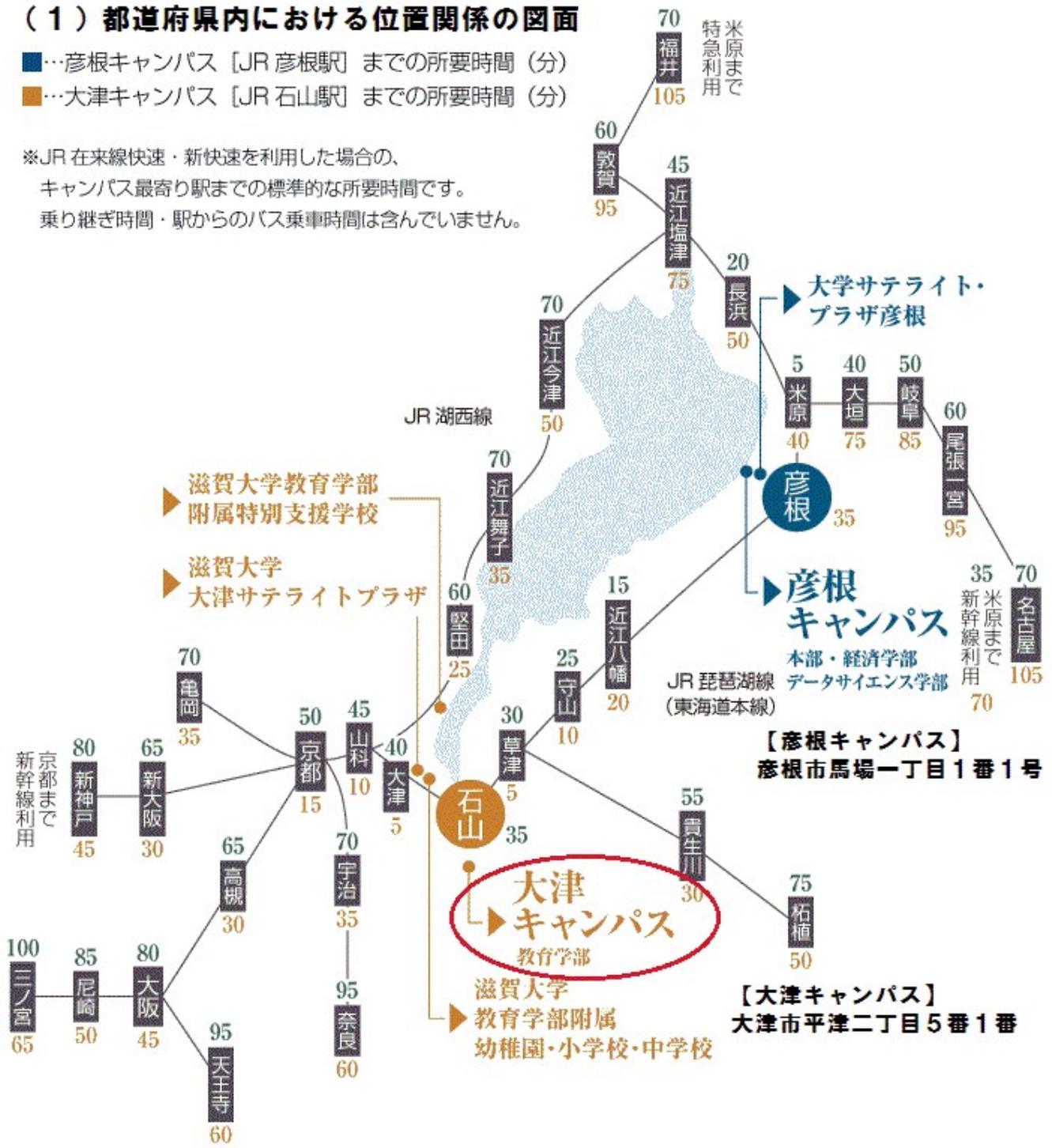
国立大学法人滋賀大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和2年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和3年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
滋賀大学				滋賀大学				
教育学部				教育学部				
学校教育教員養成課程	230	-	920	学校教育教員養成課程	230	-	920	
経済学部				経済学部				
経済学科				経済学科				
屋間主コース	165	5	670	屋間主コース	165	5	670	
夜間主コース	11	-	44	夜間主コース	11	-	44	
ファイナンス学科				ファイナンス学科				
屋間主コース	55	3	226	屋間主コース	55	3	226	
夜間主コース	9	-	36	夜間主コース	9	-	36	
企業経営学科				企業経営学科				
屋間主コース	75	4	308	屋間主コース	75	4	308	
夜間主コース	10	-	40	夜間主コース	10	-	40	
会計情報学科				会計情報学科				
屋間主コース	50	3	206	屋間主コース	50	3	206	
夜間主コース	9	-	36	夜間主コース	9	-	36	
社会システム学科				社会システム学科				
屋間主コース	65	5	270	屋間主コース	65	5	270	
夜間主コース	11	-	44	夜間主コース	11	-	44	
データサイエンス学部				データサイエンス学部				
データサイエンス学科	100	-	400	データサイエンス学科	100	-	400	
計	790	20	3200	計	790	20	3200	
滋賀大学大学院				滋賀大学大学院				
教育学研究科				教育学研究科				
(修士課程)				(修士課程)				
学校教育専攻	35	-	70	学校教育専攻	0	-	0	令和3年4月学生募集停止
(専門職学位課程)				(専門職学位課程)				
高度教職実践専攻	20	-	40	高度教職実践専攻	35	-	70	研究科の専攻の設置(事前伺い)
経済学研究科				経済学研究科				
(博士前期課程)				(博士前期課程)				
経済学専攻	13	-	26	経済学専攻	13	-	26	
経営学専攻	13	-	26	経営学専攻	13	-	26	
グローバル・ファイナンス専攻	6	-	12	グローバル・ファイナンス専攻	6	-	12	
(博士後期課程)				(博士後期課程)				
経済経営リスク専攻	3	-	9	経済経営リスク専攻	3	-	9	
データサイエンス研究科				データサイエンス研究科				
(博士前期課程)				(博士前期課程)				
データサイエンス専攻	20	-	40	データサイエンス専攻	40	-	80	定員変更(20)
(博士後期課程)				(博士後期課程)				
データサイエンス専攻	3	-	9	データサイエンス専攻	3	-	9	
計	113	-	232	計	113	-	232	
滋賀大学専攻科				滋賀大学専攻科				
特別支援教育専攻科				特別支援教育専攻科				
障害児教育専攻	30	-	30	障害児教育専攻	30	-	30	
計	30	-	30	計	30	-	30	

(1) 都道府県内における位置関係の図面

- …彦根キャンパス [JR 彦根駅] までの所要時間 (分)
- …大津キャンパス [JR 石山駅] までの所要時間 (分)

※JR 在来線快速・新快速を利用した場合の、
 キャンパス最寄り駅までの標準的な所要時間です。
 乗り継ぎ時間・駅からのバス乗車時間は含んでいません。



(2) 最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面

滋賀大学

教育学部 (大津キャンパス)

大津キャンパス周辺地図



教育学部 (大津キャンパス) 〒520-0862 大津市平津2-5-1 TEL 077-537-7704 FAX 077-537-7840

電車でお越しの場合

JR琵琶湖線 (東海道本線) 石山駅南口バスターミナル1番のりばから、次のバスにご乗車ください。

- 京阪バス52・53・54番系統で約15分、「滋賀大西門」下車、徒歩すぐ
 - ▶52番系統: 「新浜 (南郷中学校経由)」行、または「南郷二丁目東 (野々宮経由)」行
 - ▶53番系統: 「南郷二丁目東 (千寿の郷経由)」行
 - ▶54番系統: 「大石 (南郷中学校経由)」行
- 京阪バス2・4番系統で約10分、「滋賀大前」下車、徒歩約7分
 - ▶2番系統: 「新浜」行
 - ▶4番系統: 「大石」行
- 京阪バス1番系統で約14分、「野々宮」下車、徒歩約10分
 - ▶1番系統: 「石山団地 (石山寺経由)」行
- 滋賀大学行直行バス (土・日曜、祝日、休業期間は運休) 石山駅発 午前8時10分

お車でお越しの場合

- 京都・大阪・奈良方面から
- ▶名神高速道路「瀬田西IC」から約15分
 - ▶京滋バイパス「石山IC」から約3分
- 岐阜・愛知・福井方面から
- ▶名神高速道路「瀬田東IC」から約10分



石山駅バスのりば

配置図

(3) 校舎、運動場等の配置図



敷地面積	建築面積	建物延面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学部等名	団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
151,011㎡	13,688㎡	29,071㎡	9.0%	19.0%	1,060人	教育学部	007	石山	大津市平津二丁目5番1号	0276	滋賀大学	2019

国立大学法人滋賀大学学則（案）

目 次

第1章 総則

- 第1節 目的（第1条）
- 第2節 自己評価等及び教育研究等の状況の公表（第2条・第3条）
- 第3節 組織（第4条－第13条の2）
- 第4節 役員及び職員等（第14条－第19条）
- 第5節 運営組織（第20条－第26条）

第2章 学部

- 第1節 目的（第26条の2）
- 第2節 収容定員（第27条）
- 第3節 修業年限等、学年、学期及び休業日（第28条－第31条）
- 第4節 教育課程、授業及び単位数等（第32条－第38条）
- 第5節 入学、休学、退学、転学及び留学（第39条－第55条）
- 第6節 授業料等（第56条－第65条）
- 第7節 試験、卒業、学位授与及び教育職員免許状（第66条－第69条）
- 第8節 褒賞、除籍及び懲戒（第70条－第72条）
- 第9節 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生（第73条－第76条）

第3章 大学院

- 第1節 目的（第77条－第81条）
- 第2節 教員組織（第82条）
- 第3節 収容定員（第83条）
- 第4節 修業年限等、学年、学期及び休業日（第84条・第85条）
- 第5節 教育課程、授業及び単位数等（第85条の2－第94条）
- 第6節 入学、休学、退学、転学及び留学（第95条－第107条）
- 第7節 授業料等（第108条・第109条）
- 第8節 修了要件、学位授与及び教育職員免許状（第110条－第114条）
- 第9節 褒賞、除籍及び懲戒（第115条）
- 第10節 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、特別研究学生及び外国人留学生（第116条－第120条）

第4章 専攻科（第121条－第129条）

第5章 公開講座（第130条）

第6章 学寮（第131条・第132条）

第1章 総則

第1節 目的

（目的）

第1条 国立大学法人滋賀大学（以下本章において「法人」という。）が設置する滋賀大学（以下「本学」という。）は、教育基本法の精神と本学の理念に則り、豊かな一般教養と専門学科に関する最高の教育を授けるとともに、最深の学理を究めもってわが国文化の発展を図り世界の進歩に寄与することを目的とする。

第2節 自己評価等及び教育研究等の状況の公表

（自己評価等）

第2条 本学は、その教育研究の水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己評価の結果については、本学の職員以外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

3 第1項の自己評価を行うに当たっては、第4条及び第5条に定める学部及び研究科について、次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 学位授与方針が本学の目的に則して定められていること。
- (2) 教育課程方針が本学の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること。
- (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること。

(教育研究等の状況の公表)

第3条 本学は、本学における教育及び研究並びに組織及び運営の状況を公表するものとする。

第3節 組織

(学部)

第4条 本学に次の学部を置く。

教育学部

経済学部

データサイエンス学部

2 学部に関する事項は、別に定める。

(大学院)

第5条 本学に大学院を置く。

2 前項の大学院に次の研究科を置く。

教育学研究科

経済学研究科

データサイエンス研究科

3 大学院に関する事項は、別に定める。

(専攻科)

第6条 本学に特別支援教育専攻科を置く。

(機構)

第7条 本学に次の機構を置く。

情報機構

教育・学生支援機構

研究推進機構

国際交流機構

産学公連携推進機構

(学内共同教育研究施設)

第8条 本学に次の学内共同教育研究施設を置く。

データサイエンス教育研究センター

(附属学校)

第9条 本学に次の学部附属学校を置く。

教育学部 幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校

(附属図書館)

第10条 本学に附属図書館を置く。

2 前項の附属図書館に分館を置く。

(保健管理センター)

第11条 本学に保健管理センターを置く。

2 前項の保健管理センターに分室を置く。

(障がい学生支援室)

第11条の2 本学に障がい学生支援室を置く。

(規程)

第12条 第7条から前条までに関し必要な事項は、別に定める。

(教員組織)

第13条 本学に教員組織を置く。

2 教員組織に関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第13条の2 本学に、事務組織を置く。

2 事務組織に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 役員及び職員等

(役員)

第14条 法人の役員は、学長、理事及び監事とする。

(職員)

第15条 法人に次の種類の職員を置く。

教授、准教授、講師、助教、助手、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、事務職員、技術職員、教務職員及びその他必要な職員

(副学長)

第16条 本学に副学長を置く。

2 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(学部長及び副学部長)

第17条 第4条に掲げる学部に、学部長を置く。

2 前項の学部に、副学部長を置くことができる。

3 学部長及び副学部長に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科長及び副研究科長)

第18条 第5条に掲げる研究科に研究科長を置く。

2 前項の研究科に、副研究科長を置くことができる。

3 研究科長及び副研究科長に関し必要な事項は、別に定める。

(機構等の長)

第19条 第7条から第11条の2に掲げる機構、学内共同教育研究施設、附属学校、附属図書館、保健管理センター及び障がい学生支援室のそれぞれに長又は所長を置く。

第5節 運営組織

(役員会)

第20条 法人に、運営に関する重要事項を審議するため、役員会を置く。

2 役員会に関し必要な事項は、別に定める。

(学長選考会議)

第21条 法人に、学長の選考及び解任に関する事項を審議するため、学長選考会議を置く。

2 学長選考会議に関し必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第22条 法人に、経営に関する重要事項を審議するため、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第23条 法人に、教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し必要な事項は、別に定める。

(経営協議会と教育研究評議会の合同委員会)

第24条 法人に、経営と教育研究に関する重要事項を審議するため、経営協議会と教育研究評議会の合同委員会を置くことができる。

2 合同委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第25条 第4条に掲げる学部に、それぞれの教育研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの

(4) 前号の教育研究に関する重要な事項は、学長が別に定める。

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるることができる。

4 その他教授会に関し必要な事項は、学部ごとに別に定める。

(研究科委員会)

第26条 第5条に掲げる研究科に、それぞれの教育研究に関する重要事項を審議するため、研究科委員

会を置く。

- 2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が研究科委員会の意見を聴くことが必要であると認めるもの
 - (4) 前号の教育研究に関する重要な事項は、学長が別に定める。
- 3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 その他研究科委員会に関し必要な事項は、研究科ごとに別に定める。

第2章 学部

第1節 目的

(目的)

第26条の2 本学の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、学部、学科又は課程ごとに別に定める。

第2節 収容定員

(収容定員)

第27条 各学部の学科又は課程及び収容定員は、次の表のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員	第3年次編入学定員	収容定員
教育学部	学校教育教員養成課程	230		920
	計	230		920
経済学部	経済学科			
	昼間主コース	165	5	670
	夜間主コース	11		44
	ファイナンス学科			
	昼間主コース	55	3	226
	夜間主コース	9		36
	企業経営学科			
	昼間主コース	75	4	308
	夜間主コース	10		40
	会計情報学科			
	昼間主コース	50	3	206
	夜間主コース	9		36
	社会システム学科			
	昼間主コース	65	5	270
夜間主コース	11		44	

	計	460	20	1,880
データサイエンス学部	データサイエンス学科	100		400
	計	100		400
合計		790	20	3,200

第3節 修業年限等、学年、学期及び休業日

(修業年限及び在学期間)

第28条 修業年限は、4年とする。

2 本学において、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生(本学の学生以外の者に限る。)として、一定の単位を修得した後に入学する場合には、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認めるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して、相当期間を2年を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

3 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、前項の規定により相当期間を修業年限に通算された者及び第43条、第44条若しくは第45条の規定により入学を許可された者又は第46条の規定により転学部を許可された者については、修学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることができない。

(学年)

第29条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第30条 学年を分けて、次の2学期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 必要があると認める場合、学長は、春学期及び秋学期の期間を臨時に変更することができる。

(休業日)

第31条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

開学記念日 5月31日

夏季休業

冬季休業

2 前項の夏季休業及び冬季休業の期間は、学長が別に定める。

3 必要がある場合、学長は、第1項の休業日を臨時に変更することができる。

4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4節 教育課程、授業及び単位数等

(教育課程)

第32条 本学の教育課程は、学部、学科及び課程の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

2 本学に、全学に共通する授業科目として、教養教育に関する科目及び体験学習に関する科目を置く。

3 前2項に規定する授業科目は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第1項及び第2項に規定する授業科目は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

5 全学に共通する授業科目に関し必要な事項は、別に定める。

6 教育課程及び授業に関することは、学部ごとに別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第33条 前条の教育課程において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学(以下

「他大学等」という。)において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学(以下「外国の大学等」という。)に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前2項の実施に関し必要な事項は、学部ごとに別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修(平成3年文部省告示第68号)を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で本学において修得したものとして認定することができる。

3 前項の認定に関する手続等は、学部ごとに別に定める。

(休学期間中の履修等)

第34条の2 前2条の規定は、休学期間中についても適用する。この場合において、第33条第2項中「外国の大学又は短期大学(以下「外国の大学等」という。)に留学する場合」とあるのは「外国の大学又は短期大学(以下「外国の大学等」という。)において授業科目を履修する場合」とする。

(遠隔授業により修得できる単位数)

第34条の3 第32条第3項の授業の方法により修得できる単位数は、60単位を超えないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、124単位を超える単位数を卒業の要件としている課程・学科において、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第25条第1項の授業により64単位以上を修得しているときは、60単位を超えることができる。

(単位)

第35条 1の授業科目に対する課程を修了した学生には、単位を与える。

(単位数)

第36条 各授業科目に対する単位数は、学部ごとに別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第36条の2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するものとする。

3 前2項に関する必要な事項は、学部ごとに別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第37条 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に、大学若しくは短期大学又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った第34条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第43条及び第45条に規定する編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第33条第1項及び第2項並びに第34条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で本学において修得したものとして認定することができる。

4 前項の認定に関する手続等は、学部ごとに別に定める。

(単位数の上限)

第38条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 本学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、前項に規定する単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

3 前2項の登録に関する手続等は、学部ごとに別に定める。

第5節 入学、休学、退学、転学及び留学

(入学期)

第39条 入学期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第40条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (9) その他本学において相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続及び検定料の免除)

第41条 入学を志願する者は、入学願書に第56条に規定する検定料及び別に指定する書類を添え、所定の期日までに学長に願い出なければならない。ただし、特別な事情により検定料の納付が著しく困難であると認められる場合には、検定料を免除することができる。

2 検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(入学志願者の選抜)

第42条 学部に入學を志願する者については、学部において選抜を行い入学を許可すべき者を定める。

(相当年次に入学を許可する入学志願者の資格)

第43条 次の各号の一に該当する者で、学部に入學を志願する者については、学部において選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第3項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。)
- (5) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。)
- (6) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に定める従前の規定による大学学部、高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項の入学に関する手続等については、本学に入學を志願する者に関する規定を適用する。

(転入学及び再入学)

第44条 次の各号の一に該当する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 他の大学の学生で、転入学を志願する者
- (2) 第53条の規定により退学した者又は第71条の規定により除籍された者で、再入学を志願する者

2 前項の規定に関する必要な事項は、別に定める。

(第3年次入学志願者の資格)

第45条 次の各号の一に該当する者で、経済学部の第3年次に入学を志願する者については、学部において選考の上、入学を許可する。

- (1) 学士の学位を有する者

- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (4) 第43条第1項第4号に規定する者
- (5) 第43条第1項第5号に規定する者
- (6) 前各号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認められる者

2 前項の入学に関する手続等については、本学に入学を志願する者に関する規定を適用する。
(転学部)

第46条 本学の1の学部にて在学する学生で、本学の他の学部にて転学部を志願する者については、当該学部において選考の上、相当年次に転学部を許可することがある。

(入学手続及び入学許可)

第47条 入学選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学誓書及び別に指定する書類を提出するとともに、第56条に規定する入学料を納付しなければならない。ただし、特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合又は別の定め該当する場合には、入学料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収猶予することができる。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。ただし、前項ただし書の規定に基づき入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者については、入学料の未納にかかわらず入学を許可することができる。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第48条 本章に規定するもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。
(既納の検定料及び入学料)

第49条 既納の検定料及び入学料は、これを返還しない。ただし、大学等における修学の支援に関する法律に基づき、入学料を免除された者の既納の入学料のうち、免除された入学料に相当する額を返還する。また、次の各号に該当するときは、検定料を返還することができる。

(1) 第42条に定める入学者の選抜において、出願書類等による選抜(以下この条において「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下この条において「第2段階目の選抜」という。)を行う場合における第1段階目の選抜の不合格者に対する検定料については、当該者の申出により第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還する。

(2) 第41条に定める出願手続において、出願受理後に本学が指定する大学入学共通テスト受験科目の不足等により出願無資格者であることが判明した者に対する検定料については、当該者の申出により第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還する。

(休学)

第50条 疾病又はその他やむを得ない理由のため3か月以上修学できない場合は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学が不適当と認められる学生に対しては、学長はこれに休学を命ずることができる。

(休学期間)

第51条 休学期間は、これを在学期間に通算しない。

2 休学期間は通じて4年を超えることができない。

(復学)

第52条 休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第53条 学生が退学しようとするときは、書面をもってその旨学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(転学)

第54条 他の大学にて転学を志望する学生は、書面をもってその旨学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(留学)

第55条 第33条第2項の規定により、外国の大学等で履修するため留学を志望する学生は、書面をもってその旨学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、第28条に規定する修業年限に通算するものとする。

3 前2項に関する必要な事項は、別に定める。

第6節 授業料等

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第56条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、国立大学法人滋賀大学における授業料その他費用に関する規程（平成16年4月1日制定。以下「費用に関する規程」という。）の定めるところによる。

(授業料の徴収方法等)

第57条 授業料は、毎年前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)の2期に分けて、年額の2分の1ずつ納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者には、月割分納を認めることができる。

2 納付の時期は、第61条の規定により授業料の徴収猶予を許可された場合を除き、前期にあつては4月、後期にあつては10月とする。

3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項本文及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに、納付することができる。

(転学、退学、停学又は除籍の者の授業料)

第58条 転学、退学又は除籍の者であっても、その期の授業料はこれを徴収する。

2 停学の者であっても、その期間中の授業料はこれを徴収する。

(休学者の授業料)

第59条 学生の休学を許可した場合は、月割計算により休学当月の翌月（休学する日が月の初日からそのときは、その月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。ただし、第57条第2項に規定する納付月の末日経過後において休学を許可した（授業料の月割分納又は徴収猶予を許可している学生を除く。）場合は、その期の授業料についてはこの限りではない。休学中の者が復学したときは、月割計算により復学当月から復学を許可した月にその期の授業料を徴収する。

(留学者の授業料)

第60条 留学期間中の授業料は、納付しなければならない。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第61条 学生が次の各号の一に該当するときは、その期の授業料の全額又は一部を免除し、若しくはその徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由により授業料の納付が困難で、かつ学業優秀と認められるとき

(2) 特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められるとき

(授業料の全額免除)

第62条 学生が次の各号の一に該当するときは、未納の授業料の全額を免除することができる。

(1) 死亡したとき

(2) 長期間にわたり行方不明の者を除籍するとき

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しないものを授業料の未納を理由として除籍する時
(授業料の免除及び徴収猶予の申請)

第63条 第61条の規定により授業料の免除又は猶予を受けようとする者は、その事情を具し学長に願い出るものとする。

(授業料免除者の授業料)

第64条 授業料を免除された者がその理由を失つたときは、その月から月割をもつてその期の授業料を徴収する。

(既納の授業料)

第65条 既納の授業料はこれを返還しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、納付した者の申出により当該各号に定める額を返還する。

(1) 前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付した者（以下「一括納付者」という。）又は前期分若しくは後期分を納付した者が、第57条第2項に定める納付月の末日までに休学を申請し許可された場合の休学許可期間に係る授業料に相当する額

(2) 一括納付者が、春学期終了時に卒業を認められた場合の後期に係る授業料に相当する額

(3) 一括納付者が、9月30日までに、退学した場合又は除籍された場合の後期に係る授業料に相当する額

(4) 入学を許可されるときに授業料を納付した者が、入学する年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合の当該授業料に相当する額

(5) 大学等における修学の支援に関する法律に基づき、授業料を免除された者の既納の授業料のうち

ち、免除された授業料に相当する額

第7節 試験、卒業、学位授与及び教育職員免許状

(試験)

第66条 試験に関する事項は、学部ごとに別に定める。

(卒業)

第67条 本学に4年（第28条第2項の規定により相当期間を修業年限に通算された者及び第43条、第44条若しくは第45条の規定により入学を許可された者又は第46条の規定により転学部を許可された者については、それぞれの場合の修学すべき年数）以上在学し、所定の授業科目及び単位を修得した者については、卒業と認める。

2 卒業を認めた者には、学士の学位を授与する。

(早期卒業)

第67条の2 本学に3年以上在学し、卒業の要件として学部の定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者については、第28条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、卒業と認めることができる。

2 卒業を認めた者には、学士の学位を授与する。

3 早期卒業に関することは、別に定める。

(学位授与)

第68条 学士の学位の授与に関する事項は、国立大学法人滋賀大学学位規程(平成16年4月1日制定。以下「学位規程」という。)の定めるところによる。

(教育職員免許状)

第69条 教育職員免許状取得の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 本学において、当該所要資格を取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次の表のとおりとする。

学部	学科又は課程	免許状	
		種類	教科
教育学部	学校教育教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、書道、保健体育、家庭、情報、英語
		特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者、肢体不自由)	

		由者、病弱者)	
--	--	---------	--

3 前2項に規定する教育職員免許状取得の所要資格に係る単位の修得方法その他必要な事項は、別に定める。

第8節 褒賞、除籍及び懲戒

(褒賞)

第70条 優秀な学生に対しては、学長は学部長の推薦に基づき表彰を行うことがある。

(除籍)

第71条 次の各号の一に該当する者は、学部長の具申に基づき学長が除籍する。

- (1) 入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者のうち、免除又は徴収猶予が不許可になった者、一部免除が許可になった者又は徴収猶予が許可になった者で、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しない者
- (2) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (3) 第28条第3項に規定する在学期間を超えた者
- (4) 第51条第2項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (5) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (6) 長期間にわたり行方不明の者

(懲戒)

第72条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学は3か月以上にわたるときは、その期間は在学期間に通算しない。

5 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第9節 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第73条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目中1科目又は複数科目を履修することを志願する者があるときは、学部において選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第74条 他大学等の学生で本学の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可する。

2 前項の規定は、外国の大学等の学生にこれを準用する。

3 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第75条 学部において特殊事項について研究することを志願する者があるときは、学部において選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第76条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、学部において選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生は、第27条、第83条及び第121条に規定する入学定員外とすることができる。

3 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 大学院

第1節 目的

(目的)

第77条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、研究科ごとに別に定める。

(研究科)

第78条 教育学研究科は、専門職学位課程とする。

2 経済学研究科は、博士課程とし、これを前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

3 データサイエンス研究科は、博士課程とし、これを博士前期課程及び博士後期課程に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

(博士前期課程の目的)

第79条 博士前期課程は、学部における一般的並びに専門的教育の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

(博士後期課程の目的)

第80条 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(専門職学位課程の目的)

第80条の2 専門職学位課程は、学校・教育現場を主要な学びのフィールドとし、優れた専門性をもつ研究者教員と豊かな実務経験をもつ実務家教員の連携・協働による指導を通じて、理論と実践の融合の中で自らの実践的指導力を高め続けることのできる能力の育成を目的とする。

(専攻)

第81条 研究科に次の専攻を置く。

研究科	専攻	課程
教育学研究科	高度教職実践専攻	専門職学位課程
経済学研究科	経済学専攻 経営学専攻 グローバル・ファイナンス 専攻	博士前期課程
	経済経営リスク専攻	博士後期課程
データサイエンス研究科	データサイエンス専攻	博士前期課程
	データサイエンス専攻	博士後期課程

2 前項の高度教職実践専攻は、専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第26条に規定する教職大学院の課程とする。

(兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の教育研究の実施)

第81条の2 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学、兵庫教育大学、上越教育大学、岐阜大学、岡山大学及び鳴門教育大学が協力するものとする。

2 前項の連合学校教育学研究科に置かれる連合講座は、兵庫教育大学、上越教育大学、岐阜大学、岡山大学及び鳴門教育大学の教員とともに、本学教育学研究科の教員が担当し、又は分担するものとする。

第2節 教員組織

(教員組織)

第82条 大学院の授業及び研究指導は、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)及び専門職大学

院設置基準に定める資格を有する教授又は准教授が担当するものとする。ただし、必要があるときは、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定める資格を有する専任講師又は助教が担当することができる。

- 2 大学院の授業を行うために、適当な者が得られない場合には、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定める資格を有する非常勤講師をもつて充てることができる。

第3節 収容定員

(収容定員)

第83条 大学院の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程・教職大学院の課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	高度教職実践専攻	35	70		
	小計	35	70		
経済学研究科	経済学専攻	13	26		
	経営学専攻	13	26		
	グローバル・ファイナンス専攻	6	12		
	小計	32	64		
	経済経営リスク専攻			3	9
	小計			3	9
データサイエンス研究科	データサイエンス専攻	40	80		
	小計	40	80		
	データサイエンス専攻			3	9
	小計			3	9
合計		107	214	6	18

第4節 修業年限等、学年、学期及び休業日

(標準修業年限及び在学年限)

第84条 博士前期課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とし、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

- 2 博士前期課程及び教職大学院の課程には4年、博士後期課程には6年を超えて在学することができない。ただし、第105条の規定に基づいて入学した者については、修学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

- 3 前項の規定にかかわらず、第94条第1項の規定により、計画的な履修を認められた学生の在学年限は、研究科ごとに別に定める。

(学年、学期及び休業日)

第85条 大学院の学年、学期及び休業日については、第29条から第31条までの規定を準用する。

第5節 教育課程、授業及び単位数等

(教育課程の編成方針)

第85条の2 大学院の教育課程（教職大学院の課程を除く。）は、研究科及び専攻の教育上の目的を

達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教職大学院の教育課程は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に編成するものとする。

3 前2項に規定する授業科目は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第1項及び第2項に規定する授業科目は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

5 教育課程の編成は、研究科ごとに別に定める。

（授業及び研究指導）

第86条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。ただし、教職大学院の課程は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう学校実習、事例研究及び現地調査その他の適切な方法により授業を行う等適切に配慮するものとする。

（教育方法の特例）

第87条 研究科において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（授業科目及び単位数）

第88条 授業科目及び単位数は、研究科ごとに別に定める。

（履修方法等）

第89条 各研究科における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容並びにこれらの履修方法については、研究科ごとに別に定める。

（成績評価基準等の明示等）

第89条の2 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するものとする。

3 前2項に関する必要な事項は、研究科ごとに別に定める。

（他の研究科における授業科目の履修）

第90条 研究科において教育上有益と認めるときは、当該研究科の学生に他の研究科の授業科目を履修させることができる。

2 前項に関する必要な事項は、研究科ごとに別に定める。

（他の大学院における授業科目の履修）

第91条 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学大学院の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院（これに相当する高等教育機関等を含む。以下「外国の大学院等」という。）に留学する場合、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程の授業科目を履修する場合について準用する。

3 前2項に関する必要な事項は、研究科ごとに別に定める。

（休学期間中の履修等）

第91条の2 前条の規定は、休学期間中についても適用する。この場合において、前条第2項中「外国の大学院（これに相当する高等教育機関等を含む。以下「外国の大学院等」という。）に留学する場合」とあるのは「外国の大学院（これに相当する高等教育機関等を含む。以下「外国の大学院等」という。）において授業科目を履修する場合」とする。

（他の大学院又は研究所等における研究指導）

第92条 研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学長は、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程の学生が当該研究指導を受ける期間は、1年を超えることができない。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院等又は研究所等に留学する場合について準用する。

3 前2項に関する必要な事項は、研究科ごとに別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第93条 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が研究科入学前に、本学又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に規定する科目等履修生等として修得した単位を含む。)を、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関する必要な事項は、研究科ごとに別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第94条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定により計画的な履修を認められた学生(以下「長期履修学生」という。)に関する必要な事項は、研究科ごとに別に定める。

第6節 入学、休学、退学、転学及び留学

(入学期)

第95条 入学期は、毎学年又は毎学期の始めとする。ただし、秋学期に入学した者の学年は、10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(博士前期課程の入学資格)

第96条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学に3年以上在学した者(学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (10) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

(教職大学院の課程の入学資格)

第96条の2 教職大学院の課程に入学することのできる者は、前条の各号のいずれかに該当し、かつ、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める免許状を有する者とする。

(博士後期課程の入学資格)

第97条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は学校教育法第104条第1項に規定する文部科学大臣の定める学位(以下「専門職学位」という。)を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職

学位に相当する学位を授与された者

(4) 外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同程度の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同程度の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

（出願手続及び検定料の免除）

第98条 入学を志願する者は、入学願書に第108条に規定する検定料及び別に指定する書類を添え、所定の期日までに学長に願出しなければならない。ただし、特別な事情により検定料の納付が著しく困難であると認められる場合には、検定料を免除することができる。

2 検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

（入学者の選考）

第99条 入学を志願する者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第100条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに第108条に規定する入学料を納め、所定の書類を提出しなければならない。ただし、経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者、又は特別な事情により納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額若しくは一部を免除し、又は徴収猶予することができる。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。ただし、前項ただし書の規定に基づき入学料の免除又は徴収猶予を願出た者については、入学料の未納にかかわらず入学を許可することができる。

（入学料の免除及び徴収猶予）

第101条 前条に規定するもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

（既納の検定料及び入学料）

第102条 既納の検定料及び入学料は、これを返還しない。

（休学）

第103条 休学の取扱いについては、第50条、第51条第1項及び第52条の規定を準用する。

2 休学期間は、博士前期課程及び教職大学院の課程にあつては通算して2年、博士後期課程にあつては通算して3年を超えることはできない。

（退学）

第104条 退学の取扱いについては、第53条の規定を準用する。

（転入学及び再入学）

第105条 次の各号の一に該当する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 他の大学院の学生で、転入学を志願する者

(2) 前条の規定により退学した者で、再入学を志願する者

2 前項の規定に関する必要な事項は、研究科ごとに別に定める。

（転学）

第106条 他の大学院に転学を志望する学生は、書面をもってその旨学長に願出で、その許可を受けなければならない。

（留学）

第107条 第91条及び第92条の規定により、外国の大学院等又は研究所等に留学を志望する学生は、書面をもってその旨学長に願出で、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、第84条に規定する修業年限に通算するものとする。

3 前2項に関する必要な事項は、研究科ごとに別に定める。

第7節 授業料等

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第108条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、費用に関する規程の定めるところによる。

(授業料等の納付、徴収猶予及び免除)

第109条 授業料及び寄宿料の納付並びに授業料の徴収猶予、免除については、第57条から第65条までの規定を準用する

第8節 修了要件、学位授与及び教育職員免許状。

(博士前期課程の修了要件)

第110条 博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年（長期履修学生にあつては、認められた修学年限の年数）以上在学して研究科ごとに定める所定の授業科目及び単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、当該大学院の行う学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げたと認められた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第111条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年（長期履修学生にあつては、認められた修学年限の年数）以上在学し、研究科が定める所定の授業科目及び単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げたと認められた者については、当該課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

(教職大学院の課程の修了要件)

第111条の2 教職大学院の課程を修了するためには、当該課程に2年（長期履修学生にあつては、認められた修学年限の年数）以上在学して所定の授業科目及び単位を修得することとする。

(学位論文及び最終試験)

第112条 学位論文及び最終試験に関する事項は、学位規程の定めるところによる。

(学位授与)

第113条 博士前期課程、博士後期課程又は教職大学院の課程を修了した者には、学位規程の定めるところにより、修士、博士又は教職修士（専門職）の学位を授与する。

(教育職員免許状)

第114条 教育職員免許状取得の所要資格を得ようとする者については、第69条第1項の規定を準用する。

2 研究科において、当該所要資格を取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻	免許状の種類	免許教科
教育学研究科	高度教職実践専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国・朝鮮語、宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保

		健、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国・朝鮮語、宗教
	特別支援学校教諭専修免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）	

第9節 褒賞、除籍及び懲戒

（褒賞、除籍及び懲戒）

第115条 褒賞、除籍及び懲戒については、第70条から第72条の規定を準用する。

第10節 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、特別研究学生及び外国人留学生

（科目等履修生）

第116条 研究科の学生以外の者で、研究科の授業科目中1科目又は複数科目を履修することを志願する者があるときは、授業及び研究に支障のない限り、研究科において選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

（特別聴講学生）

第117条 他の大学院又は外国の大学院等の学生で、本学の研究科の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

（研究生）

第118条 研究科において特定の事項について研究することを志願する者があるときは、授業及び研究に支障のない限り、研究科において選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

（特別研究学生）

第119条 他の大学院又は外国の大学院等の学生で、本学の大学院の研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、特別研究学生として研究指導を受けることを許可することがある。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第120条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学の大学院に入学を志願する者があるときは、研究科において選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 専攻科

（収容定員）

第121条 特別支援教育専攻科の収容定員は、次の表のとおりとする。

専攻科の名称	専攻	収容定員
特別支援教育専攻科	障害児教育専攻	30

（入学資格）

第122条 特別支援教育専攻科に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、幼

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第3項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) その他専攻科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（修業年限及び在学期間）

第123条 専攻科の修業年限は、1年とする。

- 2 専攻科の在学期間は、2年を超えることができない。
（入学期）

第124条 専攻科の入学期は、毎学年の始めとする。

（教育課程及び履修方法）

第125条 専攻科の教育課程及び履修方法は、別に定める。

（修了証書）

第126条 専攻科に1年以上在学し、所定の単位を修得した者には、修了証書を授与する。

（教育職員免許状）

第127条 教育職員免許状取得の所要資格を得ようとする者については、第69条第1項の規程を準用する。

- 2 専攻科において、当該所要資格を取得できる教育職員免許状の種類は、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）又は特別支援学校教諭専修免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）とする。
（準用）

第128条 第41条、第42条、第47条、第49条（ただし書を除く。）、第50条から第53条まで、第56条から第65条まで、第70条から第72条の規定は、専攻科の学生にこれを準用する。この場合において、第51条第2項中「4年」とあるのは、「1年」と、第71条第3号中「第28条第3項」とあるのは、「第123条第2項」とそれぞれ読み替えるものとする。

（聴講生）

第129条 専攻科の授業科目中1科目又は複数科目を聴講することを志願する者があるときは、学部において選考の上、専攻科の聴講生として入学を許可することがある。

- 2 専攻科の聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 公開講座

（公開講座）

第130条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 学寮

（学寮）

第131条 学生は希望により学寮に入寮することができる。

(学寮の管理運営)

第132条 学寮の管理運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成16年 4月 1日から施行する。
- 2 平成16年 3月31日に本学に在学する者については、第27条、第38条第1項及び第69条の規定にかかわらず、滋賀大学通則（昭和25年 2月 7日制定）の規定によるものとする。
- 3 平成16年 3月31日に本学大学院に在学する者については、第114条第2項の規定にかかわらず、滋賀大学大学院学則（平成 3年 4月 1日制定）の規定によるものとする。
- 4 第83条に規定する経済学研究科の経済経営リスク専攻の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成16年度は次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士後期課程
		収容定員
経済学研究科	経済経営リスク専攻	12
	小計	12
合計		12

附 則

- 1 この学則は、平成17年 4月 1日から施行する。
- 2 第27条に規定する経済学部の経済学科及び社会システム学科の各夜間主コースの収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成17年度から平成19年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	収容定員		
		平成17年度	平成18年度	平成19年度
経済学部	経済学科			
	夜間主コース	33	34	35
	社会システム学科			
	夜間主コース	39	38	37

附 則

この学則は、平成17年 4月12日から施行し、平成17年 4月 1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年10月11日から施行する。ただし、第40条第6号の改正規定については、平成17年12月 1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月 1日から施行する。
- 2 第27条に規定する教育学部の学校教育教員養成課程及び情報教育課程の各収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成18年度から平成20年度までは、次のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員		
		平成	平成	平成

		18年 度	19年 度	20年 度
教育学部	学校教育教員養成 課程	600	640	680
	情報教育課程	240	200	160

附 則

この学則は、平成18年10月27日から施行し、改正後の第103条の規定は、平成18年4月1日から休学を許可された者から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年1月15日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年12月20日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 教育学部の情報教育課程は、改正後の第7条及び第27条の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 第27条に規定する教育学部の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成24年度から平成26年度までは、次のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員		
		平成 24年 度	平成 25年 度	平成 26年 度
教育学部	学校教育教員養成 課程	760	800	840
	情報教育課程	90	60	30
	環境教育課程	110	100	90

附 則

この学則は、平成24年6月26日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年3月31日に本学に在学する者については、第67条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第83条に規定する経済学研究科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成26年度は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程	
		収容定員	
経済学研究科	経済学専攻	38	
	経営学専攻	40	
	グローバル・ファイナンス専攻	16	
合計		94	

附 則

- 1 この学則は、平成26年 7月 1日から施行し、平成25年 4月 1日から適用する。
- 2 平成25年 3月31日に本学に在学する者については、第69条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 2 教育学部の環境教育課程は、改正後の第7条及び第27条の規定にかかわらず、平成27年 3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 第27条に規定する教育学部の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成27年度から平成29年度までは、次のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
教育学部	学校教育教員養成課程	900	920	940
	環境教育課程	60	40	20

附 則

この学則は、平成27年 8月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年 5月17日から施行し、平成28年 4月 1日から適用する。

附 則

この学則は、平成28年 8月 1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 経済学部の情報管理学科は、改正後の第27条の規定にかかわらず、平成29年 3月31日に当該学科に在学する者（平成29年4月 1日以降において、当該学生の属する年次に編入学及び転入学する者を含む。）が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 第27条に規定する教育学部、経済学部及びデータサイエンス学部の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成29年度から平成31年度までは、次のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度

教育学部	学校教育教員養成課程	930	940	930
	環境教育課程	20		
	計	950	940	930
経済学部	経済学科			
	昼間主コース	696	686	678
	夜間主コース	38	40	42
	ファイナンス学科			
	昼間主コース	241	236	231
	夜間主コース	33	34	35
	企業経営学科			
	昼間主コース	323	318	313
	夜間主コース	34	36	38
	会計情報学科			
	昼間主コース	221	216	211
	夜間主コース	33	34	35
	情報管理学科			
	昼間主コース	186	126	63
	夜間主コース	24	16	8
	社会システム学科			
	昼間主コース	283	278	274
	夜間主コース	38	40	42
	計	2,150	2,060	1,970
	データサイエンス学部	データサイエンス学科	100	200
計		100	200	300
合計		3,200	3,200	3,200

- 4 平成29年 3月31日に本学に在学する者については、第69条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 教育学研究科の障害児教育専攻及び教科教育専攻は、改正後の第81条及び第83条の規定にかかわらず、平成29年 3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 6 第83条に規定する教育学研究科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成29年度は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	教職大学院の課程・修士課程
------	-----	---------------

		収容定員
教育学研究科	学校教育専攻	63
	高度教職実践専攻	20
	障害児教育専攻	5
	教科教育専攻	42
	小計	130

7 平成29年 3月31日に本学に在学する者については、第114条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成30年 4月 1日から施行する。

2 平成30年 3月31日に本学に在学する者については、第69条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は平成31年 4月 1日から施行する。

2 平成31年 3月31日に本学に在学する者については、第69条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第83条に規定する教育学研究科、経済学研究科及びデータサイエンス研究科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成31年度は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程・博士前期課程・ 教職大学院の課程
		収容定員
教育学研究科	学校教育専攻	80
	高度教職実践専攻	40
	小計	120
経済学研究科	経済学専攻	31
	経営学専攻	31
	グローバル・ファイナンス 専攻	12
	小計	74
データサイエンス研究科	データサイエンス専攻	20
	小計	20
合計		214

4 平成31年 3月31日に本学に在学する者については、第114条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、令和2年 4月 1日から施行する。

2 第83条に規定する経済学研究科及びデータサイエンス研究科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和2年度から令和3年度までは、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士後期課程	
		収容定員	
		令和2年度	令和3年度
経済学研究科	経済経営リスク専攻	15	12
	小計	15	12
データサイエンス研究科	データサイエンス専攻	3	6
	小計	3	6
合計		18	18

附 則

- この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 教育学研究科の学校教育専攻は、改正後の第81条及び第83条の規定にかかわらず、令和3年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 第83条に規定する教育学研究科及びデータサイエンス研究科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和3年度は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程・博士前期課程・ 教職大学院の課程
		収容定員
教育学研究科	学校教育専攻	35
	高度教職実践専攻	55
	小計	90
データサイエンス研究科	データサイエンス専攻	60
	小計	60

- 令和3年3月31日に本学に在学する者については、第114条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

滋賀大学大学院教育学研究科委員会規程（案）

（設置）

第1条 国立大学法人滋賀大学学則(平成16年4月1日制定)第26条第4項の規定に基づき、滋賀大学大学院教育学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)を置く。

（組織）

第2条 研究科委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科を担当する専任の教員

（審議事項）

第3条 研究科委員会は、研究科に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 入学、課程の修了及び学位の授与に関する事項
- (3) 研究科長及び副研究科長の候補者の推薦に関する事項
- (4) 学生に対する懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分に関する事項
- (5) その他研究科の教育研究及び運営に関する重要事項

2 研究科委員会は、学長が学則第26条2項に定める事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（会議の招集及び議長）

第4条 研究科長は、研究科委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 研究科委員会は、毎月1回開催することを原則とする。ただし、研究科長が必要と認めるとき又は構成員の4分の1以上から開催の要求があったときは、研究科委員会を開催するものとする。

3 研究科長に事故あるときは、あらかじめ研究科長の指名した委員が、その職務を代理する。

（定足数）

第5条 研究科委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 前項の場合において、次の各号に掲げる者は、委員の総数に算入しない。

- (1) 休職者
- (2) 公務出張者
- (3) 海外渡航中の者(私事渡航の場合を除く。)
- (4) 病気療養者で1か月以上本務を離れることとなる者

（議決）

第6条 議決は、別に定めがある場合を除き、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

（構成員以外の者の出席）

第7条 議長は、必要があると認めるときは、研究科委員会の同意を得て、構成員以外の者を研究科委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

（専攻会議）

第8条 第3条に規定する審議を円滑に行うため、研究科委員会に専攻会議を置く。

2 専攻会議に関し必要な事項は、別に定める。

（事務）

第9条 研究科委員会の事務は、教育学部事務部において処理する。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会の議事及び運営に関する必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

1. 設置の趣旨及び必要性	・・・p. 1
2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	・・・p. 14
3. 教育課程の編成の考え方及び特色	・・・p. 14
4. 教員組織の編成の考え方及び特色	・・・p. 21
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	・・・p. 24
6. 教育課程連携協議会について	・・・p. 28
7. 施設・設備等の整備計画	・・・p. 28
8. 基礎となる学部との関係	・・・p. 30
9. 入学者選抜の概要	・・・p. 31
10. 取得できる免許状・資格	・・・p. 33
11. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	・・・p. 33
12. 管理運営	・・・p. 34
13. 自己点検・評価	・・・p. 35
14. 認証評価	・・・p. 36
15. 情報の公表	・・・p. 37
16. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	・・・p. 38
17. 連携協力校等との連携	・・・p. 39
18. 実習の具体的計画	・・・p. 42

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 本学教育学研究科改革の経緯—実践型教員養成機能への質的転換—

滋賀大学教育学部並びに同教育学研究科は、地域貢献型を目指す大学方針のもと、県内唯一の教員養成系国立大学学部・研究科としてその役割を将来にわたり確かに果たすべく、我が国並びに滋賀県の現状と学校現場における課題やニーズを十分に踏まえ、第3期中期目標期間に実践型教員養成機能への質的転換を図ることをミッションに掲げた。そして、このミッションの実現のために、滋賀県教育委員会等との連携により地域の義務教育諸学校に対する教員養成・研修機能の中心的役割を担うとともに、滋賀県における教育研究や社会貢献活動等を通じて我が国の教育の発展・向上に寄与することを基本的な目標としてきた。

その実現のためには、県教育委員会との一層の連携強化を図ることが必要であるとの認識のもとに、平成26年度から滋賀大学教育学部長と滋賀県教育長の主導による連絡協議会を開催し、平成27年度に「滋賀大学教育学部と滋賀県教育委員会の連携に関する協定」(【資料1】)を締結した。連携する事項は、(1)地域の教育の向上に関する事、(2)教員の資質及び能力の向上に関する事、(3)地域の教員養成に関する事、(4)その他、地域の教育課題に関する事、の4点である。そして、この協定に基づき、「滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会地域教育連携推進会議」(以下「連携推進会議」という)を設置し(【資料2】)、連携事項に係る協議を開始するとともに、その下に各教育課題について専門的に分析・検討する専門委員会を立ち上げた。

同時に、連携推進会議の下に、本学の教職大学院開設に向けての具体的な協議を行う「教職大学院設置準備委員会」を設置し、滋賀県が教職大学院にどのような人材育成を期待しているかについて意見交換を行うとともに、県からの現職教員の研修派遣の在り方、交流人事による実務家の専任教員とみなし教員の派遣等について協議し、平成29年度に教育学研究科高度教職実践専攻(教職大学院)(入学定員20名)を開設した。同準備委員会は、教職大学院開設後は、「滋賀大学教職大学院に関する連携推進専門委員会」として、教職大学院の運営に係る連携推進、教職大学院の教育研究、その他教職大学院の運営に関する重要事項について協議する委員会として位置づけている。

平成29年度開設の教育学研究科高度教職実践専攻(教職大学院)の目的は、社会の急速な進展の中で必要な知識・技能を絶え間なく刷新しつつ教職生活全体を通じて「学び続ける教員」の育成・支援と、新たな教育実践を創成し、学校内外でそれをリードできるスクールリーダーの養成としている。同専攻には、「学校経営力開発コース」(現職教員学生対象)と「教育実践力開発コース」(現職教員学生および学部新卒学生対象)の2つのコースを設置し、各コースの趣旨に則して、開設より3年間にわたり教育実践研究を行ってきた。

併せて、同じく平成29年度に、既設の修士課程について、それまでの学校教育専攻、障害児教育専攻、教科教育専攻の3専攻を学校教育専攻1専攻3コース(教育科学コース、障害児教育コース、教材開発コース)に改編し、第3期中期目標期間中の令和3年度に教職大学院に一本化することを目指して、実践重視型へのカリキュラム改革を行い、準備を進めてきた。

なお、平成30年度には、滋賀県総合教育センター所長、連携地域教育委員会の教育長、連携拠

点校・協力校の校長を構成員に含む滋賀大学教職大学院運営連絡会を設置し、教職大学院の科目運営や実習の在り方等についての意見交換や協議を行う場として実質的に機能させてきた。このことを受け、平成 31 年 4 月より、教育課程の運営や改善に向けての協議を行う教育課程連携協議会の機能をこの運営連絡会に明確に位置づけた（【資料 3】）。

（2）本学部・本学教育学研究科と滋賀県教育委員会との連携による地域教育推進の取組と成果

ア 「滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会地域教育連携推進会議」各専門委員会における取組

滋賀大学教育学部及び教育学研究科と滋賀県教育委員会との連携による地域教育向上のための取組は、前述の「連携推進会議」を核として実施されている。「連携推進会議」の下には必要に応じて専門委員会を置くこととし、平成 27 年度に、滋賀県の主要な教育課題である「学ぶ力向上」「英語教育」「いじめ・不登校」「インクルーシブ教育」の 4 つの専門委員会を立ち上げた、それぞれの課題を専門領域とする滋賀大学教育学部教員が委員として参加し、課題についてのデータ分析やその結果に基づいた改善策の提案、研修会等の開催を継続して行ってきた。また、これら教育課題別の専門委員会とは別に、平成 29 年度に新たに「人材育成専門委員会」を立ち上げ、滋賀県教員の人材育成に係る意見交換を行ってきた。

専門委員会の具体的な取組として、「学ぶ力向上専門委員会」では、全国学力・学習状況調査の結果データの分析と分析結果に基づく「学ぶ力向上滋賀プラン」の改訂への提案が行われた。「学ぶ力の向上」は、滋賀県の教育課題でも最重要課題と位置づけられており、基礎的・基本的な知識・技能の定着、「読み解く力」の育成、個々の子どもに応じたきめ細かな指導の充実等、分析結果に基づく提案は、後述する「滋賀の教育大綱(第 3 期滋賀県教育振興基本計画)」(平成 31 年 3 月)の中に活かされている（【資料 4】）。

「英語教育専門委員会」は、滋賀大学と滋賀県教育委員会が平成 28 年度から連携して進めている「地域の児童・生徒の英語力向上支援プログラム事業」及び「地域の現職教員の英語指導力向上支援プログラム事業」の連絡・調整委員会として機能し、県内小・中・高等学校に高い英語指導力を有する教員を供給することに貢献してきた。また、CAN-DO リストの作成・公布、成果の検証、パフォーマンス評価を含む 4 技能の評価についての検討や、小学校教員対象のワークショップの開催などの活動を継続している。公開事業として、平成 27 年度に、学部生、大学院生、現職教員、教育委員会関係者等を対象とした滋賀大学大学院教育学研究科教育研究フォーラム（以下「教育研究フォーラム」という）「変わる英語教育ーグローバル化に対応する新しい潮流ー」を開催したほか、平成 28 年度より「小学校英語教育未来創生プロジェクト」（2 年間にわたる現職教員対象研修講座）を実施した。

「いじめ不登校専門委員会」においては、滋賀県教育委員会作成の「いじめ対応リーフレット」「不登校児童生徒対応リーフレット」の検討、調査結果や予防教育等の取組についての検討などを行うとともに、学部生、大学院生、現職教員、教育委員会関係者等を対象とした教育研究フォーラムを、平成 27 年度（「イギリスにおける『いじめ』の理解と対策」）、28 年度（「日本におけ

る予防教育について)、29年度(「教育におけるマインドフルネスの導入」と3回にわたり、滋賀県教育委員会との共催により開催した。

「インクルーシブ教育専門委員会」では、滋賀県の特別支援教育の推進について、滋賀大学教育学部、滋賀県教育委員会のそれぞれの立場から研究成果や施策についての情報交流を行うとともに、今後、教職に就く学部生・大学院生や現職教員がインクルーシブ教育についての理解を深めるための情報発信、さらに地域の関係機関等とのよりよい連携体制を構築していくための情報交流を推進する機会として、平成30年度、令和元年度と2回にわたり教育研究フォーラム「どうつながる?通常の学級と通級指導教室」(Part1・Part2)を滋賀県教育委員会との共催により開催した。フォーラムではシンポジウムと併せて、会場に本学教職大学院における取組や県教育委員会作成の研究成果物、県内特別支援学校児童生徒の作品、小・中学校通級指導教室で活用されている教材・教具等を展示し、児童生徒の学習活動の理解や具体的な支援・指導の取組に活かせるような工夫をし、好評を得た。いずれのフォーラムも、学生、県内外の若手教員やベテラン教員、大学関係者、市町・県の教育委員会関係者など広い世代にわたる160名前後の参加者があり、活発な質疑応答や意見交流が展開されたことは、大学と県との共催ならではの成果である。

「人材育成専門委員会」は、滋賀大学教育学部と滋賀県教育委員会とが、教員の養成・採用・研修の一体的な改革を推進していくための検討・意見交換のための委員会として、平成29年度に新たに立ち上がった委員会である。教育公務員特例法等の一部を改正する法律(平成28年11月)に基づく「滋賀県教員のキャリアステージにおける人材育成指標」(以下「人材育成指標」という)並びに研修計画等の策定及び改訂には、県教育委員会に設置されている「滋賀県教員育成協議会」に本学教職大学院教員と教育学部教員計2名が委員として協議に参加しているが、本専門委員会は、策定された人材育成指標や研修計画とも関連づけながら、滋賀県における教員の資質・能力向上への取組の充実・深化に向け、養成段階からキャリアステージの各段階を見通して掘り下げた協議を行うことを目的に設置され、随時意見交換を行ってきた。また、取組の一環として、滋賀県教育委員会と滋賀大学との連携による教員育成フォーラムの開催を計画し、その第1回を、「教員育成指標と入職期(準備ステージ)教師教育の現在とこれから」をテーマとして令和2年2月7日(金)に開催した。学部段階の養成に携わる本学、若手教員へのステージ研修を担当する滋賀県総合教育センター、校内で教員を育成する学校現場のそれぞれの立場から取組と課題について情報交換できたことは、さらなる連携強化に向けての課題の抽出も含め、相互理解を深める貴重な機会となった。本学教職大学院におけるキャリアステージに応じたコース設計やその不断の改善につなぐ機会として、今後も同様のフォーラムを開催し、教員の各キャリアステージに焦点をあてた協議・情報交換を継続していく計画である。

イ その他の県教育委員会、市町教育委員会等との主な連携実績

本学は平成21年度から開始した「理数系教員(Core Science Teachers:CST)養成拠点構築事業」を、JSTの採択事業終了後も滋賀県教育委員会との連携の下に継続し、現在までに61名

の CST（現職教員プログラム）と 27 名の准 CST（学生プログラム）を認定し、小・中学校教員の理数教育における指導力向上や授業改善に貢献してきた。

地域の教育委員会との連携にも積極的に取り組み、大津市、草津市、栗東市、守山市、近江八幡市、彦根市、野洲市とは、教育学部との連携協定を締結し、教職大学院における連携拠点地域としてはもとより、学部学生の教育実習や教育体験活動における連携、共同研究や共同事業などに取り組んできた。加えて、本学部が所在する大津市とは「おおつ教育連携推進協議会」を平成 29 年度より立ち上げ、教育実習、教員研修、学力充実、児童生徒支援についての連携事業や意見交換を行っている（【資料 5】）。

また、本学部の教育実践総合センターの共同研究事業として、本学部教員と滋賀県教育委員会、滋賀県総合教育センター、各地域教育委員会、各学校等との連携・共同により、幼小連携、学校安全、情報教育、プログラミング学習、外国語活動、教科指導や授業改善・教材開発、芸術表現教育、通級指導教室、保育するなど、様々な地域の教育課題に関する実践的研究が実施されている。

平成 27 年度からの 5 年間にアに記述した「連携推進会議」及び各専門委員会に委員として参加した滋賀大学教育学部の教員は、教育学部長・研究科長、副学部長、副研究科長をはじめ 30 名を超え、その他に上述の CST 事業やその他の共同研究事業、並びに滋賀県総合教育センター研究事業のアドバイザー等として、本学部及び本教職大学院の教員の多数が地域の教育実践に教育委員会や地域の学校と連携しながら協働的に関わっている。このことから、今回の教職大学院の拡充に際し、本学部教員が全学部体制で参与していく体制が整っている。

（3）改組の必要性—地域の教育課題や社会の変化への対応—

滋賀県は、社会情勢の大きな変化を踏まえて滋賀の教育の一層の推進を図ることを趣旨に、「滋賀の教育大綱(第 3 期滋賀県教育振興基本計画)」(平成 31 年 3 月)を策定した（【資料 4】）。その中では、人口減少・少子高齢化の進行、グローバル化と情報化の進展、急速な技術革新による Society5.0 の到来などの大きな時代の変化を読み解き、柔軟に対応できる力の育成が必要であるとの認識のもとに、学校教育、家庭教育、生涯学習の 3 つの柱を設け、相互に連携させることにより施策の総合的な推進を図ることを宣言している。

柱 1 の学校教育については、先述の本学と県教育委員会の連携による「学ぶ力向上専門委員会」の分析等に基づき、滋賀県の子どもにおいて「基礎的・基本的な知識・技能の定着や文章の趣旨の把握、表・グラフから必要な情報を取り出すこと、根拠を明確にして自分の考えを説明することなどに課題がみられる」という認識のもとに、確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成、特別支援教育の推進、情報活用能力の育成、教職員の教育力向上などが主な取組として挙げられている。とりわけ「確かな学力の育成」に関しては、基礎的・基本的な知識・技能の定着や「読み解く力」の育成等を図るための組織的な授業改善、外国人児童生徒への支援を含み個々の子どもの学びの状況に対応したきめ細かな指導の充実に重点が置かれている。また、I o T やビッグデータ、A I（人工知能）等をはじめとする技術革新の加速化、グローバル化・情報化の進展など、将

来予測が難しい社会において、子どもが主体的に新たな価値を創造する能力を、情報活用能力の育成を通して育てることが目指されている。令和2年度にはGIGAスクール構想に対応したICT教育の推進が滋賀県の重点項目と定められ、データサイエンス学部を有する本学に対する期待が大きい。

柱2の家庭教育に関わっても、家庭や地域と学校との連携・協働活動の充実を目指し、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入推進や持続可能な地域学校協働活動の展開が取組として示され、学校教育が協働の要として位置づけられている。

このように、滋賀の教育の3本柱の一つであり、要でもある「学校教育」の充実のためには、学校教員の教育力向上が問われることとなる。

滋賀県の学校教員の教育力向上については、「滋賀県公立学校教員人材育成基本方針」（平成26年3月策定）（【資料6】）をもとに平成29年度に策定された「人材育成指標」において、滋賀県教員として教職生活全体を通じ共通に必要な資質・能力、および特に磨いてほしい資質・能力を示すとともに、教諭については「授業力」「生徒指導力・学級経営力」「組織対応力」、管理職については「学校教育の原動力」「学校経営の推進力」「関係機関との連携力」を、各キャリアステージに応じて身につけることが求められている。キャリアステージは、教員養成の準備ステージ（採用前段階：基礎習得期）、第Ⅰステージ（1～3年目：実践力形成期）、第Ⅱステージ（4～15年目：成熟発展期）、第Ⅲステージ（16年目以降：深化・応用・円熟期）、さらに管理職のステージとして副校長・教頭職、校長職の区分が設けられ、それぞれのステージに求められる資質・能力が育成指標として具体的に示されている（【資料7-1、資料7-2】）。この指標は、滋賀県の小・中・高等学校・特別支援学校等に勤務する教員が自らのキャリアアップに向けた目標設定の指標として、また、学校や教育委員会の研修計画の策定等の人材育成指標として活用されるものである。したがって、その達成に向けて、地域の教員養成・研修の中心的な役割を担うべき本学の責務は極めて重い。

現行の高度教職実践専攻（教職大学院）は、平成29年度開設以来、滋賀県教育委員会、連携地域教育委員会、連携拠点校・協力校との連携体制により、学校経営力開発コース、教育実践力開発コースともに、入学生の教員としての自己研鑽や滋賀の学校現場からの期待に応えるべく努めてきた。また、「確かな学力の育成」に直結する教科の実践的指導力の向上や教育ニーズの多様化への対応に関しては、現行の高度教職実践専攻では、教育実践力開発コースの教育課程に総合的・教科横断的に組み込んできた。同時に、学校教育専攻（修士課程）においても、教科教育や特別支援教育における実践的科目を導入し、専門性と実践的指導力の育成に取り組んできた。

しかし、教科教育領域と特別支援教育領域において、専門的知識・理論と実践を往還させた、より確かで高度な実践的指導力を備えた教員を育成していくためには、教員養成の高度化機能を高度教職実践専攻（教職大学院）に一本化し、教師としての総合的な力を養いつつ、教科の専門性と実践的指導力、および特別支援教育等の教育ニーズの多様化（ダイバーシティ）に対応できる専門性と実践的指導力の向上にそれぞれ特化したコースを設け、多様なタイプの強みを持った教員を本専攻において養成していくことが必要である。

(4) 改組の枠組

上記の取組の経緯、及び地域課題や社会の変化に対応した改組の必要性を踏まえ、令和3年度に、高度教職実践専攻の中に、既設の「学校経営力開発コース」と「教育実践力開発コース」に加え、新たに「授業実践力開発コース」(学部新卒学生対象)と「ダイバーシティ教育力開発コース」(学部新卒学生および現職教員学生対象)の2つのコースを設けることとした。

「授業実践力開発コース」は、教科担当・学級担当としての堅固な実践的指導力を備えた新人教員の養成を目指し、学部新卒学生を主な対象とする。「ダイバーシティ教育力開発コース」は、障害、いじめ・不登校、外国人児童生徒など多様な教育的ニーズへの対応力をもった教員の養成を目指し、学部新卒学生および現職教員学生を対象とする。

同時に、既設コースについても、開設時の基本理念を踏襲しつつ、3年間の取組を通して見えてきた課題や地域のニーズに、より適切に対応することを目指し、カリキュラムの改革を行うこととした。「学校経営力開発コース」(現職教員学生対象)では、単位学校はもとより一学校の単位を超えた地域レベルの課題解決力を備え学校改善を牽引できる学校管理職(トップリーダー)の育成に、より重点を置く。また、「教育実践力開発コース」は、これまで現職教員学生と学部新卒学生が共に学ぶコースであったが、改組後は、ミドルリーダーを目指す現職教員学生のみを対象とし、養成する教員像と到達目標をより明確に焦点化することとした。

以上により、令和3年度以降は、「学校経営力開発コース」(現職教員学生対象)、「教育実践力開発コース」(現職教員学生対象)、「授業実践力開発コース」(主に学部新卒学生対象)、「ダイバーシティ教育力開発コース」(学部新卒学生および現職教員学生対象)の4コース編成とし、教育学研究科を「高度教職実践専攻」(教職大学院)に一本化して拡充する(【資料8】【資料9】)。

(5) 改組に際しての基本的な考え方

改組に際しては、先述の滋賀県の中長期的な教育施策と本学教職大学院の教育課程との対応関係をより明確にし、地域教育を支える拠点としての機能をいっそう強化する。また、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」(平成17年1月)において「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」が提言され、さらに「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(平成30年11月)においても、「各機関の個性や特色をより明確化し、さらに伸長」させることが提言されていることを受け、改組に際しては、本学教職大学院の強み・特色を明確に打ち出す(【資料10-1】)。

強み・特色の第1は、データサイエンス教育の導入である。データサイエンス教育の拠点大学・先進大学としての本学の強み・特色を活かし、すでに学部教育においてはデータサイエンスの教養科目を開講し、今年度からは教育データの解析のためのプログラミングなどICT活用に関する豊かな技能とその指導能力を持つとともに、子どもの学習状況や学習環境などの多様なデータを分析し、最適な指導方法を見いだすことや学習環境を構築することのできる人材を育成する「教育データサイエンティスト養成プログラム」をデータサイエンス学部との連携のもと開始している。このような学部教育をもとに、教職大学院の教育課程全体の基盤として、データサイエンス

教育を導入し、滋賀県の教育施策に応えるのみならず、地域から全国へと先進的なデータサイエンスを導入した学校教育の在り方を示し、リードしていく役割を担うことを目指す。

第2は、本学がこれまで力を入れてきた特別支援教育や外国人児童生徒への教育の領域を教職大学院に導入して、多様な教育的ニーズ（ダイバーシティ）に対応できる教員の養成である。

上述のデータサイエンス教育とダイバーシティ教育は、両者を連携させながら推進していくことにより、学校教育の改善や指導力の向上に向けて、新たな課題解決の方途を見出すことにつながる。すなわち、データサイエンスを教育の領域に導入・応用することにより、子どもの多様な教育的ニーズ（ダイバーシティ）に対応した学習の個別最適化やそのための指導方法・教材の開発につながることが可能となる。

以上のことを踏まえ、高度教職実践専攻（教職大学院）の拡充・一本化に際しては、「社会の変化や諸課題に対応しうる高度な専門性を備えた力量ある教員の養成」という創設時の基本理念を踏襲しつつ、以下の4点を基本的な改革方針に置き、発展させる（【資料10-2】）。

①データサイエンス教育の導入

将来予測が難しい社会においては、適切な情報の活用による子どもの主体的な価値創造の能力を育成するためには、教師自身がデータを読み解き活用する能力、すなわちデータサイエンスの基礎的な力を身に付けることが求められる。また、日々の教科指導や学級経営等の教育実践を経験や勘のみに頼るのではなく、エビデンスに基づいたアプローチによって振り返り、改善していくことが、これからの教師には必要である。さらにデータに基づき地域の教育政策を構築していくことは、「滋賀の教育大綱」でも基本的な考え方として重視されている。

そこで、データサイエンス教育の拠点大学としての滋賀大学の強みを活かし、データサイエンス基礎力を教職大学院全学生が共通に身につけるべき基盤的能力として教育課程に位置づける。さらに、Society5.0に対応し、ビッグデータの活用やサイバー空間も含めた多様な学習環境の創造により児童生徒の学習状況に応じた指導ができる教員、データの価値を理解し活用できる人材の育成につながる指導ができる教員の養成を特色の一つとして位置づける。

このことにより、将来、初等・中等教育において児童生徒の情報活用能力の育成や「次世代の学校」創生の観点に立った教育環境の整備などを主導していくことのできる教員の養成を目指すとともに、大学院レベルの教員養成・研修におけるデータサイエンス教育のモデル・カリキュラムの開発を目指す。

②確実な教科の指導力を備えた教員の育成

滋賀県の子どもについて、県は「基礎的・基本的な知識・技能の定着」「文章の趣旨を把握したり、表・グラフから必要な情報を取り出すこと」「根拠を明確にして自分の考えを説明すること」などに課題がみられると認識しており、「学ぶ力の向上」や「しなやかに対応できる力（応用力）の育成」「学力の伸長」を最重要課題の一つと位置づけている。本学部と県教育委員会との連携に

よる「学ぶ力向上専門委員会」（前述）における分析からも、きめ細かな指導の充実、読み解く力の育成、校内研究の活性化による組織的な授業改善などの必要性が指摘されており、この課題に対応するためには、確実に高度な教科指導力を備えた教員の養成が必須である。

このことから、新設の「授業実践力開発コース」（主に学部新卒学生対象）において、教科の専門性や高度な教材開発力・指導力等を確実に身につけた新人教員を養成する。授業実践力開発コースは主に新任教員の養成を目的とするコースであるが、他コース、特に教育実践力開発コースの現職教員学生が教科指導力、教材開発力、授業実践力の向上を目指す場合にも対応できるように、授業実践力開発コースの教科領域の選択科目はすべて他コースの学生も履修可能な科目（コース間連携科目）として設定する。

③地域の多様な教育的ニーズ（ダイバーシティ）に対応できる教員の養成

滋賀県は、「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン」（平成 27 年 3 月）（【資料 11】）において「障害のある子とない子が可能な限り地域で共に学ぶことで『地域で共に生きていくための力』を育てる」ことを基本理念として掲げ、具体的な実施プランのロードマップに沿った取組を進めている。いじめ・不登校も滋賀県の大きな課題である。さらに、湖南市、甲賀市、長浜市、東近江市などを中心に全県に外国にルーツをもつ児童生徒が多く学んでいる（【資料 12】）。

本学はこれまでから、特別支援教育や外国人児童生徒の教育を担うことのできる教員の養成に取り組み、地域との連携関係を築いてきている。この蓄積を活かし、新設の「ダイバーシティ教育力開発コース」において、障害、いじめ・不登校、外国人児童生徒、幼小連携等、多様な教育的ニーズに対応できる高度な専門性を身につけ、その専門性を活かして学校教育に貢献する教員を養成する。

④教員のキャリアステージに対応した資質・能力の育成と養成する教員像の明確化

高度専門職業人としての教職生活全体を支える観点から、学部新卒学生および現職教員学生のそれぞれのキャリアステージに応じて必要な資質・能力を育成するコース編成とし、滋賀県の「人材育成指標」（【資料 7-1】【資料 7-2】）との対応関係を重視する。

「授業実践力開発コース」（学部新卒学生対象）では準備ステージ（採用前段階・基礎習得期）から第Ⅰステージ（実践力形成期）に相当する教科・学級担当としての堅固な実践力を備えた新人教員の養成、「教育実践力開発コース」（現職教員学生対象）では第Ⅱステージ（成熟発展期）に相当する学校や地域における学年並びに分掌等のミドルリーダーの養成、「学校経営力開発コース」（現職教員学生対象）では第Ⅲステージ（深化・応用・円熟期）以降に相当する校務の運営、学校経営、さらには地域レベルの学校改善を牽引できるトップリーダー（地域リーダー）の養成をそれぞれ目指す。

そのため、現行では現職教員学生と学部新卒学生の両方を対象としている「教育実践力開発コース」を現職教員学生のみを対象としたコースに再編し、ミドルリーダー養成に焦点化する。また、既設の「学校経営力開発コース」（現職教員学生対象）は、現行理念を踏襲しつつ、単位学校

を超えた視野を備え、地域レベルで学校改善を牽引できる教育行政職を含めたトップリーダー（地域リーダー）養成への期待に応えうるカリキュラム改革を行う。

なお、以上のように、教員のキャリアステージに対応したコース編成とするが、一方で、教育実践力開発コース、授業実践力開発コース、ダイバーシティ教育力開発コースの修了生が、各自の今後のキャリアステージに応じて、将来、管理職や地域の教育リーダーとなっていく可能性も鑑み、共通科目に学校経営や管理運営に関わる内容を含める他、学校経営力開発コースの科目の一部を、学部新卒学生を含む他コースのすべての学生にも履修可能な科目（コース間連携科目）として設定する。

さらに、キャリアステージに応じたコース編成を生かし、滋賀県総合教育センターと協議しながら、県の管理職研修、ミドルリーダー研修との連携を図っていく。

（6）3つのポリシー

高度教職実践専攻では、学校経営力開発コースに所属し、スクールリーダー、特に地域リーダーを目指す教職経験15～20年前後の現職教員学生、教育実践力開発コースに所属し、ミドルリーダーを目指す教職経験6～15年前後の現職教員学生、授業実践力開発コース及びダイバーシティ教育力開発コースに所属し、確かな実践力を身に付けた新人教員を目指す学部新卒学生の3つのキャリアステージの学生を教育対象とする。なお、ダイバーシティ教育力開発コースでは、学部新卒学生の他、この領域の専門性を身に付けることを目指す現職教員学生も対象とする。

本専攻の3つのポリシーは次のとおりである。

〈ディプロマ・ポリシー〉

教育学研究科専門職学位課程（教職大学院）では、以下の能力を身につけた学生に対して、教職修士（専門職）の学位を授与する。高度教職実践専攻では、以下の能力を修得することを修了認定の基準とする。

- ①学び・成長し続けるための自己省察力
- ②新たな学びを生み出すための学校課題解決力
- ③同僚教師、専門家、地域との協働力
- ④データサイエンス基礎力
- ⑤教職経験等に応じて高めるべき能力：学校経営企画力（学校経営力開発コース）、新しい学びの構想力（教育実践力開発コース）、科学的・俯瞰的な視点から授業をデザインする力（授業実践力開発コース）、子どもの発達を支える専門的能力（ダイバーシティ教育力開発コース）

〈カリキュラム・ポリシー〉

ディプロマ・ポリシーとして掲げた修了認定の基準を実現するために、以下の方針に従って「共通科目」及び「コース科目」のカリキュラムを編成する。

- ①現代的な諸課題をテーマに、最新の専門理論・技術と実践を往還

- ②時代が求める教育を地域に応じて展開できる理論の修得と実践
- ③地域の学校・子どもの実態、必要性に応じた実践を行うための理論・技術の修得
- ④地域の関係機関との連携による教職実践に関する充実した実習
- ⑤到達目標の達成度にもとづいた成績評価

〈アドミッション・ポリシー〉

【求める学生像】

- ①本専攻の学修に必要な基礎的能力や教育実践経験を有する人
- ②学校や地域が直面する諸課題の解決に強い意欲をもつ人
- ③教員としての基本的資質・能力を有し、実践的指導力向上への意欲をもつ人
- ④研究成果を学校や地域の教育に還元しようとする熱意をもつ人

(7) 目指す教員像・育成する資質能力

上述のディプロマ・ポリシーに基づき、本専攻が目指す教員像には、全ての学生が共通に目指すべき目標と、所属するコース及び教職のキャリアステージによって特に期待される目標とがある。

ア 共通する目標

高度教職実践専攻全ての学生に共通して期待される目標は次のとおりである。

①学び・成長し続けるための自己省察力

今日の社会の急速な進展の中で、教育者として求められる知識・技能を常に刷新し、実践的指導力のさらなる向上を図っていくために、探究力を持って継続的に研究と修養に努めていくことのできる「学び続ける教員」が求められている。本専攻では、学校・教育現場を主要な学びのフィールドとし、優れた専門性をもつ研究者教員と豊かな実務経験をもつ実務家教員の連携・協働による指導を通じて、理論と実践の融合の中で自らの実践的指導力を子どもの学びを向上させる視点で高め続けることのできる能力の育成を目指す。自己省察力はいずれのキャリアステージの学生にも共通する目標であり、教員が生涯にわたって持ち続けることが求められる究極目標である。

②新たな学びを生み出すための学校課題解決力

今日の複雑な学校課題の解決のためには、新たな学びを生み出すための授業・学級経営の課題解決力が必要である。学校課題解決力は、スクールリーダー、特に地域リーダーとしての管理職、教員集団を実践的にリードするミドルリーダー、そして新人教員の各層の教員が、各層の役割に応じて共通に身に付けることが求められる。

管理職等のスクールリーダー、特に地域リーダーはカリキュラムや学校組織のマネジメントを通じた学校課題あるいは一学校単位を超えた地域レベルの教育課題の解決力、ミドルリーダーは同僚や後輩教師の授業や学級経営をリードし、自らそのモデルを提示できる学校課題解決

力、そして新人教員は、管理職や先輩教師の経験の支えを得ながら、授業をデザインできる課題解決力が求められている。さらに、多様な教育的ニーズに対応する専門性を有する教員には、個々の児童生徒の教育的ニーズによる課題解決力が求められる。このように求められるレベルや内容はそれぞれ異なるが、学校課題解決力の育成を共通の目標とする。

③同僚教師、専門家、地域との協働力

児童・生徒のニーズの多様化や学校現場における教育課題の複雑化を受け、学校全体としての組織的対応や地域・行政とのより緊密な連携・協力、「チーム学校」の推進が喫緊の課題となっている。本専攻では、多様な実習プロジェクトとして具体的な教育課題の解決・改善に取り組む中で、他者とのコミュニケーションを通して対応策を構築する力、学校や地域の共通理解を形成する力、学校内外の関係者と協働して役割分担しながら課題解決に向かう力の育成を目指す。

管理職等のスクールリーダー、特に地域リーダーには学校を地域に開き、行政も含めより広い視野で学校をマネジメントする協働力が、ミドルリーダーには地域連携を視野に入れつつ校内の同僚や専門家を含む「チーム学校」を実践的に推進する協働力が、新人教員には、管理職や先輩教師、同僚、保護者や地域とのコミュニケーションを進めていくことのできる協働力が求められている。また、多様な教育的ニーズに対応する専門性を有する教員には、スクールカウンセラーや学校外の関連施設・機関との連携をコーディネートできる協働力が求められる。このように各キャリアステージの役割に応じて、求められるレベルや内容は異なるが、協働力はすべての教員に求められる共通目標である。

④データサイエンス基礎力

これまでの教師は経験や直感に基づいて判断や意思決定をする傾向があった。しかし、経験や直感のみでは科学的な判断とならず、「開かれた学校」としての説明責任を果たせない。また「チーム学校」のなかで、多様な背景・文化・専門性をもつ人々との議論を積み重ねていきにくい。そこで、エビデンスに基づいた視点を持ち、科学的・論理的な判断ができることは、各キャリアステージの教師において共通に求められる能力である。また、来たる Society5.0 の時代を見据え、情報（ビッグデータ、IoT）やAIの活用による学習支援のあり方を理解し、可能な範囲でそうしたツールやテクノロジーを利活用できること、またそのなかでの課題を考えることのできる力が、これからの教師には必要となる。このことから、教師としてのデータサイエンス基礎力を身に付けることはいずれのキャリアステージにおいても共通の目標である。

イ 各コースの養成する教員像と育成する資質能力

各コースにおいて養成する教員像と、そのために育成する資質能力は表1のとおりである。

表1 各コースの養成する教員像と育成する資質能力

コース	対象学生	養成する教員像	育成する資質能力
学校経営力開発コース	現職教員	学校や地域の教育課題を俯瞰的に把握し解決する課題解決力、学校の組織・カリキュラムを改革できる学校マネジメント力、地域と歩む学校づくりを推進する連携協働力を備えて、 <u>地域レベルの学校改善を牽引できるトップリーダー（地域リーダー）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・地域の教育課題に効果的に対応する教育政策立案能力等の学校経営企画力 ・学校の組織とカリキュラムを改革できる学校マネジメント力 ・改革の理念を学校内で共有し、地域に発信するコミュニケーション力 ・地域と一体となって教育力を発揮する学校づくりを推進する、危機管理能力を含む地域連携協働力
教育実践力開発コース	現職教員	広い視野で教育活動を俯瞰し、同僚と協働して、校内研修を企画し、教科指導や生徒指導を牽引できる <u>高度な教育実践力を備えたミドルリーダー</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業改善に向けた多面的評価や学校独自のカリキュラムマネジメントを行うカリキュラム開発力 ・新たな教育課題を発見・探究し、解決に向かう新しい学びの構想力 ・学校や地域との連携、同僚（とりわけ若手教員）の支援を通じて、教育力の向上に取り組むための協働力や支援力
授業実践力開発コース	主に学部卒生	学級・教科担任として十分な教育実践力、授業実践力と学級経営力、保護者や地域と連携できるコミュニケーション力、同僚教師と協働して <u>新しい学びを推進できる能力を備えた新人教員</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・学部の学修を発展させたより高度な授業実践力と授業研究力 ・教科横断的な学習における授業実践力 ・教育課題を科学的及び俯瞰的に捉え直す力 ・新しい学びを同僚教師とともに推進する協働力 ・同僚、保護者、地域と連携できるコミュニケーション力 ・学び・成長し続けるための自己省察力
ダイバーシティ教育力開発コース	学部卒生 現職教員	発達上の課題や障害、心身疾患・問題、いじめ、不登校、虐待、外国人児童生徒など、 <u>多様な教育的ニーズを抱える子どもの育ちを広い視野から的確に捉えて、発達を支える専門性を備えた教員</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校園における特別支援教育、インクルーシブ教育の推進力 ・教員、保護者、学校内外の他職種専門家、専門機関との連携を推進し、チーム学校支援に貢献できるコーディネート力 ・多様な教育的ニーズとその背景要因を多面的に見取り、支援方針を立て、個別の指導計画や教育支援計画等を編成できる力 ・心理検査に関する深い知識と理解をベースにしたアセスメント力

①学校経営力開発コース

学校経営力開発コースでは、単位学校はもちろん地域レベル（中学校区や自治体等の圏域）も含む学校改善を牽引できるトップリーダー（地域リーダー）の養成を目指し、学校や地域レベルの教育政策立案能力、学校経営企画力、学校マネジメント力、改革の理念を学校内で共有し、地域に発信するコミュニケーション力、地域連携協働力を育成する。本コースで育成しようとする資質能力は、滋賀県の「人材育成指標」において管理職に求められている「学校教育の原動力」「学校経営の推進力」「関係機関との連携力」の3つの資質能力と連動している。とりわけ滋賀県では、市町等地域レベルでの課題解決が期待される教育課題が多いことから、教職大学院拡充・一本化に際して、学校経営力開発コースにおいては、地域の教育課題を一学校の単位を超えて俯瞰的に把握し解決する課題解決力や、地域と歩む学校づくりを推進する連携協働力の育成に、より力を注ぎ、重点を置く。

②教育実践力開発コース

現行では、現職教員学生と学部新卒学生の双方を対象とし、コースの中で到達目標を分けている。現職教員学生と学部新卒学生が同じコースで学ぶことには、メンターとメンティーの関係が

生まれ、演習や実習においてメンタリングの機能が活用できるメリットと、教職経験が極端に異なる集団に対する指導内容の設定の難しさと、理解できる内容や水準が異なることによる学修意欲の低下などのデメリットが考えられるが、現行では、デメリットに対しては個別指導等で軽減し、できる限りメリットを活かす方向での指導体制を築いてきた。しかし、拡充・一本化により学部新卒学生の割合が増えることにより、メリットを活かす現行の指導体制（学部新卒学生と現職教員学生が1対1または2対1でペアやグループをつくり、メンタリング機能を活用した演習や実習を行うこと等）を維持することは難しいと考えられる。そこで、拡充後は、教育実践力開発コースはミドルリーダーを目指す現職教員学生のみを対象とし、コースとして養成する教員像と育成する資質能力をより明確にし、到達目標を焦点化することとした。教育実践力開発コースで育成する資質能力は、授業改善やカリキュラムマネジメントを行うカリキュラム開発力、新しい学びの構想力、学校や地域との連携、若手教員を主とした同僚の支援を通じて教育力の向上に取り組む協働力・支援力である。これらは滋賀県の「人材育成指標」において、キャリアステージの第Ⅱから第Ⅲステージにおける「学年・分掌等を見据えた実践」や「学校全体を見据えた実践」につながり、その中で求められている「若手教員育成のためのOJT活動への積極的取組」や「同僚との協働」「校内研修による学校全体の授業改善の推進」などの指標と連動している。

③授業実践力開発コース

新設の授業実践力開発コースは学部新卒学生を対象とし、確実な授業実践力、教科指導力、学級経営力を備え、新しい学びを推進できる新人教員の育成を目指す。そのためにこのコースで育成する資質能力は、学部の学修を発展させ、科学的・俯瞰的な視点から授業をデザインする力、同僚や保護者等との協働力やコミュニケーション力等である。これらの資質能力は、滋賀県の「人材育成指標」の準備ステージ（採用前段階）を超えた第Ⅰステージにおける「学級・教科担当等を中心にした実践」につながり、その中で求められている「教材研究力」「学習形態の工夫や適切な指導方法」「児童生徒理解」「同僚とのコミュニケーション」「保護者との連携」等と連動している。

④ダイバーシティ教育力開発コース

新設のダイバーシティ教育力開発コースでは、多様な教育的ニーズを抱える子どもの育ちを広い視野からの確に捉え、発達を支える専門性を備えた教員の養成を目指し、特別支援教育・インクルーシブ教育の推進力、関係者・関係機関と連携しながら学校を支援できるコーディネート力、多様な教育的ニーズに応じた個別の指導計画や教育支援計画等の編成力、心理検査の知識と理解をベースとしたアセスメント力を育成する。本コースで育成しようとする資質能力は、滋賀県が策定している「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）」（平成28年3月）において具体的に取り組むべき事項として示されている「発達段階に応じた指導の充実」「教員の指導力や専門性の向上」「教育における連携（役割分担）の推進」等に直結する。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒等（日本国籍の児童生徒を含む）が滋賀県において近年再び増加しており、今後

さらに増加が見込まれることから、「学校におけるきめ細かな支援の充実」と「関係機関等との連携による教育機会の確保と共生」の必要性が示されていること（令和元年度第2回滋賀県総合教育会議資料）（【資料12】）とも連動している。

2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

（1）研究科、専攻の名称

名称：滋賀大学大学院教育学研究科

高度教職実践専攻（Advanced Professional Development for Teachers）

（2）学位の名称

名称：教職修士（専門職）（Master of Education）

理由：学位規則第五条の二（文部省令第九号）の規定による

今回の改組では実践型教員養成機能への質的転換を掲げ専門職学位課程（教職大学院）の拡充を図って、高度な実践的指導力を備えた教員を育成する。既設の修士課程のディプロマ・ポリシーには「4. それぞれの専門領域に応じた専門知識と科学的俯瞰力」とあったが今回の改組においては、教育の専門的知識・理論と実践に焦点化していることから英語名称について「**Master of Education**」とする。さらに、現代においては「滋賀の教育大綱」でも述べられているように社会情勢の大きな変化、その1つとしてのグローバル化の進展は避けられない。そこで、教職修士（専門職）の学位の英語名称に関しても、国際的に通用する名称として、アメリカやドイツなどにおいて教職の専門職学位として用いられている「**Master of Education**」を採用することとした。

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

（1）教育課程編成の考え方と基本方針

高度教職実践専攻では、学校教育にかかわる各種の課題に対応できる高度な実践的問題解決能力を持った教員の育成を目指す。学校教育にかかわる諸課題の解決は、単なる知識の累積や実践の積み重ねによる経験的な実践知だけでは十分な対応が困難である。これからの教員には、学校現場が直面する多様な課題や現状を、児童生徒を含む静的・動的な視点からの的確に分析・把握し、その理解の基に具体的な対応策を構築し、関係者が協力して実践・評価するとともに、再考察できる資質能力が必要であると考えます。

以上の考えに基づき、前項で示した全学生に共通する4つの目標（①学び・成長し続けるための自己省察力、②新たな学びを生み出すための学校課題解決力、③同僚教師、専門家、地域との協働力、④データサイエンス基礎力）に対応する能力と、教職のキャリアステージ等に応じて各時期に固有に高めるべき能力の育成を目指していく。そのために、前述のカリキュラム・ポリシーに従って「共通科目」及び「コース科目」のカリキュラムを編成する。

(2) 教育課程の編成と特色

ア 教育課程の編成と単位数

本専攻は、優れた教員あるいはスクールリーダーとしての多面的で多様な力量の形成に対応したカリキュラムの編成を重視しており、共通科目においてベースとなる総合的な力量を形成するとともに、コース科目において、学校経営、学校改善、地域協働、授業開発、教材開発、教育臨床実践、ダイバーシティ教育実践等、4つのそれぞれのコースの目指す力量形成につながる科目群を設けている。その上で、コースを跨いで履修できるコース間連携科目を設定し、自らの教育実践課題に応じて他コースの開講科目を受講できるようにする。さらに、学生が身につけた能力を、教員に必要な資質能力として有機的に統合・形成させるため、各コースにおいて5～6タイプの実習科目を配置して実施する。

現行においては、共通科目 22 単位、実習科目 10 単位、コース科目 16 単位の計 48 単位を修了要件としている。拡充後は、各コースの養成する教員像をより明確化するために、共通科目を 18 単位の絞り、コース科目を 18 単位の増やす。これに実習科目 10 単位を合わせ、修了要件総単位を 46 単位とする。(表 2 参照)

表 2 修了要件単位

現 行		⇒	改組後	
共通科目	22 単位		共通科目	18 単位
実習科目	10 単位	実習科目	10 単位	
コース科目	16 単位	コース科目	18 単位	
修了要件単位	48 単位	修了要件単位	46 単位	

イ 共通科目の編成と特色

共通科目は表 3 に示すように現行の 22 単位を 18 単位の絞るが、共通 5 領域がバランスよく履修できるように配置する。現行の「生徒指導の理論と実践」と「教育相談の理論と実践」を「生徒指導・教育相談の理論と実践」に統合する。「インクルーシブ教育の理論と実践」は概念を拡げて、「ダイバーシティ教育の理論と実践」とし、多様性の教育理論や外国人児童生徒の教育も含んだ内容とする。さらに、新設科目として、学校教員として身に付けたいデータサイエンスの基礎的能力の修得を目指す科目「学校教育におけるデータサイエンス」を新設する。

表3 共通科目（現行と改組後）

現行			改組後		
領域	授業科目	単位数	領域	授業科目	単位数
教育課程の編成及び実施に関する領域	教育課程編成の理論と実践	2 必	教育課程の編成及び実施に関する領域	教育課程編成の理論と実践	2 必
	授業実践の探究と教育課程	2 必		授業実践の探究と教育課程	2 必
教科等の実践的な指導方法に関する領域	確かな学力を伸ばす指導と評価	2 必	教科等の実践的な指導方法に関する領域	確かな学力を伸ばす指導と評価	2 必
	メディア活用実践研究	2 必		メディア活用実践研究	1 必
	滋賀の教育課題と指導方法	2 必		滋賀の教育課題と指導方法	1 必
生徒指導及び教育相談に関する領域	生徒指導の理論と実践	2 必	生徒指導及び教育相談に関する領域	生徒指導・教育相談の理論と実践	2 必
	教育相談の理論と実践	2 必		ダイバーシティ教育の理論と実践	2 必
	インクルーシブ教育の理論と実践	2 必	学級経営及び学校経営に関する領域	学びの基盤となる学級経営の探究	1 必
学級経営及び学校経営に関する領域	学びの基盤となる学級経営の探究	2 必	学級経営及び学校経営に関する領域	学校経営の理論と実践	1 必
	学校経営の理論と実践	2 必		学校教育と教員の在り方に関する領域	現代社会の課題と教員役割
学校教育と教員の在り方に関する領域	現代社会の課題と教員役割	2 必	学校教育と教員の在り方に関する領域	学校教育におけるデータサイエンス	2 必
修了に必要な単位数		22		修了に必要な単位数	

・ 下線は統合科目および新設科目

ウ データサイエンス基礎力を基盤とした教育課程編成

本学の教職大学院では、各コースにおけるさまざまな科目によってもデータサイエンス基礎力を向上させ、それを特色のひとつとする。については、1年次春学期開講の「学校教育におけるデータサイエンス」を共通科目（必修）とするだけでなく、そこでの柱A～Dとして示す4つの単元に基づいてそれぞれ1つから3つの連携ポイント（下記a1～d1までの各事項）を表4のとおり設定し、各コース科目との接点を設けた。（【資料13】・【資料14】参照）

4つの柱とコース科目連携のポイント	コース科目における連携のあり方例	関連する科目の例
柱A.エビデンスベースト思考演習		学校組織マネジメント研究（学校経営力） メンタリングと校内研修（教育実践力） 初等〇〇科教育の理論と実践、他（授業実践力） 子どもの発達と支援（ダイバーシティ）
a1.エビデンスへの意識向上	講義内容や演習に常にエビデンスを提示	
a2.批判的思考の励行	PDCAサイクルによる実習の省察 グループ討議でも批判的視点を強調	
柱B.学校教育データ分析実践演習		教育実践課題解決研究Ⅰ～Ⅳ（各コース） 教育方法の開発と実践研究（教育実践力） 子どもの心の臨床心理学的理解と支援（ダイバーシティ）
b1.白書や政府統計の利用	学力調査や学校財務資料を教材に	
b2.データを扱う経験	課題研究や授業でデータ分析を利用	
b3.情報モラルの意識化	守秘性の高い情報への注意を喚起	
柱C.ICTツール利用の理論と実践		授業実践の探究と教育課程（共通科目） 教育実践課題解決研究Ⅰ～Ⅳ（各コース） プログラミング教育の実践と教材開発（授業実践力）
c1.ICTツールの利用	教えるツールとして親しませる 子のニーズに合うツールの検討	
c2.ICT利用の効果と課題の検討	効果的な利用、与え方を考える 使うことの弊害や短所も知る	
c3.ICT1人1台時代の教え方の検討	個々と全体の効果向上の方策を検討	
柱D.Society 5.0時代の学習支援		教育政策・教育行政の理論と実践（学校経営力） 初等〇〇科教育の理論と実践（授業実践力） 心理的アセスメントと子ども支援（ダイバーシティ）
d1.子ども個々に合った学習の検討	普遍的な知を個別事例的な実践へつなぐ アセスメントともリンクさせて	

これらの接点のそれぞれにおいて、各コース科目はデータサイエンスの基礎知識や事例を折に触れて参照し、意識化させ、活用し、相乗的にデータサイエンス基礎力を高めることをめざしている。以下、各コースにおける連携のポイントを具体的な科目との対応例と併せて示す。

1) 柱A「エビデンスベースト思考演習」と関わって

ここでは、「a1.エビデンスへの意識向上」、「a2.批判的思考の励行」について連携を図る。例えば学校経営力開発コースの「学校組織マネジメント研究」では、学校評価などのエビデンスを重視した学校改善について学び、教育実践力開発コースの「メンタリングと校内研修」では、効果的なメンタリングのために若手教員の学級経営や学習指導の現状、改善の取り組み過程と結果をデータによって可視化し、批判的に検討する。授業実践力開発コースの各教科の「初等〇〇科教育の理論と実践」では、データや授業プロトコルをとりながら学習指導のあり方を検討する。その他の授業実践力開発コースの各教科領域に関わる科目においても、エビデンスに基づく教材研究、教材開発を意識した指導を行う。ダイバーシティ教育力開発コースの「子どもの発達と支援」では、子どもの心身の発達とその神経構造の研究成果を解説する際に、エビデンスの存在を意識させ、グループワークとして多彩な発達特性に応じた適切な支援の在り方を批判的に議論させる。

2) 柱B「学校教育データ分析実践演習」と関わって

ここでは、「b1.白書や政府統計の利用」、「b2.データを扱う経験」、「b3.情報モラルの意識化」について連携を図る。学校経営力開発コースで言えば「教育実践課題解決研究Ⅰ～Ⅳ」において学校経営改善プランを作成する過程では、「学校教育におけるデータサイエンス」の学習内容を利用しつつ、関連する他の学校組織調査手法・統計的手法（データ収集・分析方法）を学習・活用する。教育実践力開発コースにおいては、例えば「教育方法の開発と実践研究」においてさまざまな白書や統計データに基づいて問題を焦点化・具体化していく。授業実践力開発コースにおいては、「教育実践課題解決研究Ⅰ～Ⅳ」において様々な学力調査等のデータやその分析結果を利用する局面があり、併せて情報モラルにも注意を喚起する。ダイバーシティ教育力開発コースでは「子どもの心の臨床心理学的理解と支援」において、いじめや自殺などの各種白書や研究等によるデータを利用させるが、同時に心理的問題に関する個人情報や、アンケートから得られる守秘性の高い情報の扱いにも敏感になるようはたらきかける。

3) 柱C「ICT ツール利用の理論と実践」と関わって

ここでは、「c1.ICT ツールの利用」、「c2.ICT 利用の効用と課題の検討」、「c3.ICT 1人1台時代の教え方の検討」について連携を図る。学校経営力開発コースの「教育実践課題解決研究Ⅰ～Ⅳ」では課題分析や改善方策立案の際に積極的に ICT ツールを活用し、連携協力校や管理機関である教育委員会との課題意識の共有を促進する。教育実践力開発コースにおいては、共通科目「授業実践の探究と教育課程」のなかではあるが、授業実践の事例検討をすすめるにあたり、「学校教育におけるデータサイエンス」との関連を意識させつつ、ICT を活用している事例を数回取

り上げる。授業実践力開発コースでは「プログラミング教育の実践と教材開発」において、タブレットやPCを用いたグラフィックス・プログラミングやサウンド・プログラミングなど、幅広い題材や機材を用いたプログラミングについて学び、同時にそれらの利用上の課題についても検討する。ダイバーシティ教育力開発コースにおいては、読み書きに困難を抱える児童生徒の学習を支える教具の1つとしてICTツールの利用を積極的に取り上げ、その個人や学級全体の学習の効果が向上するような使い方や授業の展開の仕方を検討させる。

4) 柱D「Society 5.0時代の学習支援」と関わって

ここでは「d1.子ども個々に合った学習の検討」の一点のみであるが、連携を図っていく。ここと関連させた授業内容を展開できるコースはすべてではないが、学校経営力開発コースでは、「教育政策・教育行政の理論と実践」のなかでSociety5.0時代を展望した教育行政の課題を検討する。授業実践力開発コースにおいては「初等〇〇科教育の理論と実践」の各教科において、ICTを利用しつつ学び合いを大切にしながら個に応じた指導のあり方を探求させる。ダイバーシティ教育力開発コースの「心理的アセスメントと子ども支援」では、様々な心理的アセスメントの検査結果を通して示される個々の発達段階や認知特性に合わせた教育方法について考えさせる。

エ コース科目の編成と特色

①学校経営力開発コース科目（【資料15-1】）

本コースは、管理職等のスクールリーダー、地域レベルの学校改善を牽引できるトップリーダーの養成を目的とし、県からの派遣を主とした現職教員学生が配属される。

情報化・グローバル化・少子高齢化の社会変化が加速的に進展するなかで、現在の学校は、短中期的に解決すべき諸課題に直面している。予測困難な社会を生き抜く資質・能力育成への学びを保障する授業・教育課程の組織的実現が望まれると同時に、いじめ防止や学校安全・危機管理等を通じた安心できる学校教育環境の創出、これらを家庭・地域と相補的に取り組む「地域とともにある学校」の実現などが求められており、以上を、業務適正化を含む持続発展の枠組みで推進していく学校づくりが求められている。

このような状況にあって、今後の学校管理職には、従来の全国的規制を前提とした学校管理に留まらず、適切な内外環境分析や将来展望に基づく共有ビジョンの構築、校内教職員や地域社会・諸関係機関との協働的な課題解決の推進といった、高度なマネジメント能力が求められる。さらには、現在の学校課題の複雑化を鑑みれば、学校管理職としてのキャリアにおいて、単位学校の視野に留まらず、中学校区等での複数校が（教育行政と協働して）地域的課題を解決する視野での指導能力を備えたリーダーの計画的育成も求められている。

本コースでは、現場経験が豊かな現職教員を対象に、以上に述べた地域レベルの学校改善の推進力となる学校管理職（トップリーダー）に求められる力量、すなわち地域教育課題の課題解決力、学校マネジメント力、地域連携協働力を育成する教育課程（科目）を編成している。

求められる学校づくりやその職務遂行上学校管理職に必要な知識・スキルをもとに、滋賀

県の「人材育成指標」（管理職）との整合性も確保して、「学校組織マネジメント研究」「学校経営と教育リーダーシップ」「教職員の職能開発システムに関する実践的研究」「教育政策・教育行政の理論と実践」「学校と地域の連携協働に関する実践的研究」などのコース科目 12 科目（必修 16 単位、選択必修 2 単位）を設定している。

実習科目としては、「経営課題解決基本実習Ⅰ・Ⅱ」「経営課題解決発展実習」「地域協働実習」「教育行政実習」の 5 科目（10 単位）を必修科目とし、加えて選択科目として各コース共通の「海外連携校実習Ⅰ・Ⅱ」（各 1 単位）を設定している。

学校管理職として必要な力量を効果的に育成するため、また修了後のネットワークづくりを意図して、科目の大半を必修（同期入学生が同時履修）とする準コーホートの履修方式を導入する。科目の履修時期は、学校経営・リーダーシップの視点涵養→単位学校を越える課題解決の視野獲得を円滑に進められるよう、「教育実践課題解決研究」を核としたコース別科目及び実習科目を配置することに意を用いている。授業科目の実施では、少人数コーホートの特性を生かし、個別・集団演習、事例研究、ディスカッション、プレゼンテーションの実践的で双方向的な授業形態を、研究者・実務家教員が協働して企画・実施するとともに、個別のフィードバックの充実に努める。授業担当教員の設定においては、この点に配慮している。

これらの学びをもとに、各自の実践研究テーマを設定し、理論と実践を往還させながら、「教育実践課題解決研究（経営）」の学修につなぐ。

②教育実践力開発コース科目（【資料 15－2】）

本コースは学校や地域におけるミドルリーダー教員の養成を目的とし、県からの派遣を主とした現職教員学生が配属される。期待される目標は、授業研究や教育課程編成をリードできる能力と教員集団をまとめて協働しながら学校課題に取り組める能力を養うことである。

そのためのコース科目として、「教育方法の開発と実践研究」「メンタリングと校内研修」「学校教育のアクションリサーチ」「社会的・職業的自立を支援する進路指導とキャリア教育」など 8 科目（必修 12 単位）が設定されている。これらの科目は、「教育課程編成の理論と実践」「授業実践の探究と教育課程」「確かな学力を伸ばす指導と評価」「メディア活用実践研究」「生徒指導・教育相談の理論と実践」などの共通科目と強く関連しており、互いの科目で修得した知識や技能を活用して理解を深めることを重要視している。

また、新しい学びの構想力や学校・地域との連携力を高めるためには、教科の専門性と実践的指導力、および特別支援教育等の教育ニーズの多様化（ダイバーシティ）に対応できる専門性と実践的指導力を身に付ける必要がある。そこで、学校経営力開発コースや授業実践力開発コース及びダイバーシティ教育力開発コースとの間に、コース間連携科目（選択必修 6 単位）を設け、ミドルリーダーとしての総合的な力を養うことを目的としている。

実習科目としては、「実践課題解決基本実習Ⅰ・Ⅱ」「実践課題解決発展実習」「研修開発実習」の 4 科目（8 単位）を必修科目とし、「教育委員会実習」（2 単位）「海外連携校実習Ⅰ・Ⅱ」（各 1 単位）の 3 科目（うち 2 単位以上を履修）を選択必修科目として設定している。

これらのコース科目での学びと実習科目での学びを統括して理論と実践を往還する意識を持たせ、「教育実践課題解決研究（教育実践）」の学修につなぐ。

③授業実践力開発コース科目（【資料 15－3】）

本コースは教科・学級担当としての堅固な実践力を備えた新人教員の養成を目的とし、学部新卒学生が配属される。そこで、本コースでは、育成する資質・能力として示した各教科の高度な「授業実践力」「授業研究力」、その基盤になる「学級経営力」の育成を目指して教育課程を編成する。

そのために、まずコース必修科目として、新人教師の適応・成長過程に焦点化する「教師のキャリア発達と教育実践」、各教科指導において必要とされるプログラミング教育の実践的指導力や教材開発力を育成する「プログラミング教育の実践と教材開発」の2つの科目を置く。その上で、教科教育に関わる27のコース選択科目を用意し、その中から5科目（10単位）以上を履修させる。このことによって、受講生それぞれが自らの授業実践研究のテーマにつながる専門科目を選択できるようにする。教員に求められるコミュニケーション能力や協働力を育成するために、どの科目も授業内容を工夫するだけでなく、発表・作業・討議などを取り入れて授業方法もアクティブなものにする。

コース選択科目の中に、教科横断的科目である「初等言語教育の理論と実践」「初等理数教育の理論と実践」「初等芸術教育の理論と実践」などを置くことによって児童・生徒の学びを科学的及び俯瞰的に捉え直す機会を用意するとともに、幼稚園や小学校の教員を目指す学生を念頭に、これらの科目を含む6つの初等教育科目を置く。さらに、他コースの科目を受講できるようにコース間連携科目を置き、教科教育だけでなく多様な教職科目やダイバーシティ教育科目を幅広く選択・受講できるようにしている。

実習科目としては、「実践入門実習」「授業実践基本実習Ⅰ～Ⅲ」「授業実践発展実習」の5科目（7単位）を必修科目とし、「学校支援実習Ⅰ～Ⅵ」（各1単位）と「海外連携校実習Ⅰ・Ⅱ」（各1単位）の8科目（うち3単位以上を履修）を選択必修科目として設定している。

これらのコース科目での学びをもとに、最終的に各自の実践研究テーマを設定し、実習科目での学びを活かして理論と実践を往還させながら、「教育実践課題解決研究（授業実践）」の学修につなぐ。

④ダイバーシティ教育力開発コース科目（【資料 15－4】）

ダイバーシティ教育力開発コースでは、多様な教育的ニーズを抱える子どもの育ちを広い視野からの確に捉え、発達を支える専門性を備えた教員を育成する教育課程を編成する。

そのために、コース必修科目として、子どもの多様な教育的ニーズや子どもの特性・特徴に関する理論と教育方法を探究する「スペシャルニーズ教育の理論と実践」、そうした子どもの理解や評価と支援について学ぶ「子どもの心の臨床心理学的理解と支援」「心理的アセスメントと子ども支援」の3科目（6単位）を置く。その上で、コース選択科目として、特別支援教育、幼児教育、

教育的ニーズの多様性への理解と対応に関わる 14 科目を置く。いずれの科目においても、多様な教育的ニーズを抱える子どもの支援においては、学校・保護者・地域等の連携は必要不可欠であるため、マクロ的、ミクロ的な観点から、総合的な教育・支援方策を編成できる力量を高めることを目指す。加えて、他コースにおける科目をコース間連携科目として設定し、教職や教科指導に関わる多様な科目を幅広く選択・履修可能とする。

実習科目としては、「ダイバーシティ教育基本実習」「特別支援実習」「フィールドワーク実習」「心理アセスメント実習」「ダイバーシティ教育発展実習」の 5 科目（10 単位）を必修とし、理論と実践の往還が展開するように教育課程を構造化させている。さらに「海外連携校実習Ⅰ・Ⅱ」（各 1 単位）を選択科目として置いている。

なお、本コースでは、幼稚園教諭又は特別支援教諭の専修免許状の取得に必要な科目を置くことにより、修了後の職業選択を見据えたカリキュラム編成となっている。

これらのコース科目での学びをもとに、最終的に各自の実践研究テーマを設定し、実習科目での学びを活かして理論と実践を往還させながら、「教育実践課題解決研究（ダイバーシティ）」の学修につなぐ。なお、「教育実践課題解決研究（ダイバーシティ）」は A と B との 2 つに分かれており、「教育実践課題解決研究 AⅠ～Ⅳ（ダイバーシティ）」は幼児教育を主体とし、「教育実践課題解決研究 BⅠ～Ⅳ（ダイバーシティ）」は特別支援教育を主体とする。

4. 教員組織の編成の考え方及び特色

「3. 教育課程の編成の考え方及び特色」において述べたように、本学教職大学院の教育課程では、実習科目での学びを活かしながら、実践的で双方向的な授業を研究者教員と実務家教員が協働して企画・実施することを重視している。さらに、新たに開設する授業実践力開発コースでは、教科教育教員、教科専門教員、教職教育教員の協働、ダイバーシティ教育力開発コースでは、教育臨床、発達心理、特別支援教育、幼児教育の研究者教員と実務家教員との協働により、実習科目等とも関連づけながら、教育課程全体として理論と実践を往還・融合させ高度な学修へとつなぐ。このような教育課程を効果的に遂行するために、以下のように教員組織を編成する。

ア 特定の教科の扱いを踏まえた必置専任教員数（研究者教員、実務家教員、みなし実務家教員）の考え方

今回の改組により、「共通科目及び実習科目以外の科目」、すなわち「コース科目」及び「コース間連携科目」を 18 単位以上履修することを修了要件としている。

教科等領域を扱っていると見做す判断の目安「共通科目及び実習科目以外の科目の過半数を特定の教科領域の科目として選択できる」（平成 27 年 1 月 14 日事務連絡）に照らすと、ダイバーシティ教育力開発コースにおいて、特別支援教育及び幼児教育はそれぞれ特定の領域として扱うことになる。

授業実践力開発コースにおいては、「特定の教科領域科目として選択できる」科目を、共通科目及び実習科目を除いたコースの修了要件科目数 11 科目（18 単位）の過半数の 6 科目以上設定し

ている教科はないので、特定の教科領域としては置いていないことになる。

以上を教職大学院の専任教員数の基準（文部科学省告示 161 号及び告示についての通知）に当てはめると、計 15 名が必要専任教員数となり、そのうち、6 名以上（端数切上げ）を実務家教員とする必要がある。

研究指導教員：(学校教育 5 + 特別支援 1 + 幼児教育 1)×1.5=10名（端数切捨て）

研究指導補助教員：(学校教育 5 + 特別支援 1 + 幼児教育 1)×2/3= 5 名

今回の設置計画では、専任教員 28 名（研究者教員 19 名、実務家教員 9 名）を配置することとしており、基準を満たしている。実務家教員は現行では 6 名を配置しており、このうち 3 名が滋賀県教育委員会との人事交流による専任教員（1 名）とみなし専任教員（2 名）、2 名が滋賀県・市の退職教員である。改組後は、これらの実務家教員に加え、附属学校副校園長 4 名を実務家のみなし専任教員として雇用する。新設の授業実践力開発コース及びダイバーシティ教育力開発コースの実習科目を中心に、附属学校園を学生の実践的教育研究のフィールドとしてこれまで以上に活用する計画であり、附属学校副校園長が実務家教員として、研究者教員と協働しながら、実習科目及びその関連科目の指導に当たる体制とする。

さらに、研究者教員として、退職前教員等を除く滋賀大学教育学部教員ほぼ全員の 53 名が兼任教員として授業科目を担当し、教育内容を充実させる。

イ 実務家教員に求める研究能力と資質について

実務家教員の配置については、本学教職大学院開設時に、滋賀大学教育学部と滋賀県教育委員会との間で覚書により次の内容が確認され、人事交流による実務家教員の配置については上述のとおり、滋賀県教育委員会と滋賀大学との間で協定（【資料 16】）が結ばれている。

- ・人事交流による実務家教員は、小学校、中学校、高等学校または特別支援学校のそれぞれの学校の実務経験を有し、学校現場における共同研究を推進し組織する優れた実践経験を有するとともに、教育行政・教員研修・管理職としての経験を重ねている者を県教育委員会の協力を得て配置する。
- ・人事交流による実務家教員のうち、2 名はみなし教員として 1 週間のうち 2～3 日を教職大学院で指導にあたる。いずれも、県教育委員会主査、市町教育委員会学校教育所管課副参事又はそれに準ずる職の経験を有する者で教頭級である。また、もう 1 名は交流人事により専任教員として本学で採用する。県教育委員会指導主事、市町教育委員会学校教育所管課指導主事、それに準ずる職又は経験を有し教頭昇任該当の者である。
- ・人事交流による専任教員及びみなし教員の年齢は概ね 45～50 歳、期間は 3 年程度である。交流人事の期間を終えた者は、教頭、校長又は県・市町教育委員会において幹部職員等として処遇されることとなる。

上記の人事交流による3名の実務家教員（専任教員1名、みなし教員2名）の他に、小学校、中学校、高等学校及び県・市町教育委員会を退職した元校長等から県教育委員会との協議の下に2名を実務家教員として採用する。さらに、新たに附属学校園副校長4名（校長級）を実務家のみなし教員として配置する。

実務家教員については、上記いずれの場合も「滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻の実務家教員選考に関する規程」（【資料17-1】）及び「同規程の取扱いに関する申合せ」（【資料17-2】）に基づき選考を行い、学校現場等で概ね20年以上の実務経験を有し、担当授業に関する知識と経験豊富な教員を配置する。

ウ 研究者教員に求める実務経験の内容、実績について

研究者教員については、「滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻研究者教員の資格基準」に基づき、教育実践につながる研究業績を研究指導教員の場合3編以上、研究指導補助教員の場合1編以上有し、加えて学校現場での指導等の活動実績、教員研修・講習会での講師経験等を有する者を専任教員として配置する。さらに、学部教育との一体化を目指し、教育学部教員ほぼ全員が兼任教員（授業担当教員）として授業科目を担当するが、兼任教員についても、教育実践につながる研究業績並びに現職教員研修・講習、教育実習等の指導経験の実績を専任教員に準じて有することを担当の資格基準としている（【資料18】）。

エ 既設学部等の教員を転籍させる場合の当該学部等の教育研究水準の維持・向上方策

改組後の教職大学院では、学部教育と教職大学院との一体化を図る観点から、教育学部及び教職大学院の両方の専任教員として学生の教育・指導を担当するダブルカウントを研究者教員において導入し、教職大学院の管理運営や科目担当を中心となって担う専任教員と、教職大学院以外の学部等の科目担当や運営に関わる度合いが比較的大きいダブルカウント専任教員を区分する。教職大学院の管理運営や科目担当を中心となって担う専任教員は別紙様式第3号（その2の1）「教員の氏名等」の専任等区分欄に「専」として示し、ダブルカウントの専任教員は「専他」として示している。このことにより、教職大学院の明確な責任体制を構築する。ただし、いずれの場合も、教員に過度な負担がかからないように、また教職大学院や学部の教育の質の低下を招かないように、全体の担当科目数の限度について留意している。

オ 教職大学院の専任教員が教職大学院設置後に担当する学内の学部等科目

教職大学院の専任教員（「専」および「専他」）が担当する学内の学部・専攻科の科目一覧は、別添のとおりである（【資料19】）。

カ 専任教員の年齢構成について

完成年度の令和5年3月31日時点における専任教員の年齢構成は、40歳代8名（29%）、50歳代9名（32%）、60歳代11名（39%）である。

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 入学から修了までの教育

ア 標準修了年限、履修科目の登録上限、修了要件、既修得単位の認定、成績評価等

1) 標準修了年限

本専攻においては、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教諭のいずれかの教育職員免許状を1つ以上取得している者の入学を前提とし、標準修了年限を2年とする。県派遣の現職教員学生に対しては、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を適用する。また、附属学校園から内地研修員として派遣される現職教員学生も14条特例を適用し、附属学校園の教員としての身分を保有したまま修学できるようにする。加えて、「長期履修学生制度」(修業年限3年または4年)の利用も可能とする。

2) 修了要件と履修科目の登録上限

修了要件は、共通科目18単位、実習科目10単位以上、コース科目18単位以上(コース間連携科目含む)の計46単位以上修得した者とする。共通科目18単位は全科目が全コース共通の必修科目である。科目の登録については、1学期25単位を上限とする。

3) 既修得単位の認定方法

院生が本専攻に入学する以前に大学院で履修した単位は、本専攻で開講している科目に相当するものであるかどうかを審査した上で、10単位を上限として各科目区分の単位として認定することができる。例えば、現職教員などが、科目等履修制度その他のプログラムによって本専攻の科目をあらかじめ履修した場合も含まれるものとする。

4) 成績評価

本専攻の授業科目の成績評価は、複数の観点からおこなうものとする。評価の基準となる要素(授業中の参加発言、活動の記録、中間レポート、期末試験など)とその配点については、シラバスであらかじめ明示する。各科目は、原則、複数の専任教員によって担当するため、複数の評価者による総合的な判断がなされることとなる。

成績は、秀(90点以上)、優(80点~89点)、良(70点~79点)、可(60点~69点)及び不可(60点未満)で表示し、60点以上を合格とする。

成績の評語と評点区分、評価基準のガイドラインは表5のとおりである。

表5 成績の評語と評点区分、評価基準のガイドライン

評語	評点区分	評価基準
秀	90点以上	到達目標を達成し、極めて優秀な成績を修めている。
優	80点～89点	到達目標を達成し、優秀な成績を修めている。
良	70点～79点	到達目標を達成し、良好な成績を修めている。
可	60点～69点	到達目標を達成している。
不可	60点未満	到達目標を達成していない。

イ 学修の修了を総合的・最終的に確認するための方策等

課題研究科目（「教育実践課題解決研究」）における実践課題研究の成果報告が修士論文に代わる修了レポートとして課され、修得したすべての科目の成績と、各自のテーマに関わる実践課題研究報告書及びそのプレゼンテーションの評価によって学修の修了を総合的・最終的に確認する。

ウ 実践的な教育を行うための授業の工夫

授業の方法としては、従来の講義スタイルを超える形を採る。各科目のテーマと方法につながるように、院生の学習動機や研究の問題意識を強く触発するところから始め、事例研究、グループ討議、模擬授業、フィールドワーク、ワークショップ、反転授業などを適宜組み合わせることにより、能動的で協働的な学びの場を設定する。

具体的には、①課題解決型の授業構成、②理論知と実践知を往還する学習サイクル、③フィールドワークによる課題の発見から実践研究の課題化・探究へのプロセス、④討論・協議の場の効果的な設定による院生同士の課題の共有化と深化、を重視する。そのために、共通科目やコースの必修科目においては専任の教員と実務家教員、選択科目においては教科教育教員と教科専門教員、専門領域の異なる教員等、複数の教員が連携・協働して担当することを原則とし、多角的・教科横断的な視野から課題解決的に授業を構成する。

エ 現職教員学生と学部新卒学生との合同授業における工夫

現職教員学生を対象とするコース（学校経営力開発コース、教育実践力開発コース）と学部新卒学生を主な対象とするコース（授業実践力開発コース、ダイバーシティ教育力開発コース）に分けることにより、各コースの養成する教員像と到達目標をより明確に焦点化するが、共通科目やコース間連携科目においては、ロールプレイングや討論の場等を工夫して、キャリアステージの異なる現職教員学生及び学部新卒学生が互いの経験を踏まえた役割を意識しながら学び合うことのメリットを活かす。また、共通科目においては、必要に応じて、部分的に現職教員学生と学部新卒学生を分けて指導する場面を設ける。

オ 長期履修制度

職業を有している等の事情のために標準の修業年限（2年）で修了することが困難な学生を対象とする。事情に応じて一定の期間（3年または4年）にわたり計画的に教育課程を履修し修了

することにより学位を取得することができる。長期履修学生として申請し認められた場合の授業料は、2年間（標準修業年限）分の授業料総額を、認められた一定の修業年限で除した額とすることにより、授業料の年額の負担を軽減することができることとする。

長期履修学生による修業年限別年額授業料

修業年限2年（標準） 1年目：535,800円 2年目：535,800円

修業年限3年 1年目：357,200円 2年目：357,200円 3年目：357,200円

修業年限4年 1年目：267,900円 2年目：267,900円 3年目：267,900円 4年目：267,900円

カ 各コースにおける修了要件と履修指導

各コースの春学期（前期）・秋学期（後期）の授業時間割表は【資料20-1】のとおりである。現職教員学生が2年次に発展的な実習科目及び教育実践課題解決研究を履修できるようにしている。また、学部新卒学生の場合は、2年次に共通科目の一部、コース科目の一部、発展的な実習科目、教育実践課題解決研究を科目間の系統性にもとづいて履修させる。

履修指導にあたっては、共通科目の5領域の構成、共通科目とコース科目との関係性、実習科目とコース科目との関係性、年次や前後期による科目間の系統性について説明する。また、現職教員学生と学部新卒学生の教職経験の相違や個々の履修状況に応じた指導を行う。

各コースの履修モデル（【資料20-2】）。

各コースの修了要件は次のとおりである。

<学校経営力開発コース>

〔実習科目〕

「経営課題解決基本実習Ⅰ・Ⅱ」「経営課題解決発展実習」「地域協働実習」「教育行政実習」の5科目を必修科目として履修し、修了要件の10単位とする。加えて選択科目として各コース共通の「海外連携校実習Ⅰ・Ⅱ」（各1単位）を設け、修了要件を超えて履修可能な科目とする。

〔コース科目〕

「学校組織マネジメント研究」「学校経営と教育リーダーシップ」「教職員の職能開発システムに関する実践的研究」「カリキュラムマネジメントと校内研修」「教育政策・教育行政の理論と実践」「学校安全・学校危機管理に関する実践的研究」（各2単位）の6科目（計12単位）及び「教育実践課題解決研究Ⅰ～Ⅳ（経営）」（計4単位）をコース必修科目とする。「学校と地域の連携協働に関する実践的研究◎」「教育法規の理論と実践◎」（各2単位）については、この2科目から1科目（2単位）を選択必修とする。以上のコース必修科目及びコース選択必修科目を合わせて計18単位以上を履修する。加えて、教育実践力開発コース、授業実践力開発コース、ダイバーシティ教育力開発コースの各コース科目のうち、他コースの学生も履修可能な科目として設定されている科目（コース間連携科目）を修了要件を超えて履修可能な科目とする。

なお、「◎」のついた科目は、他コースの学生も履修可能な科目である。

<教育実践力開発コース>

〔実習科目〕

「実践課題解決基本実習Ⅰ・Ⅱ」「実践課題解決発展実習」「研修開発実習」の4科目（8単位）を必修科目として履修する。加えて、「教育委員会実習」（2単位）「海外連携校実習Ⅰ・Ⅱ」（各1単位）の3科目から2単位以上を選択必修として履修し、計10単位以上を履修する。

〔コース科目〕

「教育方法の開発と実践研究◎」「メンタリングと校内研修◎」「学校教育のアクションリサーチ」「社会的・職業的自立を支援する進路指導とキャリア教育」（各2単位）の4科目（8単位）及び「教育実践課題解決研究Ⅰ～Ⅳ（教育実践）」（計4単位）をコース必修科目とする。さらに、学校経営力開発コース、授業実践力開発コース、ダイバーシティ教育力開発コースの各コース科目のうち、他コースの学生も履修可能な科目として設定されている科目（コース間連携科目）の中から、選択必修として6単位以上を履修し、コース必修科目と合わせて18単位以上を履修する。

なお、「◎」のついた科目は、他コースの学生も履修可能な科目である。

<授業実践力開発コース>

〔実習科目〕

「実践入門実習」「授業実践基本実習Ⅰ～Ⅲ」「授業実践発展実習」の5科目（7単位）を必修科目として履修し、加えて選択科目として設定している「学校支援実習Ⅰ～Ⅵ」（各1単位）「海外連携校実習Ⅰ・Ⅱ」（各1単位）の中から3単位以上を選択必修として履修し、計10単位以上を履修する。

〔コース科目〕

「教師のキャリア発達と教育実践」「プログラミング教育の実践と教材開発」の2科目（4単位）及び「教育実践課題解決研究Ⅰ～Ⅳ（授業実践）」（計4単位）をコース必修科目とする。「初等言語教育の理論と実践◎」「初等社会科教育の理論と実践◎」「初等理数教育の理論と実践◎」「初等体育科教育の理論と実践◎」「初等生活科・家庭科教育の理論と実践◎」「初等芸術教育の理論と実践◎」の6科目（12単位）、国語、英語、社会科、理科、算数/数学、保健体育、生活科・家庭、技術、美術、音楽の各教科に関わる教材開発研究等21科目（42単位）（いずれも◎）の計27科目（54単位）から5科目（10単位）以上を選択必修科目として履修する。以上のコース必修科目及びコース選択必修科目を合わせて計18単位以上を履修する。加えて、学校経営力開発コース、教育実践力開発コース、ダイバーシティ教育力開発コースの各コース科目のうち、他コースの学生も履修可能な科目として設定されている科目（コース間連携科目）を修了要件を超えて履修可能な科目とする。

なお、「◎」のついた科目は、他コースの学生も履修可能な科目である。

<ダイバーシティ教育力開発コース>

〔実習科目〕

「ダイバーシティ教育基本実習」「特別支援実習」「フィールドワーク実習」「心理アセスメント実習」「ダイバーシティ教育発展実習」の5科目（10単位）を必修科目として履修し、修了要件の10単位とする。加えて選択科目として「海外連携校実習Ⅰ・Ⅱ」（各1単位）を設け、修了要件を超えて履修可能な科目とする。

〔コース科目〕

「スペシャルニーズ教育の理論と実践◎」「子どもの心の臨床心理学的理解と支援◎」「心理的アセスメントと子ども支援」の3科目（6単位）及び「教育実践課題解決研究 AI～IV（ダイバーシティ）」（計4単位：幼児教育を主体）又は「教育実践課題解決研究 BI～IV（ダイバーシティ）」（計4単位：特別支援教育を主体）のいずれかをコース必修科目とする。加えて、「外国人児童生徒教育の理論と実践」「特別支援教育の臨床的探究◎」「幼年教育の理論と実践◎」「教育・保育の方法と省察◎」「特別支援教育授業研究」「障害児の発達診断・発達相談演習」「多様な教育的ニーズの理解と協働的な対応」「障害児の心理と学校教育」「障害児の心理と子ども支援」「特別支援教育の教育方法学的探究」「特別支援教育の現代的実践と課題」「障害児の病理と教育支援」「障害児の病理と健康支援」「子どもの発達と支援」のコース科目計14科目（28単位）、及び学校経営力開発コース、教育実践力開発コース、授業実践力開発コースの各コース科目のうち他コースの学生も履修可能な科目として設定されている科目（コース間連携科目）の中から選択必修として8単位以上を履修し、コース必修科目と合わせて計18単位以上を履修する。

なお、「◎」のついた科目は、他コースの学生も履修可能な科目である。

（2）研究の倫理審査体制

滋賀大学研究倫理委員会が設置され、「国立大学法人滋賀大学研究倫理委員会規程」及び「滋賀大学研究倫理委員会規程に基づく審査について（申し合わせ）」により、厳格な審査を行っている（【資料21】）。

6. 教育課程連携協議会について

教職大学院の教育研究、及び組織運営の方針や点検・評価、運営における連携協力等を目的として、平成30年4月に滋賀大学教職大学院運営連絡会を設置し、科目運営や実習の在り方等についての意見交換や協議を行う場として実質的に機能させてきた。このことを受け、平成31年4月より、教育課程の編成及び実施、改善に向けての協議を行う教育課程連携協議会の機能を、滋賀大学教職大学院運営連絡会の目的として明確に位置づけた（【資料3】）。

7. 施設・設備等の整備計画

（1）校地、運動場の整備計画

教育学研究科の校地は、本学の天津キャンパスである。天津キャンパスは教育学部と教育学研

究科が設置され、附属図書館教育学部分館、保健管理センター分室、情報基盤センター（大津）事務室以外にも学生が自ら創造する拠点としてグループ学習室や就職資料室、自習室などを備えた創造学習センターも整備している。

また、グラウンド、体育館、武道場、プール等が整備されている。

（２）校舎等施設の整備計画

本専攻の施設は、以下のとおり、教育学部研究棟（３階建）の３階及び一部２階に、集中的に配置している。

表６ 教職大学院講義室等の配置（現行）

用途	部屋名	面積等	収容可能人員
演習室	教職大学院ICT室	41 m ² ×1室	24人
演習室	教職大学院演習室	63 m ² ×1室	30人
演習室	教育実践演習室	63 m ² ×1室	34人
学習室	カンファレンス室	18 m ² ×2室	10人
学習室	教職大学院準備室	21 m ² ×1室	5人
院生室	院生控室	21 m ² ×6室	30人
研究室	教員研究室	18 m ² ×13室 36 m ² ×1室	

各演習室、院生室には、以下の機器等を備え付けている。

【教職大学院ICT室】

- ・電動式スクリーン ・天吊液晶プロジェクター（パソコン接続可）
- ・教材提示装置（A3、ライト付き） ・BD ・電子黒板（固定）PC付
- ・レーザープリンター ・主電源パネル ・機器制御パネル・ラック
- ・アンプ、スピーカー

【教職大学院演習室】

- ・電子黒板（可動式）PC付 ・教材提示装置（A3、ライト付）

【教育実践演習室】（教育学部学生と共通使用）

- ・電動式スクリーン ・天吊液晶プロジェクター（パソコン接続可）
- ・教材提示装置（A4、ライト付き） ・VHS・DVD（市販DVDのみ可）

【教職大学院準備室】

- ・タブレット端末25台 ・ノート型PC（WIN） ・デスクトップPC（MAC）
- ・ウェアラブルカメラ ・テレビ ・BD

【院生控室】

- ・ノートパソコン ・インクジェットプリンタ

改組により4コースとなり、学生数、教員数とも増えることから、院生室、演習室等のスペースを拡充・整備する。また、共通科目等、履修学生の多い科目については、教育学部講義棟の教室を教育学部と共同使用する。教育学部・教育学研究科の機能強化のための施設整備に関わる概算要求が採択され、令和元年度補正予算により講義棟の改修を令和2年度中に完成させる予定となっており、可動式の机、椅子を入れたグループワーク等に適した講義室や開放的なアクティブラーニング・エリアが整備されるので、教職大学院の教育研究においても有効に使用できる予定である。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

附属図書館教育学部分館では、約26万冊の図書、逐次刊行物約7,000タイトル、電子ジャーナル・電子ブック約15,000タイトルを所蔵しており、学生の学習・研究に提供している。教育学部の教員・学生向けに特化した図書館であることから、特に教科教育・障害児教育・幼児教育・環境教育・学校心理等の教育学関連資料が充実している。教職大学院の設置に合わせて図書の購入を行い、その後も継続して本専攻向け図書の充実を進めている。

授業期間中は平日8:45-21:00(土曜9:00-17:00)、休業期間中は平日8:45-17:00で開館し、利用者サービスを提供している。閲覧席は約160席、学生用端末も12台設置し、協同学習用のスペースも1室用意している。

学生選定プログラムを実施しており、広報や実施方法を工夫して、学習に必要な図書を学生自らが選びやすい環境を整えている。また、他大学からの文献取り寄せ費用補助を実施しており、学生は論文コピーを無料で取寄せることができるので(図書の取寄せは片道無料)、経済的な負担を軽減して学習・研究に打ち込めるようにしている。

さらに、卒論・修論執筆のタイミングに合わせた論文集め相談会等も実施し、学生への学習支援サービスにも力を入れている。

以上のことから、本専攻の院生も、充実した図書館サービスを受けることができる。また、本学では、毎年度授業料収入の1%を学生用図書の整備に充てており、本専攻向けの学習資料も充実させていく予定である。

8. 基礎となる学部との関係

(1) 学部の教育組織と教育課程

本学教職大学院の基礎となる教育学部は、平成27年度に学校教育教員養成課程一課程の学部へと改組し、現在の入学定員は230名である。初等教育コース、中等教育コース、障害児教育コースの3コースに分かれ、初等教育コースには現在、教育文化専攻、教育心理実践専攻、国際理解教育専攻、環境教育専攻、幼児教育専攻、初等理科専攻、初等英語専攻、初等教科専攻の8専攻が置かれ、中等教育コースは教科による10専攻が置かれている。

教職大学院の改組により開設する授業実践力開発コースは、教科教育領域を導入し、主に学部新卒学生を対象とするコースであり、各科目の教材開発や指導法に関する科目のほか、総合的で

教科横断的な視点を取り込む。したがって、領域としては、学部初等教育コースの教育文化専攻、環境教育専攻、初等理科専攻、初等英語専攻、初等教科専攻、及び中等教育コース各専攻からのつながりが大きい。一方、ダイバーシティ教育力開発コースは、多様な教育的ニーズに対応できる専門性をもつ教員を養成するための、学部新卒学生と現職教員学生を対象とするコースであり、領域としては、学部初等教育コースの教育心理実践専攻、国際理解教育専攻、幼児教育専攻、及び障害児教育コースからのつながりが大きい。

教職大学院の専任教員は負担過剰にならない範囲で、領域的なつながりのある学部科目を担当し、一方、学部の専任教員の多くが教職大学院の同領域の科目を兼任教員として担当することにより、学部教育と教職大学院との教育課程の連続性と一体化を担保する。

(2) 教育学研究科の改革

教育学研究科は、平成29年度に、高度教職実践専攻（教職大学院）を開設するとともに、学校教育専攻、教科教育専攻、障害児教育専攻の3専攻（修士課程）を学校教育専攻1専攻へと改組した。学校教育専攻（修士課程）は第3期中期目標計画期間中に教職大学院へと統合・一本化することを計画し、その準備期間として実践型のカリキュラムへと移行してきた。この計画に従って、令和3年度に学校教育専攻（修士課程）を廃止し、高度教職実践専攻（教職大学院）1専攻4コースへと改組する。

(3) 特別支援教育専攻科

現行の特別支援教育専攻科は、特別支援学校教諭一種免許状を取得できるコースと専修免許状を取得できるコースの2コースを置いている。高度教職実践専攻（教職大学院）の拡充に際し、専修免許状を同専攻において取得できるようにすることに伴い、令和3年度以降は、特別支援教育専攻科には特別支援学校教諭一種免許状を取得できるコースのみを置くこととする。

9. 入学者選抜の概要

(1) 入学者受入れの方針（AP）

〈アドミッション・ポリシー〉

本専攻の目指す人材像は、次のとおりである。

現職教員学生は、本専攻修了後、教頭や指導主事、研究主任や教務主任など、学校改革の中核として働くことが期待され、将来は管理職や単位学校を超えた地域教育のリーダーとなることを目指す。また、多様な教育ニーズに対応できる専門性を備え、課題解決に向けて学校・地域を牽引できる教員になることを目指す。

学部新卒学生は、修了後、確実な授業実践力、教科指導力、学級経営力、多様な教育ニーズへの対応力を身につけて教員となる。就職後は、広い視野に立って教育活動を俯瞰し、同僚と協働しながら、学校改革や授業改善を牽引できる教員となるべく自己研鑽に務めることを目指す。

そのために、以下の資質と意欲をもった学生の入学を求める。

【求める学生像】（再掲）

- ①本専攻の学修に必要な基礎的能力や教育実践経験を有する人
- ②学校や地域が直面する諸課題の解決に強い意欲をもつ人
- ③教員としての基本的資質・能力を有し、実践的指導力向上への意欲をもつ人
- ④研究成果を学校や地域の教育に還元しようとする熱意をもつ人

（２）入学定員

高度教職実践専攻（計 35 名）

学校経営力開発コース（概ね 5 名）

教育実践力開発コース（概ね 7 名）

授業実践力開発コース（概ね 15 名）

ダイバーシティ教育力開発コース（概ね 8 名）

（３）出願資格

大学院入学資格を有し、以下のいずれかに該当する者。

【学校経営力開発コース】

①派遣現職教員

教育職員免許状を有し、学校及び教育関係機関に 10 年以上在籍する現職教員等で所属長の承認を得、滋賀県教育委員会から推薦された者。

②現職教員

教育職員免許状を有し、学校及び教育関係機関に 10 年以上在籍している現職教員等で所属長の承認を得た者。

【教育実践力開発コース】

①派遣現職教員

教育職員免許状を有し、学校及び教育関係機関に 5 年以上在籍している現職教員等で所属長の承認を得、滋賀県教育委員会から推薦された者。

②現職教員

教育職員免許状を有し、学校及び教育関係機関に 5 年以上在籍している現職教員等で所属長の承認を得た者。

【授業実践力開発コース】

四年制大学を卒業もしくは 3 月末日までに卒業見込みの者、またはそれに相当する課程を修了した者で、教育職員免許状を取得もしくは 3 月末日までに取得見込みの者。

【ダイバーシティ教育力開発コース】

四年制大学を卒業もしくは 3 月末日までに卒業見込みの者、またはそれに相当する課程を修了した者で、教育職員免許状を取得もしくは 3 月末日までに取得見込みの者。

(4) 選抜方法と学力検査の内容

入学者の選抜は、学力検査の成績、出願書類を総合して行う。

表7 学力検査科目と配点

専攻	コース	学力検査科目		合計
		論述試験	口述試験*	
高度教職実践専攻	学校経営力開発コース	—	200	200
	教育実践力開発コース	—	200	200
	授業実践力開発コース	100	100	200
	ダイバーシティ教育力開発コース	100	100	200

*口述試験：・学校経営力開発コースと教育実践力開発コースは、教育研究計画書および教育研究に関する調書をもとに実施する。

・授業実践力開発コースとダイバーシティ教育力開発コースは、教育研究計画書をもとに実施する。

(5) 実施時期

9月初旬

授業実践力開発コース

ダイバーシティ教育力開発コース

10月中旬

学校経営力開発コース

教育実践力開発コース

授業実践力開発コース

ダイバーシティ教育力開発コース

*定員を満たさない場合は、2月に入試を実施する。

(初年度については、10月中旬に実施し、定員を満たさない場合は2月に実施する。ただし、設置審査の状況により変更となる可能性がある。)

10. 取得できる免許状・資格

小学校・中学校・高等学校教諭専修免許状、特別支援学校（知・肢・病）教諭専修免許状、幼稚園教諭専修免許状を取得できるようにする。また、ダイバーシティ教育力開発コースにおいて、学校心理士の受験資格を取得可能とする。

11. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

滋賀県から派遣されて本専攻に入学する現職教員、及び本学の附属学校内地研修制度を利用して本専攻に入学する本学部附属学校園教員には、大学院設置基準第14条特例を適用する。

滋賀県から本専攻に派遣される現職教員は学校経営力開発コース5名、教育実践力開発コース7名が予定されている。これらの派遣現職教員は、所属長の承認を得、滋賀県教育委員会から推薦された者である。

また、附属学校内地研修員制度による本専攻への現職教員派遣を毎年1名予定しており、いずれのコースにも入学可能とする。

これらの者に対し、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例及び同設置基準第15条（大学設置基準第25条等準用）に定める授業の方法の趣旨に基づき、現職教員等が大学院教育を受ける機会を広げるため、教育方法の特例を実施する。

ア 修業年限

標準修業年限は2年とするが、2年次においては、勤務校で勤務をしつつ指導を受ける。

イ 履修指導及び研究指導の方法

本専攻の授業方法に従って、入学前及び入学後のオリエンテーションで履修の指導を行う。

ウ 授業の実施方法

1年次の授業は、平日昼間及び集中講義によって実施する。2年次は勤務しながら学ぶことになるため、「教育実践課題解決研究Ⅲ・Ⅳ」（各1単位）については、原則、指導を受けやすい「土曜日開講」とし、さらに可能な限り学生の事情に配慮した方法で指導を行う。

エ 教員の負担の程度

「4. 教員組織の編成の考え方及び特色」において説明。

オ 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

附属図書館教育学部分館について、授業期間中は平日 8:45～21:00、土曜日 9:00～17:00、休業期間中は平日 8:45～17:00 で開館し、学生等の学習研究活動に柔軟に対応している。大学院生用の大学院 PC 室は、パソコン・プリンターが備え付けてあり、24 時間利用することが可能である。また、学内 LAN は有効に利用できる状況にある。本専攻の学生に関する事務については、教育学部、専攻科の学生と同様に学生センターにおいて対応を行う。

カ 入学者選抜の概要

「9. 入学者選抜の概要」において説明。

12. 管理運営

(1) 管理運営組織

教育学研究科には、高度教職実践専攻の専任教員（特任教員、みなし教員を含まない）を構成員とする教育学研究科（教職大学院）委員会を置く。委員長は研究科長とする。教育学研究科（教職大学院）委員会の審議事項は、教育課程の編成に関する事項、学生の入学・課程の修了及び学位の授与に関する事項、実務家教員の採用・選考に関する事項、その他教育研究及び運営に関する重要事項とする。修了判定、その他、必要に応じ、特任教員、みなし教員、兼任教員も出席する。

教育学研究科（教職大学院）委員会には、教務部会、実習部会、学生支援部会、入試・広報部

会、FD 部会を置く。各部会には必要に応じ、特任教員、みなし教員も委員として参加する。

また、教育学研究科には、各コースの教育課程の遂行等、教務・実習等に関わる連絡調整を行うコース会議を設ける。

教育学研究科委員会の下に教育学研究科（教職大学院）企画・運営委員会を設置し、教育学研究科（教職大学院）の企画・運営を行う。委員長は研究科長とする。構成員は、各コース長及び各コースから選出された委員各 1 名（実務家教員含む）、各部会から選出された委員（実務家教員含む）とする。各コースから選出された委員は、部会からの選出委員を兼ねることができる。なお、実務家教員を必ず 2 名以上は委員として含めることとする。

（２）事務組織

教育学部事務部が、教務関係、企画運営関係にそれぞれ教職大学院の担当職員を配置し、教育学部と併せて対応する。

13. 自己点検・評価

（１）自己点検・評価の体制

大学における内部質保証システムに則って、教育学研究科においても、計画→実行→点検→改善のサイクルを循環させる体制を整備している。

（２）自己点検・評価の方法

ア 授業評価・改善アンケート

本専攻の運営を担う専攻会議に置かれた FD 部会が、全科目について「学生による授業評価」を実施するとともに、その結果を分析し、授業担当教員にフィードバックする。それを受けて教員は、改善について検討し、実施する。教員が次年度の授業においてどのような改善を行うつもりであるかについては、FD 部会が教員アンケートを実施して確認する。

イ 授業参観・授業公開、FD 授業研修会

FD 部会が主体となり、毎年 6 月と 12 月（時期は変更の可能性あり）に、教育学研究科教員・学生と、滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会及び連携地域教育委員会で組織される「滋賀大学教職大学院運営連絡会」関係者に対して、本専攻の原則全ての科目を公開し、授業参観を実施する。参観者には、感想シートへの記入を求める。FD 部会はその結果を集計し、授業担当教員にフィードバックして改善を促す。教員が次年度の授業においてどのような改善を行うつもりであるかについては、授業評価同様に、FD 部会が教員アンケートを実施して確認する。

また、教職大学院の教員が大学院生に行う授業を事例として、年 3 回の授業研修会を実施する。3 回については主に研究者教員が行う授業、主に実務家教員が行う授業、そして、研究者教員と実務家教員が協働して行う授業などを取り上げることにより、研究者教員と実務家教員の協働をより確かなものにし、教職大学院のカリキュラムを充実させていく。

なお、日程や時間割の関係で実際に授業参観を行えない教員もいることが予想されるため、授

業のビデオを撮影し、共同の演習科目及び会議等の後に、その振り返りの研修会の時間を設ける。授業研修会は大学院生の参加も促し、協働的に進めていく。

さらに、他大学の FD 研修会や評価報告会に参加し、研究者教員と実務家教員の協働の在り方についての視野を広げる。

(3) 自己点検・評価の公表

ア 自己点検・評価報告会

本学では、「国立大学法人滋賀大学目標計画・評価委員会」を設置し、同委員会は、各部局が当該年度の自己点検・評価を踏まえて今後に向けた方針について説明する「滋賀大学自己点検・評価報告会」を毎年 12 月末に実施している。出席者は、教職員、学生、同窓生及び経営協議会外部委員で、これらの者からの意見を今後の大学改革に反映させることを目的として行っている。滋賀県教育委員会及び連携地域教育委員会にも参加を求め、FD 活動に対する意見交換の場としている。

さらに本専攻修了生に対しては、県並びに連携協力地域と組織する「滋賀大学教職大学院運営連絡会」において、教育成果に関する意見交換を行うこととしている。

イ 評価の観点と公表

本専攻の学生に期待される資質・能力の達成状況について不断に検証を続けていくに当たり、特に以下の 3 つの観点に照らして評価を実施する。

- ① 授業内容・方法（時代や地域のニーズに即したものであるか）
- ② 各実習の評価並びに修了報告書等の成果
- ③ 修了生の進路状況（教員就職率を含む）

また、FD 活動の成果は、毎年度全学として作成する「滋賀大学自己点検・評価報告書」、「滋賀大学 FD 事業報告書」、並びに滋賀大学 FD 情報誌「su-L」等においてすべて公表する。

14. 認証評価

(1) 大学機関別認証評価

本学では、平成 21 年度、及び平成 27 年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受け、大学評価基準を満たしていると評価され、さらに令和 3 年度に同認証評価を受ける準備を進めている。

(2) 教職大学院認証評価

教職大学院については令和 2 年度（開設 4 年目）に一般財団法人教員養成評価機構による認証評価を受けることを予定して、以下のとおり準備を進めている。

平成 31 年 4 月	認証評価準備 WG の設置・自己評価書作成に係る検討開始
令和元年 10 月	一般財団法人教員養成評価機構へ認証評価実施を申請
令和元年 12 月	同機構による説明会に参加
令和 2 年 4 月	同機構からの決定通知の受理
令和 2 年 6 月	同機構へ自己評価書を提出
令和 2 年 10～11 月	同機構による訪問調査
令和 3 年 3 月	評価結果の受理

15. 情報の公表

本専攻の活動は、本学ホームページ (<https://www.shiga-u.ac.jp/>) からリンクされた「教育情報の公表 (https://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/public-education/)」のページと「大学紹介 > 刊行物・グッズ > 滋賀大学概要 (https://www.shiga-u.ac.jp/information/publish/info_publish-profile/)」のページ内で公開される。

また、滋賀大学教育学部のウェブサイト (<https://www.edu.shiga-u.ac.jp/>) には、教職大学院の専用ホームページ (<https://www.edu.shiga-u.ac.jp/kyoshoku/>) のページがあり、教職大学院の概要、教育課程、入試情報、地域連携、学生生活、教員紹介の各情報を公開している。

さらに、教育実践課題解決研究Ⅲ・Ⅳにおいて実践課題に取り組んだ成果の報告である教育実践課題研究報告書の概要を滋賀大学大学院教育学研究科紀要に掲載する。また、附属図書館が運営している滋賀大学学術情報リポジトリのウェブページ (<https://shiga-u.repo.nii.ac.jp/>) にも、同様の成果を保存・蓄積し、インターネットを通じて、学内外に公開する。加えて、毎年 8 月第一土曜日に開催するオープンキャンパスにおいて、本専攻への入学希望者を対象とした説明会を開催する。加えて、同様の説明会を、年に 2～3 回の頻度で、滋賀大学大津サテライトプラザにて開催する。

① 大学の教育研究上の目的に関すること

「教育情報の公表 > 大学法人の概要」

「教育情報の公表 > 大津キャンパス > 大学院教育学研究科」

② 教育研究上の基本組織に関すること

「教育情報の公表 > 大津キャンパス > 大学院教育学研究科」

③ 教員組織及び教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

「教育情報の公表 > 大津キャンパス > 教員組織」

④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

「教育情報の公表 > 大津キャンパス > 大学院教育学研究科」

「教育情報の公表 > 大津キャンパス > 就職情報」

⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること

「教育情報の公表＞大津キャンパス＞大学院教育学研究科」

- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

「教育情報の公表＞大津キャンパス＞大学院教育学研究科」

- ⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

「教育情報の公表＞大津キャンパス＞キャンパス紹介」

「教育情報の公表＞大津キャンパス＞学生生活・学修支援」

- ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

「教育情報の公表＞大津キャンパス＞キャンパス紹介」

- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康などに係る支援に関すること

「教育情報の公表＞大津キャンパス＞就職情報」

「教育情報の公表＞大津キャンパス＞学生生活・学修支援」

- ⑩ 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

「教育情報の公表＞大津キャンパス＞大学院教育学研究科」

以上の本学ホームページ上での情報の公表の他に、毎年度、教職大学院の各コースの目標、目指す人材像、教育課程の概要、実習科目の概要、年間の学修イメージ、在学生・修了生の声、修了生の教育実践課題解決研究報告書題目一覧、教員一覧等を掲載した案内パンフレットを作成している。

16. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) 授業評価・改善アンケート（再掲）

本専攻の運営を担う専攻会議に置かれた FD 部会が、全科目について「学生による授業評価」を実施するとともに、その結果を分析し、授業担当教員にフィードバックする。それを受けて教員は、改善について検討し、実施する。教員が次年度の授業においてどのような改善を行うつもりであるかについては、FD 部会が教員アンケートを実施して確認する。

(2) 授業参観・公開・FD 授業研修会（一部再掲）

FD 部会が主体となり、毎年6月と12月（時期は変更の可能性あり）に、教育学研究科教員・学生と、滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会及び連携地域教育委員会で組織される「滋賀大学教職大学院運営連絡会」関係者に対して、本専攻の原則全ての科目を公開し、授業参観を実施する。参観者には、感想シートへの記入を求める。FD 部会はその結果を集計し、授業担当教員にフィードバックして改善を促す。教員が次年度の授業においてどのような改善を行うつもりであるかについては、授業評価同様に、FD 部会が教員アンケートを実施して確認する。

また、教職大学院の教員が大学院生に行う授業を事例として、年3回の授業研修会を実施する。3回については主に研究者教員が行う授業、主に実務家教員が行う授業、そして、研究者教員と実務家教員が協働して行う授業などを取り上げることにより、研究者教員と実務家教員の協働をよ

り確かなものにし、教職大学院のカリキュラムを充実させていく。

なお、日程や時間割の関係で実際に授業参観を行えない教員もいることが予想されるため、授業のビデオを撮影し、共同の演習科目及び会議等の後に、その振り返りの研修会の時間を設ける。授業研修会は大学院生の参加も促し、協働的に進めていく。これにより3年に1度は、すべての専任教員が授業研修会での授業提案を行うことができる。

研究者教員においては、附属学校園や公立学校等をフィールドとした教育実践研究や学校教員との共同研究を継続して実施することにより、学校現場における教育活動（実践）と教育学や教科教育学及び教科内容学（理論）とを融合していくこと、一方、実務家教員においては、豊富な実践経験を理論と往還させながら省察し実践的研究として発展させていくことを、こうしたFD研修等を通して目指している。

さらに、他大学のFD研修会や評価報告会に参加し、研究者教員と実務家教員の協働の在り方についての視野を広げる。

（3）教員個人評価

「国立大学法人滋賀大学の教員個人評価に関する規程実施細則」の規定に基づき毎年実施される教員自身による自己点検・評価を用いて、本専攻担当教員も、その教育活動、研究活動並びに社会貢献を自己評価し、資質の維持と向上のための振り返りを行う。これらを通じて、各コースの教育目標の達成度、問題点や課題の洗い出し、次年度の改善策の検討等を自己点検・評価する。

（4）組織体制

本専攻において恒常的に自己点検・評価活動を実施し、それを通じて教員の資質の維持・向上を図るために、本専攻の運営を担う専攻会議内にFD部会を置く。FD部会は、授業評価アンケート及び授業改善アンケートの実施・分析、授業参観・公開の企画・運営、並びに専攻会議に対して組織評価システムの見直し提言を行う。また、県並びに連携協力地域と組織する「教職大学院運営連絡会」にもFD部会を置き、この構成員が自己点検・評価報告会や授業参観に参加し、外部評価を実施する。

17. 連携協力校等との連携

（1）「滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会地域教育連携推進会議」（【資料2】）

平成27年度に設置した「滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会地域教育連携推進会議」（以下、「連携推進会議」）及び連携推進会議の下に設置した「滋賀大学教職大学院に関する連携推進専門委員会」において、教職大学院の運営に係る連携推進、教職大学院の教育研究、その他重要事項について協議してきた。「連携推進会議」並びに「滋賀大学教職大学院に関する連携推進専門委員会」は年3回開催し、それ以外に「連携推進会議」の下に置かれた4つの教育課題別専門委員会（「学ぶ力向上専門委員会」「英語教育専門委員会」「インクルーシブ専門委員会」「いじめ不登校専門委員会」及び教員育成指標と人材育成について専門的に協議する「人材育成専門委員会」）の

それぞれにおいて、地域の教育課題や人材育成についての協議を継続している。

今回の教職大学院の拡充・一本化については、平成 30 年度から「連携推進会議」及び「教職大学院に関する連携推進専門委員会」を中心の場として、県教育委員会との協議を開始し、平成 31（令和元）年度には、拡充にあたっての基本方針とともに、新設するコースを中心に、各コースの理念、養成する教員像や育成する資質能力と県の人材育成指標との関連、教育課程、実習の方法などについて、複数回にわたる協議を行った。

（２）県内 6 市教育委員会との連携協定・覚書（【資料 22】）

本学教育学部は平成 17 年度に栗東市教育委員会と、平成 20 年度に守山市教育委員会と、平成 22 年度に草津市教育委員会との間で、地域教育の発展を目指して連携・協力するための包括的な協力協定を締結している。さらに平成 27 年度には、大津市・近江八幡市・彦根市の各教育委員会と本学部との間で新たに連携協定を締結すると同時に、従前から協定を結んできた草津市・栗東市・守山市の各教育委員会と各市の教育についての連携について改めて覚書を交わした。この協定及び覚書は、双方の密接な連携の下、各市の学校教育等の分野で相互に協力し、学校及び地域における教育の充実と人材の育成に寄与することを目的に、次の事項について連携協力することを定めている。

- ①地域の教育の向上に関すること。
- ②学校教育の諸問題への対応に関すること。
- ③教員の人材育成に関すること。
- ④教職大学院にかかる実習及び学校ボランティアに関すること。
- ⑤その他、双方が必要と認める事項。

（３）連携地域及び連携協力校の選定と現職教員学生の派遣計画

滋賀大学教育学部との連携協定を締結した 6 市（大津市、草津市、栗東市、守山市、近江八幡市、彦根市）の連携地域から、連携協力校が選定される。連携協力校は固定ではなく、連携地域の意向により派遣される現職教員学生が在籍する学校を連携協力校とする。また、連携地域 6 市以外からも、連携協力校として現職教員学生を派遣できるようにし、全県から派遣現職教員学生が入学する体制としている。これらの連携協力校には、派遣現職教員学生だけでなく、学部新卒学生を含めて実習科目への協力を得る。平成 29 年度～令和 2 年度の連携協力校は以下のとおりである。

【連携地域における連携協力校】

大津市	大津市立瀬田北小学校、大津市立田上小学校、大津市立膳所小学校、 大津市立瀬田北中学校、大津市立打出中学校、大津市立日吉中学校 大津市立石山幼稚園
草津市	草津市立草津小学校、草津市立草津第二小学校、草津市立南笠東小学校、

草津市立高穂中学校
栗東市 栗東市立葉山小学校、栗東市立大宝東小学校、栗東市立栗東中学校
守山市 守山市立物部小学校、守山市立吉身小学校、守山市立河西小学校、
守山市立明富中学校
近江八幡市 近江八幡市立武佐小学校、近江八幡市立八幡中学校、
近江八幡市立八幡西中学校、近江八幡市立安土中学校
彦根市 彦根市立城南小学校、彦根市立佐和山小学校、彦根市立稲枝北小学校、
彦根市立彦根中学校

【連携地域以外の連携協力校】

長浜市立長浜南小学校、長浜市立長浜北小学校、長浜市立西中学校
東近江市立御園小学校、東近江市立八日市南小学校、東近江市立能登川中学校
豊郷町立豊郷小学校、豊郷町立豊日中学校
湖南市立石部小学校
甲賀市立大野小学校、甲賀市立希望ヶ丘小学校、甲賀市立水口小学校、
甲賀市立信楽中学校
野洲市立中主中学校
高島市立高島小学校、高島市立安曇川中学校
日野町立西大路小学校
愛荘町立秦荘西小学校
甲良町立甲良西小学校

【滋賀県立の連携協力校】

滋賀県立石山高等学校

（４）滋賀大学教職大学院運営連絡会（教育課程連携協議会）（再掲）

教職大学院の教育研究、及び組織運営の方針や点検・評価、運営における連携協力等を目的として、平成 30 年 4 月に滋賀大学教職大学院運営連絡会を設置し、科目運営や実習の在り方等についての意見交換や協議を行う場として実質的に機能させてきた。このことを受け、平成 31 年 4 月より、教育課程の編成及び実施、改善に向けての協議を行う教育課程連携協議会の機能を、滋賀大学教職大学院運営連絡会の目的として明確に位置づけた（【資料 3】）。

（５）教育委員会や連携協力校との連携体制の特色

教育委員会や連携協力校との連携体制の特色は、以下の 3 点に集約される。

- ① 滋賀県教育委員会との緊密な連携・協力のもとに、滋賀県の教育を管理職や教育行政の立場からリードしてきたキャリアを有する退職教員及び現役で教頭や指導主事等として滋賀の教育を

牽引する教員を、雇用もしくは人事交流により実務家教員として受け入れ、研究者教員との協働による教育体制を構築することにより、高度に実践的な教育内容を備えるとともに、常に変化する地域の教育課題に適切に対応するための教育を可能とする。

- ② 滋賀県下の連携拠点地域・連携協力校が抱える教育課題の解決を同地域・学校との協働により試行するプロジェクト型実習（経営課題解決基本実習Ⅰ・Ⅱ、同発展実習、地域協働実習、実践課題解決基本実習Ⅰ・Ⅱ、同発展実習等）や、附属学校園及び連携協力校と協働して実施する授業実践力開発のための実習及び特別な支援の在り方を学ぶ実習（実践入門実習、授業実践基本実習Ⅰ・Ⅲ、特別支援実習、ダイバーシティ教育基本実習等）、さらには教育委員会や滋賀県総合教育センターにおける政策立案や現職教員のための研修プログラム開発や研究活動に参加する実習（教育行政実習、研修開発実習、授業実践基本実習Ⅱ等）、多様な県・市町の教育関係機関における実習（フィールドワーク実習）、附属学校園、連携協力校、その他教育関係機関等、自己の実践課題に対応した実習機関において、研究テーマを発展的に探究する実習（授業実践発展実習、ダイバーシティ教育発展実習）等、現代の様々な教育課題を踏まえた課題解決型の多様な実習を設定する。
- ③ 滋賀県の「人材育成指標」を踏まえ、次代の新人教員、ミドルリーダー、管理職、そして地域の教育リーダーの育成を目指し、教職のそれぞれのキャリアステージにおいて、確かなキャリア形成へのステップアップを支援する。学部新卒学生は、確実な授業実践力や学校の多様な教育ニーズに対応できる専門力を磨き、その力を学校現場に投入していくことのできる新人教員としての資質能力を開発する。管理職並びに地域の教育リーダー候補、またはミドルリーダー候補の現職教員学生は、連携協力校における学校課題・地域課題の解決を提案するプロジェクト型実習などを通して、管理職やミドルリーダーとしての資質能力を開発する。そのために入学前の事前相談、在学中の支援、入学後のフォローアップと、長期的な視野でステップアップを支援する。

18. 実習の具体的計画

（1）実習計画の概要

学生自らが明確な課題意識と達成目標をもち、課題解決に向けて継続的に探究することは、教職大学院における学びを統合するものとして重要な意味をもつ。そこで、本専攻の教育課程においては、共通科目やコース科目で学ぶ基礎的・発展的理論と実習科目において経験する現実的な実践との往還を重視し、実践課題の「発見・策定—探究—評価—見直し」のサイクルを、実習科目を中心としながら教育課程全体に位置づける。そのために、理論（共通科目・コース科目）と実践（実習科目）をつなぐ科目として、各コース共通に「教育実践課題解決研究」を1年次から2年次のセメスター毎にⅠ～Ⅳまで設定し、全ての実習科目をこの科目と連動させながら行わせる。

このような教育課程の大枠を前提とした上で、実習の目的は、学校経営力開発コース（現職教員学生）、教育実践力開発コース（現職教員学生）、授業実践力開発コース（学部新卒学生）、ダイバーシティ教育力開発コース（学部新卒学生・現職教員学生）においてそれぞれ異なるため、各

コース別に実習計画を立てて実施する。【資料 23】には、本専攻の実習科目をコース別に示している。各コースにおける実習計画と実習科目の概要は次のとおりである。

<学校経営力開発コース>

◇経営課題解決基本実習Ⅰ（1年次・春学期：1単位 30時間）

【目的と概要】

共通科目やコース科目で習得した知識と技術を活用して連携協力校（勤務校）において学校経営に参画し、学校管理職の役割等の基本的視点を習得するとともに、連携協力校が直面する学校経営上の実践課題を発見し、「教育実践課題解決研究Ⅰ」で総括する。

【到達目標】

連携協力校（勤務校）において、学校経営目標に即して学校の課題を解決しようとしている校長、教頭、各主任等の役割や諸活動を観察し、その仕事の一部にたずさわること、専門的資質の全体像を再整理・再確認する。それらを通して各自の学修課題を設定し、課題解決に向けて探究する。

◇経営課題解決基本実習Ⅱ（1年次・秋学期：3単位 90時間）

【目的と概要】

「経営課題解決基本実習Ⅰ」を踏まえて、連携協力校（勤務校）の学校経営上の課題の把握とともに、学校改善プランの方向性を策定し、それらに基づき連携協力校（勤務校）の中で事例的に探求する。実践課題の「発見・探求・解決」のプロセスを「教育実践課題解決研究Ⅱ」で総括する。

【到達目標】

自らの学校経営、校務運営にかかる実践力や学校教育改革における構想力、企画力、実践力などの資質能力の向上のために学校経営実践課題を設定し、その課題の解決に向けて探究的な調査・研究活動を行う。

フィールドワークやケーススタディーを通して、連携協力校の校長の指導を得ながら、教員との互惠・協働関係を構築し、実践的研究開発能力を形成する。

調査・実践の過程や成果等をポートフォリオに整理して、他の受講生と交流する。

◇経営課題解決発展実習（2年次・通年：2単位 60時間）

【目的と概要】

1年次の「経営課題解決基本実習Ⅰ・Ⅱ」と「地域協働実習」「教育行政実習」を踏まえて、発展的な内容の「実践課題研究テーマ」を設定する。連携協力校（勤務校）での具体的な改善実践の開発・実施を通して、自己の研究課題を事例的に探求・検証し、そのプロセスと成果を「教育実践課題解決研究Ⅲ・Ⅳ」で総括する。

【到達目標】

自らの学校経営実践課題を踏まえて、連携協力校（実習校）の実情に適合する学校経営上の改善実践を企画提案し、同僚教職員等の協力や管理職の指導を得ながらその実践に取り組み成果を検証し発表することができる。

◇地域協働実習（1年次・春学期：2単位 60時間）

【目的と概要】

共通科目やコース科目で習得した知識と技術を活用し、縣市町教育委員会や公民館または博物館等の社会教育施設などの協力を得て、学校が地域の教育関連施設と連携・協働して取り組むことで成果が期待できる教育活動を様々な事例から学ぶ。同時に自分の学校や地域での具体的な実践方法等を探究する。それらの取組のプロセスと成果を「教育実践課題解決研究Ⅰ」で総括する。

【到達目標】

学校と地域の現状と課題を適切に掴み、地域を取り込んだ学校教育改革のビジョンや具体的取組を着想できる。カンファレンスを通して、地域と学校双方の観点から具体的な事例に基づきながら実践内容を意味づけ、改善の方法などに多角的な視点を持つことができる。

◇教育行政実習（1年次・秋学期：2単位 60時間）

【目的と概要】

共通科目やコース科目で習得した知識と技術を活用し、教育行政・政策に関する具体的な場面での実践を観察し、政策立案する実践力の基礎を習得する。

(1)市町教育委員会において指導主事等の職務観察・部分体験を実施することにより、自治体レベルでの施策立案・実施能力や学校の経営支援能力を育成する。

(2)滋賀県総合教育センターにおいて指導主事等の職務観察・部分体験を実施することにより、教職員研修の企画能力を育成する。

【到達目標】

教育行政機関における、指導主事等教育行政職の職務行動の観察・理解、教育施策の立案や各学校の指導・支援、教員研修の企画・実施・立案への観察・体験を通じて、地域の学校教育の充実に向けた教育行政機関の仕組み・機能について理解を深化させる。同時に、「教育実践課題解決研究Ⅱ」との関連において、地域レベルの教育課題解決の視点を含めて連携協力校等の学校経営課題の解決方策、あるいは教員研修の企画を立案できる。

<教育実践力開発コース>

◇実践課題解決基本実習Ⅰ（1年次・春学期：1単位 30時間）

【目的と概要】

共通科目やコース科目で習得した知識と技術を活用して連携協力校（勤務校）で教育課程全般に亘って支援する実習を行い、教育課程・学習指導・学級経営・教育相談などの教育実践につい

て新たな問題意識をもち、実践課題を再発見し、「教育実践課題解決研究Ⅰ」で総括する。

【到達目標】

連携協力校（勤務校）において、自己の学級経営目標に即して授業を開発したり、学級あるいは学校の課題を解決しようとしていたりしている教員の役割や諸活動を観察し、その仕事の一部にたずさわることで、専門的資質の全体像を再整理・再確認する。それらを通して各自の学修課題を設定し、課題解決に向けて探究する。

◇実践課題解決基本実習Ⅱ（1年次・秋学期：3単位 90時間）

【目的と概要】

「教育実践課題解決研究Ⅰ」を踏まえて、自身の実践的課題を設定する。その課題に基づいて連携協力校（勤務校）において長期間教育活動を参与観察し、自身の課題を多面的・実践的に探究する。また、初任教师（経験年数1～5年目）のメンターとして活動し、研修意欲を高めるカンファレンス等を行えるメンター（教員養成指導者）としての資質能力を形成する。これらの探求プロセスと成果を「教育実践課題解決研究Ⅱ」で総括する。

【到達目標】

授業改善や学校改善にかかる教育実践課題を設定し、その課題の解決に向けて探究的な調査・研究活動を行う。その過程において構想力、企画力、実践力、省察力などを身に付ける。また、校内の初任教师の授業を参観し、授業の見方や子どもとのとらえ方について指導・助言を行うとともに、校内の授業研究会において同僚の研修意欲を高めるカンファレンスを行うことができる。

◇実践課題解決発展実習（2年次・通年：2単位 60時間）

【目的と概要】

（Ⅰ）連携協力校（勤務校）において、授業を開発し学校課題を解決しようとしている教員の諸活動を対象にして、1年次の「実践課題解決基本実習」と「研修開発実習」を踏まえて発展的な内容の「実践課題研究テーマ」を設定する。また、自己の研究課題を事例的に探究・評価し、その成果と課題を「教育実践課題解決研究Ⅲ」で総括する。

（Ⅱ）同僚性を高める内容の「実践課題研究テーマ」を設定し、授業実践力開発コースの学部新卒学生や教育実習生、初任教师（経験年数1～5年目）のメンターとして活動する。その探求プロセスと成果を「教育実践課題解決研究Ⅳ」で総括し、研修意欲を高めるカンファレンス等を行えるメンター（教員養成指導者）としての資質能力を形成する。

【到達目標】

専門職としていかなる専門性を有し、活動を展開しているかについて、観察やその仕事の一部にたずさわることを通して再確認する。多様な授業開発活動の中から探究したい課題を設定し、調査や実践に取り組み、事例を収集する。調査・実践の過程や成果等をポートフォリオに整理するとともに、事例を分析・考察する。

◇研修開発実習（1年次・春学期：2単位 60時間）

【目的と概要】

滋賀県総合教育センターの研修に参加し、その指導補助員として活動する。また、研修の直前準備や直後の振り返りの活動にも参画する。これらの経験をもとにして、連携協力校（勤務校）の校内研究や校内研修の企画・運営に携わり、その成果と課題を「教育実践課題解決研究Ⅰ」で総括する。

【到達目標】

教員の資質能力の向上を目指して研修を企画・運営している総合教育センター教員の諸活動を観察し支援活動に参加することにより、研修センターのあり方について考え、その職務の重要性を理解することができる。研修した内容をもとに、連携協力校（勤務校）の校内研究や校内研修の企画・運営案を作成することができる。

◇教育委員会実習（1年次・秋学期：2単位 60時間）

【目的と概要】

滋賀県および市町教育委員会等の教育行政機関において、学校訪問での指導助言の参観、教育委員会主催の研修会や協議会の運営補助等を経験することで、教育活動を多角的な視点から省察する。

【到達目標】

教育委員会において、教育実践のコーディネート的役割を持ち学校課題を解決しようとしている指導主事の諸活動を観察し、支援活動に参加することで、行政のあり方について考え、その職務の重要性を理解することができる。

<授業実践力開発コース>

◇実践入門実習（1年次・春学期：1単位 30時間）

【目的と概要】

附属幼稚園・小学校・中学校において、6月の教職週間中に入門的な実習を実施する。保育・授業を観る視点、保育・授業の記録のとり方などの授業観察の方法について学ぶとともに、保育・授業の観察方法にしたがって実際に授業観察する。その上で、保育・授業の分析方法についても学ぶ。

【到達目標】

保育・授業の観察方法を学び、実際に保育・授業を観察し、それを分析することで、学校における教師の在り方について理解を深め、授業実践力を身につける。

◇授業実践基本実習Ⅰ（1年次・通年：2単位 60時間）

【目的と概要】

幼稚園・小学校・中学校の複数の校種の組み合わせを選択し、各校種での保育・授業研究のあ

り方について、附属学校園の校内研究会や研究協議会に準備の段階から継続的に参加することを通して目的意識をもって主体的に学ぶとともに、校種間連携のあり方についても学ぶ。各自の研究教科や研究テーマに応じて校種の組み合わせを選択する。

- ・附属幼稚園公開研究会参加＋その準備・記録・分析等及び校内研究会への参加
- ・附属小学校教育研究協議会参加＋その準備・記録・分析等及び校内研究会への参加
- ・附属中学校教育研究協議会参加＋その準備・記録・分析等及び校内研究会への参加

【到達目標】

校内研究会や研究協議会に継続的に参加することを通して、校種間連携の在り方や保育・授業研究についての基礎的理解を得ることができる。

◇授業実践基本実習Ⅱ（1年次・通年：1単位 30時間）

【目的と概要】

滋賀県総合教育センター及び滋賀県内の市町教育研究所等の実施事業、近隣の学校等で実施される研究会に参加することを通して、実践研究の進め方について学ぶ。その上で、それらの実習経験をもとに「教育実践課題解決研究Ⅱ」と連動させながら各自の研究を深める。

【到達目標】

教育現場で授業実践研究を行う際のテーマの設定の仕方や研究目的・研究方法について学び、実践研究の進め方を実践研究の場で身に付ける。

◇授業実践基本実習Ⅲ（2年次・春学期：1単位 30時間）

【目的と概要】

連携協力校、附属学校で、専門とする校種または教科が合致する教員と院生、あるいは院生同士がペアになり実習を実施する。実習で学んだことをもとにして「教育実践課題解決研究Ⅲ」での課題解決に結び付ける。

【到達目標】

専門とする校種または教科の授業実践を通して自己課題を探究し、科学的な視点を加味しながら解決方法を分析・評価することができる。

◇授業実践発展実習（2年次・秋学期：2単位 60時間）

【目的と概要】

「授業実践基本実習Ⅲ」及びそれに伴う「教育実践課題解決研究Ⅲ」での学びを発展・深化させながら、連携協力校、附属学校で、自らの研究テーマに沿った目的が明確な実習を行い、「教育実践課題解決研究Ⅳ」の最終レポート作成並びに発表等に結び付ける。

【到達目標】

専門とする校種または教科の授業実践を通して自己課題を探究し、科学的な視点を加味しながら解決方法を分析・評価し、研究の総括をすることができる

◇学校支援実習Ⅰ～Ⅲ

(1年次・通年 Ⅰ：5～7月、Ⅱ：9～11月、Ⅲ：12～1月：各1単位 30時間)

【目的と概要】

教職大学院1年次に、連携協力校及び附属学校での学校行事や他の教育活動等への参加を通して、児童生徒の学習支援や教員の指導補助などを経験しながら、学校の1年間の動きの一端を体験したり、子どもの個別の教育ニーズに対応したりしながら自己のスキルアップに繋げる。

【到達目標】

学校行事や他の教育活動への参加を通して、学校における多様な指導のあり方や個別の支援の形を把握・理解し、組織人としての教員に求められる視野や力量を獲得する。

◇学校支援実習Ⅳ～Ⅵ

(2年次・通年 Ⅳ：5～7月、Ⅴ：9～11月、Ⅵ：12～1月：各1単位 30時間)

【目的と概要】

教職大学院2年次に、連携協力校及び附属学校での学校行事や他の教育活動等への参加を通して、児童生徒の学習支援や教員の指導補助などを経験しながら、学校の1年間の動きの一端を体験したり、子どもの個別の教育ニーズに対応したりしながら自己のスキルアップに繋げる。

【到達目標】

学校行事や他の教育活動への参加を通して、学校における多様な指導のあり方や個別の支援の形を把握・理解し、組織人としての教員に求められる視野や力量を獲得する。

<ダイバーシティ教育力開発コース>

◇ダイバーシティ教育基本実習(1年次・春学期：2単位 60時間)

【目的と概要】

連携協力校(天津市内)の幼稚園および小学校(通常学級、特別支援学級等)にて、特別な支援を要する子どもの参与観察を通して、子どもの行動や特性を理解し、教師の具体的な支援について学ぶ。

【到達目標】

通常の学級、通級指導教室、特別支援学級における特別な支援を要する子どもの特性や行動を理解し、子どもの生活年齢や発達段階に応じた基本的な支援方法を身につける。

◇特別支援実習(1年次・春学期：1単位 30時間)

【目的と概要】

附属特別支援学校において、授業参観や参与観察、授業研究会に参加することを通して、障害のある子どもの発達段階や特性に応じた支援のあり方を学ぶ。

【到達目標】

知的障害や自閉症スペクトラム障害の子どもの特性について理解し、障害のある子どもの生活

年齢、発達段階や特性に応じた支援を考え、実践できる力を身につける。

◇フィールドワーク実習（1年次・通年：2単位 60時間）

【目的と概要】

学校外の子どもの教育や生活に関連する施設（少年鑑別所、外国籍児童生徒日本語指導教室、障害者支援施設、発達障害者就労支援施設、教育相談センター、適応指導教室等）を訪れ、学校との連携について学ぶ。施設見学、講話、参与観察からなるフィールドワークと、理論的背景を学ぶアフターレクチャーより構成し、様々なニーズを抱える子どもたちに対する地域教育支援連携体制について、具体的な見通しを持つ。

具体的な実習先として以下を予定し、受入れの承諾を得ている。

- (1)大津少年鑑別所
- (2)NPO 法人クロスジョブ
- (3)やまびこ総合支援センター
- (4)湖南省日本語初期指導教室「さくら教室」
- (5)京都市教育相談総合センター
- (6)社会福祉法人びわこ学園
- (7)NPO 法人 SKC キッズカレッジ

【到達目標】

就学前から青年期までの長期的な育ちの過程に目を向け、多様な教育的ニーズを持つ子どもたちの置かれている現状や実態について理解する。その上で、学校教育との連携のあり方について考える力を身につける。

◇心理アセスメント実習（2年次・通年：1単位 30時間）

【目的と概要】

発達の課題のある子どもたちに対する心理アセスメントについて、実践的に学ぶ。

- ①児童・生徒に対する発達検査場面に同席してカンファレンスに参加し、「個別の指導計画」を教員と共に作成し、それに基づく学習支援を行う。
- ②附属学校園で実施されている学習・発達支援室（サポートルーム）の活動（児童生徒のニーズの把握と支援、学内における共通理解の推進、保護者や関係機関との連携等）に同席し、通常の学級における特別な支援を要する子どもへの具体的な対応や連携のあり方について学ぶ。

【到達目標】

発達検査に同席することで、アセスメント技術の習得を図るとともに、カンファレンスに参加することを通して、結果の解釈の仕方や支援への活かし方について学ぶ。また、学習・発達支援室の活動に帯同することにより、観察や相談を通して児童生徒のニーズを把握したり、具体的な対応のあり方について検討したり、関係機関との連携をコーディネートしたりするために必要な力量を身につける。

◇ダイバーシティ教育発展実習（2年次・通年：4単位 120時間）

【目的と概要】

（Ⅰ）1年次の「ダイバーシティ教育基本実習」と「フィールドワーク実習」を踏まえて、本人の問題意識に応じた発展的な内容の「実践課題研究テーマ」を設定する。各自の問題意識に応じたフィールドにおいて、教育的で実践的な支援活動を通して、自己の研究課題を事例的に探究・検証する。

（Ⅱ）（Ⅰ）において事例的に探求したプロセスと成果について、科学的、普遍的な視点で検証する。そのうえで、学校内外のリソースと連携したダイバーシティ教育の望ましい在り方について考察を深め、これまでの学びを総括する。

【到達目標】

問題意識に基づいたテーマ設定のもと、先行研究の知見を踏まえながら、実践課題について実証的に分析・考察し、レポートとしてまとめるとともに、その成果を発表する。

<コース共通>

◇海外連携校実習Ⅰ（1・2年次・秋学期（隔年）：1単位 30時間）

【目的と概要】

海外の協定大学及び附属学校等を参観し、教師や子どもとの交流活動を通して、グローバルな視野から教育について探究する。この目的のため、タイの協定大学における大学教員の演習および大学院生との交流、現地の学校（協定大学の附属校、協定大学の卒業生が教師として勤務している学校、山岳少数民族の学校、保護を必要とする子どものための学校、日本人学校など）を訪問し、教員との教育実践に関わる研究交流、子どもたちとの交流活動を行う。

【到達目標】

①タイの教育（制度・現状・改革動向など）について理解し、グローバルな視野をもち、これからのアジアの教育について深く考える。②海外での生活や人々との交流を通して、その国の文化や社会、人々の生き方を理解するとともに自国のそれらについて再考し、新たな視点や考えをもつ。③異国の地で、異なる文化をもつ人々と積極的にコミュニケーションを図る。

◇海外連携校実習Ⅱ（1・2年次・秋学期（隔年）：1単位 30時間）

【目的と概要】

海外の協定大学及び附属学校等を参観し、教師や子どもとの交流活動を通して、グローバルな視野から教育について探究する。この目的のため、台湾の協定大学における、大学教員の演習および大学院生との交流、現地の学校（協定大学の附属校、協定大学の卒業生が教師として勤務している学校など）を訪問し、教員との教育実践に関わる研究交流、子どもたちとの交流活動を行う。

【到達目標】

①台湾の教育（制度・現状・改革動向など）について理解し、グローバルな視野をもち、これか

らのアジアの教育について深く考える。②海外での生活や人々との交流を通して、その国の文化や社会、人々の生き方を理解するとともに自国のそれらについて再考し、新たな視点や考えをもつ。③異国の地で、異なる文化をもつ人々と積極的にコミュニケーションを図る。

（２）実習科目の形態と年間スケジュール

実習科目は、活動の時期・期間によって、次の４種類の実習形態に大別される。これら４つのタイプを典型としながら、実習内容に応じて効果的に運用する。

<標準型>

春学期及び秋学期の平常授業時に、毎週２日（水曜日と金曜日：現職教員学生）または毎週１日（水曜日：学部新卒学生）、連携協力校や附属学校等で４週間又は６週間連続して実習に取り組む。

<短期型>

教職週間（６月）及び夏季・春季休業中に、附属学校や総合教育センター又は教育委員会等で、30～60時間の実習に短期・集中的に取り組む。

<分散型>

１ Semester 期間中に、基礎的な理論の学習→フィールドワーク（参与観察・記録）→支援活動（補助活動）の流れで、実習内容を分散させて取り組む。

<長期型>

１ Semester 又は１年間の長期にわたり、学級経営、生徒指導、授業研究、教育課題の編成をはじめとする学校全体の教育活動を俯瞰し、学校現場における今日的課題の発見・解決のプロセスに継続的に取り組む。

【資料 24】には、本専攻を修了するために履修すべき実習科目における各コースの１年次及び２年次の年間学修スケジュールを示している。

（３）指導体制と方法

現職教員学生（学校経営力開発コース、教育実践力開発コース、ダイバーシティ教育力開発コース）は、１年次は、原則、週に２日間（水曜、金曜）連携協力校等で実習を行う。実習日を水曜日と金曜日に設定している理由は、以下のとおりである。

- ① 滋賀県内の小・中学校における校内研究・研修会が水曜日に設定されることが多い。
- ② 総合教育センターや教育委員会主催の研修講座が金曜日に設定されることが多い。
- ③ 週初めに共通科目やコース科目を学ぶことで、実習での参与観察の目標設定ができる。
- ④ 研究者教員及び実務家教員が共同して連携協力校に出向きやすい。

２年次においては、県教育委員会との協議により、原則、水曜日午後に職務専念の免除措置を行い、勤務校で学修する。ただし、具体的な実習時間等の設定については、勤務校の状況に応じて各指導教員と調整の上行うこととする。

学部新卒学生（授業実践力開発コース、ダイバーシティ教育力開発コース）は、１年次には、

原則、週1日（水曜日）、附属学校園、連携協力校等において実習を行う。学部新卒学生の場合、県の「人材育成指標」における準備ステージから第1ステージに至る実践力を、時間をかけて確実に積み上げる必要があることから、2年次にかけて長期的・継続的に実習やインターンシップの経験を積ませる計画としている。

その他に、6月の教職週間及び夏季・春季休業中に短期型、分散型の実習を行う。

実習科目の事前・事後指導はすべて「教育実践課題解決研究Ⅰ～Ⅳ」の中に位置付け、実習科目ごとに大学院学生、研究者教員、実務家教員が集まり、実習の目的や内容、指導体制などを確認する。1年次生は実習期間中に1ヶ月に2回程度、2年次生は1ヶ月に1回程度、コースごとの実習省察会（リフレクション）を実施する。そのための時間割として、1年次生：月曜5限、2年次生：土曜2限をそれぞれ設定する。

以上のように、多様な実習を計画しており、実務家教員の業務が過重にならないよう、他の研究者教員等との協力体制を図ることとし、実践的指導育成の指導に係る教員負担に配慮することとしている。

学生への指導方法については、更にパソコンやタブレット端末、インターネットなどの情報通信技術を活用し効率的な指導体制を構築するとともに、改組に関わって、新たな課題の指導を充実させるため、全学に実務家教員（専任教員、特任教員）の採用の要望を行っている。

新設の授業実践力開発コースにおいては、主に附属学校園での実習となるため、附属幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校の各副校園長をみなし教員とした。このことにより、附属学校園における実習のスムーズな実施と現場を熟知している副校園長による適切な指導が期待できる。一方、附属副校園長に大学における指導の場への同席はその職務上困難であると予想される。それを補う方策として、Zoom、Teamsなどのweb会議システムを利用すること、およびタブレットなどによる映像記録を基にしてする実習の省察を行うなどICTを最大限に活用することで学生への実践的指導力育成のための十分な指導体制を担保することができる。加えて、授業実践力開発コース研究者教員のうちには、小学校、中学校の教諭経験者、附属学校園の校園長経験者などが含まれており実践の場と理論をつなぐ充実した指導が可能である。さらに、本学では附属学校園の研究会に多くの大学教員が共同研究者としてかかわっており、授業実践力開発コースを兼担する教員が増えたことで附属学校園の研究会を実習の場とする授業に関しても学生への実践的指導力育成が十分に図れる。

また、新設のダイバーシティ教育力開発コースでは、実習の場が多様になるが、研究者教員がこれまでかかわってきた現場を実習先としているため、学生への実践的指導力育成のための十分な指導体制が構築できている。加えて、ダイバーシティ教育力開発コースの研究者教員には心理相談員、発達相談員の経験者などが含まれているため、実践的指導力育成が十分に図れる。

(4)実習受入れ先（連携協力校・附属学校園等）との連携体制

現職教員学生の実習校は、原則、連携協力校（勤務校）とする。学部新卒学生の実習先は、附属学校園または連携協力校とし、受け入れ側の事情や実習生の研究課題・指導教科等を考慮して決

定する。

地域の連携協力校及び附属学校園における標準型ないし長期型の実習（「基本実習」「発展実習」「学校支援実習」「特別支援実習」等）では、研究者教員は週1～2日、一人1～3校、実務家教員は週2日、一人2～3校を訪問し、指導に当たる。附属学校園においては、各副校長がみなし実務家教員として、研究者教員と連携しながら実習の指導に当たる。実習先への訪問指導は、研究者教員と実務家教員が同日程で行う場合、別日程で行う場合のいずれもありうるが、いずれの場合も、実務家教員と研究者教員の協働による指導体制を基本原則とする。

実務家教員は、実習の全体計画化、実習受入れ先との訪問日程等の調整、事後評価と改善に向けての継続的なプロセスを、研究者教員と協働しながら進めていく。事前・期中・事後指導は、実務家教員と研究者教員が同席して行う。さらに、実習生と受入れ先担当教員、大学側担当教員（研究者教員及び実務家教員）が定期的の実習省察会を開催し、実習の最終日にはそれらの教員が集う成果報告会を実施する。

授業実践力開発コースの実習の主な受入れ先になる附属学校園においては、附属学校園の副校長であるみなし実務家教員が中心となり研究者教員と連携をとりながら指導に当たる。また、滋賀県総合教育センターでの実習においては、同センター派遣のみなし実務家教員が中心となり、研究者教員と連携しながら指導に当たる。また、2年次に行う基本実習Ⅲ（授業実践力開発コースのみ）及び発展実習においては、実務家教員の協力を得ながら研究者教員の指導の下に実習を行う。

短期型・分散型の実習については、大学側実習担当者と各実習責任者の研究者教員が、実習の目標と計画に即して実習先機関の担当者と実習内容について詳細な事前打ち合わせを行う。実習全般の指導については、研究者教員と実務家教員、実習先担当者が協働しながら実施する。実習先担当者は、各フィールドや実践活動の実際について解説、指導し、実践的学びを提供する。研究者教員と実務家教員は、学校教育や教育制度における理論的背景、現実的活用と展開等について解説し、探求的な学びに導く。

緊急時については、実習校（機関）側担当者と大学側担当者との間の連絡体制の下に対応し、個別の状況は事象が発生した段階で、関係者（学校教員等）が各組織側担当者に報告する。本専攻では、大学担当者に連絡があった内容は専攻長に報告され、専攻長の判断により適切に対処する。

設置の趣旨等を記載した書類（資料目次）

- 資料 1 滋賀大学教育学部と滋賀県教育委員会の連携に関する協定書
- 資料 2 滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会地域教育連携推進会議規程
- 資料 3 滋賀大学教職大学院運営連絡会規程
- 資料 4 滋賀の教育大綱（第 3 期滋賀県教育振興基本計画）
- 資料 5 滋賀大学教育学部・大津市教育委員会おおつ教育連携推進協議会の設置に伴う覚書
- 資料 6 滋賀県公立学校教員人材育成基本方針（平成 26 年 3 月策定）抜粋（表紙～5 頁まで）
- 資料 7-1 滋賀県教員のキャリアステージにおける人材育成指標【教諭】
- 資料 7-2 滋賀県教員のキャリアステージにおける人材育成指標【管理職】
- 資料 8 改組計画（教職大学院への移行）の概要
- 資料 9 改組後のコース編成のイメージ図
- 資料 10-1 改組に際しての基本的な考え方（改革方針）①
- 資料 10-2 改組に際しての基本的な考え方（改革方針）②
- 資料 11 「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（基本ビジョン）」の概要
- 資料 12 日本語指導が必要な外国人の子ども等への支援の状況について（県総合教育会議資料）
- 資料 13 共通科目「学校教育におけるデータサイエンス」
- 資料 14 授業科目を通じた「データサイエンス基礎力」の醸成
- 資料 15-1 学校経営力開発コースにおける科目間の関連
- 資料 15-2 教育実践力開発コースにおける科目間の関連
- 資料 15-3 授業実践力開発コースにおける科目間の関連
- 資料 15-4 ダイバーシティ教育力開発コースにおける科目間の関連
- 資料 16 滋賀大学教育学部と滋賀県公立学校との人事交流に関する協定書
- 資料 17-1 滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻の実務家教員選考に関する規程
- 資料 17-2 同規程の取扱いに関する申合せ
- 資料 18 滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻研究者教員の資格基準
- 資料 19 専任教員が担当する学部・専攻科の科目一覧
- 資料 20-1 各コースの授業時間割表
- 資料 20-2 各コースの履修モデル
- 資料 21 国立大学法人滋賀大学研究倫理委員会規程
- 資料 22 県内 6 市教育委員会との連携協定・覚書
- 資料 23 実習科目一覧（概要）
- 資料 24 実習スケジュール

滋賀大学教育学部と滋賀県教育委員会の連携に関する協定書

滋賀大学教育学部（以下「甲」という。）と滋賀県教育委員会（以下「乙」という。）は、滋賀県における教育について連携するため次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、密接な連携のもと、滋賀県の学校教育等の分野で相互に協力し、学校及び地域における教育の充実・発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について相互に連携協力するものとする。

- （1）地域の教育の向上に関すること。
- （2）教員の資質及び能力の向上に関すること。
- （3）地域の教員養成に関すること。
- （4）その他、地域の教育課題に関すること。

（連携推進会議）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、地域教育連携推進会議を設置するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から平成28年3月31日まで有効とする。ただし、この協定書の有効期間の末日2ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の終了または見直し等の申入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後これに準ずるものとする。

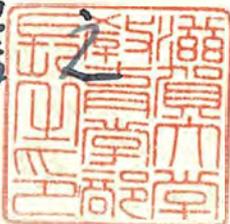
（その他）

第5条 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成27年9月7日

甲 滋賀大学教育学部
学部長

喜名信之


乙 滋賀県教育委員会
教育長

河原 博


滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会地域教育連携推進会議規程

(設置)

第1条 滋賀大学教育学部に、滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会地域教育連携推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(目的)

第2条 推進会議は、地域の教育課題について協議を進め、得られた成果や知見をもとに、地域の教育の向上を実現するための方策を提言する。

(任務)

第3条 推進会議は、滋賀大学教育学部長又は滋賀県教育委員会教育長の求めに応じて、次の各号に掲げる事項について協議し、提言を行う。

- (1) 地域の教育の向上に関すること。
- (2) 地域の教員の資質及び能力の向上に関すること。
- (3) 地域の教員養成に関すること。
- (4) その他地域の教育課題に関すること。

(組織)

第4条 推進会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 滋賀大学教育学部長
- (2) 滋賀県教育委員会教育長
- (3) 滋賀大学教育学部長が指名する者
- (4) 滋賀県教育委員会教育長が指名する者

(議長)

第5条 推進会議に議長を置き、前条第1号の者をもって充てる。

- 2 議長は、推進会議を招集し、これを主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

(専門委員会)

第6条 推進会議は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、滋賀大学教育学部及び滋賀県教育委員会からそれぞれ選出された者をもって組織する。
- 3 その他専門委員会に関し必要な事項は、推進会議が別に定める。

(事務)

第7条 推進会議の事務は、滋賀県教育委員会事務局の協力を得て、滋賀大学教育学部の事務部において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月17日から施行し、平成27年3月27日から適用する。

滋賀大学教職大学院運営連絡会規程

(設置)

第1条 滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻（以下「教職大学院」という。）の円滑な運営を図るため、滋賀大学教職大学院運営連絡会（以下「運営連絡会」という。）を置く。

(目的)

第2条 運営連絡会は、次に掲げる事項について、協議し、及び連絡調整することを目的とする。

- (1) 教職大学院の教育研究及び組織運営の方針に関すること。
- (2) 教職大学院の教育研究及び組織運営の点検・評価に関すること。
- (3) 教職大学院の運営における連携協力に関すること。
- (4) 教職大学院の教育課程の編成及び実施に関すること。
- (5) その他教職大学院の運営について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 運営連絡会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 高度教職実践専攻長（以下「専攻長」という。）
 - (2) 高度教職実践専攻の専任教員
 - (3) 教育学部附属学校園の各長のうち専攻長が指名する者 1名
 - (4) 滋賀県教育委員会教職員課長
 - (5) 滋賀県総合教育センター所長
 - (6) 連携地域教育委員会の教育長
 - (7) 連携拠点校・協力校の校長
 - (8) その他運営連絡会が必要と認める者 若干名
- 2 前項第6号及び第7号の委員は、専攻長が委嘱する。
- 3 前項第8号の委員は、運営連絡会の議を経て専攻長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号、第6号及び第7号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第8号の委員の任期は、1年を超えない範囲内で専攻長が定める期間とし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 運営連絡会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、運営連絡会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(代理者の出席)

第6条 第3条第1項第3号から第7号までの委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 運営連絡会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、運営連絡会から選出された者をもって組織する。
- 3 その他専門部会に関し必要な事項は、運営連絡会が別に定める。

(事務)

第9条 運営連絡会の事務は、教育学部の事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、運営連絡会の運営に関し必要な事項は、運営連絡会の議を経て、別に定める。

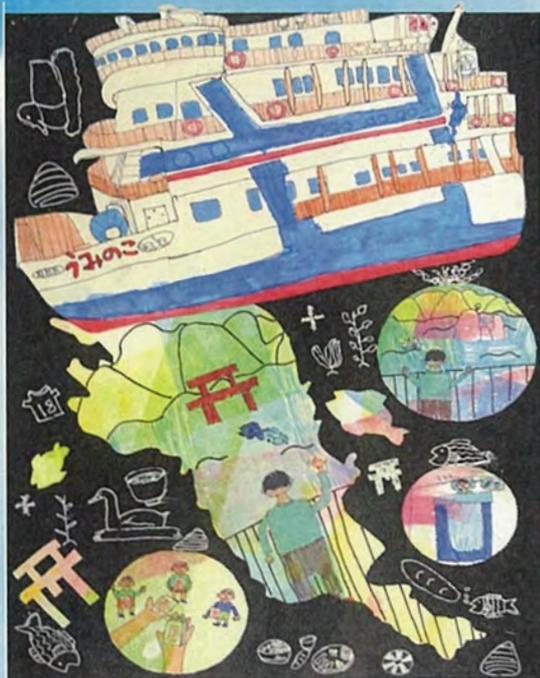
附 則

この規程は、平成30年4月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年10月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

滋賀の教育大綱 (第3期滋賀県教育振興基本計画)



平成31年(2019年)3月

滋賀県

「滋賀の教育大綱」の策定にあたって

私は、日々学ぶことはとても楽しいと感じています。特に、子どもたちには「わかった!」「できた!」という実感をどんどん経験してもらい、学ぶことの楽しさや、人と共感したり議論を交わしたりする充実感を味わってほしいと思っています。

教育は、私が特に力を入れている政策の1つです。私たち大人が、学ぶ楽しさを子どもたちに見せることで、滋賀で学ぶ子どもたちが、自ら進んで学ぼうとする力を身に付け、生涯にわたり学び続けながら生きる力を高めてもらいたいと考えています。

そのためにも、「滋賀ならではの学び」を大切にしながら、子どもたちの学ぶ力の向上を図り、「夢と生きる力」を育む教育を進めたいと考えています。

現在、社会はめまぐるしく変化しています。人口減少・少子高齢化の進行、グローバル化と情報化の進展、また急速な技術革新により価値やサービスが次々と創出される新しい社会の到来など、あらゆる分野で大きく、早いスピードで変化しています。

あわせて、医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により平均寿命は著しく伸び、人生100年時代を迎えるとも言われています。

このようななかで、今回策定した第3期滋賀県教育振興基本計画では、基本目標については、これまでの計画と同じく「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」としつつ、サブテーマについては、時代背景を踏まえて「人生100年を見据えた『共に生きる』滋賀の教育」としています。

私たちは今、大きな時代の変革期に立っています。これまでの常識が通用しないかもしれません。そのような時代を生きるためには、時代の変化をうまく読み解き、柔軟に対応できる力が必要です。

そのためには、個々の基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、文章や情報を正確に読み解き理解する力、また相手の言葉やしぐさ、表情などから相手の考えや思いを読み解き理解する力などの「読み解く力」が必要になると考えています。

この「読み解く力」を育むことにより、これまで以上に確かな学力を身に付けることはもちろんのこと、人としての感受性とコミュニケーション能力の向上を図りながら、自らの力を生かして各方面で活躍できる人を、豊かな自然と、数々の歴史・文化に包まれ、多くの先人たちの知恵や教えを受け継いできたこの滋賀の地で育てたいと考えています。

また、この「読み解く力」を身に付けることは、人生100年時代の到来を見据えると、子どもだけではなく、大人になってからも高め続けていく必要があると考えています。

今回策定する滋賀の教育大綱では、この「読み解く力」の育成に特に力を入れて取り組みたいと考えています。実施にあたっては、各家庭の経済事情等にかかわらず、全ての子どもにとって等しく学べる環境を整備するとともに、学校での学びにおいても、学ぶ側だけでなく、教える側も新しい知見や技術を取り入れてレベルアップを図りたいと考えています。

また、人生100年を見据え、それぞれの人生をより豊かに生きるためには、心身の健康を保つとともに、様々な人と出会いながら自分らしく生きがいを持って生きることが大切となります。

私は、常々「人は人の中で人となる」という考え方をとても大切にしており、人は人とながり、共に学び、共に働き、共に生きることで成長し、喜びを分かち合うことができると考えています。もちろん、独りで書物やインターネット等から新たな知識と出会い、自らを高めることもできます。こうした一人ひとりの学び方を大切に、それぞれの個性と可能性を広げることができる滋賀を目指しており、あわせて、その学びや経験を地域・社会に生かすことが重要であると考えています。

さらに、生涯楽しく学び続けるため「読書」に焦点を当てた取組を行いたいと考えております。読書は、単に「読み解く力」を育むための基盤になるだけでなく、個人の視野を広げたり考え方を深めたりするためにも有効であると考えています。

未来にはたくさんの方が世界が広がり多くの可能性に満ちていると思っています。知らないことを知ることはとても楽しいことだと思います。未知の世界に触れ、いろんな景色を楽しんでほしいと思っています。

そのためにも、夢を持ち続け、人への思いやりの気持ちを高めていただきたいと思います。

誰一人取り残さないSDGsの視点と「人生100年の学び」を通じて県民の皆さんの人生がより充実したものとなるよう、私が先頭に立ってこの大綱に取り組んでまいります。

最後に、第3期滋賀県教育振興基本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご協力を賜りました県民の皆様、関係各位に心より感謝申し上げます。

さあ、みなさん、いっしょにがんばりましょう！

滋賀県知事 三木 大造

滋賀の教育大綱について

県では、平成31年(2019年)4月から5年間の本県教育の方針と教育施策の体系を示す「滋賀の教育大綱(第3期滋賀県教育振興基本計画)」を策定しました。

大綱では、子どもたちに、学ぶことの楽しさを知ってもらうこと、豊かな自然、歴史、文化を大切にした学びや地域、企業と連携した学び、先人の心を大切にした学びである「**滋賀ならではの学び**」を大切にする事、そして、人生100年を見据え、**誰もが生涯楽しく学び続け、その学びや経験を社会に生かす**ことが重要であると考えています。

一人ひとりの学びを大切にしながら、自分らしく夢を持ち続け、人への思いやりの気持ちを高めていただきたいとの思いをもって滋賀の教育の一層の推進を図ります。

基本目標

未来を拓く心豊かで たくましい人づくり

将来、急速な社会情勢の変化の中で遭遇するこれまでに経験したことのない課題を、たくましさ、その中に優しさを持ちながら解決し、よりよい社会を築ける人づくりを目指すため、これまでの基本目標を引継ぎ、「夢と生きる力」を育みます。

サブテーマ

人生100年を見据えた 「共に生きる」滋賀の教育

人生100年をより豊かに生きていくためには、多様な人と交わりながら、生涯を通じて学んでいく必要があります。その学びの成果を地域に生かしていくことで、「人と人」、「人と地域」が共に連携し、教育の充実と地域の活性化が良い循環を生み出すことを目指します。

3つの柱により、教育施策を総合的に推進します。

柱1 子ども一人ひとりの個性を大切に、生きる力を育む

主な取組

- 基礎的・基本的な知識・技能の定着
- 「読み解く力」*の育成

学ぶ楽しさを知ってもらうためにも、学ぶ力の向上を図る取組を進めます。

●滋賀ならではの本物体験・感動体験の推進

環境教育を充実させ、主体的に行動できる力と郷土への愛着や地域に貢献しようとする心を育みます。

- 人権教育の推進
- 食育の推進
- 特別支援教育の推進
- 情報活用能力の育成
- キャリア教育の推進
- 教職員の指導力向上と働き方改革の推進 等



学ぶ力の向上

柱2 社会全体で支え合い、子どもを育む

主な取組

●家庭や地域と学校との連携・協働活動の充実

近江の心が根付いた地域の教育力を生かし、コミュニティ・スクールの導入推進などにより、社会全体で子どもの育ちを支えます。

- 子どもの安全・安心の確保
- 親としての学びの機会・交流の場づくりや地域における家庭教育支援の充実
- 福祉と学校等の連携による家庭の経済状況への対応 等



地域学校協働活動による連携体制

文化財の保存継承人づくり



「うみのこ」宿泊体験学習



図書館機能の充実

柱3 すべての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興する

主な取組

●滋賀ならではの学習の推進

豊かな自然や多彩な文化財を生かした滋賀ならではの学びにより、滋賀への誇りや愛着を継承する意欲を喚起します。

●読書活動の普及拡大と読書環境の整備

生涯にわたり、読書に親しみ、主体的な学びができるよう読書環境を整備します。

- 活力ある地域づくりに結びつく学習機会の充実
- 人生100年時代が見込まれる中での学び続ける機会の充実
- スポーツ活動に取り組む機会の充実 等

***読み解く力**とは

文章や図、グラフから読み解き理解する力 + 他者とのやりとりから読み解き理解する力

文章や情報を正確に読み解き理解する力と、相手の言葉やしぐさ、表情などから意図や思いを読み解き理解する力を「読み解く力」とし、県の特徴的な施策として「読み解く力」を育成する取組を推進します。

..... 教育施策の体系と主な取組

施策の推進にあたっては、「共に生きる」をキーワードに、柱 1、柱 2 において、「家庭教育」、「学校教育」を基礎に子どもの生きる力を育み、柱 3 では、人生 100 年を見据え大人になっても誰もが自発的に学び、自己の能力を高める「生涯学習」の具体的な取組を推進していくこととします。

柱 1

子ども一人ひとりの個性を大切に、生きる力を育む

「学ぶ力」を高め、多様な人とつながることのできる「豊かな心」や生涯にわたり健康な生活を送るための「健やかな体」を育むとともに、情報活用能力の育成など社会情勢の変化を踏まえた諸課題に取り組みます。

また、教職員の指導力向上や働き方改革にも取り組みます。

(1) 確かな学力を育む

- ・ 学ぶ力の向上
- ・ 基礎的・基本的な知識および技能の充実・定着
- ・ 読み解く力の育成
- ・ コミュニケーション能力の育成
- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- ・ 校内研究の活性化による組織的な授業改善
- ・ 子ども一人ひとりの学びを見取る学習評価の充実
- ・ 子どもがのびのびと学習できる環境づくり
- ・ 各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの実施
- ・ 系統的な教育の推進
- ・ きめ細かな指導の充実
- ・ 帰国・外国人児童生徒に対する支援
- ・ ICTを活用した学習活動の充実

(2) 豊かな心を育む

- ・ 子どもの自尊感情の育成
- ・ 道徳教育の推進
- ・ 人権教育の推進
- ・ 文化芸術活動の充実
- ・ いじめへの対応の徹底

(3) 健やかな体を育む

- ・ 体力の向上と運動習慣の確立
- ・ 運動部活動の適切な指導と運営
- ・ 健康課題への対応
- ・ 食育の推進

(4) 特別支援教育の推進

- ・ 切れ目のない指導・支援
- ・ 多様な学びの場の整備
- ・ 就学先の選択と相談
- ・ 専門性の向上
- ・ 特別支援学校の機能の充実

(5) 情報活用能力の育成

- ・ プログラミング教育の推進
- ・ コンピュータ等や教材・教具の活用の推進

(6) 滋賀ならではの本物体験・感動体験の推進

- ・ 体験活動の充実
- ・ 環境教育の推進

(7) 多様な進路・就労の実現に向けた教育の推進

- ・ 体系的・系統的なキャリア教育の推進
- ・ 障害のある子どものキャリア教育の充実
- ・ 高等教育機関を生かす取組の推進
- ・ 関係機関と連携した総合的な支援の推進

(8) 教職員の教育力を高める

- ・ 子どもの力を引き出し伸ばす教職員の
実践力の向上
- ・ 人材の確保
- ・ 適材適所の教員配置
- ・ 働き方改革の推進
- ・ 教職員の健康管理の推進

(9) 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実

- ・ 保育所等整備
- ・ 人材の確保

(10) 私学教育の振興

- ・ 私立学校運営の安定化
- ・ 私立高等学校に在籍する生徒の保護
者の経済的負担軽減

柱2

社会全体で支え合い、子どもを育む

家庭教育は全ての教育の出発点であることから、地域全体で家庭の教育力向上を図るとともに、地域と学校との連携協働活動を充実させることにより子どもの育ちを支え、安全・安心の確保に取り組みます。

また、福祉と学校等との連携強化で経済的困難を抱えている家庭の子どもを支えます。

(1) 家庭や地域と学校との連携・協働活動の充実

- ・ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入推進
- ・ 「しが学校支援センター」による連携授業の活用促進
- ・ 持続可能な地域学校協働活動の展開
- ・ 不登校の子どもへの支援体制の充実

(2) 子どもの安全・安心の確保

- ・ 学校安全体制の整備の推進
- ・ 教職員の危機管理能力の向上
- ・ 子どもが自ら命を守る力を身に付ける教育の推進

(3) 家庭の教育力の向上

- ・家庭教育の重要性に関する啓発活動の充実
- ・語り合いを通じた親育ちの学習機会の充実
- ・地域における家庭教育支援の体制構築
- ・企業と連携・協力した家庭教育支援の充実

(4) 家庭の経済状況への対応

- ・経済的支援
- ・関係機関との連携

柱3

すべての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興する



人生100年を見据えて豊かな人生を送るために、生涯にわたって学び続けることを大切にし、滋賀ならではの学びやスポーツに取り組む機会づくり、読書環境の整備等様々な学ぶ機会を設けるとともに、学んだ成果を地域社会の持続的発展に生かすことができる環境づくりに取り組みます。

(1) すべての人が「共に生きる」活力ある地域を創生するための生涯学習の場の充実

- ・活力ある地域づくりに結びつく学習機会の充実
- ・現代的・社会的課題に対応した学習機会の充実
- ・学びの成果を社会に生かす取組の推進

(2) 柔軟で多様な生き方に対応した学び続ける機会の充実

- ・仕事や社会活動のために学び続ける機会の充実
- ・県内の多様な主体に対する学び続けることの意義・重要性の普及
- ・高齢者のいきいきと活躍できる暮らしにつながる学びの充実

(3) 滋賀ならではの学習の推進

- ・自然に学ぶ環境学習
- ・陶芸文化を通じた次世代の心豊かな人材育成
- ・「美の滋賀」の資源を生かす取組の推進
- ・文化財の保存継承人づくり

(4) スポーツに取り組む機会づくり

- ・県民総スポーツ機会づくりの推進

(5) 読書活動の普及拡大と読書環境の整備

- ・家庭や地域における子ども読書活動の推進
- ・県立図書館の機能の充実による読書環境の整備
- ・学校における子ども読書活動の推進

数値目標

本大綱において県が目指す姿への到達状況については、成果や達成状況を把握するための数値目標を設定し、毎年点検・評価を行い、その結果をその後の施策の展開に反映します。

	項 目	現状	目標 (2023)
1	「学びのアンケート」の「国語／算数・数学の授業の内容はよくわかる」について肯定的に回答した児童生徒の割合	小国 81.0% 小算 81.7% 中国 68.6% 中数 69.5%	小国 85.0% 小算 85.0% 中国 75.0% 中数 75.0%
2	「家庭での学習や授業をとおして、問題や課題に取り組む時に、単に答えだけでなく、答えに至る過程や根拠まで説明できるようにしていますか。」の質問に肯定的な回答をした生徒の割合	高 62.0%	高 70.0%
3	「教育課程の編成、評価や改善には全教職員が関わっている」に対して、「よくあてはまる」と回答した学校の割合	小 32.9% 中 23.2% 高 60.8%	小 60.0% 中 50.0% 高 80.0%
4	「自分にはよいところがあると思いますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合	小 85.2% 中 75.8%	小 87.0% 中 80.0%
5	「運動やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合	小5男子 73.4% 小5女子 53.7% 中2男子 60.9% 中2女子 43.1%	小5男子 80.0% 小5女子 64.0% 中2男子 74.0% 中2女子 55.0%
6	小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生の朝食欠食率	小5 2.7% 中2 4.3% 高2 8.5%	小5 1.0% 中2 3.0% 高2 5.0%
7	「個別の指導計画」を作成している児童生徒の割合（特別支援学級および特別支援学校を除く。）	小 91.9% 中 92.5% 高 91.6%	小 100% 中 100% 高 100%
8	「個別的教育支援計画」を作成している児童生徒の割合（特別支援学級および特別支援学校を除く。）	小 78.5% 中 75.5% 高 87.4%	小 100% 中 100% 高 100%
9	教員が授業中にICTを活用して指導する能力について、肯定的な回答をした公立学校教員の割合	70.4%	80.0%
10	児童の意識調査「フローティングスクールの学習を終えて、びわ湖学習のテーマについての自分の考えを持ち、他の人に伝えることができましたか」の達成率	79.3%	83%
11	高校3年間の間に1回以上、インターンシップ・職場体験に取り組む生徒の割合	37%	50%
12	特別支援学校高等部卒業生の就職率	29.6%	30%
13	「学びのアンケート」の「授業では、学級やグループの中で自分たちで課題を立てて、その解決に向けて情報を集め、話し合いながら整理して、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思いますか」の項目について、肯定的に回答した児童生徒の割合	小 79.9% 中 76.1%	小 86.0% 中 82.0%
14	幼稚園・保育所・認定こども園等利用定員数	58,562人	60,557人 (2019)
15	私立高等学校の入学時の募集定員に対する定員充足率	96.3%	99%
16	学校運営協議会を設置する公立学校の割合	30.6%	80%
17	地域学校協働活動推進員が学校と地域の連携・協働をコーディネートしている公立小中学校の割合	17.4%	80%
18	学校防災教育アドバイザー（消防署）と連携した教育・研修を実施した学校の割合	80.0%	100%
19	家の人との学校の出来事に関する会話の状況（「している」の割合）	小 53.2% 中 43.4%	小 60% 中 50%
20	家庭教育支援チームを組織する市町数	5市町	12市町
21	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	92.2%	99.0%
22	学びの成果を地域や社会のために生かしている人の割合	28.4%	35.0%
23	学びの成果を仕事や就職・転職などに生かしている人の割合	31.4%	37.0%
24	環境保全行動実施率	76.7%	80%
25	成人の週1回以上のスポーツ実施率	調査予定	65% (2022)
26	学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たり10分以上読書している者の割合	小 64.1% 中 46.8%	小 70.0% 中 55.0%
27	県民1人が県立および市町立図書館で年間借りている図書冊数	7.75冊	8.00冊

表紙

上段

題名:どんぐりさん
作者:長浜市立南郷里幼稚園
4歳児 中村 桃子さん

下段左側

題名:たくさんの自然を見つけた湖の子
作者:近江八幡市立安土小学校
第5学年 富田 峻太さん

下段右側

題名:ものを見つめる
作者:大津市立石山中学校
第1学年 松井 春空さん

問合せ先

滋賀県教育委員会事務局教育総務課

電話 077-528-4512 FAX 077-528-4950 E-mail ma0002@pref.shiga.lg.jp

※詳細については、滋賀県教育委員会ホームページ (<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/index.html>) を御覧ください。

滋賀大学教育学部・大津市教育委員会とおつ教育連携推進協議会の設置に伴う覚書

滋賀大学教育学部（以下「甲」という。）と大津市教育委員会（以下「乙」という。）は、平成27年9月7日付けで締結した滋賀大学教育学部と大津市教育委員会の連携に関する協定書（以下「協定書」という。）第2条に掲げる連携事項の円滑な推進を図るため、次のとおり覚書を取り交わす。

（目的）

第1条 大津市における学力向上事業、教職員の資質向上、教員を志望する滋賀大学学生の資質向上等について協議し、提言を行うことにより、教育の向上を実現することを目的として、滋賀大学教育学部・大津市教育委員会とおつ教育連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、滋賀大学教育学部長又は大津市教育委員会教育長の求めに応じて、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 学力向上の取組（学力調査分析を含む。）に関する事。
- (2) 教職員の研修に関する事。
- (3) 滋賀大学学生の教育実習、インターンシップ及び学生サポーターに関する事。
- (4) 教職大学院にかかる実習及び学校ボランティアに関する事。
- (5) 児童生徒支援にかかる取組（調査分析を含む。）に関する事。
- (6) その他、大津市教育委員会と滋賀大学教育学部の連携に関する事。

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 滋賀大学教育学部長
- (2) 大津市教育委員会教育長
- (3) 滋賀大学教育学部長が指名する者
- (4) 大津市教育委員会教育長が指名する者

（議長）

第4条 協議会に議長を置き、前条第1号の者をもって充てる。

- 2 議長は、協議会を招集する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

（専門部会）

第5条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- (1) 専門部会は、滋賀大学教育学部及び大津市教育委員会からそれぞれ選出された者をもって組織する。
- (2) その他専門部会に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

（事務）

第6条 協議会の事務は、滋賀大学教育学部の事務部及び大津市教育委員会事務局において処理する。

(有効期限)

第7条 この覚書の有効期限は、協定書第4条に定める期間とする。

(その他)

第8条 この覚書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

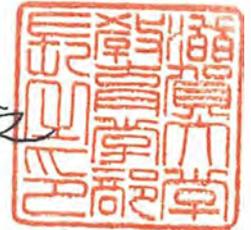
この覚書の成立を証するため、本覚書を2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成30年3月26日

甲 滋賀大学教育学部

学部長

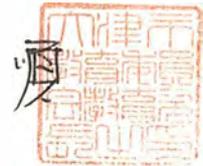
渡部 雅之



乙 大津市教育委員会

教育次長

船見 瘦



滋賀県公立学校教員 人材育成基本方針

平成26年3月
滋賀県教育委員会

I 人材育成基本方針策定の趣旨

社会が急激に変化し、先行き不透明な時代にあつて、学校教育を取りまく課題は多様化、複雑化しています。また、子どもたちが21世紀を生き抜くための力として、思考力・判断力・表現力や、主体的に学ぶ力などの育成の必要性が重視されており、新たな学びを支える教員の養成と、学び続ける教員像の確立が求められているところです。

本県においても学力向上への対応や、いじめ・不登校への対応、また、英語教育・情報教育・特別支援教育・キャリア教育の推進等、山積する課題への早急な対応が必要となっています。このため、平成26年3月に策定した「第2期滋賀県教育振興基本計画」により、今後5年間に取り組むべき教育施策を示したところであり、その重点取組の一つとして、教員の教育力を高めることを掲げています。

これをうけて、滋賀県教育委員会では、本県教育の一層の充実を図り、次代を担う子どもたちを育てるために、教員一人ひとりの教育理念の確立と、実践的指導力の育成をめざし、「滋賀県公立学校教員人材育成基本方針」を策定しました。今後はこの基本方針に基づき、関係機関と連携しながら、学校を中心とした人材育成に取り組めます。

Ⅱ 人材育成に係る現状と課題

1 学校教育を取りまく現状

教育への関心が高まる中、本県においては、特にいじめ問題への対応や、全国学力・学習状況調査結果などに対する県民の関心と期待が、今までになく高まっています。また、インターネット環境やコミュニケーションツールの著しい進歩など、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化し、学校教育の課題はますます多様化、複雑化してきています。さらに本県においては、今後10年程度、教員の大量退職に伴う大量採用が見込まれています。

こうした状況の中、教員にはこれまで以上に、経験年数や職務に応じた専門的知識や指導力と、様々な教育課題に組織的に対応できる力が必要となり、この力の育成が急務となっています。

2 人材育成の課題

- (1) 教員の人材育成については、これまでも、大学での養成や、学校現場・総合教育センターでの研修などの形で行われてきましたが、全体として各取組の体系化が不十分であったため、その成果が学校現場での実践に、十分生かされてきませんでした。
- (2) 教員に求められる資質能力は、経験年数や職務に応じて異なりますが、明確な指標がなく、その獲得は個々の教員に任されてきました。また、学校規模や管理職の考え方、意識の違い等により、学校間でも人材育成の取組に差がありました。
- (3) これまでは、先輩後輩などの同僚同士でお互いの力量を高め合ってきましたが、個々の教員に時間的、精神的な余裕がなくなってきたことから、じっくり議論をしたり相談をしたりするといった同僚性が希薄になってきています。
- (4) 学校の様々な課題には専門的・組織的な対応が必要ですが、これまでは個々の教員に任されることが多く、各教員が役割を持って学校として対応することがあまり行なわれてきませんでした。

Ⅲ めざす教員像と求められる力

1 滋賀県がめざす教員像

人材育成を進めるにあたり、資質能力向上の明確な目標となるよう、滋賀県の教員採用選考試験の実施要項で示されている先生像をもとに、平成24年8月の中教審答申において新たに示された「これからの教員に求められる資質能力」を踏まえ、「滋賀県がめざす教員像」を示します。

滋賀県がめざす教員像

- 1 教育者としての使命感と責任感、教育的愛情を持っている人**
 - ・ 教職に対する情熱と誇りを持つ
 - ・ 教職生活を通して自主的に学び続ける
 - ・ 温かいまなざしで子どもたちの成長を見守る
- 2 柔軟性と創造性を備え、専門的指導力を持っている人**
 - ・ 高度な専門的知識と確固たる教育理念を持つ
 - ・ 授業力、生徒指導力、学級経営力等の実践力を持つ
 - ・ 思考力・判断力・表現力の育成等、新たな学びが展開できる
- 3 明朗で、豊かな人間性と社会性を持っている人**
 - ・ 社会の一員として尊敬され信頼される
 - ・ コミュニケーション力を有し、良好な人間関係を構築できる
 - ・ 学校組織の一員として同僚と連携し力を発揮できる
 - ・ 社会の多様な組織と連携・協働できる

2 教員に求められる力

教員としての力は、日々の努力や経験の積み重ねにより身に付けていけるものです。このため、まずは教員として早い時期から様々な経験を積み、自己研鑽を通して、力量を高めていくことが重要です。また、年数を経るに従って、期待され、求められる力も変化し、より高度なものになることを意識し、常に向上しようとする姿勢が大切です。

以下に、教員に求められる基本的な力を示します。

(1) 授業力

学校教育の中心は授業であり、授業力は、求められる専門的指導力の中で最も重要なものです。今日学校教育は、高度化、複雑化する社会に対応できるよう変革が求められており、課題探究型の学習や協働的学び等を通して、児童生徒の学ぶ意欲を高め、思考力、判断力、表現力や、主体的に学ぶ力を伸ばしていくことが必要です。教員自身、専門分野の知識を身に付けるだけでなく、柔軟性と創造性をもって実践力を高め、授業力を十分に発揮していくことが必要です。

(2) 生徒指導力

生徒指導は、児童生徒の個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を育てる教育活動です。このため、全ての教員が、授業を含む学校教育のあらゆる場面において、生徒指導力を発揮することが求められます。特に、児童生徒の思いを読み取る感性や、危機管理能力を高めると同時に、児童生徒の行動の背景をしっかり見立てて、対応する力を向上させることが必要です。

(3) 学級経営力

学級経営とは、担任が、学級で様々な活動を工夫し、実践することで、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育てる教育活動です。学級における望ましい人間関係や集団づくり、児童生徒による活動等を通して、お互いを思いやる心や自主・自律の精神など、社会の形成者として必要な資質を育むことが必要です。

(4) 組織対応力

学校教育を組織的に推進するには、全ての教員が、コミュニケーション力や連携力、組織貢献力等を身に付ける必要があります。学校が抱える様々な課題に対しては、教員が個々に取り組むだけでなく、専門的な力を活かし組織的に対応する必要があります。そのためには教員自身が組織の一員であると自覚し、進んで同僚と連携して対応することが必要です。また、学校の課題解決や活性化のためには、地域や関係機関との連携がなくてはならないことから、外部の人とも良好な人間関係を築ける力が求められています。

3 管理職に求められる資質能力

学校組織は管理職が少ないため、「なべぶた型」組織と呼ばれることがありますが、管理職が全教員に対して、直接教育理念を伝えたり、指導したりすることができる利点があります。しかし、危機管理における対応や、新たな教育課題に対応する際は、校長のリーダーシップのもと、校務分掌の主任や学年主任等の役割を明確にし、「ピラミッド型」組織をおこして取り組むことが必要です。管理職には、このような学校組織の特性を生かして学校経営を進めることが求められます。

以下に、管理職に求められる資質能力を示します。

(1) 学校教育の原動力

学校教育の原動力となるものは、児童生徒に対する**教育的愛情、教育的信念**、教育に対する情熱であり、また、**県民の期待に応えようとする姿勢**です。これは、教育者としての経験により培われてきた力であり、学校の教育力を向上させ、学校経営方針を具体化するための基盤となるものです。

(2) 学校経営の推進力

学校経営の推進力とは、学校教育目標を実現するため、**教員一人ひとりの実践的指導力を高めるとともに、教育課題に対応できる組織を構築する力**です。そのためには新たな情報を取り入れ、常に将来を見据えて、今何をなすべきかを自らに問い、教員に働きかけることが重要です。また、日々児童生徒に向き合う教員を、心身ともに支える気遣いも必要です。

(3) 関係機関との連携力

関係機関との連携力とは、外部機関との信頼関係を構築し、適切な折衝を行い連携を構築する力です。現在学校が抱える諸課題の解決や、特色ある教育活動の推進等には、校内的な運営にとどまらず、管理職自らが、積極的に地域や関係機関との連携を進めることが重要です。

校長は、学校の最高責任者として、教育理念を明確にし、教員や保護者、児童生徒に発信していかなければなりません。また、児童生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、常に教育課題を把握し、迅速な対応を進めながら、教育の使命を果たしていくことが求められます。

一方、副校長・教頭には、校長の経営方針を実際の教育活動等に具体化することが求められます。教職員との人間関係をより適切なものとする中で、ビジョンや価値観を共有し、学校教育目標を教職員の自己目標につなげることが求められます。また、同時に個々の力を引き出し伸ばす人材育成の力が求められます。

滋賀県教員のキャリアステージにおける人材育成指標【教諭】

【滋賀県がめざす教師像】 1 教育者としての使命感と責任感、教育的愛情を持っている人 2 柔軟性と創造性を備え、専門的指導力を持っている人 3 明朗で、豊かな人間性と社会性を持っている人

教員として必要な基本的な資質・能力	(1) 教職に対する情熱と誇りを持ち、温かいまなざしで子どもたちの成長を見守ることができる。 (2) 教育公務員としての高い倫理観や道徳性を兼ね備え、服務規律を遵守し、言葉遣いやマナーなど、社会通念や社会人としての規範を意識した行動ができる。 (3) 学び続ける教職員として、自主的に研修や研究会に参加し、研鑽を積み、自己の専門性の向上や指導の改善に努めることができる。
滋賀県教員として特に磨いてほしい資質・能力	(1) 滋賀の自然や伝統・文化・環境などに関する知識、学校教育に関する基礎的知識、および専門分野に関する豊かな知識を持っている。 (2) 特別な教育的配慮を要する児童生徒や、外国人児童生徒等への学習支援など、共生社会に向けた多様な教育的ニーズに対応できる。 (3) いじめや差別を許さない確かな人権感覚を持ち、人権尊重の視点に立った児童生徒の理解や指導を行うことができる。

キャリアステージ (教職経験)	ステージ区分	準備ステージ	第Ⅰステージ	第Ⅱステージ	第Ⅲステージ
		採用前段階 基礎習得期	1年目～3年目 実践力形成期	4年目～15年目 成熟発展期	16年目以降 深化・応用・円熟期
教育実践の内容		基礎的・基本的な教職に関する知識や技能の習得	学級・教科担当等を中心とした実践	学年・分掌等を見据えた実践	学校全体を見据えた実践
ステージに応じた主な教職研修			□若手教員研修(初任者・2年次・3年次研修)	□6年次(G-OJT)研修 □中堅教諭等資質向上研修 □ミドルリーダー研修 □教科指導力向上研修 □主幹教諭研修	
教員に求められる資質・能力		育 成 指 標			
授業力	児童生徒の理解	児童生徒の発達段階に応じた教材研究や教材づくりに必要な基礎的な知識や技能が身に付いている。滋賀の自然や伝統・文化・環境などに関する知識を学んでいる。	児童生徒の学習の理解度や定着度を踏まえた指導ができる。	児童生徒の発達段階ごとの特徴を理解し、学習の理解度や定着度を見極めながら指導ができる。	児童生徒一人ひとりのおかれた状況等を踏まえた、豊かで共感的な理解に基づく指導ができる。
	教材の解釈と開発		教科書の学習内容に基づき、育てたい力を明確にしながら教材研究ができる。滋賀の自然や伝統・文化・環境などに関する教育資源を活用した授業ができる。	児童生徒の実態を踏まえ、学習指導要領に基づく、より学習効果が期待される補助教材の作成や、新たな知見に基づく教材の工夫や開発を行っている。	専門分野に関する豊かな知識に裏づけされた教材への深い理解から、独自に開発した教材を同僚にも提供して指導できる。
	指導技術	学習指導要領の目標や内容を踏まえた学習指導案が作成できる。板書や発問などの基礎的な指導技術が身に付いている。	指導内容を踏まえ、学習形態の工夫や板書、発問、机間指導、時間配分等を適切に行うことができる。	児童生徒自らが新たな課題を見つけられるよう、課題発見・解決のプロセスを重視した授業を実践している。経験により身に付けた教科に関する豊かな指導技術を用いた授業ができる。	児童生徒自らが新たな課題を見つけられるよう、課題発見・解決のプロセスを重視した授業を実践している。経験により身に付けた教科に関する豊かな指導技術を用いた授業ができる。
	指導の評価と改善	学習指導要領等の目標や内容を踏まえ、単元目標に応じた評価規準が設定できる。	年間指導計画や単元の指導計画に基づき、本時で付けたい力、評価の重点を明確にして指導できる。児童生徒の「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」を観点として評価し、この評価に基づいて授業改善ができる。	児童生徒自らが新たな課題を見つけられるよう、課題発見・解決のプロセスを重視した授業を実践している。経験により身に付けた教科に関する豊かな指導技術を用いた授業ができる。	指導をどのような視点や手だてで改善していけばよいかについて学校全体で共有し、互いに評価し合うための校内研修を設定して学校全体の授業改善を進めることができる。
	児童生徒が主体的に取り組む授業	主体的・対話的で深い学びの重要性を理解している。	児童生徒が見通しをもって主体的に取り組み、学習活動を振り返ることによって深い学びにつながる授業ができている。	対話的な学習活動を通じて、児童生徒自らが考えを広げ、深める授業ができるとともに、積極的に研究授業を行うなど、授業改善に努めることができる。	児童生徒が主体的に学ぶ学びのサイクルを作り出し、自ら学ぶ力の向上を図るための授業改善に努め、模範となる授業ができる。
生徒指導力 学級経営力	児童生徒理解に基づいた適切な指導	児童生徒理解に基づいた指導の大切さを認識している。	学級や教科指導において、児童生徒を注意深く観察することにより、個々の教育的ニーズや課題を把握し、適切な指導ができる。	児童生徒の理解に努め、いじめや不登校等、問題行動の未然防止や早期発見、早期対応を組織的にできる。	児童生徒の問題行動等の未然防止に向けた予防的な指導を行うとともに、学校全体の取組につなげることができる。
	支援を要する児童生徒の理解と支援	支援を要する児童生徒に対する基礎的な配慮事項の必要性について理解している。	支援を要する児童生徒の実態を把握し、安心して過ごせる学級づくりができる。	支援を要する児童生徒に応じた適切な指導・支援を校内の関係分掌と連携して進めることができる。	関係機関や外部専門家と連携し、積極的・計画的に支援を進めることができる。
	学級経営・学級づくりについての知識や実践	学級集団形成についての基礎的な理論や知識を身に付けている。公平で受容的な態度で児童生徒に接することの重要性を理解している。	児童生徒一人ひとりの理解と把握に努めるとともに、望ましい集団づくりのための指導ができる。児童生徒の学習活動がより効果的にできる、美しく、安全・安心を確保した教室環境の整備ができる。基本的な生活習慣を確立するための指導を適切に行うことができる。	児童生徒一人ひとりの理解と把握に努めるとともに、望ましい集団づくりのための指導ができる。児童生徒の学習活動がより効果的にできる、美しく、安全・安心を確保した教室環境の整備ができる。児童生徒の社会性や自主性を育むため、学年行事等の企画ができる。	保護者との連携を大切にし、学年・学級経営を計画的に実施するとともに、常に改善に努めることができる。
組織対応力	コミュニケーション能力	社会人としてふさわしい言動がとれ、他者と良好な人間関係を築くことができる。	同僚との日常的なコミュニケーションを大切にし、協働して教育活動を行うことができる。	若手教員育成のためのOJT活動に積極的に取り組むことができる。	同僚の持ち味や強みを引き出し、よりよい組織づくりの構築に向けた提案ができる。
	連携力	報告・連絡・相談の大切さを認識している。	報告・連絡・相談を意識し、いじめや不登校等の課題への対応を、学校の方針に従い行うことができる。保護者との連携を大切にした教育活動を進めることができる。	保護者や地域と良好な人間関係を築き、その力を教育活動に活かすことができる。校務分掌にかかわらず、積極的に自分の役割を見だし、連携・協力しながら校務にあたることができる。	地域や保護者、関係機関との円滑な連携・協働に努め、効果的な教育活動を行うことができる。
	組織貢献力	組織の一員として、保護者・関係機関と連携・協働して力を発揮することの大切さを認識している。	組織の一員として自己の役割を自覚し、同僚と協力して学校運営に参画することができる。	学年や分掌において、積極的に提案し、学校改革を進めようとする姿勢を持っている。自身の力量の向上のみならず、後輩教員に適切な指導ができ、よきモデルとなっている。	学年や分掌においてリーダーシップを発揮し、全校的な視野を持って学校運営に参画できる。組織マネジメントの大切さを理解し、学校の教育課題把握に努め、課題解決に向けた企画や取組について提案する。
	危機管理能力	学校事故の未然防止、事故発生時の適切な対応の重要性を認識している。	事故発生時の対処の方法について学び、適切な対応をすることができる。	学校事故の未然防止のための対処行動を意識し、同僚や保護者と連携して迅速な対応を取ることができる。	安全に対する意識を高く保ち、地域や保護者、関係機関との連携を図りながら、非常変災や緊急事態等に組織的に対応することができる。

滋賀県教員のキャリアステージにおける人材育成指標 【管理職】

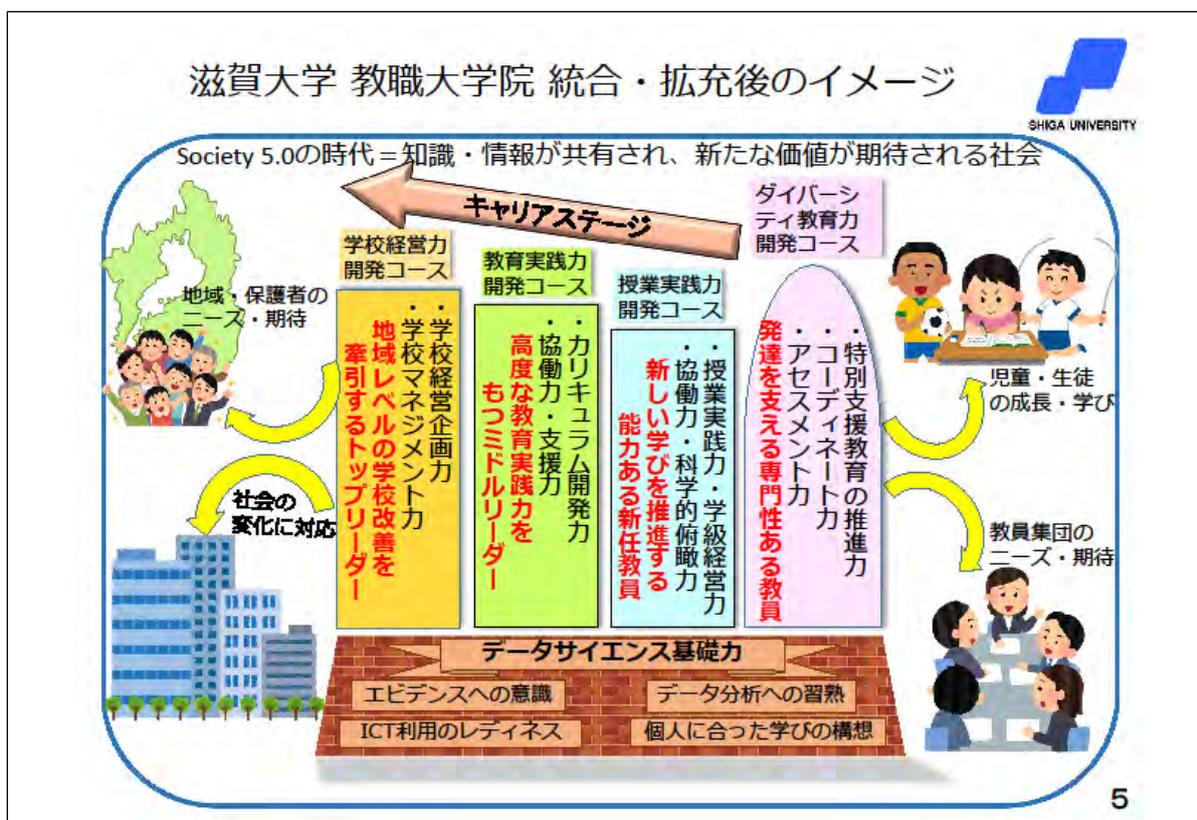
管理職として必要な資質・能力		(1) 教育者としての使命感と責任感、教育的愛情を持って学校の経営や運営にあたっている。 (2) 人権尊重の視点に立った児童生徒の理解、教育に対する情熱、県民の期待に応えようとする姿勢を持って職務遂行にあたっている。	
キャリアステージ (教職経験)	ステージ区分	管 理 職	
		副校長・教頭	校 長
		学校の教育課題を把握し、校長の学校経営方針に基づき、学校教育目標の実現のため、教員を指導し、教育活動の企画、調整等を行い、校務の運営を行う職	学校の最高責任者として、リーダーシップを発揮し、学校教育目標の実現のための学校経営を行い、経営の責任を負う職
教育実践の内容		学校全体を見据えた、組織マネジメントの実践	
ステージに応じた主な教職研修		<input type="checkbox"/> 副校長・教頭研修	<input type="checkbox"/> 校長研修
管理職に求められる資質・能力		育 成 指 標	
		副校長・教頭	校 長
学校教育の原動力		学校の教育課題把握に努め、課題解決に向けた企画や取組について提案するとともに、より効果的に実行するための校内体制の整備を図る。	学校経営方針を明確に示し、常に教育課題を把握し、リーダーシップを発揮し、迅速な対応を進めながら、学校の教育力向上や学校教育目標の実現を目指す。
学校経営の 推進力	ビジョンの構築と共有	校長の学校経営方針を教育活動等に具体化するため、ビジョンを共有し、学校教育目標を教職員の自己目標につなげる調整を図る。	学校教育目標の実現のため、新たな知見を取り入れ、明確な教育理念と学校経営のビジョンを示し、教職員と意識や取組の方向性の共有を図る。 カリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に推進する。
	危機管理対応	危機管理のために、教員の服務管理を徹底するとともに、教職員との情報共有を密にし、迅速・適切な判断や対処ができる体制の構築を図る。	危機管理を徹底し、学校危機の未然防止や発生した時の対策を講じるとともに、教職員の規範意識を高め、スクールコンプライアンスの確立を図る。
	人材育成	教員の授業力や生徒指導力向上のための指導や助言などコミュニケーションをとり、教員一人ひとりの指導力の向上を図る。 校長に校務分掌の配置等への助言を行う。	若手教員やミドルリーダー、管理職となる人材を育成するために、組織内でのコミュニケーションを大切にし、校務分掌の配置を工夫するなど、学校の組織力向上を念頭に置いた経営を行う。
	働きやすい環境づくり	教職員一人ひとりの勤務状況等に目を配り、適切な声かけや助言をすることで、働きやすい職場環境づくりに取り組む。	教職員一人ひとりに心身ともに支える気遣いができ、心のゆとりややる気を喚起するワークライフバランスの取組を推進し、働きやすい職場環境づくりに取り組む。
関係機関との 連携力	連携・協働	地域や保護者、関係機関との連携・協働を円滑に進めるため、双方向の情報交換を図るなど、信頼関係の構築を図る。	学校が抱える諸課題の解決、特色ある教育活動や、働き方改革の取組の推進等のため、積極的に地域や保護者、関係機関との連携・協働を図る。
	安全な学校づくり	教職員との間で情報共有を図り、関連法令や、国や県の通知文等を踏まえ、学校安全に配慮し、非常変災や緊急事態等に適切に対処できる体制を整備する。	非常変災や緊急事態等に対処するため、地域や関係機関との連携・協働を図りながら、児童生徒の安全な学習環境を保持するための体制を確立する。

【資料 8】 改組計画（教職大学院への移行）の概要

改組前(2020年度まで)				改組後(2021年度より)			
課程・専攻	コース	対象学生	入学定員	課程・専攻	コース	対象学生	入学定員
【専門職学位課程】 高度教職実践専攻 (教職大学院)	学校経営力開発コース	現職教員	5	【専門職学位課程】 高度教職実践専攻 (教職大学院)	学校経営力開発コース	現職教員	5
	教育実践力開発コース	現職教員 学部卒生	7 8		教育実践力開発コース	現職教員	7
	小計		20		授業実践力開発コース	主に学部卒生	15
【修士課程】 学校教育専攻	教育科学コース	学部卒生 現職教員	6		ダイバーシティ教育力開発コース	学部卒生 現職教員	8
	障害児教育コース	学部卒生 現職教員	6		計		35
	教材開発コース	学部卒生 現職教員	23				
	小計		35				
計			55				

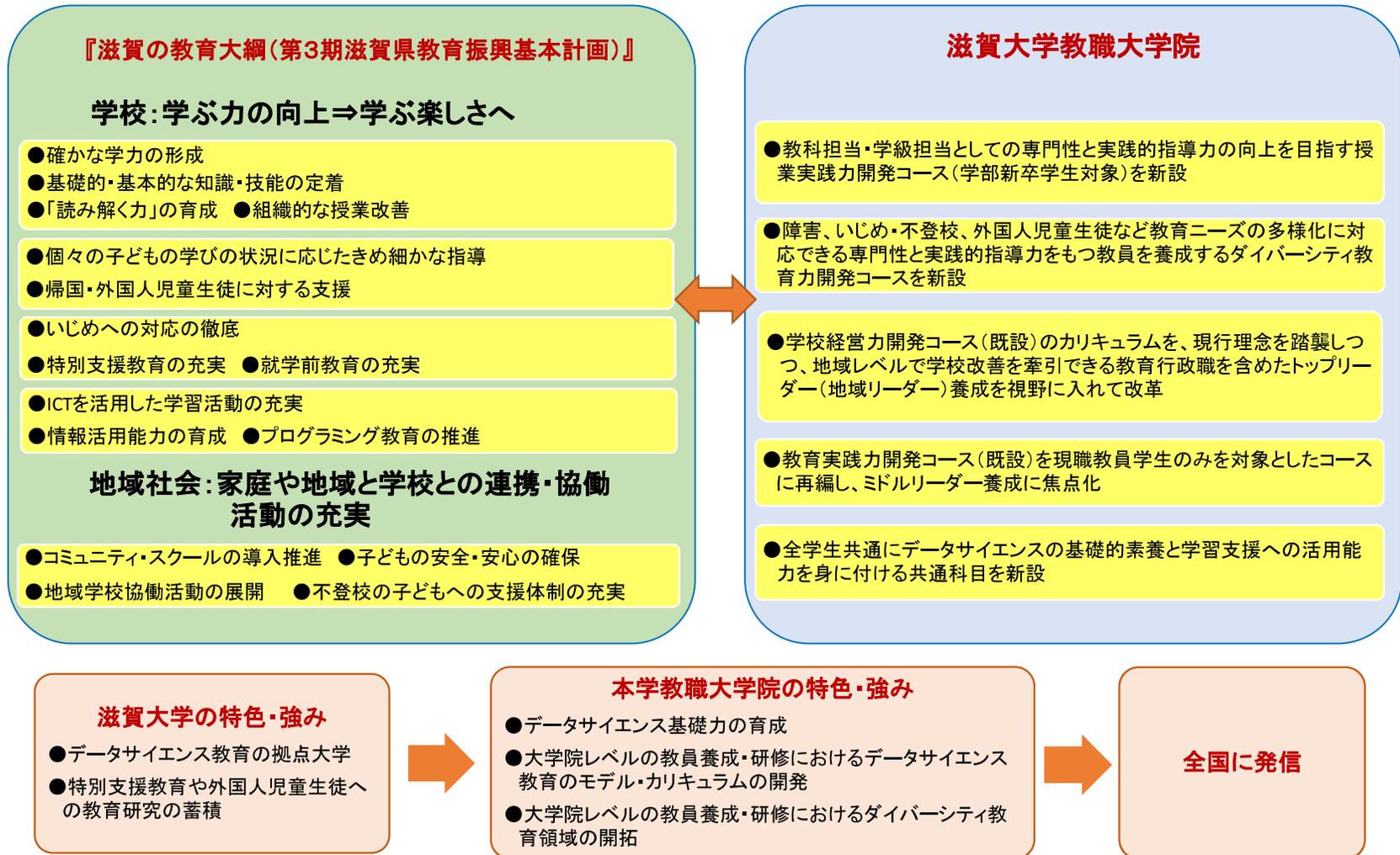
【資料 9】

【資料 9】 改組後のコース編成のイメージ図



改組に際しての基本的な考え方(改革方針)①

- ①地域教育を支える拠点としての機能の強化
⇒滋賀県の教育施策と本学教職大学院の教育課程との対応関係をより明確化
- ②本学教職大学院の特色・強みを活かし、明確化⇒地域から全国への発信



改組に際しての基本的な考え方(改革方針)②

①データサイエンス教育の導入

- ◆データサイエンス基礎能力をベースに備えた教員を養成⇒共通科目
- ◆多様な学習環境を創造し、児童生徒の学習状況に応じた指導のできる教員を養成⇒コース科目
- ◆データの価値を理解し活用できる人材育成につながる指導のできる教員を養成⇒コース科目
- ◆Society5.0に対応し、「次世代の学校」創生の観点に立った教育環境の整備を主導できる教員を養成⇒共通科目・コース科目

②確実な教科の指導力を備えた教員の育成

- ◆滋賀県の子どもは基礎的・基本的な知識・技能、文章や情報を読み解き理解する力、根拠を明確に自分の考えを説明する力に課題⇒「学ぶ力」「しなやかに対応できる力(応用力)」を育成できる教科指導力を備えた教員が必要

↓

授業実践力開発コース(新設)で、教科の専門性、教材開発力・指導力を確実に身に付けた新人教員を養成

社会の変化や諸課題に対応しうる高度な専門性を備えた力量ある教員の養成

〔基本理念〕

④教員のキャリアステージに対応した資質・能力の育成と養成する教員像の明確化

- ◆滋賀県人材育成指標(各ステージ)との対応関係を重視
- ・準備ステージ(基礎習得期)～第Ⅰステージ(実践力形成期) = 授業実践力開発コース⇒堅固な実践力を備えた新人教員を養成
- ・第Ⅱステージ(成熟発展期) = 教育実践力開発コース⇒学年・分掌等のミドルリーダーを養成
- ・第Ⅲステージ(深化・応用・円熟期)～ = 学校経営力開発コース⇒校務運営、学校経営、地域レベルの学校改善を牽引するトップリーダー(地域リーダー)を養成

③多様な教育的ニーズ(ダイバーシティ)に対応できる教員の養成

- ◆「滋賀の目指す特別支援教育ビジョン」の基本理念(障害のある子とない子が「地域で共に生きていく力」を育てる)に基づく取組を推進する教員
- ◆外国にルーツをもつ児童生徒の教育を担える教員
- ◆いじめ・不登校等の個々の教育的ニーズに対応できる教員
- ◆就学前教育をリードできる教員
- ◆教育的ニーズに応じ関係機関との連携を適切に進めることのできる教員

↓

ダイバーシティ教育力開発コース(新設)で専門性をもつ教員を養成

「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（基本ビジョン）」の概要

はじめに

- 我が国では、障害者の権利に関する条約の批准や、批准に向けての国内法の整備により特別支援教育を取り巻く環境は大きく変化し、これまでの特別支援学校を中心とした「特別な場」による指導から、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムへと移行していかうとしている。
- その一方で、全国の知的障害特別支援学校や小中学校の特別支援学級、また発達障害等通常の学級における特別な支援が必要とする児童生徒数は、ここ 10 年余りの間で大きく増加しており、本県においてもその例外でない。
- こうした状況を踏まえ、県教育委員会では、第 2 期滋賀県教育振興基本計画においてインクルーシブ教育システムの構築を主要な取組の一つとして位置付けるとともに、これまでの本県特別支援教育のあり方を抜本的に見直し、今後本県がめざす特別支援教育を明らかにするため、「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（基本ビジョン）」として取りまとめることとした。

第 1 本県特別支援教育の現状と課題および今後の方向性

- 児童生徒数の増加 → 指導の充実と教育環境の整備が課題
- 就学指導の状況 → 市町間で就学率等に差がある状況を踏まえた適切な就学指導の検討
- 特別支援学校卒業生の就職率 → 職業的自立をめざした取組の充実
- 今後の方向性→インクルーシブ教育システムの構築ときめ細かな就学・進路指導をととした社会的・職業的自立の実現

第 2 本県のめざす特別支援教育 ～基本ビジョン～

本県がめざす特別支援教育の「基本理念」を次のとおりとした

障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合うことにより、「地域で共に生きていくための力」を育てる

この基本理念に基づき、その達成のための柱（観点）を次の 7 点にまとめた。

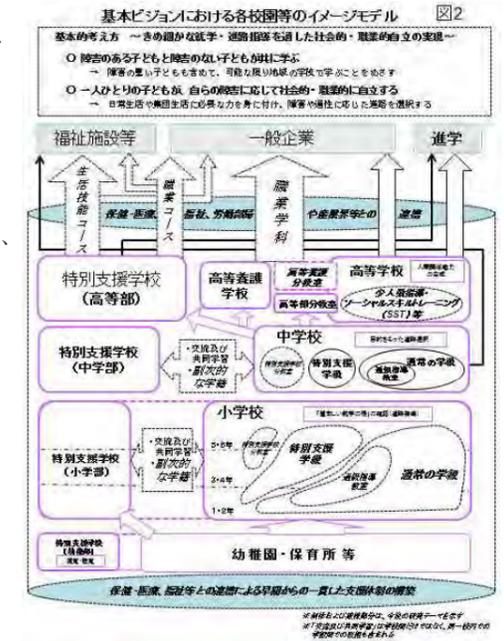
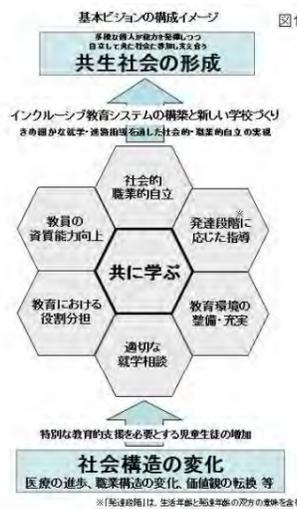
まず、「共に学ぶ」を中心の柱としておき、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことをめざす。

その上で、この「共に学ぶ」を支える周りの柱として、地域で学ぶことや学びの場が柔軟に選択できるような「適切な就学相談」を推進する。さらに、子どもたちがそのニーズに応じた十分な教育を受け最大限度までその能力を伸ばせるよう、学校等における「教員の資質能力向上」と、各学校園等の「発達段階に応じた指導」を進める。またこうした各学校園等の取組を支援するため、県市町において「教育環境の整備・充実」を図り、それぞれが「役割を分担」しながら連携協力して取り組む。

これら取組を通して、障害のある児童生徒の自立に向けた意欲を高め「社会的・職業的自立」による『自立と社会参加』を進める。

【7つの柱】

- ①共に学ぶ（基本の柱）
 - インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを推進
- ②適切な就学相談
 - 子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択（見直し）できるよう、適切な就学相談を実施
- ③教員の資質能力向上
 - 発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導のための教員の資質能力の向上
 - すべての学校園等における教員研修の充実と人事交流等の促進
- ④発達段階に応じた指導
 - 発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの能力の伸長と豊かな成長促進のため、各学校園等における指導を改善・充実
- ⑤教育環境の整備・充実
 - 合理的配慮の検討と基礎的環境整備など、教育環境の整備・充実
 - 新たな学籍の仕組みづくりや小中学校等への特別支援学校分教室設置についての研究。また中・長期的な展望に立った新たな学校づくり等の検討
- ⑥教育における役割分担
 - インクルーシブ教育システムの構築に向けた県と市町との連携協力の推進
- ⑦社会的・職業的自立
 - 発達障害を含む障害のある子どもが、日常生活や社会生活の技能や習慣を身に付け、社会参加のための知識、技能および態度を養うことができるよう指導を充実し、そのための環境を整備



第 3 各学校園等における特別支援教育

①幼稚園・保育所等

- 発達障害を含む障害のある幼児一人ひとりの障害特性に合ったあそびや運動などとおして、成長の土台となる力（体力、身体を使う力、考える力、物事を調整する力、思いを伝え受けとめる力等）を育てる
- 小学校への就学相談にあたっては、保健・医療、福祉等関係機関との連携のもと適切な情報を提供し、子どもの障害の状況や保護者のニーズを丁寧に把握した上で、個別的教育支援計画などにより円滑な接続となるよう配慮する

②小学校

- 障害のある児童と障害のない児童が共に学ぶ体制づくりを進めるとともに、きめ細かな就学指導や進路指導を行う
- 通常の学級と特別支援学級や通級指導教室、および特別支援学校との連携を強化し、発達障害を含む障害のある児童一人ひとりの障害特性等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う

③中学校

- 障害のある生徒と障害のない生徒が共に学ぶ体制づくりを進めるとともに、きめ細かな就学指導や進路指導を進めるため、発達障害を含む障害のある生徒や保護者に対し適切な情報を提供して、目的をもった進路選択となるよう指導・支援する
- 通常の学級と特別支援学級や通級指導教室、および特別支援学校との連携を強化し、発達障害を含む障害のある生徒一人ひとりの障害特性等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う

④高等学校

- 特別支援学校等の助言・援助を活用し、個々の生徒の障害に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う
- 発達障害のある生徒等に対し、学習指導要領に基づいた教育課程の弾力的運用やソーシャルスキルトレーニングの導入、また指導方法等を工夫し、個々の生徒の障害特性に合った指導の充実を図る
- 発達障害のある生徒等の進路指導にあたっては、進学にあつては大学入試センターや進学希望先大学などと、また就職にあつては医療、福祉、労働などの関係機関との十分な連携のもと、適切な本人・保護者への情報提供と支援に努める

⑤特別支援学校

- 幼児児童生徒一人ひとりの障害の状況に応じた自立と社会参加に向けて、生活技能を高め、将来の生活を豊かにしていくためのきめ細かな教育を充実する
- 幼稚部、小学部における成長の土台となる力づくりと、中・高等部における知識、技能、マナー、体力等就労に向けた基礎的能力の養成をめざす
- 高等養護学校や特別支援学校高等部の教育課程を見直し、新たな学科の設置等により、生徒の社会的自立や職業的自立に向けた指導の充実を図る
- 専門性を担保するため、すべての教員の特別支援学校教員免許状の取得をめざす
- 障害のある子どもの生活の場が地域であることを踏まえ、地域の人々の協力を最大限得られるよう地域等との連携を深める
- 各障害種の指導の専門性を担保しながら、障害の重度・重複化を踏まえた複数の障害種に対応した特別支援学校の設置を進めるとともに、望ましい名称について検討する。また中・長期的な展望に立って、県内各地域における特別な支援を必要とする児童生徒の動向（将来推計）等を丁寧に把握し、様々な教育的ニーズに対応できる学校づくりを進める

第 4 関係機関との連携について

- ①保健・医療、福祉との連携
 - 保健・医療、福祉と連携し、教育的ニーズを反映した個別的教育支援計画を作成し、早期からの本人・保護者への適切な相談支援を行う
- ②労働部局や経済団体との連携
 - 労働部局や経済団体と連携し、職場の開拓や企業ニーズの把握に努め、障害のある生徒の就労支援体制を構築する

第 5 実施計画について ～今後のスケジュール～

「基本ビジョン」に基づく「実施計画」の策定にあたっては、市町教育委員会との十分な意見交換を行い、平成 27 年度中を目途に、5 年程度の短期計画・10 年または 10 年超の中・長期計画を策定

令和元年(2019年)7月12日
第2回滋賀県総合教育会議
資料 1

日本語指導が必要な外国人の子ども等への支援の状況について①

背景・課題

- 近年、日本語指導が必要な外国人児童生徒数が増加しているとともに、入管法等の改正により、平成31年4月から新たな在留資格「特定技能」が創設され、滋賀県においても将来的に家族帯同による外国人の子どもへのさらなる増加が見込まれる。
- 共生社会の実現のためには、外国人の子どもたちの教育機会を確保し、地域社会で生活していくための日本語や社会習慣を身に付けることができるよう、関係機関等との連携を図りながら、学校における教育環境の整備ときめ細かな指導体制を充実していく必要がある。

①日本語指導が必要な外国人児童生徒等の数（小中学校）（R元.5.1現在）
1,367名（小学校：966名、中学校：401名）

②日本語指導を必要とする外国人児童生徒等の市町における在籍状況
100名以上…湖南省、東近江市、長浜市、甲賀市
50名以上…彦根市、近江八幡市、愛荘町
10名以上…大津市、草津市、栗東市、守山市、高島市、米原市、日野町
10名未満…野洲市、竜王町、豊郷町
0名…甲良町、多賀町

③日本語指導を必要とする外国人児童生徒等の在籍する学校数
小学校 99校（221校中） 45% 中学校 45校（99校中） 45%

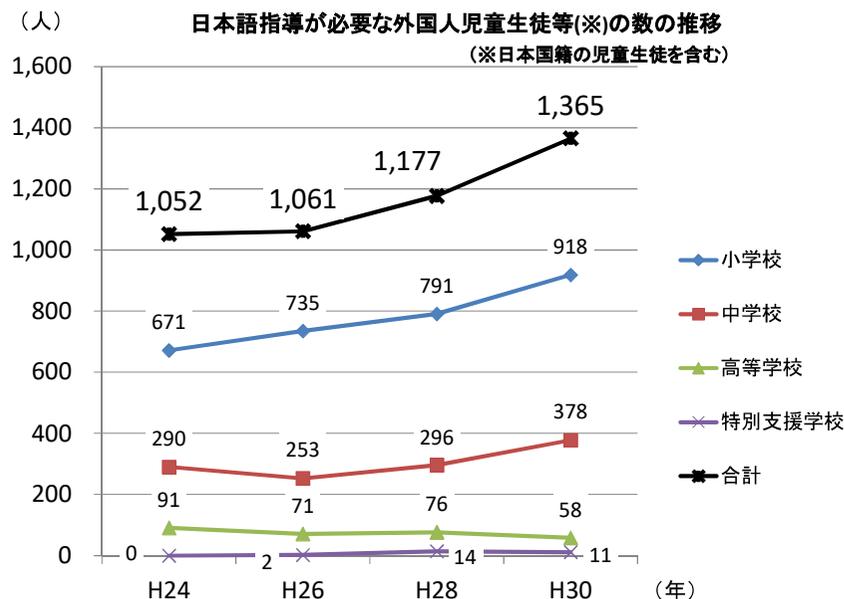
④母語別の外国人児童生徒等の数の割合（小中学校）
ポルトガル語60%（816名）、スペイン語16%（223名）、
タガログ（フィリピン）語11%（156名）、中国語5%（65名）、
英語3%（40名）、その他5%（67名）

⑤学級における状況（小中学校）

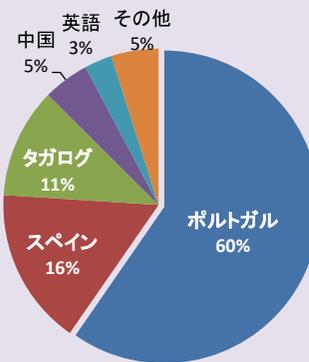
- ・1名のみ在籍の学校数 26校
 - ・1学級の在籍数
- | | | | | | |
|-------|-----|------|-----|------|-----|
| 1名 | 4市町 | 1～2名 | 5市町 | 1～3名 | 3市町 |
| 1～4名 | 1町 | 1～5名 | 1市 | 1～6名 | 2市 |
| 1～10名 | 1市 | 在籍無し | 2町 | | |

⑥日本語初期指導教室の設置状況（定員）

湖南省（30名）、甲賀市（10名）、東近江市（10名）
期間：どの教室も通級期間は3か月
内容：初期日本語教育、学校生活の基礎的な適応指導
その他、早期に適応するため必要な支援



文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」(隔年5月1日現在)



母語別の外国人児童生徒等の数の割合(R元.5.1)

ポルトガル語	816名
スペイン語	223名
タガログ(フィリピン)語	156名
中国語	65名
英語	40名
その他の言語	
ベトナム語	14名
韓国朝鮮語等	6名

日本語指導が必要な外国人の子ども等への支援の状況について②

学校におけるきめ細かな支援の充実

①学校における支援体制の充実

- 小中学校への日本語指導加配教員の配置（R元：30校32名 小学校21校、中学校9校）
- 小中学校への非常勤講師（日本語指導）の派遣（R元：75校75名 小学校50校、中学校25校）
- 県立学校へのハートフル支援員（母語支援）の派遣（H30：16校50回 高校15校44回、特別支援学校1校6回）
- 小中学校への母語支援員の派遣（H30：42校409回 小学校27校、中学校15校）
- コミュニケーションツールとしてのICT（自動翻訳機）の活用

②教員の資質・能力向上と教員等への支援

- 日本語指導担当教員等を対象とした連絡協議会において、日本語能力測定方法や指導方法等の研修や、情報交換の場の提供（R元～3回/年）
- 日本語の理解が困難な保護者とのコミュニケーションを図るため、翻訳業務等、小中学校および県立学校へ派遣した支援員の活用

③進学・キャリア支援の充実

- 小中学校および県立学校へ派遣した支援員を通じた進学・就労相談の実施
- 高等学校入学者選抜における受検上の配慮（検査時間の延長、問題文のルビ振り、翻訳辞書の持込）



自動翻訳機を活用した日本語教室指導（湖南市立日枝中学校）



地域ボランティアや教職員を対象としたボルトガル語講座（ボランティアグループ「カリーニョ」主催）



通訳による日本語教室指導（長浜市立長浜北小学校）

関係機関等との連携による教育機会の確保と共生

①異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の充実

- 小中学校教育研究会の国際理解教育部会における国際理解教育に係る指導法等の研究と実践
- 児童生徒への国際理解教育の推進（国際課所属国際交流員による国際理解出前講座、（公財）滋賀県国際協会による講師派遣）
- 国際理解教育の普及・啓発（（公財）滋賀県国際協会による教材開発・研究・教員向け研修等）

②日本語学習機会の確保

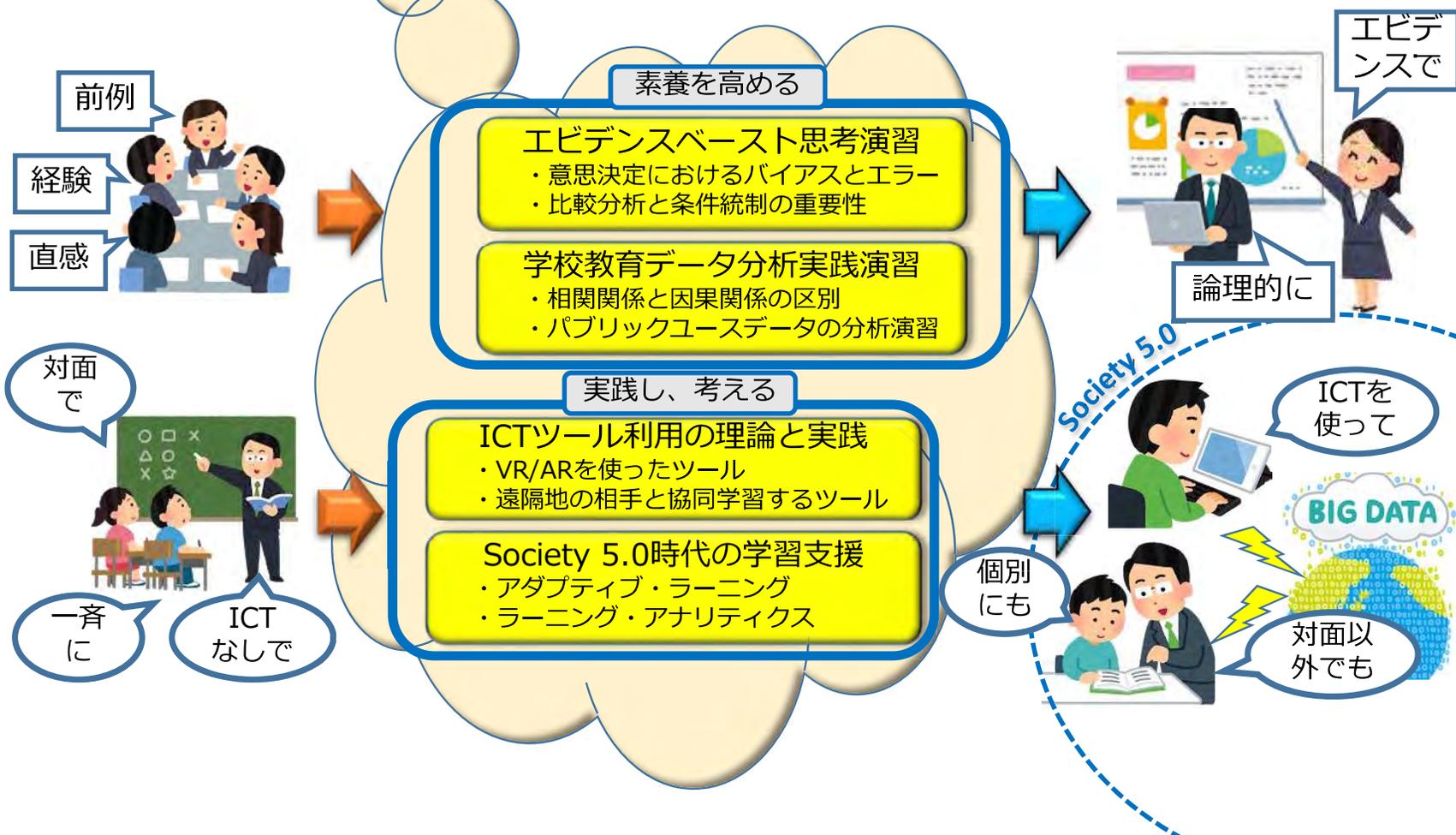
- 外国人児童生徒等を対象とした日本語指導や学習支援等の市民活動の推進
- 日本語指導を行う指導者人材の確保と育成

③外国人の子どもの就学促進・進路支援

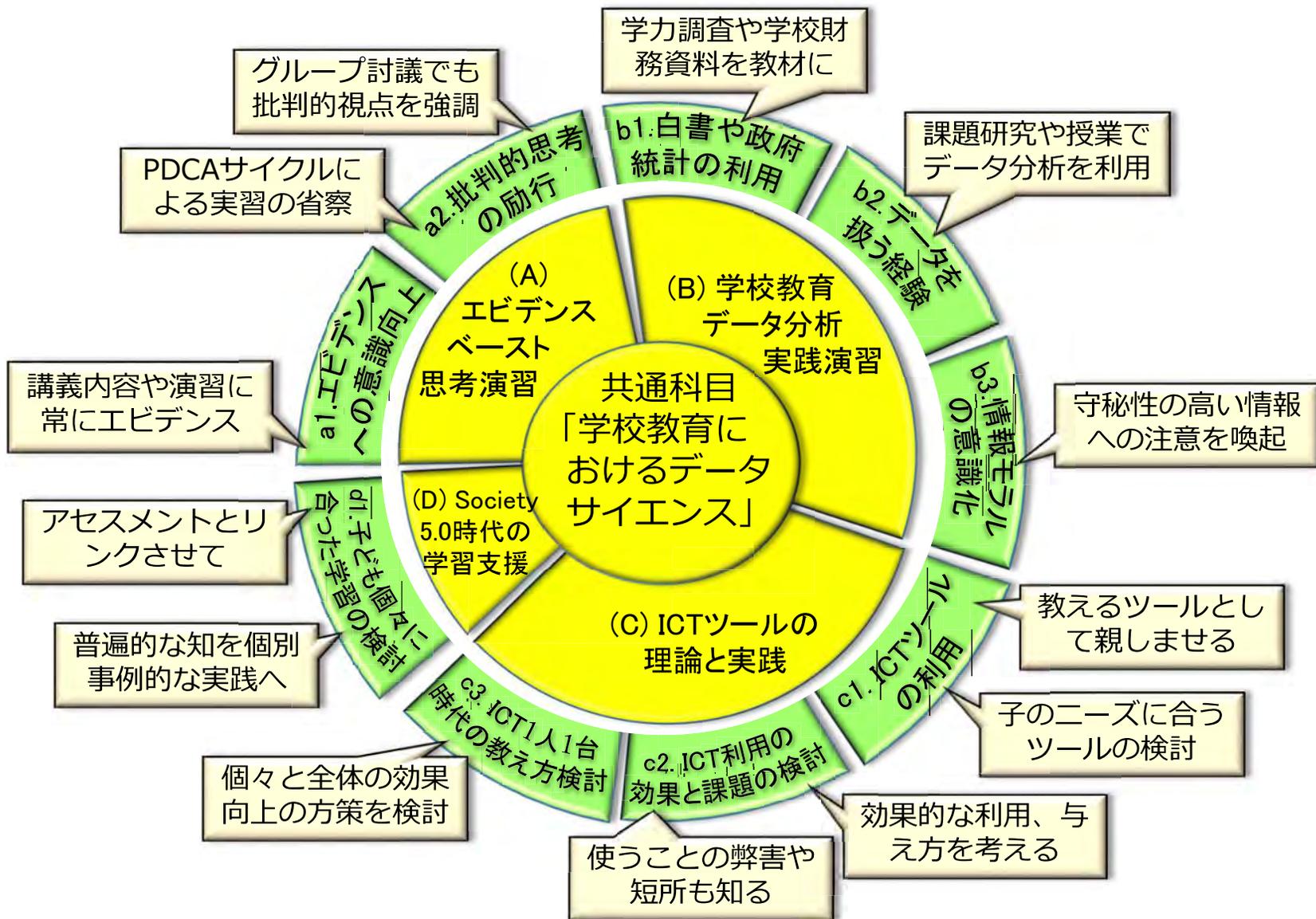
- 外国にルーツを持つ児童生徒のための進路フェア開催等（（公財）滋賀県国際協会）
- （公財）滋賀県国際協会による外国籍大学生等を対象とした奨学金制度の実施（びわこ奨学金）

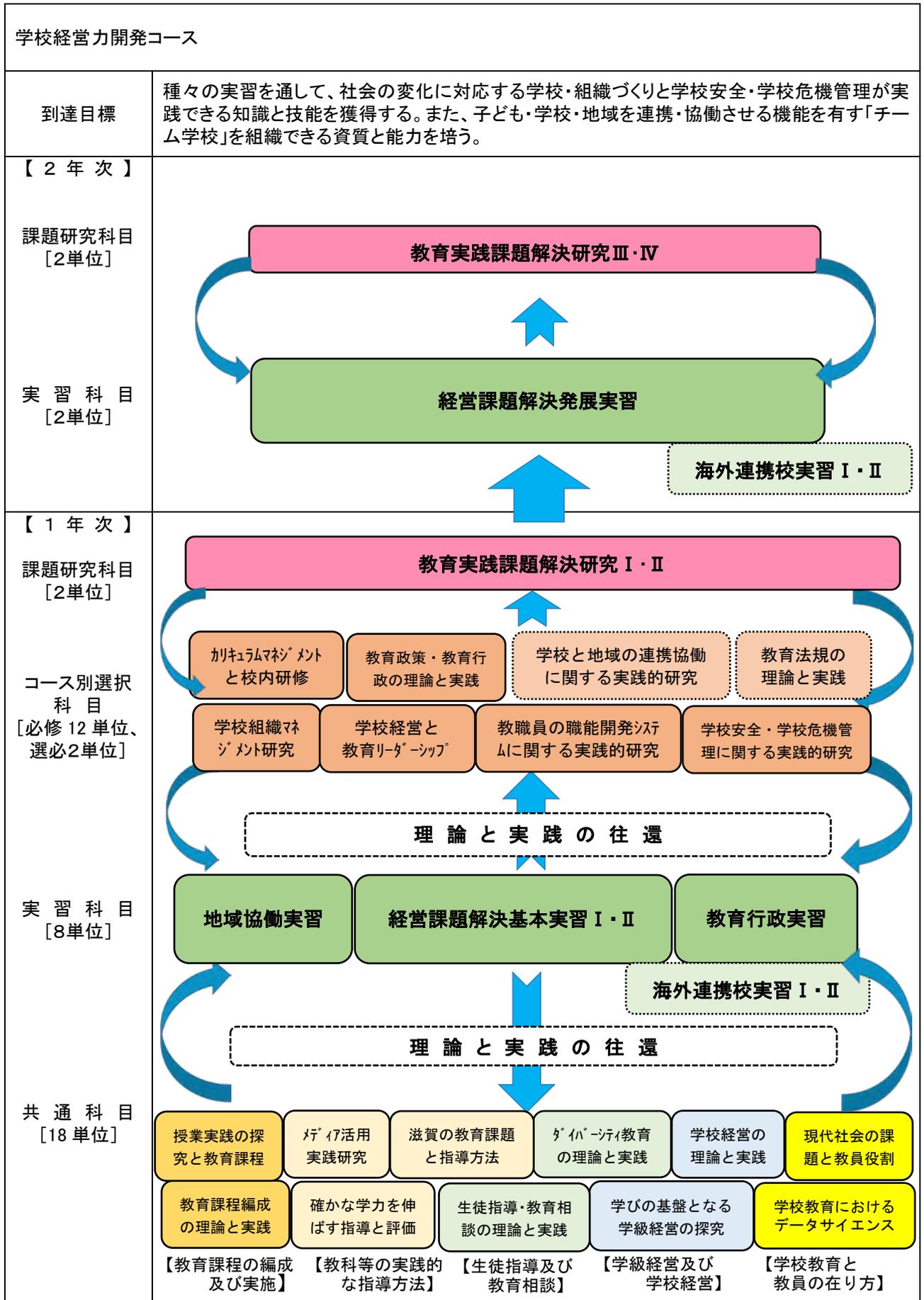


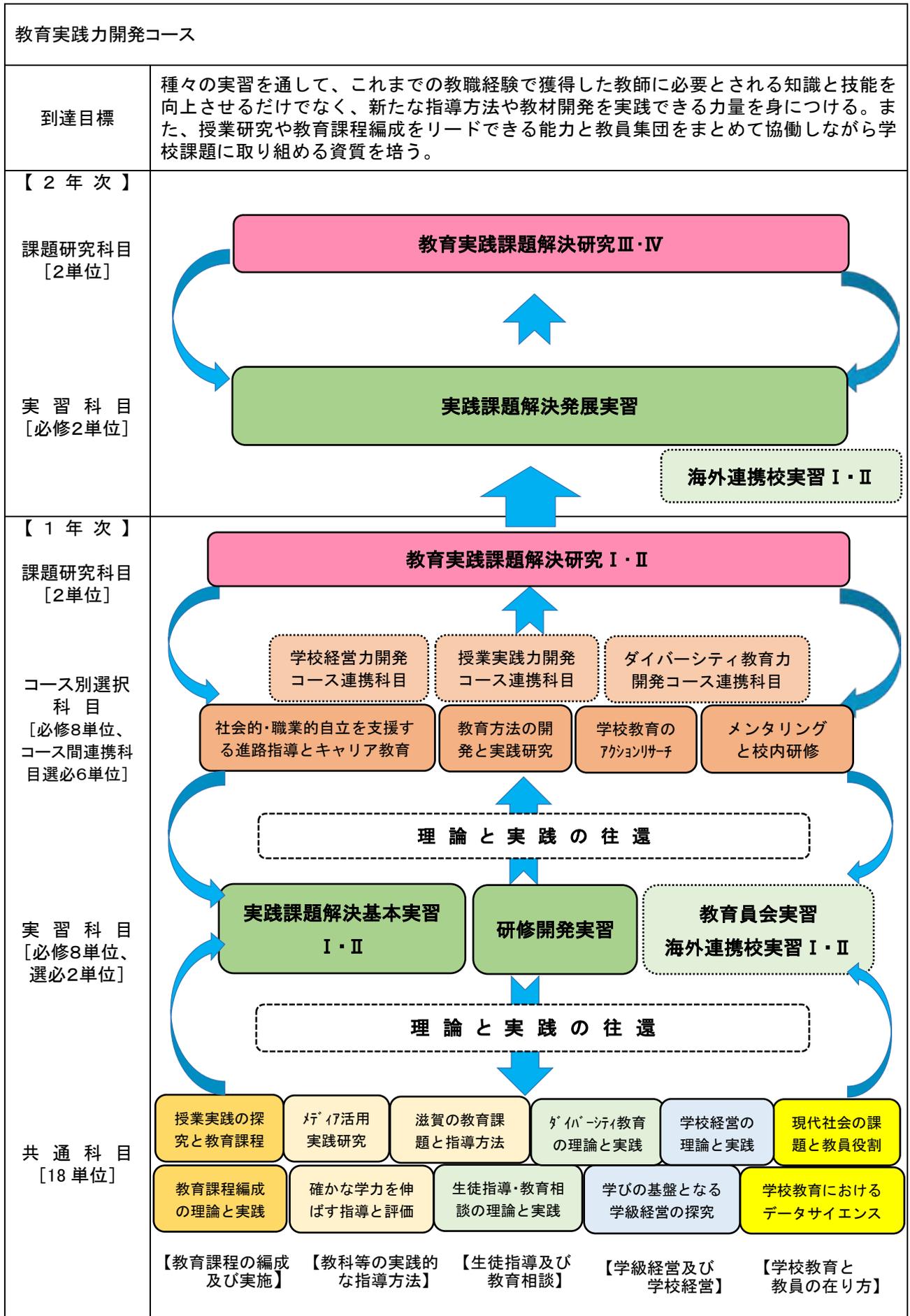
共通科目「学校教育におけるデータサイエンス」

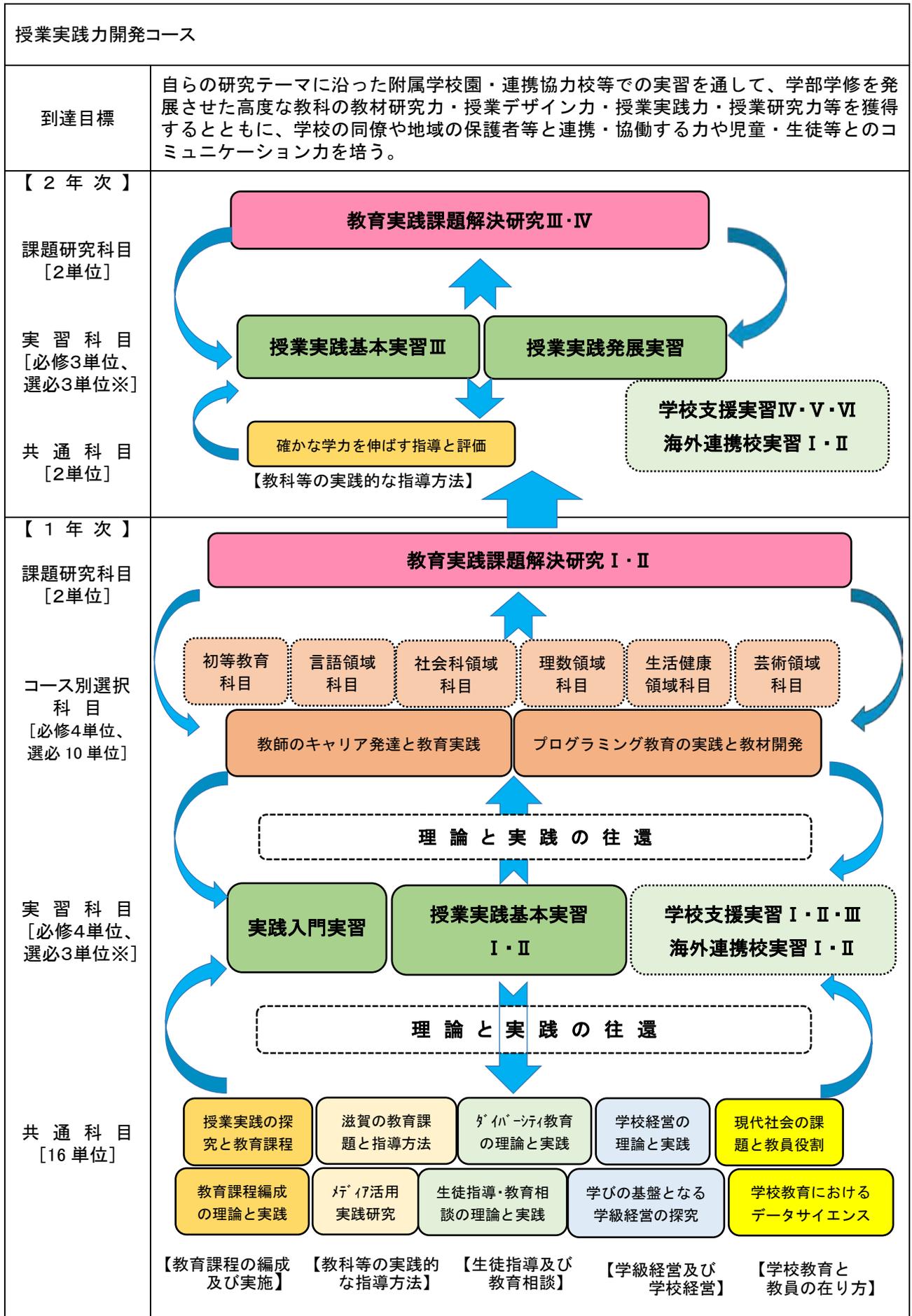


授業科目を通した「データサイエンス基礎力」の醸成

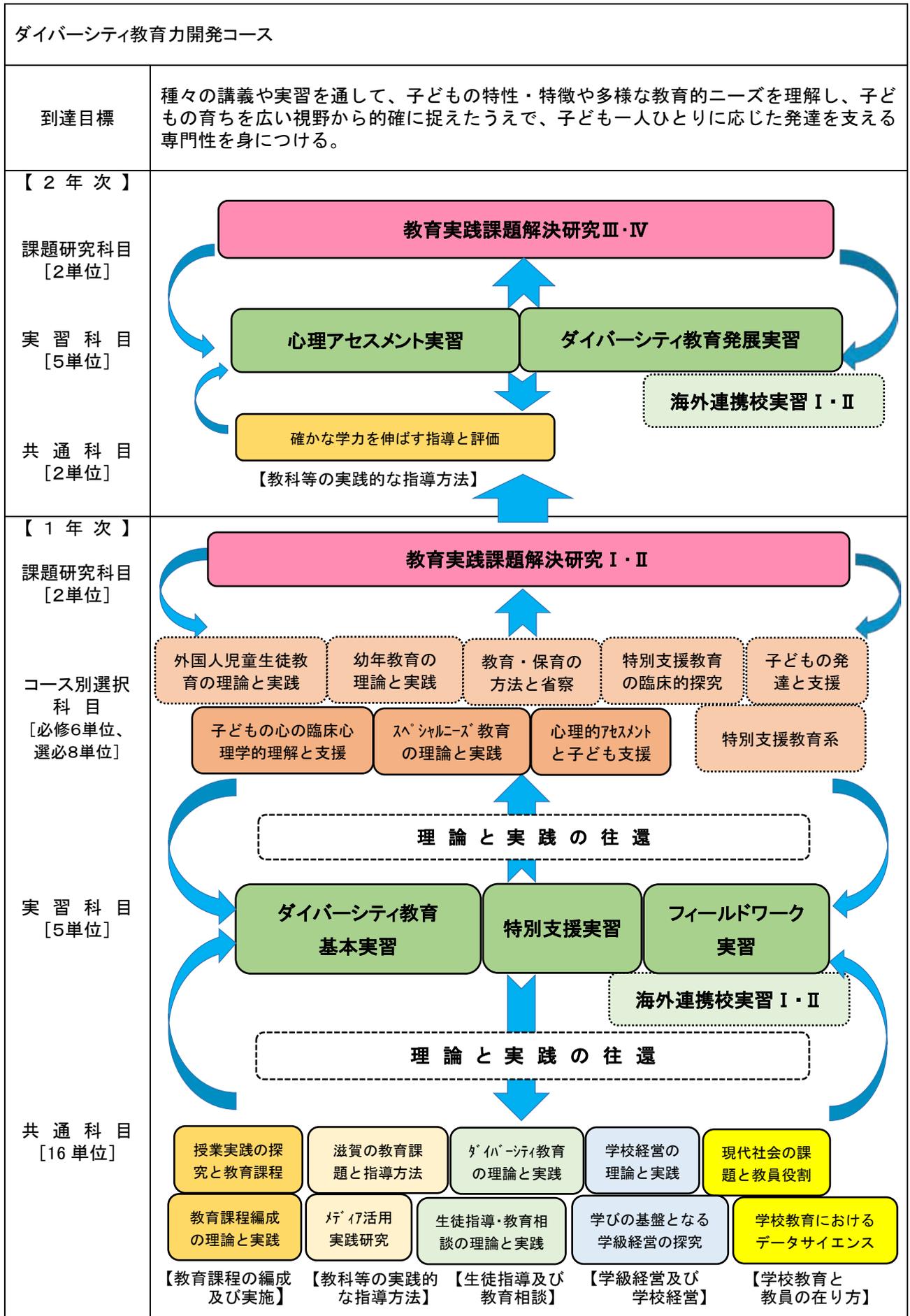








※2年間で3単位を取得





滋賀大学教育学部と滋賀県公立学校との人事交流に関する協定書

滋賀県教育委員会（以下「甲」という。）と国立大学法人滋賀大学（以下「乙」という。）は、教員の人事交流について次のとおり実施することを協定する。

（目的）

第1条 甲所管の滋賀県立学校および滋賀県内の市町立小中学校（以下「公立学校」という。）と国立大学法人滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻（以下「教職大学院」という。）との間において、教員の人事交流を実施することにより、教職大学院の教育および研究ならびに連携活動の一層の推進を図ることを目的とする。

（人事交流の内容）

第2条 教職大学院は、公立学校の教員を、一定期間教職大学院の教員（以下「交流教員」という。）として受け入れ、人事交流後、原則として公立学校の教員として復帰させるものとする。

（人事交流の期間）

第3条 人事交流の期間は、3年間程度とする。

（人事交流の時期）

第4条 人事交流は、原則として4月1日付け異動をもって行うものとする。

（人事交流の区分及び員数）

第5条 交流教員は、専任教員とみなし教員とに区分し、員数は、毎年度、専任教員1名、みなし教員2名とする。

（人事交流の終了）

第6条 交流教員が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲に復帰させるものとする。

- (1) 人事交流の期間が終了した場合
- (2) 交流期間内に退職する場合
- (3) その他人事交流を終了する必要がある場合

（人事交流の協議）

第7条 人事交流の協議は、人事交流が終了する年度に、翌年度の人事交流について行うものとする。



(給与、勤務時間およびその他の勤務条件)

第8条 専任教員は、国立大学法人滋賀大学と雇用関係を結ぶものとし、給与、勤務時間およびその他の勤務条件については、国立大学法人滋賀大学職員就業規則の定めるところによるものとする。みなし教員は、現職のまま週2～3日を教職大学院で勤務するものとし、給与、その他の勤務条件については、滋賀県の規程によるものとする。

(退職手当の通算)

第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、人事交流の期間を通算するものとする。

2 第6条の規定により、人事交流が終了した場合、乙においては退職手当を支給しない。

(その他)

第10条 この協定の定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙の協議により定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保持する。

平成29年 1 月 26 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県教育委員会教育長

青 木 洋



乙 滋賀県彦根市馬場一丁目1番1号
国立大学法人滋賀大学長

位 田 隆



滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻の実務家教員選考に関する規程

(趣旨)

第1条 滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻（以下「教職大学院」という。）の実務家教員の採用及び昇任に関わる選考は、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 教職大学院における実務家教員とは、専門職大学院設置基準（平成15年3月31日 文部科学省令第16号）第5条第3項に定める専門分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であり、さらに、教職大学院において担当する専門分野に関する高度の教育上の指導能力を有する者をいう。

(選考基準)

第3条 実務家教員（教授）の選考基準は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校等」という。）の教諭等として、概ね20年以上の実務経験を有する者
- (2) 次のいずれかに該当する職歴を有し、かつ、特に高度な実務能力を有すると認められる者
 - ア 学校等の校長又は園長
 - イ 学校等の副校長、副園長又は教頭（勤務歴2年以上を有すること）
 - ウ 都道府県及び市町村教育委員会の課長相当職以上又はそれに準ずる職と判断される職
 - エ その他教育実践上の指導的役割を担う職
 - オ 実務家教員（准教授）としての勤務歴2年以上の者
- (3) 担当する専門分野に関して、次に示す教育実践に関する優れた研究業績等を有することにより、特に高度の教育上の指導能力を有すると認められる者
 - ア 著書、学術誌、紀要、学会誌、教育誌への論文・実践記録等の研究業績
 - イ 研究会等での研究発表や研究団体、校内研修での実践発表等の実践的・実証的業績
 - ウ 研究会・研修会での指導及び助言実績（教育講演会等の講師を含む）

2 実務家教員（准教授）の選考基準は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 学校等の教諭等として、概ね20年以上の実務経験を有する者
- (2) 次のいずれかに該当する職歴を有し、かつ、高度な実務能力を有すると認められる者
 - ア 学校等の副校長、副園長又は教頭
 - イ 都道府県及び市町村教育委員会における教頭級の主査又はそれに準ずる職と判断される職
 - ウ その他教育実践上の指導的役割を担う職
- (3) 担当する専門分野に関して、次に示す教育実践に関する優れた研究業績等を有することにより、高度の教育上の指導能力を有すると認められる者
 - ア 著書、学術誌、紀要、学会誌、教育誌への論文・実践記録等の研究業績
 - イ 研究会等での研究発表や研究団体、校内研修での実践発表等の実践的・実証的業績
 - ウ 研究会・研修会での指導及び助言実績（教育講演会等の講師を含む）

(選考の方法)

第4条 実務家教員の採用候補者及び昇任候補者の選考は、高度教職実践専攻会議（以下「専攻会議」という。）で推薦され、教職大学院実務家教員資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）の審査の上、次条に定める選考審査会から提出された候補者を対象として、研究科長が研究科委員会に諮り、承認を得るものとする。

2 採用人事にあたっては、専攻会議は公募案を作成し、選考審査会に提出するものとする。

(選考審査会)

第5条 選考審査会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 専攻長を除く専攻会議及び学校教育専攻会議選出の企画・運営委員会委員 各1名
- (2) 研究科長が指名する学校教育専攻会議構成員 2名

(選考審査会の任務)

第6条 選考審査会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 採用人事に係る専攻会議からの公募案を審査し、研究科長に届け出る。
- (2) 専攻会議から推薦された採用候補者が、当該の公募書類に記された応募条件を満たしているか審査し、資格審査委員会の審査の上、研究科長に届け出る。
- (3) 専攻会議から推薦された昇任候補者の教育歴、研究歴等を審査し、資格審査委員会の審査の上、研究科長に届け出る。

(審議)

第7条 選考審査会から届け出又は推薦を受けた研究科長は、次の手続きを行うものとする。

(1) 実務家教員採用に係る公募案を研究科委員会に諮り、承認を得た上で、公募の手続きを行う。

(2) 実務家教員採用候補者又は昇任候補者を研究科委員会に諮り、承認を得る。

(人事交流による選考手続きの特例)

第8条 滋賀県教育委員会との人事交流による実務家教員の選考は、第4条から第7条までの規定にかかわらず、次の手順で行うものとする。

(1) 研究科長は、専攻会議及び滋賀県教育委員会との協議を通じて選考を行い、資格審査委員会の審査の上、適格者を選出する。

(2) 研究科長は、前号で選出した適格者を採用候補者とし、研究科委員会に諮り、承認を得る。

(他の規定との関係)

第9条 滋賀大学教育学系教員選考規程(平成16年4月1日制定)、滋賀大学教育学系教員選考基準(平成16年4月1日制定)及び滋賀大学教育学部における特任教員任用に関する申し合せ(平成18年9月14日制定)は、実務家教員には適用しない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月11日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻の実務家教員選考に関する規程の取扱いに関する申合せ

この申合せは、滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻の実務家教員選考に関する規程（平成29年4月1日制定。以下「規程」という。）について公正かつ円滑に運用するための具体的な取扱いを定めたものである。

第1 規程第3条第1項第3号に係る具体的基準（教授候補者の資格基準）

教育実践、実務実績における業績を5編以上、研究に関する業績A類を2編以上含み、教育実践、実務実績における業績及び研究実績に関する業績について合計10編以上有する者。ただし、その内4編以上は、高度教職実践専攻においてその者が担当するコースや授業科目等（以下「担当する専門分野」という。）に関連した業績であること

第2 規程第3条第2項第3号に係る具体的基準（准教授候補者の資格基準）

教育実践、実務実績における業績を3編以上、研究に関する業績A類を1編以上含み、教育実践、実務実績における業績及び研究実績に関する業績について合計5編以上有する者。ただし、その内2編以上は、担当する専門分野に関連した業績であること

第3 次に示す定義と例示を参照して、候補者が業績を分類し、業績目録を作成する。

1 教育実践、実務実績における事項

(1) 教育実践、実務実績における業績

- ア 研究会等での授業公開・研究発表、研究団体や校内研修等での実践発表・研究発表、教育に関する受賞歴
- イ 研究会・研修会での指導及び助言実績（教育講演会等の講師を含む。）
- ウ 学校等において、全国・県・市単位及び校内の研究集会、研修会、地域貢献事業等の企画・運営に（中心的に）関与したこと
- エ 学校等において、校内実践報告等の企画・実践に（中心的に）関与したこと
- オ 研究主任、教務主任等の経験
- カ 教科研究会会長等の経験
- キ 教育行政担当等の経験
- ク 教育における優れた実践（公的な社会的活動を含む。）

(2) 根拠資料について

(1)のオからキにおいては、履歴書で代用できるものとする。また、その他の研修会講師をはじめとする教育実践、実務実績等の根拠資料としては、パンフレット、報告書等とする。

(3) 実務実績換算方法

実務実績を担当する専門分野に関わるものとそれ以外のものに分け、各実績を次のレベルに分類して合計点を算出する。また、3年以上の同一実務実績は2回以上の実績に数え

ることができるものとする。

合計点は、5点を1編として、編に読み替える（余りのポイントは切り捨てる。）。

全国レベル … 5点

都道府県レベル（政令指定都市はこのレベルとする。） … 3点

市・町・村レベル … 2点

学校レベル … 1点

2 研究実績に関する事項

(1) 業績A類：研究活動の成果が特に高い水準にあると認められる研究業績

単著又は第一著者となっている学術的な著書・編著書・翻訳書・研究論文・大学紀要論文等。ただし、業績説明書に理由を記すことにより、第一著者でない著書・論文等を含めることができる。

学術的著書は、この水準に相当する複数論文と見なすことができる。ただし、相当する数（5編以内）とその理由を業績説明書に記すものとする。

研究活動としての成果が認められる実践報告書等は、数編のまとまりをもって、A類の業績とすることができる。ただし、備考欄にその旨を記すものとする。

また、プロシーディングス・講演・速報・短報・書評・教科書の監修・辞（事）典類の分担執筆等において、学術的に価値のあるものをA類に含むことができる。ただし、業績説明書に理由を記すものとする。

芸術、体育等については、特に高い水準にあるリサイタル・個人発表会・共同発表会等での発表、個展（これに準じた展示会）に出品した作品、特に高い実績のある競技会への選手・コーチ・監督・審判員・顧問等としての参加

(2) 業績B類：業績A類には分類されない研究業績

ア 学会誌又は相当の刊行物に掲載されている共同執筆の論文等

イ 速報・短報として学会誌に掲載されている論文・報告等

ウ プロシーディングス・講演・発表・報告等

エ 専門誌（商業誌を含む。）に掲載されている書評・研究動向・総説等

オ 教科書類の監修・編集・執筆等

カ 辞（事）典類の分担執筆等

キ 定期刊行物または公刊を目的とした印刷物に掲載された、学校教育に関する論文・論考・報告書等

ク 教育誌への実践記録等の執筆

第4 規程第4条に規定する推薦について

推薦にあたっては、候補者の氏名、採用又は昇任後の職名等を記した任意の書類に、公募書類を添えて推薦するものとする。

第5 規程第6条第2号及び第3号に規定する届け出について

届け出にあたっては、候補者の氏名、採用又は昇任後の職名等を記した任意の書類に、公募書類及び資格審査報告書を添えて届出するものとする。

第6 規程第7条第2号に規定する承認について

採用又は昇任候補者の承認については、滋賀大学教育学系教員選考規程の投票手順及び採決の方法に準ずるものとする。

第7 規程第8条第2号に規定する承認について

採用候補者の承認については、候補者の履歴及び資格審査委員会報告書の内容を研究科委員会で研究科長が読み上げ、承認を得るものとする。なお、承認にあたっての投票は省略する。

第8 保管について

採用候補者の業績及び資格審査報告書（以下「業績等」という。）は、採用選考で不採用となった候補者の業績等を除き、これを当該候補者の在職期間中はすべて保管する。

附 則

この申合せは、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成29年10月26日から実施し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、平成30年11月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、令和2年4月1日から施行する。

滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻研究者教員の資格基準

滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻研究者教員（以下「教職大学院研究者教員」という。）の資格基準については、国立大学法人滋賀大学学則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 82 条及び専門職大学院設置基準第 5 条の規定に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

1 教職大学院研究者教員（授業及び研究指導教員）の資格基準

授業及び研究指導を担当できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 研究業績については、「滋賀大学教育学系教員選考基準」（平成 16 年 4 月 1 日制定）に定める「教授資格基準」に加え、担当授業科目に関する著書又は学術論文が、相当数以上あること。
- (2) 担当授業科目に関する研究業績のうち、1 編以上は、最近 5 年以内に公表したものが含まれていること。
- (3) 本学又は他の大学院において通算 5 年以上の教育経験を有する者であること。
- (4) 教育実践に関する論文等を 3 編以上有する者
- (5) 次のいずれかの実務経験を有する者
 - ア 5 年以上の教職等の経験
 - イ 教育や行政に係る委員会等の委員の経験
 - ウ 研究会・研修会等での教員を対象とした指導や助言の経験

2 教職大学院研究者教員（授業及び研究指導補助教員）の資格基準

授業及び研究指導補助を担当できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 研究業績については、前項第 1 号及び第 2 号の規定を準用する。この場合において、「教授資格基準」とあるのは、「准教授資格基準」と読み替えるものとする。
- (2) 本学又は他大学等において通算 2 年以上の講師以上の職歴又は講師相当の職歴（専任に限る。）を有する者、若しくは、大学院教育に対する識見を有すると認められる者であること。
- (3) 教育実践に関する論文等を 1 編以上有する者
- (4) 次のいずれかの実務経験を有する者
 - ア 2 年以上の教職等の経験
 - イ 教育や行政に係る委員会等の委員の経験
 - ウ 研究会・研修会等での教員を対象とした指導や助言の経験

3 教職大学院研究者教員（授業担当教員）の資格基準

授業を担当できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 研究業績については、第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定を準用する。この場合において、「教授資格基準」とあるのは、「准教授資格基準」と読み替えるものとする。
- (2) 本学又は他大学等において通算 2 年以上の講師以上の職歴又は講師相当の職歴（専任に限る。）を有する者、若しくは、大学院教育に対する識見を有すると認められる者であること。
- (3) 教育実践に関する論文等を 1 編以上有する者
- (4) 次のいずれかの実務経験を有する者
 - ア 2 年以上の教職等の経験
 - イ 教育や行政に係る委員会等の委員の経験
 - ウ 研究会・研修会等での教員を対象とした指導や助言の経験

附 記

この基準は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 記

この基準は、令和 2 年 1 月 23 日から施行し、令和元年 10 月 1 日から適用する。

専任教員が担当する学部・専攻科の科目一覧

調書 番号	専任等 区分	職位	教員名	担当授業科目	単位数	備考
1	専	教授	大野 裕己	国際理解教育実習Ⅱ	1	1 / 5
				国際理解教育演習	2	1 / 5
				国際理解教育研究 EⅠ	2	
				国際理解教育研究 EⅡ	2	
				応用国際理解教育 E	2	
2	専	教授	奥田 援史	身体表現	2	
				健康（指導法）	2	
3	専他	教授	芦谷 道子	教育相談の理論と方法	2	1 / 2
				教育臨床心理学	2	
				心理学研究法ⅠB	2	
				心理学研究法ⅡB	2	
				心理学実験法Ⅰ	1	1 / 4
				心理学実験法Ⅱ	1	1 / 4
				心理学実験法Ⅲ	1	1 / 4
				心理学実験法Ⅳ	1	1 / 4
				心理学基礎Ⅰ	2	1 / 4
				心理学基礎Ⅱ	2	1 / 4
				心理学演習Ⅰ	2	
				心理学特定演習B	2	
4	専他	教授	太田 拓紀	教育・教職の意義A	2	
				教育・教職の意義B	2	
				道徳教育論A	2	
				道徳教育論B	2	
				キャリアデザイン論	2	1 / 3
				学びのフィールドワーク	2	1 / 4
				教育文化論	2	1 / 4
				教育課題調査法入門	2	
				教育現象の社会学	2	
				教育実践と教師の成長	2	
				現代若者文化論	2	
				教育社会学研究法	2	
				社会教育実習	2	1 / 4
教育学文献購読・調査研究法	2	1 / 4				
5	専他	教授	岸本 実	初等社会科教育法	2	
				初等社会科教育法	2	
				社会科教育演習Ⅰ	2	【隔年】
				社会科教育演習Ⅱ	2	【隔年】
				社会科教育演習Ⅲ	2	【隔年】
				社会科教育演習Ⅳ	2	【隔年】
				社会・公民科教育法	2	
				社会科授業研究	2	1 / 9
				社会科教育特講Ⅱ	2	

調書 番号	専任等 区分	職位	教員名	担当授業科目	単位数	備考
6	専他	教授	久保 加織	初等家庭科内容学	2	1 / 2
				初等家庭科内容学	2	1 / 2
				初等生活科内容学	2	1 / 1 5
				初等生活科内容学	2	1 / 1 5
				食品学	2	
				栄養学	2	
				調理学実習	1	
				食物学実験実習	1	
				環境教育基礎演習Ⅱ	2	1 / 3
				食物学研究法	2	
				食物学演習	2	
				自然体験実践演習	2	2 / 1 5
				小児栄養学	2	【隔年】
				保健栄養学	2	【隔年】 1 / 2
食品衛生学	2	【隔年】				
7	専他	教授	高澤 茂樹	初等算数科教育法	2	
				初等算数科教育法	2	
				中等数学科教育法Ⅰ	2	
				算数・数学認識論	2	
				数学教育演習A	2	
				数学教育講究ⅠA	4	
				数学教育講究ⅡA	2	
8	専他	教授	岳野 公人	中等技術科教育法Ⅱ	2	
				中等技術科教材内容論Ⅱ	2	1 / 5
				製図	1	
				材料加工・実習	2	
				木材利用論	2	
				プログラミング的思考	2	1 / 5
9	専他	教授	辻 延浩	教職実践演習（教諭）	2	講座内ローテーション
				バスケットボール	1	
				スキーⅠ	1	
				保健体育科教育学演習	2	
				保健体育科教育学〔指導演習〕	2	
10	専他	教授	林 睦	初等音楽科教育法	2	
				初等音楽科教育法	2	
				中等音楽科教育法Ⅱ	2	
				音楽教育演習ⅠB	2	
				音楽教育演習ⅡB	2	
				子どもの表現Ⅱ（指導法）	2	
				教職実践演習（教諭）	2	講座内ローテーション

調書 番号	専任等 区分	職位	教員名	担当授業科目	単位数	備考
15	専他	准教授	長岡 由記	中等国語科教育法Ⅲ 国語教育演習Ⅰ 国語教育研究Ⅰ 国語教育研究Ⅱ 教職実践演習（教諭） 初等国語科教育法	2 2 2 2 2 2	講座内ローテーション 10 / 15
16	専他	准教授	藤村 祐子	教育の社会的・制度的基盤A 教育の社会的・制度的基盤B 学びのフィールドワーク 教育文化論 教育行政学入門 教育の法規と行政 学校マネジメント論 社会教育行政・政策論 教育行財政学研究法 教職実践演習（教諭） 社会教育実習 教育学文献購読・調査研究法	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	講座内ローテーション 1 / 4 1 / 4 1 / 4
17	専他	准教授	堀江 伸	カリキュラムと特別活動 カリキュラムと特別活動 教育の技術と方法 教育の技術と方法 教職実践演習（教諭） 授業実践の事例研究 教育方法学研究法	2 2 2 2 2 2 2	講座内ローテーション
18	専他	准教授	村田 透	初等図画工作科教育法 初等図画工作科教育法 中等美術科教育法Ⅱ 造形教育演習Ⅰ 造形教育演習Ⅱ 造形教育研究法Ⅲ 造形教育研究法Ⅳ 子どもの表現Ⅰ（指導法）	2 2 2 2 2 2 2 2	
19	専他	講師	松島 明日香	障害児教育研究法 発達臨床研究 障害児心理演習Ⅰ 障害児心理演習Ⅱ 特別支援教育論 障害児教育入門 教職実践演習（教諭） 研究論文	2 2 2 2 1 2 2 4	8 / 15 1 / 8 1 / 5 講座内ローテーション 専攻科科目
20	実専	特任 教授	田村 靖二	担当科目なし		
21	実専	准教授	今井 弘樹	担当科目なし		
22	実専	准教授	畑 稔彦	担当科目なし		
23	実み	教授	石田 博士	担当科目なし		

調書 番号	専任等 区分	職位	教員名	担当授業科目	単位数	備考
24	実み	教授	黒川 俊文	担当科目なし		
25	実み	教授	西村 佳子	担当科目なし		
26	実み	教授	細谷 亜紀子	担当科目なし		
27	実み	准教授	川島 民子	担当科目なし		
28	実み	准教授	白石 牧恵	担当科目なし		

学校経営力開発コース

共通科目	コース科目	コース連携科目	実習科目
------	-------	---------	------

◎他コースの院生も受講可

		月	火	水	木	金	土		
1 年次	前期	1限	【必】教育課程編成の理論と実践			【必】学校教育におけるデータサイエンス			
		2限	【必】学校組織マネジメント研究	【必】現代社会の課題と教員役割	【必】経営課題解決基本実習Ⅰ 【必】地域協働実習	【必】学校安全・学校危機管理に関する実践的研究	【必】経営課題解決基本実習Ⅰ 【必】地域協働実習		
		3限	【必】学校経営と教育リーダーシップ	【必】生徒指導・教育相談の理論と実践		【必】教職員の職能開発システムに関する実践的研究			
		4限	◎教育法規の理論と実践	【必】授業実践の探究と教育課程					
		5限	【必】教育実践課題解決研究Ⅰ（経営）						
	後期	1限	【必】確かな学力を伸ばす指導と評価			【必】経営課題解決基本実習Ⅱ 【必】教育行政実習		【必】学びの基盤となる学級経営の探究 【必】学校経営の理論と実践	【必】経営課題解決基本実習Ⅱ 【必】教育行政実習
		2限	【必】カリキュラムマネジメントと校内研修	【必】メディア活用実践研究 【必】滋養の教育課題と指導方法	◎学校と地域の連携協働に関する実践的研究				
		3限		【必】教育政策・教育行政の理論と実践	【必】ダイバーシティ教育の理論と実践				
		4限							
		5限	【必】教育実践課題解決研究Ⅱ（経営）				集中 《奇数》海外連携校実習Ⅰ 《偶数》海外連携校実習Ⅱ		
		月	火	水	木	金	土		
2 年次	前期	1限							
		2限	メンタリングと校内研修					【必】教育実践課題解決研究Ⅲ（経営）	
		3限	スペシャルニーズ教育の理論と実践		【必】経営課題解決発展実習	特別支援教育の臨床的探究			
		4限							
		5限							
	後期	1限							
		2限					幼年教育の理論と実践		【必】教育実践課題解決研究Ⅳ（経営）
		3限	教育・保育の方法と省察社会的・職業的自立を支援する進路指導とキャリア教育		【必】経営課題解決発展実習				
		4限							
		5限		子どもの心の臨床心理学的理解と支援				集中 《奇数》海外連携校実習Ⅰ 《偶数》海外連携校実習Ⅱ	

【頭記号の意味】

【必】必修科目

《奇数》奇数年度開講 《偶数》偶数年度開講

* 授業実践力開発コースのコース連携科目は授業実践力開発コースの科目表で確認

教育実践力開発コース

共通科目	コース科目	コース連携科目	実習科目
------	-------	---------	------

◎他コースの院生も受講可

		月	火	水	木	金	土	
1 年次	前期	1限	【必】教育課程編成の理論と実践			【必】学校教育におけるデータサイエンス		
		2限	◎【必】メンタリングと校内研修	【必】現代社会の課題と教員役割	【必】実践課題解決基本実習Ⅰ 【必】研修開発実習教育委員会実習		【必】実践課題解決基本実習Ⅰ 【必】研修開発実習教育委員会実習	
		3限	スペシャルニーズ教育の理論と実践	【必】生徒指導・教育相談の理論と実践		特別支援教育の臨床的探究		
		4限	教育法規の理論と実践	【必】授業実践の探究と教育課程				
		5限	【必】教育実践課題解決研究Ⅰ（教育実践）					【必】集中 ◎教育方法の開発と実践研究
	後期	1限	【必】確かな学力を伸ばす指導と評価			【必】実践課題解決基本実習Ⅱ 教育委員会実習		【必】学びの基盤となる学級経営の探究 【必】学校経営の理論と実践
		2限		【必】メディア活用実践研究 【必】滋賀の教育課題と指導方法	幼年教育の理論と実践 学校と地域の連携協働に関する実践的研究			
		3限	【必】社会的・職業的自立を支援する進路指導とキャリア教育		【必】ダイバーシティ教育の理論と実践			
		4限	【必】学校教育のアクションリサーチ					
		5限	【必】教育実践課題解決研究Ⅱ（教育実践）	子どもの心の臨床心理学的理解と支援			集中 《奇数》海外連携校実習Ⅰ 《偶数》海外連携校実習Ⅱ	
		月	火	水	木	金	土	
2 年次	前期	1限						
		2限					【必】教育実践課題解決研究Ⅲ（教育実践）	
		3限			【必】実践課題解決発展実習			
		4限						
		5限						
	後期	1限						
		2限						【必】教育実践課題解決研究Ⅳ（教育実践）
		3限	教育・保育の方法と省察		【必】実践課題解決発展実習			
		4限						
		5限					集中 《奇数》海外連携校実習Ⅰ 《偶数》海外連携校実習Ⅱ	

【頭記号の意味】

【必】必修科目

《奇数》奇数年度開講 《偶数》偶数年度開講

* 授業実践力開発コースのコース連携科目は授業実践力開発コースの科目表で確認

授業実践力開発コース

		共通科目	コース科目	コース連携科目	実習科目	◎他コースの院生も受講可	
		月	火	水	木	金	土
1 年 次	前期	1限	【必】教育課程編成の理論と実践	◎《奇数》算数・数学科教材開発研究「関数」 ◎《偶数》数学の実験を活かした数学教育 ◎体力科学実践研究 ◎音楽科教材開発研究「表現」	【必】実践入門実習(6月の1週間) 【必】授業実践基本実習Ⅰ 【必】授業実践基本実習Ⅱ 学校支援実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	【必】学校教育におけるデータサイエンス	◎理科の発展的理解と指導法
		2限		【必】現代社会の課題と教員役割		◎初等芸術教育の理論と実践 ◎社会科・地理歴史科教材開発研究 ◎言語教育実践と教材開発研究	◎初等生活科・家庭科教育の理論と実践 ◎古典教育と教材開発研究
		3限	◎音楽科教材開発研究「鑑賞」	【必】生徒指導・教育相談の理論と実践		◎初等理数教育の理論と実践 ◎英米文学と英語科教材開発への応用	◎技術科教育教材開発研究
		4限	【必】教師のキャリア発達と教育実践	【必】授業実践の探究と教育課程			
		5限	【必】教育実践課題解決研究Ⅰ(授業実践)	◎美術科教材開発研究「造形表現」			
	後期	1限		◎《奇数》算数・数学科教材開発研究「数と形」 ◎《偶数》数学の歴史を活かした数学教育 ◎初等社会科教育の理論と実践 ◎健康科学実践研究	【必】授業実践基本実習Ⅰ 【必】授業実践基本実習Ⅱ 学校支援実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	【必】学びの基盤となる学級経営の探究	◎理科観察実験研究「物質・エネルギー」(一部集中)
		2限	◎初等言語教育の理論と実践 ◎初等体育科教育の理論と実践	【必】メディア活用実践研究(岩井・畑) 【必】滋賀の教育課題と指導方法		◎社会科・公民科教材開発研究	
		3限		◎家庭科教育教材開発研究		【必】ダイバーシティ教育の理論と実践	
		4限	【必】プログラミング教育の実践と教材開発			◎言語学理論と英語科教材開発への応用	
		5限	【必】教育実践課題解決研究Ⅱ(授業実践)	◎美術科教材開発研究「美術鑑賞」			
2 年 次	前期	1限		◎《奇数》算数・数学科教材開発研究「関数」 ◎《偶数》数学の実験を活かした数学教育	【必】授業実践基本実習Ⅲ 学校支援実習Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ		
		2限	メンタリングと校内研修				【必】教育実践課題解決研究Ⅲ(授業実践)
		3限	スペシャルニーズ教育の理論と実践			特別支援教育の臨床的探究	
		4限	教育法規の理論と実践				◎理科観察実験研究「生命・地球」(一部集中)
		5限					
	後期	1限	【必】確かな学力を伸ばす指導と評価	◎《奇数》算数・数学科教材開発研究「数と形」 ◎《偶数》数学の歴史を活かした数学教育	【必】授業実践発展実習 学校支援実習Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ		
		2限				幼年教育の理論と実践 学校と地域の連携協働に関する実践的研究	【必】教育実践課題解決研究Ⅳ(授業実践)
		3限	教育・保育の方法と省察 社会的・職業的自立を支援する進路指導とキャリア教育				
		4限					
		5限		子どもの心の臨床心理学的理解と支援			

【頭記号の意味】

【必】必修科目

《奇数》奇数年度開講 《偶数》偶数年度開講

ダイバーシティ教育力開発コース

		共通科目	コース科目	コース連携科目	実習科目	◎他コースの院生も受講可		
		月	火	水	木	金	土	
1 年次	前期	1限	【必】教育課程編成の理論と実践			【必】学校教育におけるデータサイエンス		
		2限		【必】現代社会の課題と教員役割	【必】ダイバーシティ教育基本実習	子どもの発達と支援	【必】ダイバーシティ教育基本実習	
		3限	◎【必】スペシャルニーズ教育の理論と実践	【必】生徒指導・教育相談の理論と実践	【必】特別支援実習	◎特別支援教育の臨床的探究	【必】フィールドワーク実習	
		4限		【必】授業実践の探究と教育課程	【必】フィールドワーク実習			
		5限	【必】教育実践課題解決研究 A I (ダイバーシティ) B I (ダイバーシティ)				集中 《奇数》特別支援教育授業研究 《奇数》障害児の病理と教育支援 《偶数》障害児の発達診断・発達相談演習 《偶数》特別支援教育の教育方法学的探究 教育方法の開発と実践研究	
	後期	1限				【必】学びの基盤となる学級経営の探究 【必】学校経営の理論と実践		
		2限		【必】メディア活用実践研究 【必】滋養の教育課題と指導方法	【必】フィールドワーク実習	◎幼年教育の理論と実践	【必】フィールドワーク実習	
		3限	◎教育・保育の方法と省察	外国人児童生徒教育の理論と実践		【必】ダイバーシティ教育の理論と実践		
		4限		【必】心理的アセスメントと子ども支援				
		5限	【必】教育実践課題解決研究 A II (ダイバーシティ) B II (ダイバーシティ)	◎【必】子どもの心の臨床心理学的理解と支援			集中《隔年》 《奇数》多様な教育的ニーズの理解と協働的な対応 《奇数》障害児の心理と学校教育 《偶数》障害児の病理と健康支援 《偶数》障害児の心理と子ども支援 《偶数》特別支援教育の現代的実践と課題 《奇数》海外連携校実習 I 《偶数》海外連携校実習 II	
2 年次	前期	1限						
		2限	メンタリングと校内研修		【必】心理アセスメント実習		【必】心理アセスメント実習	【必】教育実践課題解決研究 A III (ダイバーシティ) B III (ダイバーシティ)
		3限			【必】ダイバーシティ教育発展実習		【必】ダイバーシティ教育発展実習	
		4限	教育法規の理論と実践					
		5限					集中 《奇数》特別支援教育授業研究 《奇数》障害児の病理と教育支援 《偶数》障害児の発達診断・発達相談演習 《偶数》特別支援教育の教育方法学的探究	
	後期	1限	【必】確かな学力を伸ばす指導と評価					
		2限			【必】心理アセスメント実習	学校と地域の連携協働に関する実践的研究	【必】心理アセスメント実習	【必】教育実践課題解決研究 A IV (ダイバーシティ) B IV (ダイバーシティ)
		3限	社会的・職業的自立を支援する進路指導とキャリア教育		【必】ダイバーシティ教育発展実習		【必】ダイバーシティ教育発展実習	
		4限						
		5限					集中《隔年》 《奇数》多様な教育的ニーズの理解と協働的な対応 《奇数》障害児の心理と学校教育 《偶数》障害児の病理と健康支援 《偶数》障害児の心理と子ども支援 《偶数》特別支援教育の現代的実践と課題	

【頭記号の意味】

【必】必修科目

《奇数》奇数年度開講 《偶数》偶数年度開講

* 授業実践力開発コースのコース連携科目は授業実践力開発コースの科目表で確認

学校経営力開発コース 履修モデル

共通科目	コース科目	コース連携科目	実習科目
------	-------	---------	------

◎他コースの院生も受講可

		月	火	水	木	金	土
1 年次	前期	1限	【必】教育課程編成の理論と実践		【必】経営課題解決基本実習Ⅰ 【必】地域協働実習	【必】学校教育におけるデータサイエンス	【必】経営課題解決基本実習Ⅰ 【必】地域協働実習
		2限	【必】学校組織マネジメント研究	【必】現代社会の課題と教員役割		【必】学校安全・学校危機管理に関する実践的研究	
		3限	【必】学校経営と教育リーダーシップ	【必】生徒指導・教育相談の理論と実践		【必】教職員の職能開発システムに関する実践的研究	
		4限	◎【選必】教育法規の理論と実践	【必】授業実践の探究と教育課程			
		5限	【必】教育実践課題解決研究Ⅰ（経営）				
	後期	1限	【必】確かな学力を伸ばす指導と評価		【必】経営課題解決基本実習Ⅱ 【必】教育行政実習	【必】学びの基盤となる学級経営の探究 【必】学校経営の理論と実践	【必】経営課題解決基本実習Ⅱ 【必】教育行政実習
		2限	【必】カリキュラムマネジメントと校内研修	【必】メディア活用実践研究 【必】滋養の教育課題と指導方法		◎【選必】学校と地域の連携協働に関する実践的研究	
		3限		【必】教育政策・教育行政の理論と実践		【必】ダイバーシティ教育の理論と実践	
		4限					
		5限	【必】教育実践課題解決研究Ⅱ（経営）				

		月	火	水	木	金	土
2 年次	前期	1限					
		2限					【必】教育実践課題解決研究Ⅲ（経営）
		3限			【必】経営課題解決発展実習		
		4限					
		5限					
	後期	1限					
		2限					【必】教育実践課題解決研究Ⅳ（経営）
		3限			【必】経営課題解決発展実習		
		4限					
		5限					

【頭記号の意味】

【必】必修科目 【選必】選択必修科目 【選択】選択科目

《奇数》奇数年度開講 《偶数》偶数年度開講

教育実践力開発コース 履修モデル

共通科目	コース科目	コース連携科目	実習科目
------	-------	---------	------

◎他コースの院生も受講可

		月	火	水	木	金	土
1 年次	前期	1限	【必】教育課程編成の理論と実践			【必】学校教育におけるデータサイエンス	
		2限	◎【必】メンタリングと校内研修	【必】現代社会の課題と教員役割	【必】実践課題解決基本実習Ⅰ 【必】研修開発実習 【選必】教育委員会実習	◎【選必】言:言語教育実践と教材開発研究	【必】実践課題解決基本実習Ⅰ 【必】研修開発実習 【選必】教育委員会実習
		3限	【選必】スペシャルニーズ教育の理論と実践	【必】生徒指導・教育相談の理論と実践			
		4限		【必】授業実践の探究と教育課程			
		5限	【必】教育実践課題解決研究Ⅰ(教育実践)				
	後期	1限	【必】確かな学力を伸ばす指導と評価			【必】実践課題解決基本実習Ⅱ 【選必】教育委員会実習	
		2限		【必】メディア活用実践研究 【必】滋賀の教育課題と指導方法	【選必】学校と地域の連携協働に関する実践的研究		
		3限	【必】社会的・職業的自立を支援する進路指導とキャリア教育		【必】ダイバーシティ教育の理論と実践		
		4限	【必】学校教育のアクションリサーチ				
		5限	【必】教育実践課題解決研究Ⅱ(教育実践)				

		月	火	水	木	金	土	
2 年次	前期	1限						
		2限					【必】教育実践課題解決研究Ⅲ(教育実践)	
		3限			【必】実践課題解決発展実習			
		4限						
		5限						
	後期	1限						
		2限						【必】教育実践課題解決研究Ⅳ(教育実践)
		3限			【必】実践課題解決発展実習			
		4限						
		5限						

【頭記号の意味】

【必】必修科目 【選必】選択必修科目 【選択】選択科目

《奇数》奇数年度開講 《偶数》偶数年度開講

授業実践力開発コース(初等教育) 履修モデル

		共通科目	コース科目	コース連携科目	実習科目	◎他コースの院生も受講可		
		月	火	水	木	金	土	
1 年 次	前期	1限	【必】教育課程編成の理論と実践		【必】実践入門実習 (6月の1週間) 【必】授業実践基本実習 I 【必】授業実践基本実習 II	【必】学校教育におけるデータサイエンス		
		2限		【必】現代社会の課題と教員役割		◎【選必】芸:初等芸術教育の理論と実践	◎【選必】生:初等生活科・家庭科教育の理論と実践	
		3限		【必】生徒指導・教育相談の理論と実践			◎【選必】理:初等理数教育の理論と実践	
		4限	【必】教師のキャリア発達と教育実践	【必】授業実践の探究と教育課程				
		5限	【必】教育実践課題解決研究 I (授業実践)					
	後期	1限		◎【選必】社:初等社会科教育の理論と実践	【必】授業実践基本実習 I 【必】授業実践基本実習 II	【必】学びの基盤となる学級経営の探究 【必】学校経営の理論と実践		
		2限	◎【選必】言:初等言語教育の理論と実践	【必】メディア活用実践研究(岩井・畑) 【必】滋賀の教育課題と指導方法				
		3限				【必】ダイバーシティ教育の理論と実践		
		4限	【必】プログラミング教育の実践と教材開発					
		5限	【必】教育実践課題解決研究 II (授業実践)					

		月	火	水	木	金	土
2 年 次	前期	1限			【必】授業実践基本実習 III 【選必】学校支援実習 IV		
		2限	【選必】メンタリングと校内研修				【必】教育実践課題解決研究 III (授業実践)
		3限					
		4限					
		5限					
	後期	1限	【必】確かな学力を伸ばす指導と評価		【必】授業実践発展実習 【選必】学校支援実習 V		
		2限	◎【選必】生:初等体育科教育の理論と実践			【選必】学校と地域の連携協働に関する実践的研究	【必】教育実践課題解決研究 IV (授業実践)
		3限					
		4限					
		5限		【選必】子どもの心の臨床心理学的理解と支援			【選必】集中 《奇数》海外連携校実習 I

【頭記号の意味】

【必】必修科目 【選必】選択必修科目 【選択】選択科目

言:言語領域科目 社:社会領域科目 理:理数領域科目 生:生活健康領域科目 芸:芸術領域科目

《奇数》奇数年度開講 《偶数》偶数年度開講

授業実践力開発コース(中等教育) 履修モデル

		共通科目	コース科目	コース連携科目	実習科目	◎他コースの院生も受講可		
		月	火	水	木	金	土	
1 年次	前期	1限	【必】教育課程編成の理論と実践	◎【選必】《奇数》理:算数・数学科教材開発研究「関数」	【必】実践入門実習(6月の1週間) 【必】授業実践基本実習 I 【必】授業実践基本実習 II			
		2限		【必】現代社会の課題と教員役割				◎【選必】理:初等理数教育の理論と実践
		3限		【必】生徒指導・教育相談の理論と実践				
		4限	【必】教師のキャリア発達と教育実践	【必】授業実践の探究と教育課程				
		5限	【必】教育実践課題解決研究 I (授業実践)					
	後期	1限		◎【選必】《奇数》理:算数・数学科教材開発研究「数と形」	【必】授業実践基本実習 I 【必】授業実践基本実習 II 【選必】学校支援実習 I・II	【必】学びの基盤となる学級経営の探究		
		2限		【必】メディア活用実践研究(岩井・畑) 【必】滋賀の教育課題と指導方法		【必】学校経営の理論と実践		
		3限				【必】ダイバーシティ教育の理論と実践		
		4限	【必】プログラミング教育の実践と教材開発					
		5限	【必】教育実践課題解決研究 II (授業実践)					

		月	火	水	木	金	土		
2 年次	前期	1限		◎【選必】《偶数》理:数学の実験を活かした数学教育	【必】授業実践基本実習 III 【選必】学校支援実習 IV				
		2限						【必】教育実践課題解決研究 III (授業実践)	
		3限	【選必】スペシャルニーズ教育の理論と実践						
		4限	【選必】教育法規の理論と実践						
		5限							
	後期	1限	【必】確かな学力を伸ばす指導と評価	◎【選必】《偶数》理:数学の歴史を活かした数学教育	【必】授業実践発展実習				
		2限							【必】教育実践課題解決研究 IV (授業実践)
		3限							
		4限							
		5限							【選必】集中 《偶数》海外連携校実習 II

【頭記号の意味】

【必】必修科目 【選必】選択必修科目 【選】選択科目

言:言語領域科目 社:社会領域科目 理:理数領域科目 生:生活健康領域科目 芸:芸術領域科目
《奇数》奇数年度開講 《偶数》偶数年度開講

ダイバーシティ教育力開発コース 履修モデル

		共通科目	コース科目	コース連携科目	実習科目	◎他コースの院生も受講可		
		月	火	水	木	金	土	
1年次	前期	1限	【必】教育課程編成の理論と実践			【必】学校教育におけるデータサイエンス		
		2限		【必】現代社会の課題と教員役割	【必】ダイバーシティ教育基本実習 【必】特別支援実習	【選択】子どもの発達と支援	【必】ダイバーシティ教育基本実習 【必】特別支援実習	
		3限	◎【必】スペシャルニーズ教育の理論と実践	【必】生徒指導・教育相談の理論と実践	【必】フィールドワーク実習		【必】フィールドワーク実習	
		4限		【必】授業実践の探究と教育課程				
		5限	【必】教育実践課題解決研究 A I (ダイバーシティ)					
	後期	1限				【必】学びの基盤となる学級経営の探究 【必】学校経営の理論と実践		
		2限		【必】メディア活用実践研究 【必】滋質の教育課題と指導方法	【必】フィールドワーク実習	◎【選択】幼年教育の理論と実践	【必】フィールドワーク実習	
		3限		【選択】外国人児童生徒教育の理論と実践		【必】ダイバーシティ教育の理論と実践		
		4限		【必】心理的アセスメントと子ども支援				
		5限	【必】教育実践課題解決研究 A II (ダイバーシティ)	◎【必】子どもの心の臨床心理学的理解と支援				

		月	火	水	木	金	土	
2年次	前期	1限						
		2限	【選択】メンタリングと校内研修		【必】心理アセスメント実習 【必】ダイバーシティ教育発展実習		【必】心理アセスメント実習 【必】ダイバーシティ教育発展実習	【必】教育実践課題解決研究 A III (ダイバーシティ)
		3限				◎【選択】特別支援教育の臨床的探究		
		4限	【選択】教育法規の理論と実践					
		5限						
	後期	1限	【必】確かな学力を伸ばす指導と評価					
		2限			【必】心理アセスメント実習 【必】ダイバーシティ教育発展実習	【選択】学校と地域の連携協働に関する実践的研究	【必】心理アセスメント実習 【必】ダイバーシティ教育発展実習	【必】教育実践課題解決研究 A IV (ダイバーシティ)
		3限	◎【選択】教育・保育の方法と省察					
		4限						
		5限						

【頭記号の意味】

【必】必修科目 【選必】選択必修科目 【選択】選択科目
《奇数》奇数年度開講 《偶数》偶数年度開講

国立大学法人滋賀大学研究倫理委員会規程

(設置)

第1条 滋賀大学（以下「本学」という。）で行われるヒトを直接対象とした研究及び医療行為（以下「研究等」という。）について、倫理的観点から審査することを目的として、本学に滋賀大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(対象)

第2条 この規程による審査の対象は、教員及び大学院博士課程の学生（以下「教員等」という。）の行う研究活動等のうち、倫理上の問題が生じるおそれがあり、それに対する配慮が必要なもの及び研究活動等の結果を公表するものを対象とする。

(任務)

第3条 委員会は、本学に所属する教員等の申請に基づき、その研究及び実施計画の内容等について審査する。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、男女両性で構成する。

- (1) 学長が指名する理事
 - (2) 学系から選出された教員 各2人
 - (3) 保健管理センターから選出された教員 1人
 - (4) 本学以外の倫理及び法律に関する有識経験者 2人
 - (5) 一般の立場から意見を述べることができる者 1人
- 2 前項第4号及び第5号の委員は、学長が委嘱する。
- 3 第1項第2号から第5号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会が必要と認めるときは、特定の課題について審査する期間において特別委員を別途委嘱することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員（第4条第4項の特別委員を含む。以下同じ。）の3分の2以上が出席し、かつ、同条第1項第4号の委員1人以上の出席がなければ、議事を開くことはできない。

- 2 委員は、自己の申請に係る審査に加わることができない。
- 3 委員会は、申請者に委員会への出席を求め、実施計画の内容等について説明を求めるとともに、意見を聴くことができる。
- 4 申請された研究の審査結果は、出席委員全員の合意を原則とする。ただし、全員の合意が得られない場合は、無記名投票により出席委員の4分の3以上の同意をもって判定する。
- 5 判定は、次に掲げるいずれかの表示により行う。
 - (1) 非該当
 - (2) 承認
 - (3) 条件付承認
 - (4) 変更の勧告
 - (5) 不承認
- 6 委員会は、原則として非公開とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、公開することができる。
- 7 審査内容、審査経過及び判定は、記録として保存し、委員会が必要と認めるときは、公表することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(申請の手続き及び審査結果の通知)

第8条 審査を申請しようとする者は、別紙様式第1号による研究倫理審査申請書に必要事項を記入し、学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、審査申請に対して1か月をめどに審査を終了し、審査終了後速やかに別紙様式第2号によ

る審査結果通知書を申請者に交付しなければならない。

- 3 前項の通知に当たっては、審査結果が第6条第5項第3号、第4号及び第5号に該当するときは、それぞれの条件、変更又は不承認の理由等を明記しなければならない。

(事務)

第9条 委員会の事務は、研究推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月19日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に選出される第4条第1項第2号から第4号までの委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に選出される第4条第1項第5号の委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別紙様式第 1 号

研究倫理審査申請書

平成 年 月 日

国立大学法人滋賀大学長 殿

申請者
所 属
氏 名 印

下記について審査を申請します。

記

所属長の氏名及び印	印		
1. 課題名			
2. 主任研究者	所属	職名	氏名
3. 分担研究者	所属	職名	氏名
	所属	職名	氏名
4. 研究の目的及び実施計画の概要			
5. 研究実施に当たっての倫理上の問題点及びそれに対する配慮			
6. 研究の実施場所			

申請にあたって、研究計画及び関連機関・学協会の倫理基準等を参考資料として添付すること。

別紙様式第2号

審査結果通知書

平成 年 月 日

申請者 殿

国立大学法人滋賀大学長

印

課題名

主任研究者名

上記に係る実施計画書等を、平成 年 月 日の滋賀大学研究倫理委員会で審査し、下記のとおり判定しましたので通知します。

記

判定	非該当	承認	条件付承認	変更の勧告	不承認
理由					
その他					

(備考) 非該当；本研究計画は本倫理審査会で審議する研究ではないもの

滋賀大学研究倫理委員会規程に基づく審査について（申し合わせ）

平成 23 年 4 月 19 日

滋賀大学研究倫理委員会規程に基づいて、「ヒトを直接対象とした研究及び医療行為について倫理的観点から審査する」場合には、当面、「滋賀大学における研究者等の行動規範」及び関連機関・学協会で制定されている倫理基準等を参考資料として審査する。申請者は、申請にあたって関連機関・学協会の倫理基準等を、参考資料として申請書類に添付するものとする。

滋賀大学教育学部と大津市教育委員会の連携に関する協定書

滋賀大学教育学部（以下「甲」という。）と大津市教育委員会（以下「乙」という。）は、大津市における教育について連携するため次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、密接な連携のもと、大津市の学校教育等の分野で相互に協力し、学校及び地域における教育の充実・発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について相互に連携協力するものとする。

- （1）地域の教育の向上に関すること。
- （2）学校教育上の諸問題への対応に関すること。
- （3）教員の人材育成に関すること。
- （4）教職大学院にかかる実習及び学校ボランティアに関すること。
- （5）その他、双方が必要と認める事項。

（連携地域協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、甲、乙、他の連携地域の教育委員会及び滋賀県教育委員会が組織する連携地域協議会を設置するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から平成28年3月31日まで有効とする。ただし、この協定書の有効期間の末日2ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の終了または見直し等の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後これに準ずるものとする。

（その他）

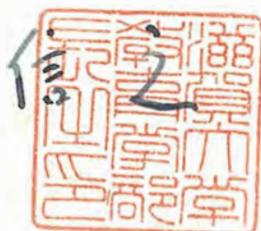
第5条 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成27年9月7日

甲 滋賀大学教育学部
学部長

喜名



乙 大津市教育委員会
教育長

井上



滋賀大学教育学部と近江八幡市教育委員会の連携に関する協定書

滋賀大学教育学部（以下「甲」という。）と近江八幡市教育委員会（以下「乙」という。）は、近江八幡市における教育について連携するため次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、密接な連携のもと、近江八幡市の学校教育等の分野で相互に協力し、学校及び地域における教育の充実・発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について相互に連携協力するものとする。

- （1）地域の教育の向上に関すること。
- （2）学校教育上の諸問題への対応に関すること。
- （3）教員の人材育成に関すること。
- （4）教職大学院にかかる実習及び学校ボランティアに関すること。
- （5）その他、双方が必要と認める事項。

（連携地域協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、甲、乙、他の連携地域の教育委員会及び滋賀県教育委員会が組織する連携地域協議会を設置するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から平成28年3月31日まで有効とする。ただし、この協定書の有効期間の末日2ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の終了または見直し等の申入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後これに準ずるものとする。

（その他）

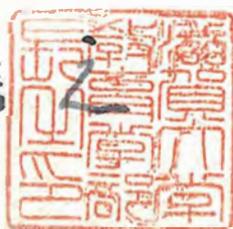
第5条 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成27年9月7日

甲 滋賀大学教育学部
学部長

喜名 信之



乙 近江八幡市
教育長

日岡



滋賀大学教育学部と彦根市教育委員会の連携に関する協定書

滋賀大学教育学部（以下「甲」という。）と彦根市教育委員会（以下「乙」という。）は、彦根市における教育について連携するため次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、密接な連携のもと、彦根市の学校教育等の分野で相互に協力し、学校及び地域における教育の充実・発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について相互に連携協力するものとする。

- （1）地域の教育の向上に関すること。
- （2）学校教育上の諸問題への対応に関すること。
- （3）教員の人材育成に関すること。
- （4）教職大学院にかかる実習及び学校ボランティアに関すること。
- （5）その他、双方が必要と認める事項。

（連携地域協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、甲、乙、他の連携地域の教育委員会及び滋賀県教育委員会が組織する連携地域協議会を設置するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から平成28年3月31日まで有効とする。ただし、この協定書の有効期間の末日2ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の終了または見直し等の申入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後これに準ずるものとする。

（その他）

第5条 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成27年9月7日

甲 滋賀大学教育学部
学部長

喜名 信之



乙 彦根市教育委員会
教育長

新川 雄一



滋賀大学教育学部と草津市教育委員会の連携に関する覚書

滋賀大学教育学部（以下「甲」という。）と草津市教育委員会（以下「乙」という。）は、草津市における教育について連携するため次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲と乙が、密接な連携のもと、草津市の学校教育等の分野で相互に協力し、学校及び地域における教育の充実・発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について相互に連携協力するものとする。

- （1）地域の教育の向上に関すること。
- （2）学校教育上の諸問題への対応に関すること。
- （3）教員の人材育成に関すること。
- （4）教職大学院にかかる実習及び学校ボランティアに関すること。
- （5）その他、双方が必要と認める事項。

（連携地域協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、甲、乙、他の連携地域の教育委員会及び滋賀県教育委員会が組織する連携地域協議会を設置するものとする。

（有効期間）

第4条 本覚書は、覚書締結の日から平成28年3月31日まで有効とする。ただし、この覚書の有効期間の末日2ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも覚書の終了または見直し等の申入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後これに準ずるものとする。

（その他）

第5条 この覚書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書を2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成27年9月7日

甲 滋賀大学教育学部
学部長

喜名信之 

乙 草津市教育委員会
教育長

川那邊 正 

滋賀大学教育学部と栗東市教育委員会の連携に関する覚書

滋賀大学教育学部（以下「甲」という。）と栗東市教育委員会（以下「乙」という。）は、栗東市における教育について連携するため次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲と乙が、密接な連携のもと、栗東市の学校教育等の分野で相互に協力し、学校及び地域における教育の充実・発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について相互に連携協力するものとする。

- （1）地域の教育の向上に関すること。
- （2）学校教育上の諸問題への対応に関すること。
- （3）教員の人材育成に関すること。
- （4）教職大学院にかかる実習及び学校ボランティアに関すること。
- （5）その他、双方が必要と認める事項。

（連携地域協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、甲、乙、他の連携地域の教育委員会及び滋賀県教育委員会が組織する連携地域協議会を設置するものとする。

（有効期間）

第4条 本覚書は、覚書締結の日から平成28年3月31日まで有効とする。ただし、この覚書の有効期間の末日2ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも覚書の終了または見直し等の申入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後これに準ずるものとする。

（その他）

第5条 この覚書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書を2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成27年9月7日

甲 滋賀大学教育学部
学部長

喜名 信之


乙 栗東市教育委員会
教育長

藤本 明


滋賀大学教育学部と守山市教育委員会の連携に関する覚書

滋賀大学教育学部（以下「甲」という。）と守山市教育委員会（以下「乙」という。）は、守山市における教育について連携するため次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲と乙が、密接な連携のもと、守山市の学校教育等の分野で相互に協力し、学校及び地域における教育の充実・発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について相互に連携協力するものとする。

- （1）地域の教育の向上に関すること。
- （2）学校教育上の諸問題への対応に関すること。
- （3）教員の人材育成に関すること。
- （4）教職大学院にかかる実習及び学校ボランティアに関すること。
- （5）その他、双方が必要と認める事項。

（連携地域協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、甲、乙、他の連携地域の教育委員会及び滋賀県教育委員会が組織する連携地域協議会を設置するものとする。

（有効期間）

第4条 本覚書は、覚書締結の日から平成28年3月31日まで有効とする。ただし、この覚書の有効期間の末日2ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも覚書の終了または見直し等の申入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後これに準ずるものとする。

（その他）

第5条 この覚書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書を2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成27年9月7日

甲 滋賀大学教育学部
学部長

喜名信之



乙 守山市教育委員会
教育長

田代弥三



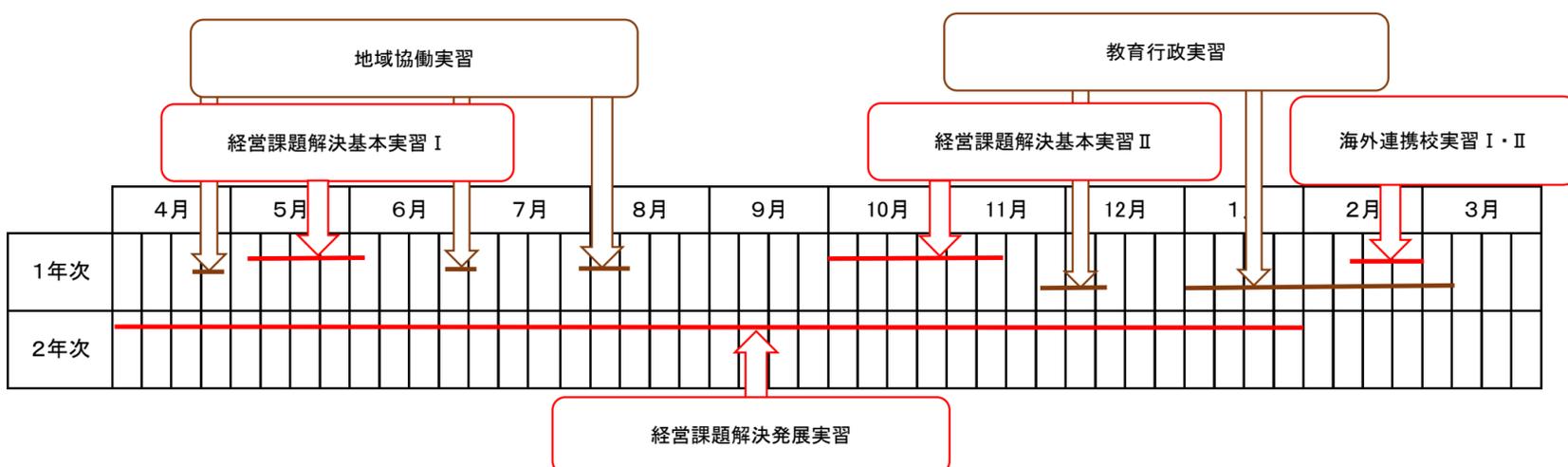
実習科目一覧(概要)

コース	授業科目名	実習形態	概要	実習場所	開講期	単位数							
						必修	選択						
学校経営力開発コース	経営課題解決基本実習 I	週1日×4週間 30時間	標準型	連携協力校(勤務校)で学校経営に参画し、学校教育改革に必要な課題を発見し解決していく方法を探究する。	連携協力校	1	1	—					
	経営課題解決基本実習 II	週2日×6週間 90時間				2	3	—					
	経営課題解決発展実習	週半日×15週間 60時間	長期型	連携協力校(勤務校)での教育活動を通して、自己の研究課題を事例的に探求・評価・検証し解決していく方法を探究する。	連携協力校	3・4	2	—					
	地域協働実習	総8日間 60時間	分散型	教育委員会や社会教育施設等の協力を得て、学校と地域教育関連施設との連携・協働の方法を探究する。	教育委員会 社会教育施設	1	2	—					
	教育行政実習	総8日間 60時間	短期型 or 分散型	教育行政・政策に関する具体的な場面での実践を観察し、政策立案・実施の基礎となる実践力を修得する。	教育委員会 県総合教育センター	2	2	—					
	海外連携校実習 I	総5日間 30時間	短期型	タイの協定大学及び附属学校等を参観し、教師や子どもとの交流活動を通して、グローバルな視野から教育を探究する。	タイ協定大学及び 協定大学附属学校等	2・4 (隔年)	—	1					
	海外連携校実習 II	総5日間 30時間	短期型	台湾の協定大学及び附属学校等を参観し、教師や子どもとの交流活動を通して、グローバルな視野から教育を探究する。	台湾協定大学及び 協定大学附属学校等	2・4 (隔年)	—	1					
教育実践力開発コース	実践課題解決基本実習 I	週5日×1週間 30時間	短期型	連携協力校(勤務校)で教育課程全般に亘って参与観察及び支援を行い、教育課題を再発見して解決の方法を探究する。	連携協力校	1	1	—					
	実践課題解決基本実習 II	週2日×6週間 90時間	標準型			2	3	—					
	実践課題解決発展実習	週半日×15週間 60時間	長期型	連携協力校(勤務校)での授業実践等を通して、自己の研究課題を探究・評価する。	連携協力校	3・4	2	—					
	研修開発実習	総8日間 60時間	短期型	滋賀県総合教育センターで指導補助員として研修企画や評価に参画する。	総合教育センター	1	2	—					
	教育委員会実習	総8日間 60時間	短期型	県市町教育委員会等において、学校訪問の参観、研修会や協議会の運営補助を経験し、教育活動を多角に省察する。	教育委員会	2	うち 必2	2					
	海外連携校実習 I	総5日間 30時間	短期型	前掲	前掲	2・4 (隔年)		1					
	海外連携校実習 II	総5日間 30時間	短期型	前掲	前掲	2・4 (隔年)		1					
授業実践力開発コース	実践入門実習	週4日×1週間 30時間	短期型	附属幼稚園・小・中学校において、保育や授業の観察方法について学びつつ、実際に保育・授業観察と分析を行う。	附属学校園	1	1	—					
	授業実践基本実習 I	週1日×8週間 60時間	標準型	附属幼稚園・小学校・中学校の複数の組み合わせを選択し、各校種での保育・授業研究のあり方について学ぶとともに、校種間連携についても学ぶ。	附属学校園	1・2	2	—					
	授業実践基本実習 II	総4日間 30時間	分散型	県市町教育委員会・総合教育センター・教育研究所等の実施事業に参加することを通じ、授業実践研究の進め方を学ぶ。	総合教育センター 市町教育研究所	1・2	1	—					
	授業実践基本実習 III	週1日×4週間 30時間	標準型	附属学校、連携協力校で授業等の実践を行い、自己の研究課題を探究する。	附属学校 連携協力校	3	1	—					
	授業実践発展実習	週2日×4週間 60時間	標準型	附属学校、連携協力校で授業等の実践を行い、自己の研究課題を発展・深化させる。	附属学校 連携協力校	4	2	—					
	学校支援実習	I	総4日間 30時間	分散型	教職大学院1年次に、附属学校、連携協力校の教育活動に参加することを通して、学校の1年間の動きの一端を体験したり、子どもの個別の教育ニーズに対応したりしながら、自己のスキルアップに繋げる。	附属学校 連携協力校	1・2	1	うち 必3				
			総4日間 30時間					1					
			総4日間 30時間					1					
		II	総4日間 30時間					分散型		教職大学院2年次に、附属学校、連携協力校の教育活動に参加することを通して、学校の1年間の動きの一端を体験したり、子どもの個別の教育ニーズに対応したりしながら、自己のスキルアップに繋げる。	附属学校 連携協力校	3・4	1
			総4日間 30時間										1
総4日間 30時間			1										
海外連携校実習 I	総5日間 30時間	短期型	前掲	前掲	2・4 (隔年)	1							
海外連携校実習 II	総5日間 30時間	短期型	前掲	前掲	2・4 (隔年)	1							
ダイバーシティ教育開発コース	ダイバーシティ教育基本実習	週2日×2週間 週4日×1週間 60時間	標準型	連携協力校(幼稚園・小学校)で特別な支援を要する子どもの参与観察を行い、教師の支援について学ぶ。	連携協力校	1	2	—					
	特別支援実習	週1日×4週間 30時間	標準型	附属特別支援学校において、障害のある子どもの発達段階や特性に応じた支援のあり方および教育活動・授業づくりについて学ぶ。	附属学校園	1	1	—					
	フィールドワーク実習	総9日間 60時間	分散型	学校外教育関連施設で施設見学、参与観察等を行いアフターレクチャーにより多様なニーズを抱える子どもへの地域教育連携体制について見通しを持つ。	国県市町・民間の 教育関連施設	1・2	2	—					
	心理アセスメント実習	30時間	分散型	附属学校園での児童生徒の発達検査、「個別の指導計画」の作成、学習・発達支援室の活動などに参加し、心理アセスメントについて実践的に学ぶ。	附属学校園	3・4	1	—					
	ダイバーシティ教育発展実習	週2日×8週間 or 週1日×16週間 or 週半日×32週間 120時間	長期型	各問題意識に応じたフィールドにおいて、教育的・実践的な支援活動を行い、自己の研究課題を事例的に探究・検証し、これまでの学びを総括する。	附属学校園 連携協力校 その他教育関連施設	3・4	4	—					
	海外連携校実習 I	総5日間 30時間	短期型	前掲	前掲	2・4 (隔年)	—	1					
	海外連携校実習 II	総5日間 30時間	短期型	前掲	前掲	2・4 (隔年)	—	1					
必要修得単位数						10							

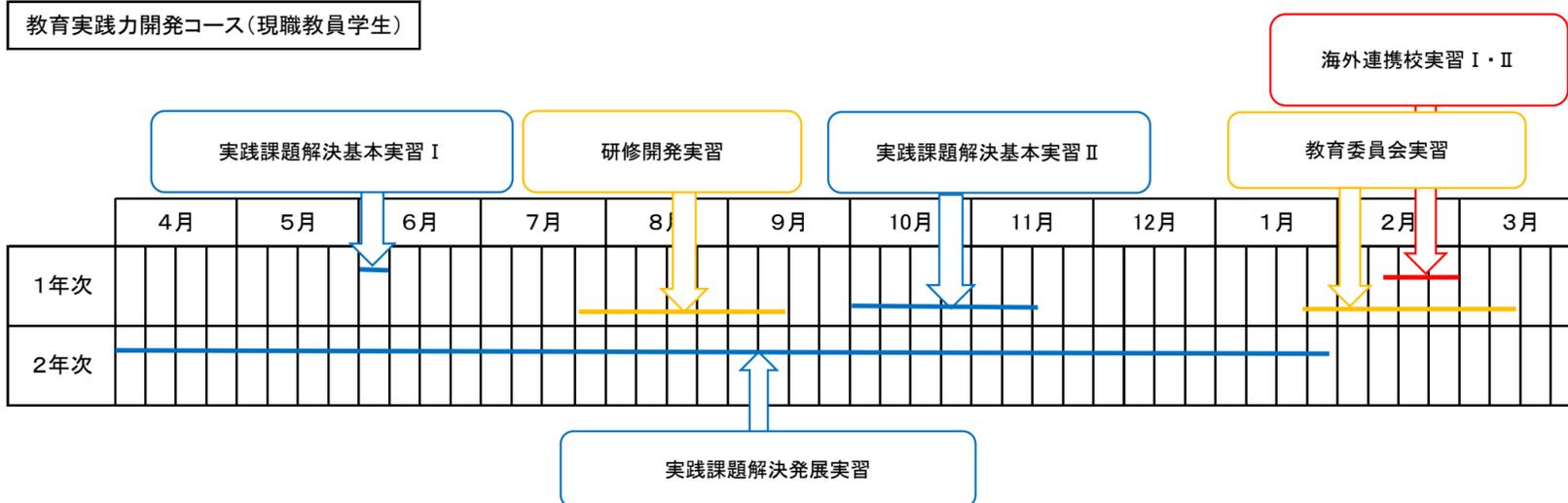
開講期 — 1:1年次春学期、2:1年次秋学期、3:2年次春学期、4:2年次秋学期

実習スケジュール

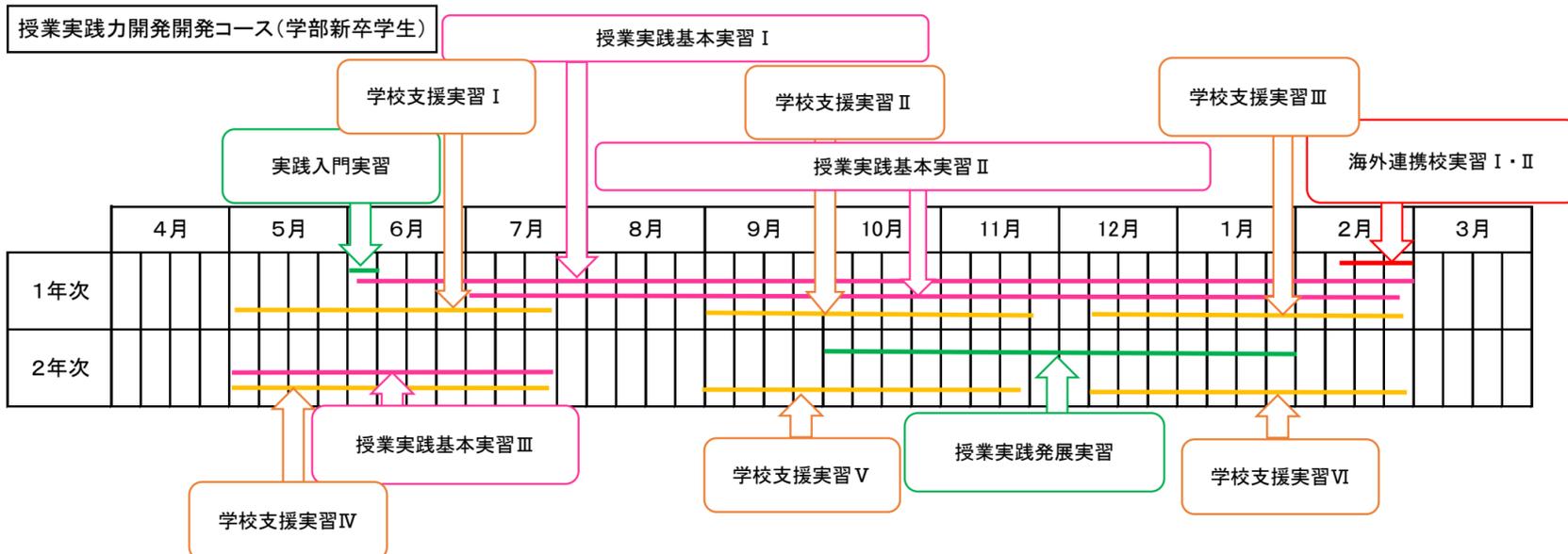
学校経営力開発コース(現職教員学生)



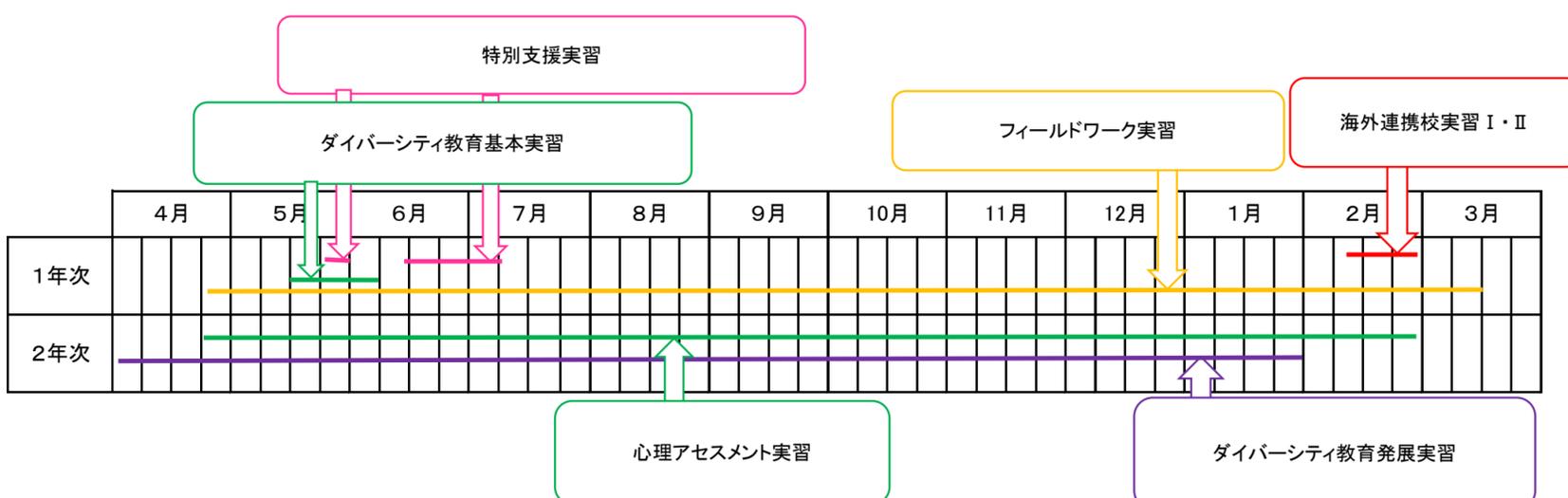
教育実践力開発コース(現職教員学生)



授業実践力開発コース(学部新卒学生)



ダイバーシティ教育力開発コース(学部新卒性・現職教員学生)



学生の確保の見通し等を記載した書類

目 次

1. 学生の確保の見通し及び申請者としての取り組み状況 ・・・p. 1
 - (1) 学生の確保の見通し
 - (2) 学生確保に向けた具体的な取り組み状況

2. 人材需要の動向等社会の要請 ・・・p. 4
 - (1) 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
 - (2) 上記(1)が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

1. 学生の確保の見通し及び申請者としての取り組み状況

(1) 学生の確保の見通し

ア 定員充足の見込み

改組後に教職大学院の入学定員を35名とする根拠は以下の通りである。まず第1に滋賀県教育委員会との申し合わせにより、毎年度12名の小・中学校教員が現職教員学生として派遣されている。小・中学校教員については、拡充後の教職大学院においても、学校経営力開発コースならびに教育実践力開発コースに、同数の派遣が継続される予定である。さらに、附属学校園（幼・小・中・特別支援）から毎年1名の派遣教員が見込まれる。したがって、少なくとも毎年13名の現職教員学生の入学が確保できる。これらに加えて、現在は特別支援教育専攻科に派遣されている現職教員のうち、特別支援教育専修免許状取得を希望して県立養護学校から派遣されてくる者は、ダイバーシティ教育力開発コースで対応する予定にしているため、1～2名増の可能性はある。というのは、今後の特別支援教育専攻科では特別支援学校教諭一種免許の取得希望者に限って受け入れる計画が進行しているためである。

第2に、教職大学院拡充後の令和3年度入学の対象となる、本学の教育学部3年次生（回答者184名）に対して、2019年12月10日に意向調査を行った結果（【資料1】および【資料2】）より、内部からの進学希望者が28名と推測できる。具体的には、「ア.来年度は教員採用試験を受けずに、本学の教職大学院に進学したい」の項目に対して9名の学生が○をつけ、それ以外でも「イ.教員採用試験に合格し、採用を待ってもらって、本学の教職大学院に進学したい」に15名の学生が○をつけた。滋賀県教育委員会では、「専修免許状を取得できる大学院修士課程に進学している者、もしくは10月31日（木）までに2020年度の進学が決定している者であって、修士課程修了を希望する者に対して、最大2年間採用を延期します」としており、項目イを選んだ学生も教職大学院への進学者として算入することができる。ただしそのうち4名の学生は「ウ.教員採用試験に合格しなかったら、本学の教職大学院に進学したい」に「いいえ」と回答しており、滋賀県教員採用試験の本学の本年度の合格率74.3%を勘案すると、そのうち1名は進学しないことになることから、ここでは14名を算入する。項目アとイに○をつけなかった者のなかでも「ウ.教員採用試験に合格しなかったら、本学の教職大学院に進学したい」に18名が○をつけており、その中からも、本学の教職大学院を受験する者が出てくる可能性がある。前述の合格率74.3%を勘案すると、18名のうち5名は不合格となり、先の受験者数見込みの9名と14名にその5名を算入すれば計28名の内部進学希望者が確保できる。

第3に、学部新卒学生については、他大学からの受験者（留学生を除く）を少なくとも10名は見込めると考える。というのは本学の教職大学院過去3年間の入学試験の志願者数（他大学分）が7名、14名、8名であり、その平均が9.6名となるからである。この人数は、現行の教育実践力開発コースへの志願者であり、そのコースの趣旨をも引き継いでさらに教科領域へと発展させた授業実践力開発コースと、全く新しくダイバーシティ教育力開発コースができることで、これまでであれば受験しなかった教科教育に志向性のある学生、ならびに心理学、教育臨床、国際理解教育に興味をもつ学生の志願が見込めることから、この人数を上回ることはあっても、下回ることはない。したがってここでは、少なめ

に見積もって 10 名の他大学からの進学希望者が確保できる。

以上より、教職大学院の入学定員を 35 名とした場合、現職教員学生が 13 名、学部内からの受験者 28 名、他大学からの受験者 10 名で、計 51 名程度の受験者が見込まれるため、受験倍率は 1.5 倍程度となる見通しである。

また前述の教育学部 3 年次生を対象とした意向調査では、教職大学院への進学意思を示した人に希望するコースを尋ねている。この回答を「ア.来年度は教員採用試験を受けないで、本学の教職大学院に進学したい」、および「イ.教員採用試験に合格し、採用を待ってもらって、本学の教職大学院に進学したい」に評定した計 24 名について集計した。その結果、授業実践力開発コースが 7 名、ダイバーシティ教育力開発コースが 5 名、未定が 11 名、無答が 1 名という結果であった。未定の 11 名を学部の所属専攻をもとに割り振って加えると、それぞれ 14 名と 9 名となった。これは学内から見込める数字であり、この他に学外からの受験者も前述の通り 10 名は見込めることから、コース別の定員については、授業実践力開発コースに 15 名、ダイバーシティ教育力開発コースに 8 名としても十分に選抜が機能する定員であると言える。

イ 修士課程および特別支援教育専攻科からの移行という観点からの再検討

教職大学院開設後 2 年間の学校教育専攻（修士課程）の受験者数のコース別内訳（年平均）をみると、拡充後の授業実践力開発コースに相当する教材開発コースは 36.5 名、同ダイバーシティ教育力開発コースに相当する障害児教育コースと教育科学コースは 17.5 名であった（【資料 3-1】）。

これらの学生たちの進路先はまだ 1 年分しか確定していないが、上記の現行 3 コースの 2019 年 3 月の修了生のうち日本人新卒生である 31 名のうち、学校教員になった者は 17 名であった。内訳は、教材開発コースが 12 名、障害児教育コース 3 名、教育科学コース 2 名であった。また開設前の 5 年間（2013～2017 年度）の修了者における教職に進んだ者は、年平均で教科教育専攻修了生が 18.6 名（67%；授業実践力開発コースに相当）、学校教育専攻修了生が 8.8 名（56%）、および障害児教育専攻修了生が 7.2 名（86%；後二者がダイバーシティ教育力開発コースに相当）、合計で 34.6 名（67%）である（【資料 3-2】）。教職大学院開設により、滋賀県からの現職派遣学生 12 名は教職大学院への派遣となったので、その人数を差し引くと 23 名程度は教員志望の学部新卒学生として教職大学院への進学者になりうると予測できる。この数字は、アの末尾に示した数字と整合している。

ウ 学生納付金および県内の教職大学院を勘案した検討

学生納付金については、国立大学法人として既存学部・大学院と同水準とする。このためこの点においては、他の国立大学教職大学院とも大きな差異は生じないと想定する。また滋賀県には本分野の専門職大学院は設置されておらず、県内での優位性は保たれると考える。なお、滋賀県教育委員会と連携している教職大学院には立命館大学の教職研究科が挙げられるが、学生納付金と滋賀県からの通いやすさでアドバンテージがある。またさらに、コース名と科目群は本学の方がより広い領域に対して、より深い専門性に裏付けられたカリキュラムを提供できると考えている。

(2) 学生確保に向けた具体的な取り組み状況

ア 現在の取り組み

教職大学院の学生確保については、以下のことを行っている。

a.パンフレットの発行と配布

設立時よりカラー刷り 12 ページのパンフレットを作成し、県や市町の教育委員会、学部生を始め、関係各機関に配布している。

b.説明会の実施

オープンキャンパスに合わせたものの他、年 2 回の大学院説明会を交通至便なサテライト・キャンパスにて行っている。また拡充に伴う改組にあたっては、県教委との連携推進会議の席上で詳しく紹介した他、初年度生に相当する現 3 年次生に 7 月末、12 月上旬の意向調査の際に説明を行っている。さらに、教員採用試験の大学推薦選考が近づいた 3 月 3 日には、進学を考えている学生を対象に説明と質疑応答の会を開催した。

c.専用ホームページの作成と公開

昨年度には教職大学院専用のホームページ (<https://www.edu.shiga-u.ac.jp/kyoshoku/>) を作成して、公開した。a で述べたパンフレットを PDF で公開している他、その内容を詳しく紹介している。

d.教員採用試験の優先枠の確保

滋賀県公立学校教職員採用試験において、本学に対して大学推薦枠が設定されており、教職大学院の学生を対象に大学推薦枠を優先的に確保している。

e.採用候補者名簿登載期間の延長

滋賀県の教職員採用試験第二次選考合格者の採用時の特例扱いとして、最大 2 年間採用を延長できることとなっている。

イ 今後の方策や計画

現在の学生確保の取り組みに加え、以下のことを実施する計画をしている。

a.本学部の 4 回生に向けての方策

①本学には連合大学院博士課程も設置されていることから、教職大学院修了後のキャリア形成の 1 つの選択肢として連合大学院博士課程への進学もあることを早い時期より学生に広報する。

②令和 2 年 3 月の教職大学院修了者 (20 名) の教員採用試験合格率が 100% (学部卒学生の修了生 8 名中 8 名全員が滋賀県教員採用試験に合格) であったことを広く周知し、合わせて今年度から教職大学院授業公開を、学部生も参加可能な形で行うことにより、教職大学院の実際とその魅力を伝える機会を増やす。

③既設の修士課程においても志望動機において、教員として教科の指導能力を高めたいというもの、あるいは特別支援教育を学びたかったが学部時代はなかなか時間が取れなかった、というものも多かったことから、授業実践力開発コースおよびダイバーシティ教育実践力開発コースの魅力を 4 回生のセミナーなどにおいて指導教員より伝えてもらう努力を続ける。

④内部進学制度を新たに創設し、大学での成績が優秀な学生には試験の一部を免除する入試制度を考える。

b.本学部の卒業生、他大学の卒業生に向けての方策

①教育学部同窓会と連携し、採用試験不合格者を対象に、教員としての能力の向上に集中した今回の教職大学院拡充を広報し、本学教職大学院での学びを勧める。

②既設の修士課程において、いくつかの専修では固定的に卒業生を本学に進学させてくれる大学があることから、戦略的にそういう大学に対して集中的に説明等を実施する。

③既設の修士課程入学試験で実施されていた、大学推薦制度の実施あるいは指定校推薦制度の検討を行う。

c.中期的な方策

①大学院生は、授業料免除の新制度の支給対象でなくなったことを受け、優秀な学生確保に向けて、教育学部同窓会等の協力を得るなど、新たな給付型奨学金の制度を検討する。

②教職大学院修了生の滋賀県教育委員会での評価をもとに、滋賀県教育委員会派遣修了生以外の滋賀県教員採用試験合格者に対して、初任者研修の一部免除実施の検討を開始する。

③滋賀県教育委員会との連携協力を更に強化し、教職大学院における教員採用試験の優先枠の拡大、管理職への登用試験の免除等、教職大学院修了生へのインセンティブの方策を検討する。

2. 人材需要の動向等社会の要請

(1) 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

本学の教職大学院を改組し、4つのコースをもつ大学院とするのは、以下の理由による。第1に既存の学校経営力開発コースを強化して、1つの学校の管理職としてのみならず、その地域全体の学校教育を牽引する地域リーダーの必要性である。滋賀県には、人口が多い都市部にも、また減少の傾向にある郡部にも、それぞれ抱える教育問題がある。同コースで学ぶ現職教員院生には、従来の管理職としての役割だけでなく、その教育問題を地域レベルで考え、同じ地域の学校と校種を問わず連携・協力し、その問題の解決に向き合う力が求められる。

第2に既存の教育実践力開発コースを派遣現職教員のみ教育課程として再編・強化することによって、多様で喫緊の教育課題の解決と若手教員の育成の双方に対応できるミドルリーダーが養成できるからである。現在、どの学校においても40代の教員層が少ないという教職員構成のアンバランスという問題がある。そうしたなかでミドルリーダーを養成することは、勤務校が直面する課題を解決する戦力ともなり、また今後数年、大量採用が続く滋賀県の小・中学校の教員にとってモデルでありメンターとなる人材を輩出するという意義がある。

第3に新たに新卒学生向けの授業実践力開発コースを開設することは、実践力に長けた新任教員を養成し、滋賀県が抱える学力の問題に対応していけるという意義がある。学部新卒の教員は、指導案づくりと模擬授業という点では訓練されているが、4月の学級開きに始まる学級経営、附属学校園での実習では出会えない学力不振の子どもへの対応には困難を感じる傾向にある。教員採用試験に合格しなかった学生はもちろん、合格して採用を猶予された学生が、2年間じっくりと理論と実践を往還する学びを積み重ねる意味は大いにある。

第4に、新卒学生を主たる対象としたダイバーシティ教育力開発コースを開設することは、滋賀県が抱える大きな課題であるいじめや外国にルーツを持つ子ども、また多くの教員が困難を感じる発達障害への対応力をもった教員を育てるという意義がある。さらに、これまでの教職大学院で対応していなかった特別支援教育に関する理論と実践の往還を図り、同専修免許状が取得できるカリキュラムは、修士課程が廃止される後にあって、県や市町から強く求められるところである。

その他にも、幼稚園免許の専修免許状取得が可能になる制度を整えること、データサイエンス教育の拠点大学という地の利を生かして、事実と論理でものを考え、Society 5.0時代の学びに向けて情報機器やビッグデータが活用できる教員を育てられることというアドバンテージは、滋賀県のみならず、他府県の教職大学院にない魅力をもったカリキュラムとなっている。

(2) 上記(1)が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

滋賀県教育委員会の非公式情報によると第4期中の中ごろの令和6(2024)年までは現在の小学校教員の採用枠220名は維持される見通しである(【資料4】)。定年退職者は減少傾向を示すと推測されるが、1年契約の講師は毎年25名ずつ増加して現在は730名を超えており、採用枠以上の高い需要が認められる。中学校についても、県教委の非公式情報によると現在の採用枠120名は第4期末の令和9(2027)年まで維持される見通しである。これに加えて、特別支援学校教員の需要を考慮すると、滋賀県内の教員需要は今後も底堅いと言える。教職大学院修了後の教員就職の面で、滋賀県の教員需要は好条件と言える。

これまでの本学の教職大学院は、力のあるリーダーを養成したい県や市町の教育委員会、および力をさらにつけたいと望む現職教員のニーズを一定程度、満たしてきたと考えられるが、特別支援関係の科目が少なく手薄であったこと。また教科教育の力をつけたいという声には十分に応えてこられなかった。修了後に教職に就きたいと考える新卒学生にとっても、その多くが所属する教科の専攻の延長線上にあるコースがないことや、学校現場で困難を感じると予想されるさまざまなニーズをもつ子どもへの対応力をつけるコースがないことが、進学に二の足を踏ませてきたと考えられる。それらのコースが今回の拡充で開設されることは、学校教育上の課題を一通り網羅するコースがつくられることにもなり、従来の教職大学院より多くのニーズに応えられるものとなる。

その根拠としては、2019年7月末に行った教育学部3年次生149名への意向調査(【資料5】)が挙げられる。時期的な点から、進学の意味そのものではなく、大学院で「学んでみたいか」を尋ねたものであるが、現行の教職大学院であれば33%にとどまる「学んでみたい」の割合が、拡充後の2コースに対しては半数近くの47%がそのように回答しており、13%の増加が見られた。また12月時点の意向調査の結果は先に述べた通りである。内部からの進学希望者が28名と推測でき、これに他大学からの志願者を含めると、十分なニーズがあると考えられる。

なお、「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書」(平成29年8月)でも、教職大学院についての課題として、学部との一貫性が挙げられて

いる。これは今回新設される教科教育を主とした授業実践力開発コース（これは同報告書で「教科領域の学習ニーズへの対応」として重要視されてもいる）と、特別支援教育や心理学を学ぶダイバーシティ教育力開発コースの重要性を示しているものと見ることができる。また同報告書において「早急に対応すべきこと」として挙げられている「地域のニーズへの対応」に対しては、今回の拡充で4つのコースが小学校・中学校の教育課題を広く網羅することで、応えることができていると考えられる。

学生の確保の見通し等を記載した書類（資料）

目 次

- 資料 1 - 1 教育学部 3 回生対象 教職大学院に関する調査（2）アンケート用紙
- 資料 1 - 2 同調査実施時の説明スライド
- 資料 2 3 年次生対象 教職大学院に関する調査（2）分析結果
- 資料 3 - 1 教職大学院開設後の修士課程における志願者数と入学者数等
- 資料 3 - 2 教職大学院開設前 5 年間の修士課程における進路先
- 資料 4 滋賀県における教員採用の推移 および今後の見通し
- 資料 5 教育学部 3 回生対象 進路志望に関する調査アンケート用紙

授業後にスライドを見てから回答してもらいますので、授業中には回答しないでください。

教育学部 3 回生対象 教職大学院に関する調査 (2)

この調査は、令和 3 年度より拡充される本学の教職大学院の定員を考えるためのものです。無記名で行う調査ですので、率直にお答えください。ぜひご協力をお願いします。

なお本調査は教育学部の 3 回生のみが対象ですので、大学院生、経済学部生、科目等履修生などはお答えいただく必要はございません。

滋賀大学教育学部 将来構想委員会

1 まずあなた自身のことについてお答えください。

(1) あなたの専攻・専修は [教育文化 学校心理 学校臨床 幼児教育 国際理解教育 環境教育
国語 社会 算数／数学 理科 音楽 図画工作／美術 情報・技術
家庭 保健体育 英語 障害児教育]

(2) 教科の専攻・専修の方に伺います。あなたは初等、中等いずれのコースですか。

[ア. 初等教育コース イ. 中等教育コース]

(3) 取得予定の教員免許・資格を、卒業要件のものも含めて、すべての記号に○をつけてください。

[ア. 小学校 イ. 中学校 ウ. 高校 エ. 特別支援 オ. 幼稚園 カ. 保育士]

2 本学の教職大学院への進学志望についてお尋ねします。

(1) 本学の教職大学院への進学志望について、「そうしたい (してもよい) 」と思うものの記号をすべて○で囲んでください。

- ア. 来年度は教員採用試験を受けないで、本学の教職大学院に進学したい
- イ. 教員採用試験に合格し、採用を待ってもらって、本学の教職大学院に進学したい
- ウ. 教員採用試験に合格しなかったら、本学の教職大学院に進学したい
- エ. 学校現場である程度の教員経験を積んだ後に、本学の教職大学院に進学したい
- オ. 他大学の大学院 (他大学の教職大学院を含む) に進学したい
- カ. 大学院への進学は、まったく考えていない
- キ. その他 (具体的に: _____)

(2) 前問(1)でア～エに回答した方は、進学したいコースがどちらであるかを答えてください。

- ア. 授業実践力開発コースに進学したい
- イ. ダイバーシティ教育力開発コースに進学したい
- ウ. 進学したいコースまではまだ決められない

(3) 本学の教職大学院について質問や要望があったら、以下に書いてください。

★調査はここまでです。ご協力をありがとうございました。

【資料作成者注】調査時点の科目一覧であり、申請時点の科目とは異なります。

【資料】新しい教職大学院の授業科目 ※現時点での計画内容であり、変更が加わることもあります。

(1) 共通科目

現職の先生と一緒に受講し、グループワークも一緒に行います。

領域	授業科目	単位数	
教育課程の編成及び実施に関する領域	教育課程編成の理論と実践	2	必
	授業実践の探究と教育課程	2	必
教科等の実践的な指導方法に関する領域	確かな学力を伸ばす指導と評価	2	選必2
	メディア活用実践研究	2	
	滋賀の教育課題と指導方法	2	必
生徒指導及び教育相談に関する領域	生徒指導・教育相談の理論と実践	2	必
	ダイバーシティ教育の理論と実践	2	必
学級経営及び学校経営に関する領域	学びの基盤となる学級経営の探究	1	必
	学校経営の理論と実践	1	必
学校教育と教員の在り方に関する領域	現代社会の課題と教員役割	2	必
	学校教育におけるデータサイエンス	2	必

(2) 授業実践力開発コース コース科目

新卒学生だけのコースの科目ですが、選択として履修した他のコースの人でも受講できます。

《2 a》実習科目

	授業科目	単位数	
実習科目	実践入門実習	1	必
	授業実践基本実習Ⅰ	2	必
	授業実践基本実習Ⅱ	1	必
	授業実践基本実習Ⅲ	1	必
	授業実践発展実習	2	必
	学校支援実習Ⅰ	1	必
	学校支援実習Ⅱ	1	必
	学校支援実習Ⅲ	1	必
	海外連携校実習Ⅰ	1	選
	海外連携校実習Ⅱ	1	選

《2 b》授業科目

	授業科目	単位数	
コース科目	教師のキャリア発達と教育実践	2	必
	プログラミング教育の実践と教材開発	2	必
	教育実践課題解決研究Ⅰ(授業実践)	1	必
	教育実践課題解決研究Ⅱ(授業実践)	1	必
	教育実践課題解決研究Ⅲ(授業実践)	1	必
	教育実践課題解決研究Ⅳ(授業実践)	1	必

(次のページに続く)

	授業科目	単位数	
コース科目 (つづき)	初等言語教育実践論	2	選必 うち必10
	言語教育実践と教材開発研究	2	
	古典教育と教材開発研究	2	
	英米文学と英語科教材開発への応用	2	
	言語学理論と英語科教材開発への応用	2	
	初等社会科教育実践論	2	
	社会科・地理歴史科教材開発研究Ⅰ	2	
	社会科・地理歴史科教材開発研究Ⅱ	2	
	社会科・公民科教材開発研究Ⅰ	2	
	社会科・公民科教材開発研究Ⅱ	2	
	初等理数教育実践論	2	
	理科の発展的理解と指導法	2	
	理科観察実験研究「生命・地球」	2	
	理科観察実験研究「物質・エネルギー」	2	
	算数・数学科教材開発研究「数と形」	2	
	算数・数学科教材開発研究「関数」	2	
	数学の歴史を活かした数学教育	2	
	数学の実験を活かした数学教育	2	
	初等体育科教育実践論	2	
	体力科学実践研究	2	
	健康科学実践研究	2	
	初等生活科・家庭科教育実践論	2	
	家庭科教育教材開発研究	2	
	技術科教育教材開発研究	2	
	初等芸術教育実践論	2	
	美術科教材開発研究「造形表現」	2	
	美術科教材開発研究「美術鑑賞」	2	
	音楽科教材開発研究「音表現」	2	
音楽科教材開発研究「音楽鑑賞」	2		

(3) ダイバーシティ教育力開発コース コース科目

このコースは現職教員の方も入り、また選択として履修した他のコースの人も受講できます。

《3 a》実習科目

	授業科目	単位数	
実習科目	学校基本実習	2	必
	特別支援実習	1	必
	フィールドワーク実習	2	必
	心理アセスメント実習	1	必
	教育発展実習	4	必

《3b》授業科目

修了に必要な単位数		10	
コース科目	幼年教育の理論と実践	2	選
	教育・保育の方法と省察	2	選
	子どもの心の臨床心理学的理解と支援	2	必
	外国人児童生徒教育の理論と実践	2	必
	特別支援教育の臨床的探究	2	必
	特別支援教育授業研究	2	選
	障害児の発達診断・発達相談演習	2	選
	スペシャルニーズ教育の理論と実践	2	必
	多様な教育的ニーズの理解と協働的な対応	2	選
	心理的アセスメントと子ども支援	2	必
	障害児の心理と学校教育	2	選
	障害児の心理と子ども支援	2	選
	特別支援教育の教育方法学的探究	2	選
	特別支援教育の現代的実践と課題	2	選
	障害児の病理と教育支援	2	選
	障害児の病理と健康支援	2	選
	子どもの発達と支援	2	選
	教育実践課題解決研究AⅠ(ダイバーシティ)	1	AⅠ～Ⅳ
	教育実践課題解決研究AⅡ(ダイバーシティ)	1	または
	教育実践課題解決研究AⅢ(ダイバーシティ)	1	BⅠ～Ⅳ
教育実践課題解決研究AⅣ(ダイバーシティ)	1	必	
教育実践課題解決研究BⅠ(ダイバーシティ)	1		
教育実践課題解決研究BⅡ(ダイバーシティ)	1		
教育実践課題解決研究BⅢ(ダイバーシティ)	1		
教育実践課題解決研究BⅣ(ダイバーシティ)	1		

修士課程との相違

- **教員になる人**が、**実践力を高めていくための**大学院です。授業も受けますが、**実習**のなかで自分が決めた**探究課題**に取り組みつつ、力を高めていきます。
- **現職の先生も**学んでおり、その先生たちと話し、ともに学ぶことで、さまざまなことを知り、**学校現場**に入る前に、知識と力を蓄えることができます。

2

2

どんなふうに住ぶか



3

3

学部新卒生向けのコース

①授業実践力開発コース

教科の授業力を高めることに主眼を置き、学級経営や生徒指導の力量も高めます。特定の教科でなくても、初等の複数の教科でも大丈夫です。

②ダイバーシティ教育力開発コース

障害のある子や外国にルーツをもつ子、あるいは不登校やいじめで悩む子など、**多様なニーズ**をもつ子どもへの支援をする力をつけます。

4

4

本学の教職大学院の長所

- **滋賀県の教員採用**に特にフィット。「滋賀の教育大綱」に沿った教育目標
- 滋賀県の「**学力の形成**」と「**いじめ、特別支援、外国にルーツ**をもつ子どもへの対応」を意識したコース
- 滋賀県の学校教育に永年携わってきた人が**実務家スタッフ**に揃う
- **データサイエンス教育**の拠点校という地の利を活かした共通科目も新設

5

5

3年次生対象 教職大学院に関する調査(2)分析結果

2019年12月10日に教育学部の3年次生を対象として、拡充後の教職大学院に新卒学生を対象とした新設2コースへの進学意思を尋ねる調査を行った。回収数は184名である。

資料1-1に示した調査用紙を配布し、資料1-2に示したスライドによって拡充後の教職大学院について説明を行った。なお調査用紙のp.2~p.4には開設予定の科目一覧を示し、それを踏まえて調査用紙p.1の設問に回答してもらった。

1.教職大学院への進学意思

教職大学院に進学する・しないの複数のルートを設定2の(1)で9項目提示し、複数選択で「そうしたい(してもよい)」と思う項目すべてを選んでもらった。

設問2(1) 教職大学院への進学意思：○をつけた人数		
質問項目	○をつけた人数	無答を除く母数に対する%
ア.来年度は教員採用試験を受けないで、本学の教職大学院に進学したい	9	5.0
イ.教員採用試験に合格し、採用を待ってもらって、本学の教職大学院に進学したい	22	12.2
ウ.教員採用試験に合格しなかったら、本学の教職大学院に進学したい	36	19.9
エ.学校現場である程度の教員経験を積んだ後に、本学の教職大学院に進学したい	20	11.0
オ.他大学の大学院(他大学の教職大学院を含む)に進学したい	14	7.7
カ.大学院への進学は、まったく考えていない	129	71.3
キ.その他	3	1.7

この設問は複数選択式であるので、志願をすると見込める項目ア・イ・ウに対して、その項目のみで○をつけた人の人数を下の表に、各項目に○をつけたか否かについてクロス集計を行った結果を次のページに示した。

設問2(1) 教職大学院への進学意思の項目ア~ウそれぞれにだけ○をつけた人数		
質問項目	○をつけた人数	無答を除く母数に対する%
ア.来年度は教員採用試験を受けないで、本学の教職大学院に進学したい	2	1.1
イ.教員採用試験に合格し、採用を待ってもらって、本学の教職大学院に進学したい	15	8.3
ウ.教員採用試験に合格しなかったら、本学の教職大学院に進学したい	18	9.9

クロス集計結果によれば、項目ア：教員採用試験を受けずに教職大学院を受験する 9 名のうち、7 名は教員採用試験を受けるかもしれないが、その場合でも教職大学院を受験すると回答した。それ以外の人なかで、項目イ：教員採用試験を受けるが、合格後に猶予をもらって教職大学院を受験する意思があるのは 15 名、うち 11 名は合格しなくても教職大学院を受験する意思がある（4 名は合格しなかったら受験しない）と回答した。ウに○をつけた 36 名のうち、教員採用試験を不合格だった場合にのみ教職大学院を受験する意思があるのは 18 名であった。

				ウ.教採不合格なら、進学したい	
		イ.教採合格後、採用猶予で進学したい	はい	いいえ	
ア.教採を受けないで、進学したい	はい	はい	7	0	
		いいえ	0	2	
	いいえ	はい	11	4	
		いいえ	18	139	

次に設問2(2)で尋ねた、進学希望のコースについて、項目アまたはイに○をつけた 24 名を対象に集計した結果を左下の表に示した。未定の人が 11 名と半数程度存在したことから、それらの人の所属専攻・専修を集計した結果を右下の表に示した。

希望コース	人数
授業実践力	7
ダイバーシティ	5
コースはまだ決められない	11
無答	1
合計	24

ここで集計したコース未定の 11 名を、教科の専攻かどうか、ダイバーシティの内容に近い専攻かどうかで見積もると、授業実践力コースは表明した者 7 名 + 未定 7 名（教科専攻 + 教育文化）で 14 名、ダイバーシティコースは表明した者 5 名 + 未定 4 名（学校心理、学校臨床、障害児教育）で 9 名と推測できる。

希望コース	授業実践力	ダイバーシティ	まだ決められない
教育文化	0	0	1
学校心理	0	0	1
学校臨床	0	2	1
国際理解教育	0	1	0
環境教育	2	0	0
国語	1	0	1
社会	1	1	0
算数/数学	3	0	1
理科	0	0	1
情報・技術	0	0	1
保健体育	0	1	2
障害児教育	0	0	2
計	7	5	11

教職大学院開設後の修士課程における志願者数と入学者数等

入学定員
10名減

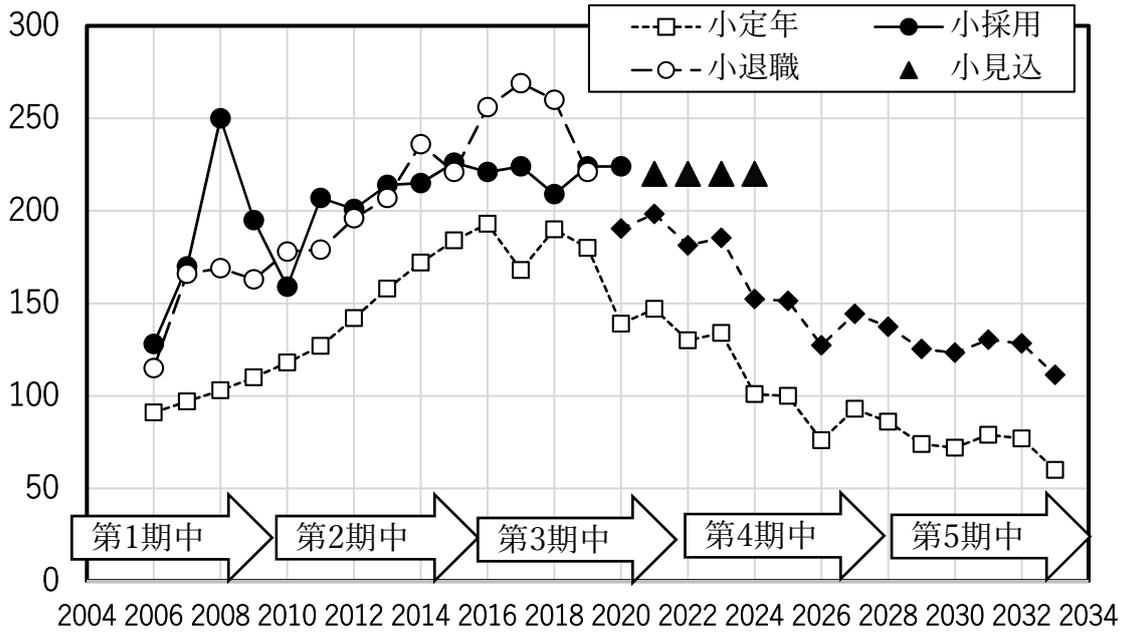
↓

専攻・コース		年度		2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2017~2018 平均	2019 (H31) 年度
		学校教育 専攻 (修士課程)	教育科学	募集人員		6	6
志願者数				12	5	8.5	6
入学者数				8	4	6.0	4
充足率				133%	67%	100%	67%
障害児教育	募集人員			7	7	7	6
	志願者数			11	7	9.0	9
	入学者数			11	6	8.5	7
	充足率			157%	86%	121%	117%
教材開発	募集人員			32	32	32	23
	志願者数			34	39	36.5	33
	入学者数			25	29	27.0	26
	充足率			78%	91%	84%	113%
計	入学定員			45	45	45	35
	志願者数			57	51	54.0	48
	入学者数			44	39	41.5	37
	充足率			98%	87%	92%	106%

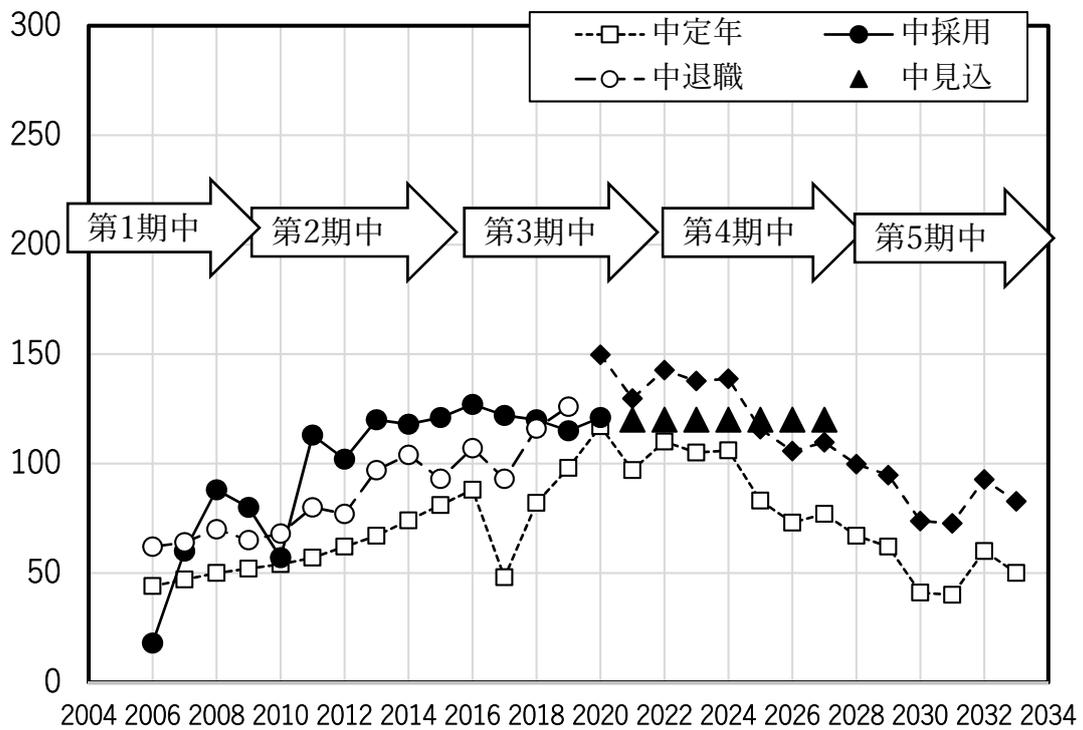
教職大学院開設前5年間の修士課程における進路先

専攻	2013（平成25）～2017（平成29）年度合計							2013（平成25）～2017（平成29）年度平均						
	教員	保育士	公務員	企業	進学	その他	合計	教員	保育士	公務員	企業	進学	その他	合計
学校教育	44		1	16	3	14	78	8.8		0.2	3.2	0.6	2.8	15.6
障害児教育	36		1	2		3	42	7.2		0.2	0.4		0.6	8.4
教科教育	93			21	3	21	138	18.6			4.2	0.6	4.2	27.6
合計	173		2	39	6	38	258	34.6		0.4	7.8	1.2	7.6	51.6

小学校



中学校



授業後に説明と回答の時間をとってもらっていますので、授業中には回答しないでください。

教育学部3回生対象 進学志望に関する調査

この調査は、本学の教職大学院の改革を進めるためのものです。無記名で行う調査ですので、あなた個人の回答が問題にされたり、個人名とともに外部に公表されることはありません。また、結果は上記の目的のみに使用します。ぜひご協力をお願いします。

なお本調査は**教育学部の3回生のみが対象**ですので、大学院生、経済学部生、科目等履修生などはお答えいただく必要はございません。

滋賀大学教育学部 将来構想委員会

1 まずあなた自身のことについてお答えください。

(1) あなたの専攻・専修は〔教育文化 学校心理 学校臨床 幼児教育 国際理解教育 環境教育
国語 社会 算数／数学 理科 音楽 図画工作／美術 情報・技術
家庭 保健体育 英語 障害児教育〕

(2) 教科の専攻・専修の方に伺います。あなたは初等、中等いずれのコースですか。

〔ア.初等教育コース イ.中等教育コース〕

(3) 取得予定の教員免許・資格を、卒業要件のものも含めて、すべての記号に○をつけてください。

〔ア.小学校 イ.中学校 ウ.高校 エ.特別支援 オ.幼稚園 カ.保育士〕

2 ここでは、あなたの進路についての考えを伺います。

(1) 現時点では「教職」と「教職以外の進路」のどちらを将来の（大学院に進学される方はその後の）進路として考えていますか。

ア.教職だけを考えている イ.教職以外の進路だけを考えている
ウ.どちらの進路も考えている エ.まだわからない

(2) 前問でア（教職だけを考えている）またはウ（どちらの進路も考えている）と回答した方にお尋ねします（その他の方は（3）に進んでください）。

あなたが、**最も希望する校種1つ**を選んで、記号を○で囲んでください。

〔ア.小学校 イ.中学校・高等学校 ウ.幼稚園・保育所・こども園 エ.特別支援学校〕

(3) 現時点で、「大学院進学」という進路について、どのように考えていますか。

※本学の大学院に限らず、答えてください。

〔ア.進学を考えている イ.進学は考えていない ウ.まだわからない〕

質問は裏面に続きます。

3 本学の大学院（教育学研究科；研究を主体とする「修士課程」と、教師の実践力向上を主体とする「教職大学院」の2つの課程があります）についてお尋ねします。

(1) 現在、本学の教職大学院には、管理職を目指す現職教員のコースの他に、学部卒の人が教師の実践力を高めるコースがあります。ここでは、実践に直結する授業科目を、中堅の現職の先生たちとグループワークをしながら学んだり、実際の学校現場で自分の課題に沿った観察や実習をします。あなたが学部を卒業したら、このコースで学んでみたいと思いますか。

[ア.学んでみたいと思う イ.学んでみたいと思わない ウ.どちらとも言えない]

(2) もうひとつの「修士課程」の大学院は、教職大学院に統合する計画（教員養成学部に通定の動向です）が進んでいます。その計画のなかでは、教職大学院にさらに2つの新コース、①教科の授業力を高めるコースと、②障害のある子や外国籍など多様な教育ニーズに対応する力を高めるコースを計画中です。あなたは、上記の2つのコースが加わった教職大学院で、学んでみたいと思いますか。

[ア.学んでみたいと思う イ.学んでみたいと思わない ウ.どちらとも言えない]

(3) 前問(2)でアまたはウに回答した方は、新しいコースに興味があるかを聞かせてください。

①教科の授業力を高めるコースに興味があるか … [ア.ある イ.ない ウ.まだわからない]

②障害のある子や外国籍など多様な教育ニーズに対応する力を高めるコースに興味があるか … [ア.ある イ.ない ウ.まだわからない]

(4) 教員採用試験で合格した場合、教職大学院で学ぶ人は2年間、猶予が与えられる制度をほとんどの府県が用意しています。すなわち、教師として採用される権利をもったまま、大学院で力をつけられます。このことを踏まえると、あなたは(2)で述べた2つのコースが加わった本学の教職大学院で学んでみたいと思いますか。

[ア.学んでみたいと思う イ.学んでみたいと思わない ウ.どちらとも言えない]

(5) 本学部出身で教職大学院に進学する人には「授業料の減額」の制度ができたとしたら、(2)で述べた2つのコースが加わった本学の教職大学院で学んでみたい気持ちは高まると思いますか。

[ア.高まると思う イ.高まると思わない ウ.どちらとも言えない]

(6) (2)で述べた2つのコースが加わった教職大学院にあなたが進学するとしたら、どのような「目標」や「目的」をもつと思いますか。以下の項目であてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- () ①本当に教職に就くかどうかを考える期間にしたい。
- () ②自分にまだ十分でないと思う教師としての力量をつけたい。
- () ③卒論で研究したことをさらに深めたい。
- () ④教師としてやっていく不安を緩和したり、課題を克服したい。
- () ⑤教師の仕事に関わる、学部で力をつけた得意分野をさらに伸ばしたい。
- () ⑥現職の先生から現場の話を聞き、教職の実際について知りたい。
- () ⑦学校現場での実習で、教師として必要な実践力を身につけたい。
- () ⑧教員採用試験の合格につながる知識や技術を身につけたい。
- () ⑨（大学院卒で得られる）専修免許状を取得したい。

調査は以上です。ご協力をありがとうございました。

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	イダ リュウイチ 位田 隆一 <平成28年4月>		法学修士		滋賀大学長 (平成28.4～令和4.3)

5	専他	教授	キシモト ミノル 岸 本 実 <平成29年4月>	教育学 修士※	教育課程編成の理論と実践 確かな学力を伸ばす指導と評価 実践課題解決基本実習 I 実践課題解決基本実習 II 実践課題解決発展実習 研修開発実習 教育委員会実習 海外連携校実習 I 【隔年】 海外連携校実習 II 【隔年】 学校教育のアクションリサーチ 教育実践課題解決研究 I (教育実践) 教育実践課題解決研究 II (教育実践) 教育実践課題解決研究 III (教育実践) 教育実践課題解決研究 IV (教育実践) 初等社会科教育の理論と実践	1 前 1 後 1 前 1 後 2 通 1 前 1 後 1・2 後 1・2 後 1 後 1 前 1 後 2 前 2 後 1 後	2 2 1 3 2 2 2 1 1 1 1 1 1 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	滋賀大学大学院 教育学研究科 教授 (平8.4)	5日
6	専他	教授	クボ カオリ 久 保 加 織 <令和3年4月>	博士 (学術)	滋賀の教育課題と指導方法 ※ 実践入門実習 授業実践基本実習 I 授業実践基本実習 II 授業実践基本実習 III 授業実践発展実習 学校支援実習 I 学校支援実習 II 学校支援実習 III 学校支援実習 IV 学校支援実習 V 学校支援実習 VI 初等生活科・家庭科教育の理論と実践 ※ 家庭科教育教材開発研究 ※ 教育実践課題解決研究 I (授業実践) 教育実践課題解決研究 II (授業実践) 教育実践課題解決研究 III (授業実践) 教育実践課題解決研究 IV (授業実践)	1 後 1 前 1 通 1 通 2 前 2 後 1 通 1 通 1 通 2 通 2 通 1 前 1 後 1 前 1 後 2 前 2 後	0.1 1 2 1 1 2 1 1 1 1 1 0.3 0.5 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	滋賀大学 教育学部 教授 (平8.4)	5日
7	専他	教授	タカザワ シゲキ 高 澤 茂 樹 <令和3年4月>	教育学 修士	実践入門実習 授業実践基本実習 I 授業実践基本実習 II 授業実践基本実習 III 授業実践発展実習 学校支援実習 I 学校支援実習 II 学校支援実習 III 学校支援実習 IV 学校支援実習 V 学校支援実習 VI 海外連携校実習 I 【隔年】 海外連携校実習 II 【隔年】 初等理数教育の理論と実践 ※ 教育実践課題解決研究 I (授業実践) 教育実践課題解決研究 II (授業実践) 教育実践課題解決研究 III (授業実践) 教育実践課題解決研究 IV (授業実践)	1 前 1 通 1 通 2 前 2 後 1 通 1 通 1 通 2 通 2 通 1・2 後 1・2 後 1 前 1 前 1 後 2 前 2 後	1 2 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 0.6 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	滋賀大学 教育学部 教授 (平12.4)	5日
8	専他	教授	タケノ キミヒト 岳 野 公 人 <令和3年4月>	博士 (学校教育 学)	実践入門実習 授業実践基本実習 I 授業実践基本実習 II 授業実践基本実習 III 授業実践発展実習 学校支援実習 I 学校支援実習 II 学校支援実習 III 学校支援実習 IV 学校支援実習 V 学校支援実習 VI 海外連携校実習 I 【隔年】 海外連携校実習 II 【隔年】 プログラミング教育の実践と教材開発 技術科教育教材開発研究 ※ 教育実践課題解決研究 I (授業実践) 教育実践課題解決研究 II (授業実践) 教育実践課題解決研究 III (授業実践) 教育実践課題解決研究 IV (授業実践)	1 前 1 通 1 通 2 前 2 後 1 通 1 通 1 通 2 通 2 通 1・2 後 1・2 後 1 後 1 前 1 前 1 後 2 前 2 後	1 2 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 0.9 0.8 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	滋賀大学 教育学部 教授 (平25.4)	5日

15	専他	准教授	ナガオカ(クロカワ)ユキ 長岡(黒川)由記 <令和3年4月>	博士 (教育学)	実践入門実習 授業実践基本実習Ⅰ 授業実践基本実習Ⅱ 授業実践基本実習Ⅲ 授業実践発展実習 学校支援実習Ⅰ 学校支援実習Ⅱ 学校支援実習Ⅲ 学校支援実習Ⅳ 学校支援実習Ⅴ 学校支援実習Ⅵ 初等言語教育の理論と実践 ※ 教育実践課題解決研究Ⅰ(授業実践) 教育実践課題解決研究Ⅱ(授業実践) 教育実践課題解決研究Ⅲ(授業実践) 教育実践課題解決研究Ⅳ(授業実践)	1前 1通 1通 2前 2後 1通 1通 1通 1通 2通 2通 2通 1後 1前 1後 2前 2後 1後 1前 1後 2前 2後	1 2 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 0.7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1	滋賀大学 教育学部 准教授 (平27.4)	5日
16	専他	准教授	フジムラ ユウコ 藤村 祐子 <令和3年4月>	博士 (教育学)	経営課題解決基本実習Ⅰ 経営課題解決基本実習Ⅱ 経営課題解決発展実習 教育行政実習 海外連携校実習Ⅰ【隔年】 教職員の職能開発システムに関する実践的研究 教育政策・教育行政の理論と実践 教育実践課題解決研究Ⅰ(経営) 教育実践課題解決研究Ⅱ(経営) 教育実践課題解決研究Ⅲ(経営) 教育実践課題解決研究Ⅳ(経営)	1前 1後 2通 1後 1・2後 1前 1後 1前 1後 2前 2後	1 3 2 2 1 2 2 1 1 1 1 1 1	1 1	滋賀大学 教育学部 准教授 (平24.10)	5日
17 ①	専他	准教授	ホリエ シン 堀江 伸 <平成29年4月>	教育学 修士※	授業実践の探究と教育課程 実践課題解決基本実習Ⅰ 実践課題解決基本実習Ⅱ 実践課題解決発展実習 研修開発実習 教育委員会実習 教育方法の開発と実践研究 教育実践課題解決研究Ⅰ(教育実践) 教育実践課題解決研究Ⅱ(教育実践) 教育実践課題解決研究Ⅲ(教育実践) 教育実践課題解決研究Ⅳ(教育実践)	1前 1前 1後 2通 1前 1後 1前 1前 1後 2前 2後	2 1 3 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	滋賀大学大学院 教育学研究科 准教授 (平3.4)	5日
17 ②	専他	特任 准教授	ホリエ シン 堀江 伸 <令和4年4月>	教育学 修士※	授業実践の探究と教育課程 実践課題解決基本実習Ⅰ 実践課題解決基本実習Ⅱ 実践課題解決発展実習 研修開発実習 教育委員会実習 教育方法の開発と実践研究 教育実践課題解決研究Ⅰ(教育実践) 教育実践課題解決研究Ⅱ(教育実践) 教育実践課題解決研究Ⅲ(教育実践) 教育実践課題解決研究Ⅳ(教育実践)	1前 1前 1後 2通 1前 1後 1前 1前 1後 2前 2後	2 1 3 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	元 滋賀大学大 学院 教育学研究科 准教授 (令4.3まで)	5日
18	専他	准教授	ムラタ トオル 村田 透 <令和3年4月>	修士 (教育学)	実践入門実習 授業実践基本実習Ⅰ 授業実践基本実習Ⅱ 授業実践基本実習Ⅲ 授業実践発展実習 学校支援実習Ⅰ 学校支援実習Ⅱ 学校支援実習Ⅲ 学校支援実習Ⅳ 学校支援実習Ⅴ 学校支援実習Ⅵ 初等芸術教育の理論と実践 ※ 教育実践課題解決研究Ⅰ(授業実践) 教育実践課題解決研究Ⅱ(授業実践) 教育実践課題解決研究Ⅲ(授業実践) 教育実践課題解決研究Ⅳ(授業実践)	1前 1通 1通 2前 2後 1通 1通 1通 2通 2通 2通 1前 1前 1後 2前 2後	1 2 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1	滋賀大学 教育学部 准教授 (平28.4)	5日

23	実 み	教授	イシダ ヒロシ 石田 博士 <令和3年4月>	教育学士	実践入門実習 授業実践基本実習Ⅰ 授業実践基本実習Ⅲ 授業実践発展実習 学校支援実習Ⅰ 学校支援実習Ⅱ 学校支援実習Ⅲ 学校支援実習Ⅳ 学校支援実習Ⅴ 学校支援実習Ⅵ 教師のキャリア発達と教育実践 ※ プログラミング教育の実践と教材開発 教育実践課題解決研究Ⅰ（授業実践） 教育実践課題解決研究Ⅱ（授業実践） 教育実践課題解決研究Ⅲ（授業実践） 教育実践課題解決研究Ⅳ（授業実践）	1 前 1 通 2 前 2 後 1 通 1 通 1 通 2 通 2 通 2 通 1 前 1 後 1 前 1 後 2 前 2 後 1 前 1 後 1 前 1 後 2 前 2 後	1 2 1 2 1 1 1 1 1 1 0.1 0.1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1	滋賀大学 教育学部 附属中学校 副校長 (平31.4)	1日
24	実 み	教授	クロカワ トシフミ 黒川 俊文 <令和3年4月>	修士 (教育学)	実践入門実習 授業実践基本実習Ⅰ 授業実践基本実習Ⅲ 授業実践発展実習 学校支援実習Ⅰ 学校支援実習Ⅱ 学校支援実習Ⅲ 学校支援実習Ⅳ 学校支援実習Ⅴ 学校支援実習Ⅵ 教師のキャリア発達と教育実践 ※ プログラミング教育の実践と教材開発 教育実践課題解決研究Ⅰ（授業実践） 教育実践課題解決研究Ⅱ（授業実践） 教育実践課題解決研究Ⅲ（授業実践） 教育実践課題解決研究Ⅳ（授業実践）	1 前 1 通 2 前 2 後 1 通 1 通 1 通 1 通 2 通 2 通 1 前 1 後 1 前 1 後 2 前 2 後 1 前 1 後 1 前 1 後 2 前 2 後	1 2 1 2 1 1 1 1 1 1 0.1 0.1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1	滋賀大学 教育学部 附属小学校 副校長 (令2.4)	1日
25	実 み	教授	ニシムラ ヨシコ 西村 佳子 <令和3年4月>	教育学士	実践入門実習 授業実践基本実習Ⅰ 授業実践基本実習Ⅲ 授業実践発展実習 学校支援実習Ⅰ 学校支援実習Ⅱ 学校支援実習Ⅲ 学校支援実習Ⅳ 学校支援実習Ⅴ 学校支援実習Ⅵ ダイバーシティ教育基本実習 幼年教育の理論と実践 教育・保育の方法と省察 教育実践課題解決研究AⅠ（ダイバーシティ） 教育実践課題解決研究AⅡ（ダイバーシティ） 教育実践課題解決研究AⅢ（ダイバーシティ） 教育実践課題解決研究AⅣ（ダイバーシティ）	1 前 1 通 2 前 2 後 1 通 1 通 1 通 2 通 2 通 2 通 1 前 1 後 1 後 1 前 1 後 2 前 2 後 1 前 1 後 1 前 1 後 2 前 2 後	1 2 1 2 1 1 1 1 1 1 2 0.1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1	滋賀大学 教育学部 附属幼稚園 副園長 (平31.4)	1日
26	実 み	教授	ホソヤ アキコ 細谷 亜紀子 <令和3年4月>	修士 (教育学)	学校支援実習Ⅰ 学校支援実習Ⅱ 学校支援実習Ⅲ 学校支援実習Ⅳ 学校支援実習Ⅴ 学校支援実習Ⅵ ダイバーシティ教育基本実習 特別支援実習 子どもの発達と支援 ※	1 通 1 通 1 通 2 通 2 通 2 通 1 前 1 前 1 前	1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1	滋賀大学 教育学部 附属特別支援学 校 副校長 (令2.4)	1日

36	兼任	教授	オオシミズ ユタカ 大清水 裕 <令和3年4月>	博士 (文学)		社会科・地理歴史科教材開発研究 ※	1 前	0.5	1	滋賀大学 教育学部 教授 (平25.4)
37	兼任	教授	カノウ ケイ 加納 圭 <令和3年4月>	博士 (生命科学)		初等理数教育の理論と実践 ※	1 前	0.8	1	滋賀大学 教育学部 教授 (平24.4)
38	兼任	教授	コダマ(ナカノ) ナナ 児玉(中野) 奈々 <令和3年4月>	博士 (教育学)		ダイバーシティ教育の理論と実践 フィールドワーク実習 海外連携校実習Ⅰ 【隔年】 海外連携校実習Ⅱ 【隔年】 外国人児童生徒教育の理論と実践	1 後 1 通 1・2 後 1・2 後 1 後	2 2 1 1 2	1 1 1 1 1	滋賀大学 教育学部 教授 (平20.8)
39	兼任	教授	サイトウ ヒロフミ 齋藤 浩文 <令和3年4月>	理学修士※		社会科・公民科教材開発研究 ※	1 後	0.5	1	滋賀大学 教育学部 教授 (平10.10)
40	兼任	教授	シライシ エリコ 白石 恵理子 <平成29年4月>	教育学 修士		特別支援実習 心理アセスメント実習 特別支援教育の臨床的探究 特別支援教育授業研究 【隔年】 障害児の発達診断・発達相談演習 【隔年】	1 前 2 通 1 前 1・2 前 1・2 前	1 1 2 2 2	1 1 1 1 1	滋賀大学 教育学部 教授 (平8.4)
41	兼任 (研究科長)	教授	ジン ナオンド 神直人 <令和3年4月>	博士 (理学)		算数・数学科教材開発研究「関数」 ※ 【隔年】 数学の実験を活かした数学教育 ※ 【隔年】	1・2 前 1・2 前	1 1	1 1	滋賀大学 教育学部 教授 (平12.10)
42	兼任	教授	スズキ ヒロマサ 鈴木 宏昌 <令和3年4月>	博士 (理学)		算数・数学科教材開発研究「関数」 ※ 【隔年】 数学の実験を活かした数学教育 ※ 【隔年】	1・2 前 1・2 前	1 1	1 1	滋賀大学 教育学部 教授 (平10.8)
43	兼任	教授	タナカ ヒロコ 田中 宏子 <令和3年4月>	学術博士		初等生活科・家庭科教育の理論と実践 ※ 家庭科教育教材開発研究 ※	1 前 1 後	0.3 0.5	1 1	滋賀大学 教育学部 教授 (平12.4)
44	兼任	教授	ツネカワ マサノリ 恒川 雅典 <令和3年4月>	博士 (工学)		理科の発展的理解と指導法 ※ 理科観察実験研究「物質・エネルギー」 ※	1 前 1 後	0.3 0.6	1 1	滋賀大学 教育学部 教授 (平21.4)
45	兼任	教授	トクダ ヨウメイ 徳田 陽明 <令和3年4月>	博士 (工学)		理科の発展的理解と指導法 ※ 理科観察実験研究「物質・エネルギー」 ※	1 前 1 後	0.3 0.6	1 1	滋賀大学 教育学部 教授 (平28.4)
46	兼任	教授	ナカムラ シロウ 中村 史朗 <令和3年4月>	修士 (芸術学)		言語教育実践と教材開発研究 ※	1 前	1	1	滋賀大学 教育学部 教授 (平16.4)
47	兼任	教授	ニイゼキ シンヤ 新関 伸也 <令和3年4月>	修士 (教育学)		美術科教材開発研究「美術鑑賞」 ※	1 後	1.4	1	滋賀大学 教育学部 教授 (平12.4)
48	兼任	教授	ニノミヤ(スズキ) ミナコ 二宮(鈴木) 美那子 <令和3年4月>	博士 (文学)		古典教育と教材開発研究 ※	1 前	1	1	滋賀大学 教育学部 教授 (平26.4)
49	兼任	教授	ハットリ アキヒサ 服部 昭尚 <令和3年4月>	博士 (理学)		理科の発展的理解と指導法 ※ 理科観察実験研究「生命・地球」 ※	1 前 2 前	0.3 0.6	1 1	滋賀大学 教育学部 教授 (平7.8)
50	兼任	教授	バンドウ ミチコ 板東 美智子 <令和3年4月>	博士 (言語文化学)		言語学理論と英語科教材開発への応用	1 後	2	1	滋賀大学 教育学部 教授 (平15.10)
51	兼任	教授	バンバ(ハシモト) ヨシヒロ 馬場(橋本) 義弘 <令和3年4月>	法学修士※		社会科・公民科教材開発研究 ※	1 後	0.5	1	滋賀大学 教育学部 教授 (平8.4)
52	兼任	教授	フジタ マサヒロ 藤田 昌宏 <令和3年4月>	学士 (教育)		美術科教材開発研究「造形表現」 ※ 美術科教材開発研究「美術鑑賞」 ※	1 前 1 後	1 0.3	1 1	滋賀大学 教育学部 教授 (平11.4)
53	兼任	教授	フルハシ キヨシ 古橋 潔 <令和3年4月>	理学博士		理科の発展的理解と指導法 ※ 理科観察実験研究「生命・地球」 ※	1 前 2 前	0.3 0.6	1 1	滋賀大学 教育学部 教授 (平8.4)

54	兼任	教授	マツダ シゲキ 松田 繁樹 <令和3年4月>	博士 (学術)		体力科学実践研究 ※	1 前	1.4	1	滋賀大学 教育学部 教授 (平26.4)
55	兼任	教授	マツダ タカノリ 松田 隆典 <令和3年4月>	文学修士		社会科・地理歴史科教材開発研究 ※	1 前	0.5	1	滋賀大学 教育学部 教授 (平5.4)
56	兼任	教授	マツマル ミチオ 松丸 真大 <令和3年4月>	修士 (文学)		言語教育実践と教材開発研究 ※	1 前	1	1	滋賀大学 教育学部 教授 (平19.4)
57	兼任	教授	ミギタ マサオ 右田 正夫 <令和3年4月>	博士 (理学)		プログラミング教育の実践と教材開発	1 後	0.9	1	滋賀大学 教育学部 教授 (平13.4)
58	兼任	教授	ミズカミ ヨシヒロ 水上 善博 <令和3年4月>	工学博士		技術科教育教材開発研究 ※	1 前	0.6	1	滋賀大学 教育学部 教授 (平4.5)
58	兼任	教授	ミワ キミエ 三輪 貴美枝 <令和3年4月>	博士 (教育学)		ダイバーシティ教育の理論と実践	1 後	2	1	滋賀大学 教育学部 教授 (平10.4)
60	兼任	教授	ヨクラ ヒロコ 與倉 弘子 <令和3年4月>	学術博士		初等生活科・家庭科教育の理論と実践 ※ 家庭科教育教材開発研究 ※	1 前 1 後	0.3 0.5	1 1	滋賀大学 教育学部 教授 (昭58.4)
61	兼任	教授	ヨノイチ ヨシオ 世ノ一 善生 <令和3年4月>	修士 (デザイン 学)		美術科教材開発研究「造形表現」 ※ 美術科教材開発研究「美術鑑賞」 ※	1 前 1 後	1 0.3	1 1	滋賀大学 教育学部 教授 (平15.10)
62	兼任	教授	ワカバヤシ チハル 若林 千春 <令和3年4月>	芸術学修士		音楽科教材開発研究「鑑賞」 ※	1 前	1.1	1	滋賀大学 教育学部 教授 (平13.4)
63	兼任	教授	ワタナベ アキヒコ 渡邊 暁彦 <令和3年4月>	修士 (法学) ※		教育法規の理論と実践 社会科・公民科教材開発研究 ※	1 前 1 後	2 0.5	1 1	滋賀大学 教育学部 教授 (平12.10)
64	兼任	准教授	アンドウ テツロウ 安藤 哲郎 <令和3年4月>	博士 (人間・環境 学)		社会科・地理歴史科教材開発研究 ※	1 前	0.5	1	滋賀大学 教育学部 准教授 (平26.4)
65	兼任	准教授	イワイ ケンイチ 岩井 憲一 <令和3年4月>	博士 (工学)		メディア活用実践研究 ※	1 後	0.5	1	滋賀大学 教育学部 准教授 (平7.4)
66	兼任	准教授	ウ イチラク 于 一 楽 <令和3年4月>	博士 (文学)		言語学理論と英語科教材開発への応用	1 後	2	1	滋賀大学 教育学部 准教授 (平27.4)
67	兼任	准教授	オオヒラ マサコ 大平 雅子 <令和3年4月>	博士 (医学)		初等体育科教育の理論と実践 ※ 健康科学実践研究 ※	1 後 1 後	0.5 1.6	1 1	滋賀大学 教育学部 准教授 (平23.10)
68	兼任	准教授	オオヤマ マサミツ 大山 政光 <令和3年4月>	博士 (理学)		理科の発展的理解と指導法 ※ 理科観察実験研究「生命・地球」 ※	1 前 2 前	0.4 0.8	1 1	滋賀大学 教育学部 准教授 (平12.4)
69	兼任	准教授	クラナガ(フクシマ)ヒトミ 蔵 永(福島) 瞳 <令和3年4月>	博士 (心理学)		学びの基盤となる学級経営の探究	1 後	1	1	滋賀大学 教育学部 准教授 (平28.4)
70	兼任	准教授	シノハラ マサシ 篠原 雅史 <令和3年4月>	博士 (数理学)		学校教育におけるデータサイエンス 算数・数学科教材開発研究「数と形」 ※ 【隔年】 数学の歴史を活かした数学教育 ※ 【隔年】	1 前 1・2 後 1・2 後	2 1 1	1 1 1	滋賀大学 教育学部 准教授 (平25.4)
71	兼任	准教授	タナカ(ウエノ)ユミ 田中(植野) 佑美 <令和3年4月>	修士 (地域研 究)		初等言語教育の理論と実践 ※	1 後	0.6	1	滋賀大学 教育学部 准教授 (平31.4)
72	兼任	准教授	ナカネ ヨウスケ 中根 庸介 <令和3年4月>	修士 (音楽)		音楽科教材開発研究「鑑賞」 ※	1 前	0.9	1	滋賀大学 教育学部 准教授 (平25.4)
73	兼任	准教授	ハセガワ タケヒロ 長谷川 武博 <令和3年4月>	博士 (理学)		算数・数学科教材開発研究「数と形」 ※ 【隔年】 数学の歴史を活かした数学教育 ※ 【隔年】	1・2 後 1・2 後	1 1	1 1	滋賀大学 教育学部 准教授 (平25.4)

74	兼任	准教授	ハヤシ ナオ 林 直 生 <令和3年4月>		修士 (文学) ※	英米文学と英語科教材開発への応用	1 前	2	1	滋賀大学 教育学部 准教授 (平17.4)
75	兼任	准教授	ハヤマ ユウコ 羽 山 裕 子 <令和3年4月>		博士 (教育学)	心理アセスメント実習 特別支援教育の教育方法学的探究 【隔年】 特別支援教育の現代的実践と課題 【隔年】	2 通 1・2 前 1・2 後	1 2 2	1 1 1	滋賀大学 教育学部 准教授 (平29.4)
76	兼任	准教授	ヒラマツ キヨコ 平 松 紀代子 <令和3年4月>		博士 (学術)	初等生活科・家庭科教育の理論と実践 ※ 家庭科教育教材開発研究 ※	1 前 1 後	0.3 0.5	1 1	滋賀大学 教育学部 准教授 (平27.4)
77	兼任	准教授	ミヤモト(ハヤシ)ユカ 宮本(林) 結佳 <令和3年4月>		博士 (社会科学)	社会科・公民科教材開発研究 ※	1 後	0.5	1	滋賀大学 教育学部 准教授 (平23.4)
78	兼任	准教授	モリ タロウ 森 太 郎 <令和3年4月>		博士 (環境共生 学)	初等生活科・家庭科教育の理論と実践 ※ 技術科教育教材開発研究 ※	1 前 1 前	0.4 0.6	1 1	滋賀大学 教育学部 准教授 (平25.10)
79	兼任	准教授	ヤマモト イッセイ 山 本 一 成 <令和3年4月>		博士 (教育学)	ダイバーシティ教育基本実習 教育・保育の方法と省察	1 前 1 後	2 2	1 1	滋賀大学 教育学部 准教授 (平30.4)
80	兼任	准教授	ワタナベ アヤ 渡 邊 史 <令和3年4月>		修士 (音楽)	音楽科教材開発研究「表現」 ※	1 前	1	1	滋賀大学 教育学部 准教授 (平24.4)
81	兼任	准教授	ワタナベ ケイコ 渡 邊 慶 子 <令和3年4月>		修士 (教育学)	初等理数教育の理論と実践 ※	1 前	0.6	1	滋賀大学 教育学部 准教授 (平21.10)
82	兼任	講師	カワハラ サトシ 河 原 恵 <令和3年4月>		修士 (文学)	学校経営の理論と実践 経営課題解決基本実習Ⅰ 経営課題解決基本実習Ⅱ 経営課題解決発展実習 地域協働実習 教育行政実習 学校経営と教育リーダーシップ 学校安全・学校危機管理に関する実践的研究 教育実践課題解決研究Ⅰ(経営) 教育実践課題解決研究Ⅱ(経営) 教育実践課題解決研究Ⅲ(経営) 教育実践課題解決研究Ⅳ(経営)	1 後 1 前 1 後 2 通 1 前 1 後 1 前 1 前 1 前 1 後 2 前 2 後	1 1 3 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	元 滋賀大学 大学院 教育学研究科 特任教授 (令3.3まで)

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29 歳 以 下	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 歳 以 上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	2人	3人	4人	人	人	9人	
	修 士	人	人	人	3人	3人	1人	人	7人	
	学 士	人	人	人	1人	1人	人	人	2人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	人	2人	人	人	人	人	2人	
	修 士	人	人	2人	1人	1人	1人	人	5人	
	学 士	人	人	1人	1人	人	人	人	2人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	1人	人	人	人	人	1人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	5人	3人	4人	人	人	12人	
	修 士	人	人	2人	4人	4人	2人	人	12人	
	学 士	人	人	1人	2人	1人	人	人	4人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	

(注)

- 1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 2 この書類は、専任教員についてのみ、作成すること。
- 3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度（以下「完成年度」という。）における状況を記載すること。
- 4 専門職大学院の課程を修了した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

審査意見への対応を記載した書類（7月）

（目次）滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻（P）

1. 教職修士（専門職）の英語名称について、「Master of Education」とする考え方を、既設の修士課程の学位名称との違いを含めて説明すること。
【1】名称に関する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2. 多様な実習計画を設ける中で、十分な教員の指導体制が担保できているのか不明確であるため、教員負担の観点も含めて、実習指導体制について具体的に説明すること。その際、実務家教員についてみなし専任教員が多いことから、学生への実践的指導力育成のための十分な指導体制を担保するための工夫・方策についてあわせて説明すること。
【2】教育課程等に関する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

3. 学生確保の見通しについて、既存の専攻が定員未充足であることを踏まえ、学生確保に向けた具体的な取組や方策を追加検討し充実させること。
【2】教育課程等に関する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

【1】名称に関する意見 滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻（P）

1. 教職修士（専門職）の英語名称について、「Master of Education」とする考え方を、既設の修士課程の学位名称との違いを含めて説明すること。

（対応）

教育の専門的知識・理論と実践に焦点化していること等から英語名称について「Master of Education」とする。

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
<p>（14頁 上から4行目）</p> <p>2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称</p> <p>（1）研究科、専攻の名称 （略）</p> <p>（2）学位の名称 名称：教職修士（専門職）（Master of Education） 理由：学位規則第五条の二（文部省令第九号）の規定による</p> <p><u>今回の改組では実践型教員養成機能への質的転換を掲げ専門職学位課程（教職大学院）の拡充を図って、高度な実践的指導力を備えた教員を育成する。既設の修士課程のディプロマ・ポリシーには「4. それぞれの専門領域に応じた専門知識と科学的俯瞰力」とあったが今回の改組においては、教育の専門的知識・理論と実践に焦点化していることから英語名称について「Master of Education」とする。さらに、現代においては「滋賀の教育大綱」でも述べられているように社会情勢の大きな変化、その1つとしてのグローバル化の進展は避けられない。そこで、教職修士（専門職）の学位の英語名称に関しても、国際的に通用する名称として、アメリカやドイツなどにおいて教職の専門職学位として用いられている「Master of Education」を採用することとした。</u></p>	<p>（14頁 上から4行目）</p> <p>2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称</p> <p>（1）研究科、専攻の名称 （略）</p> <p>（2）学位の名称 名称：教職修士（専門職）（Master of Education） 理由：学位規則第五条の二（文部省令第九号）の規定による</p>

【2】教育課程等に関する意見 滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻（P）

2. 多様な実習計画を設ける中で、十分な教員の指導体制が担保できているのか不明確であるため、教員負担の観点も含めて、実習指導体制について具体的に説明すること。その際、実務家教員についてみなし専任教員が多いことから、学生への実践的指導力育成のための十分な指導体制を担保するための工夫・方策についてあわせて説明すること。

(対応)

新設する「授業実践力開発コース」及び「ダイバーシティ教育力開発コース」ごとに、教員の実習指導体制の説明を行い、十分な指導体制が担保できていることを説明する。また、みなし教員等が ICT を最大限に活用することで学生への実践的指導力育成のための十分な指導体制が担保することができることを説明する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
<p>(51頁 下から12行目)</p> <p>(3) 指導体制と方法</p> <p>現職教員学生（学校経営力開発コース、教育実践力開発コース、ダイバーシティ教育力開発コース）は、1年次は、原則、週に2日間（水曜、金曜）連携協力校等で実習を行う。実習日を水曜日と金曜日に設定している理由は、以下のとおりである。</p> <p>① 滋賀県内の小・中学校における校内研究・研修会が水曜日に設定されることが多い。</p> <p>② 総合教育センターや教育委員会主催の研修講座が金曜日に設定されることが多い。</p> <p>③ 週初めに共通科目やコース科目を学ぶことで、実習での参与観察の目標設定ができる。</p> <p>④ 研究者教員及び実務家教員が共同して連携協力校に出向きやすい。</p> <p>2年次においては、県教育委員会との協議により、原則、水曜日午後に職務専念の免除措置を行い、勤務校で学修する。ただし、具体的な実習時間等の設定については、勤務校の状況に応じて各指導教員と調整の上行うこととする。</p> <p>学部新卒学生（授業実践力開発コース、ダイバーシティ教育力開発コース）は、1年次には、原則、週1日（水曜日）、附属学校園、連携協力校等において実習を行う。学部新卒学生の場合、県の「人材育成指標」における準備ステージから第1ステージに至る実践力を、時間をかけて確実に積み上げる必要があることから、2年次にかけて長期的・継続的に実習やインターンシップの経験を積ませる計画としている。</p> <p>その他に、6月の教職週間及び夏季・春季休業中に短期型、分散型の実習を行う。</p>	<p>(51頁 上から13行目)</p> <p>(3) 指導体制と方法</p> <p>現職教員学生（学校経営力開発コース、教育実践力開発コース、ダイバーシティ教育力開発コース）は、1年次は、原則、週に2日間（水曜、金曜）連携協力校等で実習を行う。実習日を水曜日と金曜日に設定している理由は、以下のとおりである。</p> <p>① 滋賀県内の小・中学校における校内研究・研修会が水曜日に設定されることが多い。</p> <p>② 総合教育センターや教育委員会主催の研修講座が金曜日に設定されることが多い。</p> <p>③ 週初めに共通科目やコース科目を学ぶことで、実習での参与観察の目標設定ができる。</p> <p>④ 研究者教員及び実務家教員が共同して連携協力校に出向きやすい。</p> <p>2年次においては、県教育委員会との協議により、原則、水曜日午後に職務専念の免除措置を行い、勤務校で学修する。ただし、具体的な実習時間等の設定については、勤務校の状況に応じて各指導教員と調整の上行うこととする。</p> <p>学部新卒学生（授業実践力開発コース、ダイバーシティ教育力開発コース）は、1年次には、原則、週1日（水曜日）、附属学校園、連携協力校等において実習を行う。学部新卒学生の場合、県の「人材育成指標」における準備ステージから第1ステージに至る実践力を、時間をかけて確実に積み上げる必要があることから、2年次にかけて長期的・継続的に実習やインターンシップの経験を積ませる計画としている。</p> <p>その他に、6月の教職週間及び夏季・春季休業中に短期型、分散型の実習を行う。</p>

実習科目の事前・事後指導はすべて「教育実践課題解決研究Ⅰ～Ⅳ」の中に位置付け、実習科目ごとに大学院学生、研究者教員、実務家教員が集まり、実習の目的や内容、指導体制などを確認する。1年次生は実習期間中に1ヶ月に2回程度、2年次生は1ヶ月に1回程度、コースごとの実習省察会（リフレクション）を実施する。そのための時間割として、1年次生：月曜5限、2年次生：土曜2限をそれぞれ設定する。

以上のように、多様な実習を計画しており、実務家教員の業務が過重にならないよう、他の研究者教員等との協力体制を図ることとし、実践的指導育成の指導に係る教員負担に配慮することとしている。

学生への指導方法については、更にパソコンやタブレット端末、インターネットなどの情報通信技術を活用し効率的な指導体制を構築するとともに、改組に関わって、新たな課題の指導を充実させるため、全学に実務家教員（専任教員、特任教員）の採用の要望を行っている。

新設の授業実践力開発コースにおいては、主に附属学校園での実習となるため、附属幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校の各副校園長をみなし教員とした。このことよって、附属学校園における実習のスムーズな実施と現場を熟知している副校園長による適切な指導が期待できる。一方、附属副校園長に大学における指導の場への同席はその職務上困難であると予想される。それを補う方策として、Zoom、Teamsなどのweb会議システムを利用すること、およびタブレットなどによる映像記録を基にしてする実習の省察を行うなどICTを最大限に活用することで学生への実践的指導力育成のための十分な指導体制を担保することができる。加えて、授業実践力開発コース研究者教員のうちには、小学校、中学校の教諭経験者、附属学校園の校園長経験者などが含まれており実践の場と理論をつなぐ充実した指導が可能である。さらに、本学では附属学校園の研究会に多くの大学教員が共同研究者としてかかわっており、授業実践力開発コースを兼担する教員が増えたことで附属学校園の研究会を実習の場とする授業に関しても学生への実践的指導力育成が十分に図れる。

また、新設のダイバーシティ教育力開発コースでは、実習の場が多様になるが、研究者教員がこれまでかかわってきた現場を実習先に行っているため、学生への実践的指導力育成のための十分な指導体制が構築できている。加えて、ダイバーシティ教育力開発コースの研究者教員には心理相談員、発達相談員の経験者などが

実習科目の事前・事後指導はすべて「教育実践課題解決研究Ⅰ～Ⅳ」の中に位置付け、実習科目ごとに大学院学生、研究者教員、実務家教員が集まり、実習の目的や内容、指導体制などを確認する。1年次生は実習期間中に1ヶ月に2回程度、2年次生は1ヶ月に1回程度、コースごとの実習省察会（リフレクション）を実施する。そのための時間割として、1年次生：月曜5限、2年次生：土曜2限をそれぞれ設定する。

含まれているため、実践的指導力育成が十分に図れる。	
---------------------------	--

【2】教育課程等に関する意見 滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻（P）

3. 学生確保の見通しについて、既存の専攻が定員未充足であることを踏まえ、学生確保に向けた具体的な取組や方策を追加検討し充実させること。

(対応)

学生確保については、現在の取り組みに加え、「本学部の4回生」、「本学部の卒業生、他大学の卒業生」に向けての方策を実施するとともに、中期的な方策を検討し、取り組みを充実させていく。

(新旧対照表) 学生の確保の見通し等を記載した書類

新	旧
<p>(3頁 上から1行目)</p> <p>(2) 学生確保に向けた具体的な取り組み状況</p> <p><u>ア 現在の取り組み</u></p> <p>教職大学院の学生確保については、以下のことを行っている。</p> <p>a. パンフレットの発行と配布</p> <p>設立時よりカラー刷り 12 ページのパンフレットを作成し、県や市町教育委員会、学部生を始め、関係各機関に配布している。</p> <p>b. 説明会の実施</p> <p>オープンキャンパスに合わせたものの他、年2回の大学院説明会を交通至便なサテライト・キャンパスにて行っている。また拡充に伴う改組にあたっては、県教委との連携推進会議の席上で詳しく紹介した他、初年度生に相当する現3年次生に7月末、12月上旬の意向調査の際に説明を行っている。さらに、教員採用試験の大学推薦選考が近づいた3月3日には、進学を考えている学生を対象に説明と質疑応答の会を開催した。</p> <p>c. 専用ホームページの作成と公開</p> <p>昨年度には教職大学院専用のホームページ (https://www.edu.shiga-u.ac.jp/kyoshoku/) を作成して、公開した。a で述べたパンフレットを PDF で公開している他、その内容を詳しく紹介している。</p> <p><u>d. 教員採用試験の優先枠の確保</u></p> <p><u>滋賀県公立学校教職員採用試験において、本学に対して大学推薦枠が設定されており、教職大学院の学生を対象に大学推薦枠を優先的に確保している。</u></p> <p><u>e. 採用候補者名簿登載期間の延長</u></p> <p><u>滋賀県の教職員採用試験第二次選考合格者の採用時の特例扱いとして、最大2年間採用を延長できることとなっている。</u></p>	<p>(3頁 上から1行目)</p> <p>(2) 学生確保に向けた具体的な取り組み状況</p> <p>教職大学院の学生確保については、以下のことを行っている。</p> <p>a. パンフレットの発行と配布</p> <p>設立時よりカラー刷り 12 ページのパンフレットを作成し、県や市町教育委員会、学部生を始め、関係各機関に配布している。</p> <p>b. 説明会の実施</p> <p>オープンキャンパスに合わせたものの他、年2回の大学院説明会を交通至便なサテライト・キャンパスにて行っている。また拡充に伴う改組にあたっては、県教委との連携推進会議の席上で詳しく紹介した他、初年度生に相当する現3年次生に7月末、12月上旬の意向調査の際に説明を行っている。さらに、教員採用試験の大学推薦選考が近づいた3月3日には、進学を考えている学生を対象に説明と質疑応答の会を開催した。</p> <p>c. 専用ホームページの作成と公開</p> <p>昨年度には教職大学院専用のホームページ (https://www.edu.shiga-u.ac.jp/kyoshoku/) を作成して、公開した。a で述べたパンフレットを PDF で公開している他、その内容を詳しく紹介している。</p>

イ 今後の方策や計画

現在の学生確保の取り組みに加え、以下のことを実施する計画をしている。

a. 本学部の4回生に向けての方策

①本学には連合大学院博士課程も設置されていることから、教職大学院修了後のキャリア形成の1つの選択肢として連合大学院博士課程への進学もあることを早い時期より学生に広報する。

②令和2年3月の教職大学院修了者(20名)の教員採用試験合格率が100%(学部卒学生の修了生8名中8名全員が滋賀県教員採用試験に合格)であったことを広く周知し、合わせて今年度から教職大学院授業公開を、学部生も参加可能な形で行うことにより、教職大学院の実際とその魅力を伝える機会を増やす。

③既設の修士課程においても志望動機において、教員として教科の指導能力を高めたいというもの、あるいは特別支援教育を学びたかったが学部時代はなかなか時間が取れなかった、というものも多かったことから、授業実践力開発コースおよびダイバーシティ教育力開発コースの魅力を4回生のセミナーなどにおいて指導教員より伝えてもらう努力を続ける。

④内部進学制度を新たに創設し、大学での成績が優秀な学生には試験の一部を免除する入試制度を考える。

b. 本学部の卒業生、他大学の卒業生に向けての方策

①教育学部同窓会と連携し、採用試験不合格者を対象に、教員としての能力の向上に集中した今回の教職大学院拡充を広報し、本学教職大学院での学びを勧める。

②既設の修士課程において、いくつかの専修では固定的に卒業生を本学に進学させてくれる大学があることから、戦略的にそういう大学に対して集中的に説明等を実施する。

③既設の修士課程入学試験で実施されていた、大学推薦制度の実施あるいは指定校推薦制度の検討を行う。

c. 中期的な方策

①大学院生は、授業料免除の新制度の支給対象でなくなったことを受け、優秀な学生確保に向けて、教育学部同窓会等の協力を得るなど、新たな給付型奨学金の制度を検討する。

②教職大学院修了生の滋賀県教育委員会での評価をもとに、滋賀県教育委員会派遣修了生以外の滋賀

県教員採用試験合格者に対して、初任者研修の一部免除実施の検討を開始する。

③滋賀県教育委員会との連携協力を更に強化し、教職大学院における教員採用試験の優先枠の拡大、管理職への登用試験の免除等、教職大学院修了生へのインセンティブの方策を検討する。